

平成 30 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 30 年

小樽市議会第 4 回定例会

平成 30 年 12 月 4 日開会

平成 30 年 12 月 26 日閉会

平成30年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月4日～12月26日（23日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 4日（火）	提案説明等	
5日（水）	休 会	
6日（木）	〃	
7日（金）	〃	
8日（土）	〃	
9日（日）	〃	
10日（月）	会派代表質問 〔横田・酒井（隆裕） 両議員〕	議会運営委員会
11日（火）	会派代表質問 〔中村（誠吾）・松田 両議員〕 質疑及び一般質問 〔安斎・石田・中村（岩雄） 各議員〕	議会運営委員会
12日（水）	一般質問 〔川畑・高野・斉藤・酒井（隆行）・ 佐々木 各議員〕	議会運営委員会、 予算及び基本構想特別委員会（選挙） 経済常任委員会
13日（木）	休 会	予算及び基本構想特別委員会（総括質疑）
14日（金）	〃	予算及び基本構想特別委員会（総括質疑）
15日（土）	〃	
16日（日）	〃	
17日（月）	〃	予算及び基本構想特別委員会（総括質疑）
18日（火）	〃	予算及び基本構想特別委員会（総括質疑）
19日（水）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日（木）	〃	学校適正配置等調査特別委員会
21日（金）	〃	
22日（土）	〃	
23日（日）	〃	
24日（月）	〃	
25日（火）	〃	
26日（水）	討論・採決等	議会運営委員会

平成30年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月4日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第18号	3
○	提案説明 市長（議1～議17）	3
○	提案説明 高野議員（議18）	5
○	討 論 新谷議員	6
	採 決（議9、議15）	6
1	日程第3 平成30年第3回定例会議案第6号ないし議案第19号	6
	決算特別委員長報告	7
○	討 論 高野議員	12
○	討 論 中村（吉宏）議員	14
○	討 論 中村（誠吾）議員	15
○	討 論 松田議員	16
○	討 論 安斎議員	17
	採 決	18
1	日程第4 休会の決定	18
1	散 会	18

○ 12月10日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21

1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び 議案第16号ないし議案第18号	21
	○会派代表質問 横田議員	21
	○会派代表質問 酒井（隆裕）議員	39
1	散 会	69

○ 12月11日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	71
1	欠席議員	71
1	出席説明員	71
1	議事参与事務局職員	72
1	開 議	73
1	会議録署名議員の指名	73
1	日程第1 議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び 議案第16号ないし議案第18号	73
	○会派代表質問 中村（誠吾）議員	73
	○会派代表質問 松田議員	86
	○質疑及び一般質問 安齋議員	103
	○質疑及び一般質問 石田議員	106
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	109
1	散 会	110

○ 12月12日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	111
1	欠席議員	111
1	出席説明員	111
1	議事参与事務局職員	112
1	開 議	113
1	会議録署名議員の指名	113
1	日程第1 議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び 議案第16号ないし議案第18号	113
	○一般質問 川畑議員	113
	○一般質問 高野議員	120

○一般質問	齊藤議員	127
○一般質問	酒井（隆行）議員	138
○一般質問	佐々木議員	143
	予算及び基本構想特別委員会設置・付託	154
	常任委員会付託	155
1	日程第2 請願	155
1	日程第3 休会の決定	155
1	散 会	155

○ 12月26日（水曜日） 第5日目

1	出席議員	157
1	欠席議員	157
1	出席説明員	157
1	議事参与事務局職員	158
1	開 議	159
1	会議録署名議員の指名	159
1	日程第1 議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び 議案第16号ないし議案第18号並びに請願及び陳情並びに調査	159
	予算及び基本構想特別委員長報告	159
○討 論	小貫議員	164
○討 論	中村（誠吾）議員	165
	採 決	166
	総務常任委員長報告	166
○討 論	酒井（隆裕）議員	167
	採 決	168
	経済常任委員長報告	169
○討 論	小貫議員	170
	採 決	170
	厚生常任委員長報告	170
○討 論	高野議員	172
	採 決	172
	建設常任委員長報告	173
○討 論	川畑議員	175
○討 論	中村（誠吾）議員	176
	採 決	176

学校適正配置等調査特別委員長報告	177
○討 論 酒井（隆裕）議員	178
○討 論 山田議員	179
○討 論 高橋（龍）議員	179
○討 論 千葉議員	180
採 決	181
1 日程第2 議案第19号ないし議案第21号	181
○提案説明 市長（議19～議21）	181
○討 論 新谷議員	181
採 決	182
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第8号	182
○提案説明 高野議員（意1、意2）	183
○提案説明 松田議員（意3）	184
○討 論 秋元議員	184
○討 論 小貫議員	185
○討 論 面野議員	186
採 決	187
1 閉 会	188

第4回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	平成30年度小樽市一般会計補正予算
2	平成30年度小樽市水道事業会計補正予算
3	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
4	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
5	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
6	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
7	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案
8	損害賠償額の決定について
9	小樽市副市長の選任について
10	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市銭函パークゴルフ場）
11	公の施設の指定管理者の指定について（おたる自然の村）
12	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター）
13	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市総合福祉センター）
14	公の施設の指定管理者の指定について（小樽市夜間急病センター）
15	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
16	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
17	小樽市総合計画基本構想の策定について
18	小樽市非核港湾条例案
19	小樽市教育委員会教育長の任命について
20	小樽市公平委員会委員の選任について
21	人権擁護委員候補者の推薦について

○意見書案

1	2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）
2	後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書（案）
3	学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書（案）
4	日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）
5	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）
6	認知症施策の推進を求める意見書（案）
7	無戸籍問題の解消を求める意見書（案）
8	国立小樽海上技術学校の存続に北海道の協力を求める意見書（案）

○請願

3	小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について
---	--------------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

横田議員（自由民主党）（12月10日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政について
 - （1）収支改善プランについて
 - （2）決算不認定について
- 2 公共施設の老朽化対策について
- 3 防災・災害対策について
- 4 海上技術学校について
- 5 港湾関連について
- 6 地域公共交通について
- 7 第7次総合計画について
- 8 教育について
 - （1）学校再編について
 - （2）全国学力・学習状況調査について
- 9 その他

酒井（隆裕）議員（日本共産党）（12月10日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長、農業委員会会長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - （1）これからのまちづくりについて
 - （2）収支改善プランについて
 - （3）石狩湾新港について
 - （4）簡易水道について
- 2 公共交通について
 - （1）バス・JR在来線について
 - （2）北海道新幹線について
- 3 くらし・福祉行政について
 - （1）国民健康保険について
 - （2）水道料金・下水道使用料の見直しについて
 - （3）生活保護基準見直しについて
 - （4）福祉灯油について
 - （5）化製場法違反事例について
- 4 教育について
 - （1）学校統廃合について
 - （2）就学援助について
- 5 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（12月11日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 除排雪について
- 2 高島漁港区の観光船事業について
- 3 ふれあいパス事業について
- 4 組織改革と働き方改革について
- 5 総合戦略と総合計画について
- 6 副市長に関連して
- 7 その他

松田議員（公明党）（12月11日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 第7次小樽市総合計画について
 - (1) 第6次小樽市総合計画との違い
 - (2) 策定会議の構成員
 - (3) 基本計画の策定
 - (4) 策定スケジュール
- 2 人材育成について
 - (1) 人材育成の課題について
 - (2) 人材育成の方策について
- 3 防災について
 - (1) 冬季の対応について
 - (2) 停電時の対応について
 - (3) 業務継続計画について
 - (4) 防災・減災対策について
- 4 除排雪について
 - (1) 除雪体制の強化
 - (2) 雪対策の見直し
- 5 学校施設の耐震化について
- 6 その他

○質疑及び一般質問

安斎議員（無所属）（12月11日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 第7次小樽市総合計画基本構想（案）について
- 2 その他

石田議員（無所属）（12月11日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 臨港地区の除雪業務の入札について
- 2 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（12月11日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 病児保育について
- 2 その他

○一般質問

川畑議員（日本共産党）（12月12日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 私道を市道に認定する基準について
- 2 除排雪について
- 3 市道桜8号線の歩道設置と歩道除雪について
- 4 その他

高野議員（日本共産党）（12月12日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 学校給食について
- 2 福祉除雪に関して
- 3 その他

斉藤議員（公明党）（12月12日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政問題について
- 2 小樽市文化芸術振興基本計画の改訂について
- 3 公共施設の再編に関連して
- 4 その他

酒井（隆行）議員（自由民主党）（12月12日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地籍調査事業について
- 2 都市計画道路について
- 3 ヘルプマーク・ヘルプカードについて
- 4 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（12月12日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 公益社団法人小樽市シルバー人材センターについて
- 2 歴史文化関係の取組について
 - (1) 日本遺産について
 - (2) 歴史的建造物群の保存について
 - (3) 屋外広告物について
 - (4) 市史編さん事業について
 - (5) 歴史文化行政に関わる組織改革の必要性について
- 3 その他

平成30年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成30年12月4日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹											
監	査	委	員	小	林	優	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	長	日	栄	聡							
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	加	賀	英	幸				
生	活	環	境	部	長	鉢	呂	善	宏	医	療	保	險	部	長	相	庭	孝	昭		
福	祉	部	長	勝	山	貴	之	保	健	所	長	貞	本	晃	一						
建	設	部	長	上	石		明	消	防	長	土	田	和	豊							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬	
事	務	部	長	西	島	圭	二	監	査	委	員	長	志	賀	公						
総	企	画	政	策	室	長	津	田	義	久	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、平成30年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月26日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第17号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 平成30年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件についての提案理由の説明に先立ち、議案に関連して何点か申し述べさせていただきます。

初めに、副市長選任についてであります。

昨年12月から不在となっておりました副市長につきまして、このたび、本年3月で市を退職いたしました、前医療保険部長の小山秀昭氏を起用する副市長の選任同意案を提出させていただきました。

小山氏は、市職員として行政経験が長く、特に財政や公営企業、医療保険部門などを歴任し、さらには、この7月から小樽市社会福祉協議会常務理事として、福祉の第一線で手腕を発揮されており、私とは異なる分野に明るく、また、市役所内外からの信頼も厚い方です。小山氏であれば、私とお互いの得意分野を生かし、補完しながら、ともに本市の抱えるさまざまな課題に立ち向かうことができるものと確信をし、小山氏が適任と考え起用するに至ったものであります。

そこで、一日でも早く選任し、その手腕を発揮していただくためにも、本日の本会議において先議をいただきたいと考えております。

次に、特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案についてであります。

さきの第3回定例会において、私の給料の減額に係る条例改正案について議決をいただいたところですが、このたび、副市長候補の小山氏と教育長から、私の思いに共感し、給料を減額することについて、それぞれ申し出をいただきました。

私といたしましては、このような申し出をいただいたことを大変心強く感じているところであり、お二人の意思を尊重し、今定例会において条例改正案を提出させていただいたものであります。

次に、今定例会では、第7次小樽市総合計画基本構想を提案させていただきました。

総合計画は、本市の最上位の計画として位置づけられるものであり、基本構想と基本計画から成るもので、このうち基本構想は、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的な方向を明らかにするものであります。平成31年度から10年間における本市のまちづくりの総合的な指針となるものでありますので、活発な御審議をお願いしたいと考えております。

それでは、上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第2号までの平成30年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、北海道胆振東部地震の影響による国内外の観光客減少に対応するため、観光PR動画の発信事業やSNSなどによる情報発信事業を支援する「小樽の元氣」発信事業費補助金を計上したほか、保育における睡眠中などの重大事故を防止するため、保育園等に備品購入費用の一部を補助する保育所等事故防止推進事業費補助金や、北海道新幹線新小樽(仮称)駅の開業を見据えたまちづくりを、官民が一体となって協議するための北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費を計上いたしました。

また、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴って後期高齢者医療費を減額したほか、市内の新規創業者に対して、創業に要する経費の一部を補助する創業支援事業費について、申請見込件数が増加したことに伴い、事業費を増額いたしました。

そのほか、冬期間における市民の皆様の健康と体力づくり、歩くスキーの普及を図る歩くスキー事業費について、今年度の事業実施に当たり、損傷したスキー用具を更新するため、事業費を増額いたしました。

これらに対する財源といたしまして、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

当初予算に計上した重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事費につきましては、4カ年事業とするため、継続費として所要の経費を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として工事の早期発注を図るため臨時市道整備事業費を計上したほか、行政情報システム整備事業費、スクールバス運行経費、水泳教室開催経費を計上いたしました。

また、総合福祉センターなど5件の指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は2億8,833万3,000円の増となり、財政規模は567億7,935万9,000円となりました。

次に、企業会計では、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費について所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第17号までについて説明申し上げます。

議案第3号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、副市長及び教育長の給料月額について、独自削減の減額率を変更するものであります。

議案第5号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、扶養手当の月額並びに宿日直手当の限度額を改定するとともに病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第6号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、国の通知に基づき、新たに学校教育施設整備資金基金を設置するものであります。

議案第7号夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、夜間急病センターの診療時間を変更するものであります。

議案第8号損害賠償額の決定につきましては、平成29年12月25日に発生した礼文塚し尿処理場の屋根の飛散に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

議案第9号副市長の選任につきましては、先ほど申し上げましたとおり、小山秀昭氏を選任するものであります。

議案第10号から議案第14号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。銭函パークゴルフ場につきましては、引き続きマルミプラス株式会社を、自然の村につきましては、引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を、市民会館、公会堂及び市民センターにつきましては、引き続き小樽ビル管理・大幸総業グループを、総合福祉センターにつきましては、引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、夜間急病センターについては、引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

議案第15号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、奈良岡修氏の任期が平成30年12月25日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第16号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第17号総合計画基本構想の策定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総合的な計画の策定等に関する条例第14条の規定により、第7次総合計画基本構想を策定するものであります。

なお、議案第9号及び議案第15号につきましては、先議をお願いするものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第18号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、議案第18号小樽市非核港湾条例案の提案理由の説明を行います。

ことしは、終戦、広島と長崎への原爆投下から73年目を迎えます。平均年齢80歳を超えた被爆者の方々を初め、市民社会の後世の人々が自分たちと同じような体験を二度としないように核兵器禁止を求めてきました。何としても核兵器のない世界を実現したいという強い思いと行動で、ヒバクシャ国際署名は世界各国に広がり、国際世論と諸国民の運動でついには昨年7月に国連で核兵器禁止条約が採択されました。その後1年で署名や批准する国がふえ、現在は条約に署名した国は69カ国、批准は19カ国と広がり、近い将来、条約発効が見通せる情勢となりました。

アメリカのカリフォルニア州議会で核兵器禁止条約を支持する決議が採択するなど、核保有国でも変化が起こりつつあります。日本でも既に320以上の自治体で核兵器禁止条約の批准を日本政府に求める意見書案が採択されています。こうした世界の核廃絶と非核化の流れの中で、地方自治体の果たす役割も重要になっていると考えます。

小樽市議会では、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を決議していますが、小樽港にこれまで多くの核兵器搭載可能な米艦船が寄港しています。核密約が現在も有効なことから、小樽港に寄港した際も核兵器の持ち込みがないかどうかは不明です。神戸市のように市民の安心・安全を考え、核兵器搭載艦船の寄港には、非核証明書を提出するよう求め、核搭載可能な艦船が平和な小樽港に寄港できないようにすることが必要です。

本条例案に議員各位の賛同をお願いして、非核港湾条例の提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） ただいま上程中の案件のうち、議案第9号及び議案第15号については先議することとし、これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第9号副市長の選任について、棄権の態度を表明し、討論を行います。

迫市長が小山秀昭氏を人選され、また、小山氏が決意されたことには、敬意を表します。

初めに、我が党は、人事の選任に当たっては、個人の人格などを判断するものではないことを申し上げます。小山氏は、小樽市立病院開院後の経営管理や、とりわけ医療保険部長として長年の市民の要望であった子供の医療費助成拡大実現に手腕を発揮されたことは、大いに評価をするところです。

今、地方自治体は、安倍政権により国際競争力の名のもとに港湾や空港などの整備などの押しつけが行われ、多くの自治体で不要不急の大型公共事業、大規模開発が問題となっています。

その一方で、社会保障費の削減により医療や介護など福祉施策の後退が深刻な問題となっており、安倍政権が強行した国民健康保険の都道府県化は、国民健康保険料のさらなる大幅引き上げの危険性をつくり出しています。地方交付税の削減も相まって、地方創生どころか住民の福祉のための機関としての自治体の機能を壊す政治にほかなりません。

こうした政治に自治体がどのように立ち向かうのか、政府の出先機関のような役割を果たすのか、それとも住民の福祉を守るという自治体本来の役割を果たすのかが問われています。

（発言する者あり）

小樽市も石狩湾新港の北防波堤延伸やガントリークレーン2基増設、また、簡易水道事業の2期工事など不要不急の事業にこのまま税金投入をし続けてよいのかどうか問われます。小山氏が自治体本来の役割を果たすため、今後どのような姿勢で臨むのか、市民の負託にどれだけ応えられるのか、今後の推移を見させていただきます。

したがって、同意には至らず、棄権とするものです。

なお、採決に当たっては、自席にて棄権といたします。

以上、討論といたします。（拍手）

（「全然関係ない話だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第9号について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第15号について採決いたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「平成30年第3回定例会議案第6号ないし議案第19号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○15番(濱本 進議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、次のとおりであります。

地方自治法第233条第6項には、「議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない」と規定されていることから、市は、ホームページにおいて決算資料などを公表してはいるものの、議決結果までは公表していなかったというが、法的に問題ないという解釈だけで議決結果の公表を控えるのではなく、市は、市民に議決結果をきちんと公表すべきと思うがどうか。

また、この4月からは、地方自治法第233条第7項として、地方公共団体の長は、決算不認定の場合に、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告し、公表しなければならない旨が規定されたが、市には、決算の議決結果が認定・不認定のいずれであっても、議会から市政執行の誤りや不備が指摘され、それに対して措置を講じた場合は、議会への報告と市民への公表をきちんと行ってほしいと思うがどうか。

一方、この第7項については、昨年6月に既に公布されていたのだから、昨年の決算不認定時において、施行はされていないとしても、市として、道義的に報告・公表しようという考えはなかったのか。

また、今年度も決算が不認定となれば、当然、是正措置の報告・公表が必要になるが、過去2年の不認定について、改めて報告・公表するつもりはないのか。

市では、中期財政収支見通しにおいて、平成29年度の収支改善目標を6億円と設定し、そのための取り組みとして、ふるさと納税制度などの推進、遊休資産の売却、事務事業の見直しなどを実施したという。市は、収支改善対策の実効性は一定程度あったとしているが、これらの取り組みの効果を合わせても、収支改善目標に届いていない状況に鑑みると、実効性があったとは言えないと思うがどうか。

また、こういった状況において、前市長はどのような対応をしてきたのか。

平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてに関する質疑といたしましては、石狩湾新港に設置されているガントリークレーンについては、平成29年度単年度収支でも累計収支でも赤字となっているとのことだが、市は、この現状をどのように認識しているのか。

また、同港管理組合では、2基目のガントリークレーン設置を予定しており、増設後の収支計画については、取扱貨物量が近年増加傾向にあることや、今後の使用料収入の増加が見込まれることから、将来的に収支均衡が図られるものとしている。

しかし、当該収支計画は、小樽港のコンテナ貨物を奪うことを前提とした計画であり、市は、この計画が妥当なものと考えているのか。

平成29年度の北海道新幹線推進費は、平成27年度と比較すると400万円以上減の約653万円となっているが、年度によって金額が大きく異なるのはどのような理由によるもので、また、開業までに、本市の最終的な負担額はとなると推計しているのか。

また、平成29年に策定された北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画では、新駅周辺が整備されることによって地域経済の活性化が期待されるとしているが、一方で、北海道新幹線の開業が予定される2030年度の本市の人口は10万人を切るという推計もあり、人口減少に伴う交付税などの減収も想定される中、さらなる負担を求める本事業をこのまま進めることには問題があると思うがどうか。

教育費について、平成29年度は1億円を超える不用額が生じているが、例年、市教委は教育環境整備のために予算の増額を求めているにもかかわらず、このような多額の不用額が生じるのは、どのような

理由によるものか。

また、教育費の充実は、人口減少対策にも影響を及ぼすものと思うが、多額の不用額を発生させることは、本市が教育にお金をかけていないように思われかねないことから、不用額をいたずらに発生させないためにも、市教委には、小・中学校や関係施設が予算を使うべきところにはきちんと使うよう指導するとともに、本市が教育にきちんと力を入れていることを市内のみならず市外にもアピールしてほしいと思うがどうか。

音読については、市教委が作成した音読カードを活用し、現在は、市内小・中学校の4分の3に近い学校で取り組みを進めているという。

しかし、カードを見ると、保護者の協力なしには家庭での取り組みが難しい内容となっており、家庭の状況によっては、保護者の協力が困難な場合もあると思うが、市教委はどのように考えているのか。

また、国語力は、社会生活の中で非常に重要なことから、児童・生徒の国語嫌いを極力生み出さないためにも、市教委には、音読をさらに推進するよう取り組んでほしいと思うがどうか。

不登校児童生徒支援事業は、文部科学省が実施するモデル事業として、平成28年度から道の委託を受け開始した事業であり、本事業により配置された教育支援コーディネーターの粘り強くきめ細かな指導の結果、普通学級に通級できるようになる児童・生徒が増加するなどの成果が見られているという。

しかし、29年度は応募が多かったことから、道の事業で不採択となったため、市は委託金を受けることができず、事業費を全額負担することになったというが、大きな成果が出ている本事業を、今後も子供たちのために継続していくためにも、市には、本市と同様に不採択となった自治体と連携し、道に対して、事業費の一部を支援してもらえよう要請していくべきと思うがどうか。

スクールバスについて、現在、市が唯一保有しているマイクロバスは、児童・生徒の登下校に利用されているほか、校外学習の際の送迎などにも使われており、稼働率は9割ほどであるというが、市は、これ以上のマイクロバスの購入は、財政面、安全面、人材や保管場所の確保といった理由により考えていないという。

しかし、スクールバスの購入には、過疎債を利用することができ、また、運行経費を上回る交付税が措置されるなど、本市にとって大きなメリットがあるという。

また、学校の統廃合により学校が遠くなり、児童・生徒の通学について不安であるという市民の切実な声も聞かれることから、市は、スクールバスを購入し、児童・生徒の通学の不安を解消すべきと思うがどうか。

違法状態が続いている観光船事業者への不利益処分について、市は、当該事業者から徴収した係留施設使用料等を返還しなければならないことは認識しつつも、具体的な返還時期については、顧問弁護士や関係部局と協議の上、これから検討するという。

しかし、市が当該事業者の違法状態を放置しているばかりか、返還義務がある使用料等をいつまでも預かっている状態についても、異常な状態であるのだから、市は速やかに、当該事業者に使用料等を返還するとともに、一刻も早く、違法状態を解消してほしいと思うがどうか。

平成29年度一般会計歳出決算のうち、港湾施設管理費には、昨年11月の低気圧で若竹地区の防波堤が被害を受けたことにより、対策が必要となった小樽港マリーナ港内係留船舶の移転費用が含まれている。この費用の財源について、市は、急遽、港湾計画改訂事業費の不用額から流用して確保したというが、対策に3,400万円もの多額の費用を見込みながら、補正予算で対応しなかった理由は何なのか。

一方で流用元である港湾計画改訂事業費の不用額は、前市長が議会や小樽港長期構想検討委員の反対を押し切って計画改訂作業を中断したことにより生じたものであることを踏まえると、市は、計画改訂

作業の中断を決定した時点で、不用となった予算を減額補正すべきだったのではないかと思うがどうか。

小樽港港湾計画について、平成24年度から改訂作業に着手していたが、前市長が長期構想検討委員会などの各関係機関の意見を無視し、小樽港の方向性は物流がメインであるという一方的な考えにより、昨年度、改訂作業を中断させた。

前市長が中断を決断したからには、普通であれば物流一本で改訂するための戦略があつてしかるべきところを、港湾室には何ら具体の指示もなく、また、庁内会議のみをもって、突発的、場当たりに改訂を中断した前市長の考え方は理解しがたいと思うがどうか。

平成29年度の臨港地区の除雪業務について、産業港湾部は、地域総合除雪業務の特記仕様書を準用し、再委託の制限に関する制度変更をしたことで、従来1社に発注していた業務を1社で行うことが困難になったことから、3分割して発注し、除雪作業を行ったという。

制度変更前後の年度別・月別の降雪量に対する月別の予算執行額を見ると、執行率の平均は、28年度が約7割であるのに対して、29年度が約5割と低くなっており、28年度に比べて降雪量に見合った除雪が行われていないことや、業務の進捗におくれが生じていたことも見てとれるが、市は、3地区それぞれの業務の進捗状況をどのように管理していたのか。

また、除排雪に関する苦情件数が、28年度はゼロ件だったのに対して、29年度は16件と大きく増加したというが、その要因は、制度変更による業務進捗状況の確認・管理不足が除排雪作業のおくれを招いたことにあるのではないか。

平成29年度のふれあいパス事業費については、事業実施に向けて、市と北海道中央バス株式会社とで協議を進める中、前市長が同社との信頼関係を構築できず、同社から事業費負担の協力を得られなくなったことで、28年度と比較して2,000万を超える増額となったが、市は、この増額分に充てるための財源を確保するのに当たり、何か検討はしたことはあるのか。

また、事業費が増額となったことに対して、原課には前市長から翌年度以降の財源確保について何らかの指示はなかったのか。

前市長については、事業費を増大させてしまった自身の失政について、何ら責任をとっていないが、このことは問題があると思うがどうか。

ふれあいパス事業費の支出について、市は、事業者負担割合を決定するに当たり、毎年度、中央バスと協定書を締結しているが、平成29年度分については、事業開始までに締結できなかったことから、締結に至るまでは28年度と同様の負担割合とすることを口頭で合意した上、4月分から8月分までの事業費を同社に支払ったという。

しかし、協定書を締結しないまま、口頭合意のみで事業費を支出したことは、小樽市契約規則第17条第1項及び財務会計規則第59条第1項の規定に違反すると考えるが、このような市の財務会計行為は、瑕疵ある行政行為に該当するのではないか。

また、市は、本事業費の予算科目が扶助費となっていることから、支出負担行為を行うに当たり、財務会計規則上、契約書の添付は不要というが、もし、契約書が必要と規定されていれば、今回のような問題は起きなかった可能性が高いことから、市には、扶助費の支出負担行為にも契約書が必要と規定することや、もしくは、ふれあいパスの科目を他の節に変更するなど、再発防止に向けた検討をすべきと思うがどうか。

一方、市の不適切な処理によって中央バスに支払われた5,802万7,550円自体は有効であるとは理解するが、市は、この支出が違法な行政行為によって行われたものであることを厳格に受けとめ、二度とこのようなことが起こらないよう努めてほしいと思うがどうか。

平成29年度の家庭児童相談件数は、前年度と比べ1.4倍にもなっており、その内訳を見ると、児童虐待相談が3倍以上にもなっているとのことだが、市は増加した要因について、どのように考えているのか。

また、他都市では、児童虐待の情報を得ているにもかかわらず、児童相談所など各関係機関との情報共有がなされず、最悪死に至ってしまうようなケースも発生していることから、本市においては、各関係機関との情報共有や連携に努め、未来ある子供の安心・安全を守るために、しっかり取り組んでほしいと思うがどうか。

地域公共交通網形成計画の策定に向けて設置された小樽市地域公共交通活性化協議会については、平成29年11月の設置から約1年が経過しようとしているが、網計画策定の進捗にはおくれがあるようにも感じられる。そもそも交通事業者から網計画策定の強い要望があつて協議会を設置したという経緯に鑑みると、市は、交通事業者の希望に添えるようスピード感を持って対応すべきなのではないか。

また、協議会の設置に至るまでには、北海道中央バス前社長から前市長のトップ会談における発言内容をめぐって抗議文が発出されたが、前市長は、この抗議文の内容を認めたにもかかわらず、何らの後始末もせず辞職してしまったことから、市には、行政の継続性に鑑み、これまでの経緯等をしっかりと整理した上で、中央バスに対して謝罪などの対応をしてほしいと思うがどうか。

平成29年度の除雪費の予算執行について、市の排雪抑制によって道路脇に除雪された雪が高く積まれることで、交通事故などが発生する危険性を指摘する市民の声が多くあつたことから、当時の自民党、公明党、民進党の3会派は、前市長に対して、補正予算を措置して早急に排雪を実施すべきという申し入れを行ったが、これに対して前市長は、除排雪が改善されていることを理由に排雪を行わない考えを示していた。

しかし、その後、市は、年度末に他科目からの予算流用によって排雪を行ったが、流用するという判断は正しかったと考えているのか。

一方、この流用は、道路補修などにかかわる予算に影響や支障を及ぼすことはなかったのか。

平成29年度の排雪については、市民からの排雪依頼が例年より増加したばかりか、五つのステーションでは市民からの要望・苦情のうち排雪依頼が一番多かったという事実を鑑みると、市が、市民生活を考えた排雪を実施していなかったと言わざるを得ない。

さらに、予算執行率などの排雪にかかわるデータからは、市内全域で事業者に計画的な排雪作業をさせなかっただけでなく、特定のステーションを狙い撃ちして排雪させなかったのではないと思われるほどのひどい状況が読み取れるが、市は、29年度の排雪にどのような視点で取り組み、その結果をどう分析するつもりなのか。

また、これまでの議会議論において、排雪をしっかりと行うための補正予算を組むよう、多くの議員が何度も指摘しており、市が立ちどまって考える機会は十分にあつたと思うが、結果的には市民要望に応えず、ひどさばかりが目立つ状況となつてしまった29年度の排雪は、過去に類を見ないほどに最悪なものであつたと思うがどうか。

臨時市道整備事業費などの道路新設改良費において多額の不用額が発生している件について、市は、その理由を入札差金や交付金配分額の減額によるものであつたというが、不用額が発生することを早期に把握できていたのであれば、予算の減額補正をすることはできなかったのか。

また、平成29年度の除雪費の不足額は、道路新設改良費からの多額の流用で賄われているが、不用額の減額補正をしなかったのは、除雪費の流用の財源とするためだったのではないのか。

公園の除草については、市による直営・委託での作業のほかに、市と地域住民による愛護会活動との協働で実施されているという。

しかし、愛護会は会員の高齢化もあって団体数が年々減少しており、公園清掃等の活動が難しい状況にあると聞かすが、市は、この実情をどのように考えているのか。

また、除草されていない公園を見て、適切な管理がなされていないのではという不安から、公園利用を控えるというような利用者の声も聞かれることから、市には、今後しっかりと公園を管理できるよう、直営による作業体制についても、さらに検討してほしいと思うがどうか。

住宅エコリフォーム助成制度は、市民が住宅の断熱改修や省エネ型設備機器の設置など省エネ改修を行う際、その工事費用の一部を助成する制度であるが、平成29年度に空き家を有効活用するために本制度を利用した人はいないと聞く。

また、バリアフリー等住宅改造資金融資制度は、市民が住宅を改造する場合に必要な資金を無利子で融資する制度であり、住宅エコリフォーム助成制度と同様に、空き家の有効活用につながると考えるが、平成29年度に制度を利用した人はいないという。

空き家の発生を抑制するためにも、両制度ともに、広く市民に周知し、制度を利用してもらうことが重要であるから、市には、広報おたるとの掲載など、市民に対する制度周知について検討してほしいと思うがどうか。

次に、平成30年第3回定例会議案第10号平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに関する質疑といたしましては、国民健康保険に係る短期被保険者証と資格証明書は、特別な事情がないまま保険料を滞納した場合に交付され、本市における交付状況については、年々減少傾向にあるとのことだが、滞納者の中には、保険料を払いたくても払えない方や納付相談に行くこともできない方もいると考えられることから、市には、その実態をきちんと把握した上で、滞納者の相談に乗ってほしいと思うがどうか。

また、国民健康保険事業運営基金については、平成29年度決算を経ると、残高が約5億4,023万円になると見込まれるとのことだが、29年度末の本市の国民健康保険加入世帯が1万7,979世帯であることに鑑みると、基金を1億7,979万円取り崩せば、一世帯当たりの国民健康保険料を1万円引き下げことは十分に可能であり、一定程度の基金残高も確保されることから、今後、市には、国民健康保険加入者の生活を考慮して基金を活用した保険料引き下げを検討してほしいと思うがどうか。

次に、平成30年第3回定例会議案第15号平成29年度小樽市病院事業決算認定についてに関する質疑といたしましては、控除対象外消費税は、税率が5%だった平成25年度には約1億8,000万円であったが、年々増加し、税率が8%になった影響もあって29年度には3億1,000万円を超えるものとなっている。

これは、消費税が病院経営を圧迫している状態であり、今後、増税されれば、病院会計の負担がさらに増大することが予想されることから、市として国へ消費税反対の声を上げてほしいと思うがどうか。

次に、平成30年第3回定例会議案第16号平成29年度小樽市水道事業決算認定について及び平成30年第3回定例会議案第17号平成29年度小樽市下水道事業決算認定についてに関する質疑といたしましては、水道事業の決算について、平成29年度の損益収支及び年度末資金はどちらも黒字となっており、順調に推移していると思われるが、市は、決算の状況をどのように検証しているのか。

また、ボトルドウォーター「小樽の水」は、本市のPRのほか災害時の支援物資としても有効なものと考えられるが、平成29年度の製造本数や在庫本数はどのくらいとなっているのか。また、29年度決算では、採算はとれているのか。

家事用の水道料金及び下水道使用料について、本市では、2カ月の基本水量は20立方メートルであり、実態として12立方メートルしか使用していない場合でも、基本水量分の料金・使用料の支払いを強いられる。また、道内主要都市との比較では、2カ月で12立方メートル使用した場合の料金は、上から

3番目に高額であるという。

さらに、市民経済計算推計結果報告書によると、本市の市民所得は、国民・道民所得と比べて低い水準にあることから、本市における水道料金及び下水道使用料に対する市民負担の割合は他市に比べ大きくなっている。

現在の料金体系については、資金不足の解消を目的として、21年前に料金を改定して以来、継続している状態であるが、水道事業及び下水道事業については、既に資金不足が解消されているのだから、市は、基本水量や基本料金を見直し、市民負担を軽減すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成30年第3回定例会議案第6号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不認定と決定いたしました。

次に、平成30年第3回定例会議案第7号ないし議案第19号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、2018年度第3回定例会議案第6号ないし第19号について、不認定の立場で討論をいたします。

議案第6号2017年度一般会計歳入歳出決算認定についてです。

除排雪に関して、日本共産党は、市民要望に沿った除排雪を要望してきました。実際には、除排雪抑制が続けられるなど、市民要望に対応した除排雪とはなりませんでした。

新・市営室内水泳プールについても調査経費が計上されていましたが、具体的な進展はありませんでした。

I T企業誘致ですが、2,000万円かけて企業進出を促す補助金は計上されていましたが、実際にこの予算が使われることはありませんでした。地場産業発展に寄与することが必要です。

港湾計画改訂事業費の流用は問題です。

石狩湾新港について、2017年度は北防波堤の延伸工事の予算が配分されませんでした。急ぐ工事ではないことのあかしです。

また、ガントリークレーン増設のために2017年度は、約4,000万円設計業務が実施されていましたが、ガントリークレーンを黒字化するためには、小樽港のコンテナ貨物が石狩湾新港に奪われることが前提です。ガントリークレーンを増設となれば、コンテナ貨物が伸びても小樽市の経済、小樽市の財政にも打撃となります。増設は中止し小樽港の積極的な活用を求めます。

住宅エコリフォーム助成制度は、2017年度9件の申請となっています。かつての住宅リフォーム助成制度での100件前後とは、大きな開きがあります。快適な住環境の創出や市内経済の活性化という目的からも住宅リフォーム助成制度を検討すべきです。

新幹線では、並行在来線の経営分離を前提とする問題だけではなく、新幹線の建設で住みなれた地域を立ち退きしなければいけない問題も出てきており、経済効果もわからない中、このまま推進することとなれば、小樽市の負担は最低でも7億円から8億円、そのほかに新駅に駐車場や案内表示などを設置すればさらに費用がかかり、膨大な負担額となります。

また、後志トンネル、札幌トンネルの掘削土から有害物質が出ているにもかかわらず、掘削土の受け入れ候補地を決める説明会では、質問がなければ環境影響評価の報告すらしないという、新幹線ありきの姿勢は認められません。

議案第10号2017年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

現在の国民健康保険に加入している世帯の多くが、非正規雇用や年金生活者、無職の方です。所得ゼロの世帯は52%、所得100万円未満が74%です。国民健康保険の短期被保険者証と被保険者資格証明書の交付は、減少傾向となっていますが、短期被保険者証と被保険者資格証明書の合計交付数は468世帯にもなります。滞納対策として、国民健康保険の取り上げは、法の趣旨にも反します。国の負担割合についても強く求めるべきです。

また、国民健康保険事業運営基金の残高は、2017年度剰余金と返還金の差額9,526万1,000円が加算され、約5億4,023万円となっています。一世帯1万円の国保料の引き下げをしても3億5,000万円ほど国保事業運営基金に残るわけですから、引き下げも十分可能だったと考えます。

議案第11号2017年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定です。

借上げ住宅を子育て世帯向けに市営住宅として提供することは賛成できますが、住宅提供に関する条件が厳しいことや地域に限定されていることは問題です。子育て世帯がより少ない負担で、利便性の高いまちなかに住める受け皿を確保することを考えたら、入居要件を緩和することやより多くの市営住宅を対象にするなど制度の運用を見直すべきです。

日本共産党の予算修正案にある、若年者定住促進家賃補助金制度は有効、得策と考えます。

また、市営住宅があいていても入居できない状況があるので、市営住宅の空き家の修繕を進めるべきです。

議案第12号2017年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

高過ぎる介護保険料は、市民の負担になっています。本市は主要都市の中でも上から3番目に高い保険料です。日本共産党は、第1回定例会で第2段階から第5段階を第5期と同額にする介護保険低所得者保険料負担助成事業費として、介護保険事業会計繰出金3,853万5,000円を提案しました。基金残高は、2017年度末5億5,866万円であることから、介護保険料を引き下げること十分可能だったと考えます。

議案第14号2017年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、後期高齢者医療制度は、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上がりにつながる異常な制度と指摘しました。国に対して、高齢者が安心して医療が受けられる制度にするよう見直しを求めます。

議案第16号2017年度小樽市水道事業決算認定について、議案第17号2017年度小樽市下水道事業決算認定についてです。

昨年、行われた水に関しての市民アンケートでは、水道と下水道料金について、高いとの回答が46.2%と高い割合になっています。本市の基本水量は他市に比べて高い水準にあり、基本水量20立方メートルに満たない水道料金、下水道使用料では、一番水が使われている8月、9月でも平均使用水量が11.8立方メートルです。20立方メートル未満の方にとっては大きな負担額となっています。小樽市の水道事業会計、下水道事業会計の純利益は約10億円となっており、改めて基本水量見直しなど、市民負担の軽減に向けて取り組むべきです。

議案第19号2017年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定です。

石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は年々ふえているのに利用所数はふえず、2017年度決算簡易水道に対する一般会計繰入金を受水費の単価が下がったこともあり1億円を割ったものの、このまま

では赤字がふえるばかりです。この事業を進めたのはそもそも北海道ですから、北海道の責任で赤字補填をするのが当然です。

残りの議案についても共通することですが、日本共産党は公共性の高い事業について消費税をかけることについては、これまでも反対してきました。2017年度の小樽市立病院の損税は3億円にもなっており、大きな負担です。消費税は経済にも市民にも打撃を与えるものです。

このような理由から、それぞれの決算については不認定を主張します。

議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、平成29年度小樽市一般会計決算について、不認定の立場で討論をいたします。

不認定の理由といたしましては、以下のとおりであります。

まず、冬の市民生活の安心・安全を確保するための市の除排雪事業について、平成29年度は全く市民要望にかなった形での除排雪事業が執行されなかったことが平成29年度決算特別委員会の質疑で明らかになりました。

平成29年中に開会された小樽市議会定例会の中で、ほぼ全ての議員が除排雪の充実を訴えていながら、全く対応できなかったことは、大問題であります。地域総合除雪のみならず、臨港地区の除排雪についても、降雪の状況に合わせた事業執行の進捗管理もできておらず、結果、市民から多くの苦情、排雪要望が上げられることとなったものであります。この事業は森井前市長のもとでの事業執行でありました。きめ細やかな除排雪と言いながら、結局のところ言葉だけがひとり歩きし、市民置き去りの事業執行でありました。このような結果を我々は認めるわけにはいきません。迫市長のもとで今冬の除排雪事業をしっかり充実させ、市民の冬の安心・安全を取り戻していただくことを切に望むものであります。

次に、ふれあいパス事業や地域公共交通に関してであります。

小樽市内の地域公共交通の中心的役割を担っていただいている北海道中央バス株式会社への対応についてであります。

森井前市長が同社と市との関係を壊滅的な状況にし、議会から再三にわたり関係改善のために対応するべきと指摘をしているにもかかわらず、何らの対応もしないままになっておりました。この状況についても、我々はこれでよしと判断することはできません。

また、ふれあいパス事業については、事業費の面について同社も負担協力をしていただいていたところ、同社から負担部分の見直しを求められていたにもかかわらず、何ら対応しないまま同社が負担協力を打ち切らざるを得ない状況になりました。

さらに、そのことをひた隠すかのように議会にも報告せず、結果、平成29年度後半からこれまで同社が負担をしていただいていた4,000万円以上の負担部分を市の財政から負担せざるを得なくなったものであります。市民負担が増す結果を発生させながら、その補正予算案を議会に提案する際にも議会、市民に何ら説明をするでもなく、理解を求めるでもなく、財源確保のための行動をとるわけでもなかった前市長の進め方を間違っても認めるなどということは、到底できないものであります。

この点も迫市長のもとで同社との関係改善を初め、本市の地域公共交通が持続可能な形で守られていくよう、また、高齢者の外出機会創出という大切な目的を持つふれあいパス事業が継続されていくように、同社との関係改善を含めた市政運営を行っていただくようお願いしております。

ほかにも多々問題はありますが、今決算特別委員会で多くの議論がなされ、本市の平成29年度決算について審議を行いました。その中で、森井前市長のもとで行われてきた数々の失政の結果、市民生活を混乱に至らしめたことも明らかになりました。

このような中、迫市長が今後行わなければならない市政運営の道は、森井前市長が残したマイナスの状況を改善し、さらに小樽市政を前進させなければならないという厳しい状況にあります。我が会派としては、こうした状況にも負けず、市民のために市政を前進させていただくことを迫市長に期待をしているものであります。

以上の理由から、我が会派は、平成29年度小樽市一般会計決算について、不認定とすることで一致いたしました。

各会派、議員皆様の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 立憲・市民連合を代表して、平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算について、不認定の立場で討論いたします。

昨年 の第1回定例会においても、前市長に対し、正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議案が賛成多数で可決されたことは、皆さんの記憶にも新しいことだと思います。前市長の真摯な態度で議会に臨むという言葉は何だったのか、いまだに理解できません。

（「理解できません」と呼ぶ者あり）

そのような背景がありながらスタートした平成29年度予算は、その後あらゆる場面で迷走したのは周知の事実であります。5月には就任2年の任期折り返しの記者会見で、諸問題の解決はおろか議会対応や後援会絡みの問題には一切触れず、自分自身では100点であるという厚顔無恥な発言をしました。

不認定とした理由ですが、一つ目は、平成29年度の支出において、ふれあいパス事業の4月から9月分までの支出が違法であったという点です。確かに支払い義務はあったという点は事情として一定の理解はできますが、前市長は支出の事務に関して、しっかり改善を図ってまいりたいと考えていると答弁しました。

しかし、その後この問題に対して何か対策等はとられたのでしょうか。市長は結局、放置しました。支出に関し支払い義務はあったとしても、違法な支出が行われたことに対する対策は何もしていない状態で、違法な支出を行った決算に対して認定ができないのは明らかです。

2点目は、市長報酬に対してです。

（「前市長」と呼ぶ者あり）

そうです、失礼。

8月21日には高島漁港区の観光船事業者への一連の許可が条例違反であることをコンプライアンス委員会から報告を受け、報告内容を精査し、適切な対応を図るとのコメントをしましたが、以降も議会側からの再三の指摘には全くと言っていいほど耳もかさず、違反はないとの一点張りの答弁に終始し、虚偽の答弁を繰り返しました。

しかし、さすがに観念し、みずからの非を認めたのでしょうか。前市長は、平成29年第3回定例会から自身の減給条例案を提出しました。しかし、ひとりよがりの条例案を提出するのみで、議会と対話することもありませんでした。これは否決を前提とし、減給されたくない本音を隠しながら、パフォーマンスのための条例案を提出したと言われても仕方ありません。そして、結局、退職するまで森井前市長は、

規定どおりの給料を受け続けました。

法的には問題ないとして、このようなことが政治的道義的に許されるわけありません。前市長の報酬を規定どおり支払ったことに対し、我々は、決算不認定を通じて政治的、道義的に許されないという意思を明確に示したいと思います。

そして、三つ目は、除排雪問題です。

前市長は、きめ細やかな除排雪を公約にして当選しました。しかし、実態は何らありませんでした。まちじゅうには排雪されない雪山が死角を生み、交通事故が懸念され通学路が満足に確保されず、子供たちには大変な危険性が潜んでいました。

市民が不安を感じているにもかかわらず、前市長は事もあろうに除排雪は以前より改善が進んでいると豪語したのです。市民の大切な移動手段である公共交通機関のバスが道路での交差ができず運休するということが2年連続発生しました。記者会見では、具体的な場所の除排雪がどうなっているのかという質問に全く返答できず、つまりは実態を知らない。知ろうとしない態度が明確になりました。市政を混乱させ、市民の行政に対する信頼をとことんなくしたのは、前市長の責任であります。

不本意ながら、平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算は、以上の理由から認定できるものではありません。

議員各位におかれましては、不認定に賛同を得ることをお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定を求めて、討論を行います。

不認定とする具体的な事業費については、ふれあいパス事業費と除排雪事業費の二つです。

まず、ふれあいパス事業費についてですが、利用者の運賃値引き分100円の負担割合については、毎年度末に市と北海道中央バス株式会社とで協定を締結してきましたが、前市長の不誠実な対応によりバス事業者との関係が悪化し、平成29年度分は協定書未締結のまま、口頭で前年の平成28年度の割合で事業継続すると合意して、平成29年4月から8月分までを支出してきました。

しかし、協定書未締結のまま予算を執行したことは、この協定書が小樽市契約規則が適用される契約書に当たることから、小樽市契約規則第17条第1項及び第18条に明らかに違反しており、瑕疵ある行政行為だったと総務課が認めています。

さらに、平成30年10月22日開会の決算特別委員会での質疑により、支出が法令に違反していないことを確認する必要があることを定めた小樽市財務会計規則第59条にも違反する不適切な支出であることが明らかになりました。

したがって、平成29年度ふれあいパス事業費執行額1億7,869万8,171円のうち、北海道中央バス株式会社に支払った平成29年4月から8月分5,802万7,550円の扶助費については、支払い額そのものは無効にならないとしても、支出負担行為の違法性は免れないことから、認定することはできません。

次に、除排雪事業費についてですが、前市長が公約の一丁目一番地として掲げ、自身が市長に就任してから除排雪に関しては改善されたと言いつつ、問われても何ら具体的な改善点を述べることができませんでした。

しかし、データに基づき種々検証すると、改善されたどころか最悪な結果になっています。特に排雪作業については、平成29年度の地域総合除雪における市内7カ所の除雪ステーションごとの除排雪計画

路線とその実績を検証すると、実施率は最も高いステーションでも65%にすぎず、最も低いステーションは33%と、3分の1にとどまっていることが判明しました。

そのため、各ステーションに寄せられた2,500件以上の市民からの声で、七つあるステーションのうち5ステーションで1番目に多かったのは排雪依頼で、それは750件近くに上っています。担当課もこの結果を見る限り、排雪が十分でなかったと認めています。この除排雪に関しては、我が党を初め多くの議員が議会で何度も取り上げていることから、立ちどまって考える時期、計画を見直す時期は何度もあったはずなのに、何もしないまま当初の計画を進めたので、市民からこのような疑義が生じたのは当然の結果と言えます。

そのきわめつけが、路線は違うものの2年連続で発生した道路幅員が確保されないことによる路線バスの運休という過去最悪の事態でした。これについても担当課は、除雪する際は点での対応で、線に対する認識がなかったと言いますが、短期間とはいえ路線バスという市民の大切な足を奪ったことは言語道断です。

議会が決算を認定するに当たっては、予算の執行の結果が予算に照らして適正であったかどうかの確認のほか、予算の執行が議会の議決、法令等の規定に従い適法、公正、能率的、合理的に行われ、市民の皆様の福祉増進に役立ったかなど総合的に判断すべきであると考え、この除排雪事業費も認定するわけにはいきません。

以上の理由により、平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定の態度を表明し、議場におられる全ての議員に賛同を呼びかけて討論といたします。

(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

(3番 安齋哲也議員登壇)

○3番（安齋哲也議員） 平成30年第3回定例会議案第6号平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算について、不認定の立場で討論をいたします。

当該年度は、前市長によって予算、行政執行がなされたものであります。前市長は、一部の議員は全て反対だと辞職会見でも、選挙ビラでも訴えられていましたが、全て反対したことはございません。当時の民主党が政権交代を果たした期間と同じ3年3カ月の前市長時代に賛成したものは9割に及び、今回も議案第6号ないし議案第19号のうち第6号のみの反対であります。何をもちそんなおかしなことをおっしゃっているのか、直接伺いたいものですが、今はもうおりません。公の方ではないので聞く機会もございません。前市長派議員の方のみいらしますので、御説明をいただきたいものです。

さて、当該年度における一般会計決算の不認定の理由は、大きく二つのみ挙げます。

一つは、除排雪にかかわるものです。そもそも、排雪抑制をしている時点で認められませんが、それに加え、現場からの再三の排雪協議も先延ばしさせたこと、大雪でもないのに雪山の狭隘により一部路線でのバス運行の休止に追い込ませたこと、臨港地区の除雪業務委託をわざわざ経費をふやしてまで3分割させ、結果、事業者から過去になかった要望が多く上がり、小樽港の管理体制に不安を抱かせる状態をつくったことなどであります。

もう一つは、前市長の代表的な失政の一つと言える中央バスとのトップ会談における言動による信頼関係崩壊とともに、それによってふれあいバス事業における負担割合を市税からこれまで以上に投入することになってしまったことです。みずからの判断ミスで市民の血税による支出を増大させ、住民の福祉向上を損なわせました。

このほかにも、多々行政執行では認められないものもありますが、以上、大きく2点の理由を挙げました。

よって、平成29年度の一般会計決算は、認定することはできません。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成30年第3回定例会議案第6号について採決いたします。

委員長報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。

認定と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

（発言する者あり）

（「おかしいべや」と呼ぶ者あり）

（「理由がわからない」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は不認定と決しました。

次に、平成30年第3回定例会議案第7号ないし議案第19号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、あすから12月9日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時23分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 安斎哲也

議員 酒井隆裕

平成30年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成30年12月10日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
農	業	委	員	会	副	市	長	小	山	秀
農	業	委	員	会	水	道	局	長	伊	藤
農	業	委	員	会	財	政	部	長	前	田
農	業	委	員	会	生	活	環	境	部	長
農	業	委	員	会	福	祉	部	長	勝	山
農	業	委	員	会	建	設	部	長	上	石
農	業	委	員	会	病	院	局	小	樽	市
農	業	委	員	会	事	務	部	長	金	子
農	業	委	員	会	総	務	部	長	西	島
農	業	委	員	会	企	画	政	策	室	長
農	業	委	員	会	総	務	部	総	務	課
農	業	委	員	会	津	田	義	久		
農	業	委	員	会	財	政	部	財	政	課
農	業	委	員	会	笹	田	泰	生		

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び議案第16号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○24番（横田久俊議員） 第4回定例会に当たりまして、自由民主党を代表し質問をいたします。

今月4日の提案説明日に小山副市長の選任同意案が同意されました。ほぼ1年にわたる副市長の不在が解消され、市政が一步前に進むこととなります。市役所内部に限らず、経済界等の外部に対しても手腕を振るってもらうことを大いに期待申し上げます。

質問に入りますが、ふなれなものですから、大項目をまとめるのがうまくいきませんので。

（「何期やってるんですか」と呼ぶ者あり）

登壇、降壇を繰り返すかもしれませんが、御容赦願います。

それでは、財政についてお尋ねいたします。

先般、小樽市収支改善プランの説明がありました。これは、平成31年度から37年度の収支改善に向けた取り組み計画でありまして、7年合計で約36億円の効果額を見込むものとなっております。同プラン制定の趣旨では、将来的には財政健全化団体に陥る可能性があるとして分析し、財政当局が現状を危機的と認識していることを明らかにしております。久しぶりに耳にした財政健全化団体の文言。

では、何が問題なのか。そして、課題をどう解消して真の健全財政を構築していくのか、何点かお聞きいたします。

過去を振り返りますと、本市は平成12年11月に、平成13年度から17年度までを計画期間とした財政健全化計画を策定し、人件費の抑制あるいは事務事業の見直しなど財政健全化に取り組んできました。平成15年度の同計画での収支見通しでは、平成17年度まで約150億円の収支不足を見込んでいたのですが、健全化の取り組みなどで15年度に22億円を圧縮し、その効果は、次年度以降にも及ぶと思われましたが、それらを考慮しても平成17年度には84億円の累積赤字が見込まれました。当時の標準財政規模の20%である66億円をはるかに超える額で、国の管理下で再建を行う赤字再建団体への転落に直面していました。その後、さまざまな対策や当時の市長のリーダーシップにより、実質収支は22年度から8年連続で黒字となりました。

しかし、一方で、森井前市長が実質編成した平成28年、29年度決算では、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支及び財政調整基金の積み立て、取り崩しを考慮した実質単年度収支は、再び赤字となりました。

そこで、現状の歳入歳出の主な問題点は、何であると分析しているのかお尋ねします。

そして、それをプランでどのように解消していくのか、市民の皆さんにわかりやすくお答え願います。

次に、現在の収支状況で財源対策を行わなければ、将来的に早期健全化基準に該当するという可能性にもプランでは触れております。それは、何年ごろを予想しておられるのでしょうか。

仮に、財政再生団体転落があるとすれば、その時期は、いつごろになると予想しているのでしょうか。

また、本対策を実施することにより、それはどのように改善されると予測しているのでしょうか。

次に、これまでの再建策では、退職者不補充や給与の削減など人件費の抑制により収支改善を図ってきましたが、本プランでは、職員定数の適正化や職員手当の見直しなどの人件費抑制項目はあるものの、具体策が規定されておられません。これまでの再建策では200人を超える職員削減、7%の給与削減などの方針を目標数値として挙げていましたが、今後そうした取り組みについては、どのようなお考えを持っているのかお尋ねいたします。

具体的な取り組みとして、歳入増、歳出削減に向けた取り組みの中で、ふるさと納税のさらなる推進を挙げています。毎年度1,000万円ずつの増収効果を見込んでいますが、どのような考え方によるものなのでしょうか。

また、平成29年度決算でふるさと納税による個人の寄附について、寄附金からふるさと納税関係経費を差し引いた実質的な寄附金の額は、どれほどになっているのでしょうか。

また、多彩な媒体を活用したPRを行うとしておりますが、インターネットのふるさと納税ポータルサイトへの登録が一部を除いて全くなされていないようであります。真剣に取り組んでいるとは思えず、今後の積極的な取り組みが必要と思いますが、見解をお知らせ願います。

また、市税調定額の増及び収納率の向上の項では、未申告調査や滞納整理で増収を見込むという項目がありますが、これまでも当然行っていた業務ではないのでしょうか。どのような策で毎年1,400万円もの増収を図っていくのか、具体的の方針をお知らせ願います。

次に、決算不認定に関してお尋ねいたします。

4日に議決された際の委員長報告にもありましたように、地方自治法第233条7項では、「普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」とされております。今回の不認定に当たって、何らかの措置を講ずるのでしょうか。法では、措置を講じなければならないとはなっていないために、措置を講じることが長の義務にはなっておりません。

しかし、森井前市長のもとでの3年連続の不認定という結果を見れば、市長がかわったとはいえ、行政庁として自主的に何らかの措置を講ずることが必要なのではないのでしょうか。少なくとも、市民にしっかりと説明をする責任があるのではないのでしょうか。

1項目めは以上であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 横田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、収支改善プランについてであります。まず、現状の歳入歳出の主な問題点につきましては、歳入においては、人口減少により市税が伸び悩む中、地方交付税が減少するなど一般財源の減少が想定されるほか、歳出においては、人件費や扶助費といった義務的経費の削減が難しい状況にあり、これらが財政上の問題点であると考えております。

こうした状況を受けて、収支改善プランでは、市税など一般財源の増加に向けた取り組みや事務事業の見直しによる経費の削減などを進め、7年間で36億円の効果額を生み出すことにより、収支改善に努

めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化団体や財政再生団体となる時期につきましては、収支改善プランの計画期間である平成37年までにおいては、早期健全化基準や財政再生基準のいずれにも該当することはありません。

しかしながら、収支改善プランでは、38年度以降の収支見通しを立てておりませんが、何らの収支改善の取り組みを行わなければ計画期間終了後数年で早期健全化基準に該当し、財政健全化計画の策定が必要となる可能性があり、住民サービスに大きな影響が出ることも想定されることから、収支改善に向けた取り組みを進めることにより、収支の黒字化と財政調整基金の確保を図るものであります。

次に、人件費の抑制の考え方につきましては、財政健全化計画策定時においては、累積赤字を解消するため、人件費の抑制策として退職者不補充や職員給与の独自削減を講じてまいりました。現時点においては、累積赤字の発生には至っておりませんので、給与の独自削減は考えておりませんが、収支改善を図り、健全な財政状況とするためには、人件費の抑制は必要な取り組みでありますので、職員定数の適正化、職員手当の見直しなどにより人件費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税の増収についての考え方と実績につきましては、まず、増収の考え方については、ふるさと納税利用者の分析、PRの手法や返礼品の見直しを随時行うことなどにより、毎年度ふるさと納税利用者の増加を図り、効果額が達成できると見込んだものであります。

また、平成29年度決算のふるさと納税の実績については、総合博物館のガバメントクラウドファンディング分を除き、寄附金収入で1億1,848万992円、ふるさと納税関係経費が3,879万958円となっており、差し引き7,969万34円となっております。

次に、インターネットのふるさと納税ポータルサイトへの登録の取り組みにつきましては、導入した平成28年度において、主なふるさと納税ポータルサイトの中から、登録自治体数が多く、寄附者が利用しやすく、かつ返礼品はもとより発送等について地場の事業者を活用できるサイトを選定したものであります。

今後の取り組みについては、他のサイトを利用した場合の費用対効果や他市の状況等を研究し、利用しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、市税調定額の増及び収納率の向上における具体的な方針につきましては、法人市民税における未申告法人の調査による課税客体の増や、個人市・道民税における特別徴収義務者の拡大と滞納整理により市税収納率の向上を図っておりますが、今後も税務署や道税事務所との連携を強化し、さらなる課税客体の増と収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、決算不認定に関してですが、不認定に当たっての措置と市民の皆様への説明責任につきましては、今回の決算不認定に際し、議会から御指摘のあった事項を精査し、必要な措置を講じたいと考えております。その上で、具体的な時期や方法については、今後検討してまいりますが、法の定めに基づいて議会へ報告するとともに市民の皆さんへ公表することで、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 次に、2項目め、公共施設の老朽化対策についてお伺いいたします。

本市の公共施設、特に市役所本庁舎の老朽化は進んでおり、対策は待ったなしの状況です。これまでの議会でも、その方針について議論がなされておりますが、遅々として進んでいないのが現状と思われ

ます。建設には巨額の費用がかかります。毎年1,000万円の基金を積んでいますが、到底、建設資金に間に合わないのは明らかであります。

東京都豊島区は、老朽化した庁舎、築60年ぐらいたそうですが、老朽化に伴い、総事業費435億円の庁舎を完成させましたが、公共施設でありながら税金を一切かけずに建てられました。庁舎は10階建て、その上に高層マンションを建設し、住宅分譲分と国の補助金、庁舎跡地の賃料で賄われました。これは、公と民でタッグを組むという画期的なアイデアでなし遂げたものであります。具体の手法についてはここでは述べませんが、渋谷区も同様手法で新庁舎、新公会堂を建設費負担ゼロで建設中でありま

す。

本市は、市庁舎の建設方針についてどのように考えているのかお知らせ願います。

その際、財政調整基金が枯渇する可能性がある中でどのように財源を捻出するのか、めどについてお示しください。

豊島区、渋谷区の事例をどう思われますか。もちろん、都心の一等地という恵まれた立地条件があつてこそなし得た点も大きかろうと思いますが、公と民が手を組んで工夫することで、全額とはいかずとも、自治体の財政への影響を極力抑えた形での開発ができ得るという事例かと思いますが、いかがでしょうか。

また、市民会館、総合体育館等も老朽化が進んでいます。プールの建設も課題となっています。新庁舎にこれら多様な施設を統合して複合化すると、市民の利便性は向上し、各施設の耐震の必要性はありません。旧施設跡は、新たな市有地として活用可能であります。夢物語のようですが、決してそうではありません。検討の価値はあると思いますが、いかがでしょうか。

2項目めは以上であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設の老朽化対策について御質問がありました。

初めに、本庁舎の建設方針とその財源につきましては、現在、公共施設の個別施設計画を平成32年度までに策定する予定で作業を進めており、本庁舎本館と別館についても再編計画の検討対象施設として選定したところであります。

また、新たな本庁舎建設の財源については、平成25年度から庁舎建設資金基金として毎年度一定程度の金額を積み立てし、現在、積立金が約6,500万円となっており、今後も積み立てを継続する予定であります。建設時に必要な自己資金には及ばないことは明らかなものと考えております。

今後、本庁舎建設の具体的な検討に際しては、有利な起債の導入とともにPPP、PFIなども検討し、財源確保に努めなければならないと考えております。

次に、他の自治体の新庁舎建設の事例に対する考えにつきましては、商業施設や住宅、公民館との複合施設として庁舎が整備されたもので、豊島区は組合施行による市街地再開発事業により建設され、区は権利床の取得に加え、保留床の購入費等を旧庁舎跡地の資産活用収入で賄った事例であり、渋谷区では、新庁舎敷地の一部に定期借地権を設定し、事業者がその敷地に分譲マンションを建設し、その対価として区の負担を伴わないで庁舎を建設した事例と認識しております。

ともに、資産価値の高い大都市の自治体の事例であります。新庁舎建設に際し、民間との連携を図り、新たな住民負担を生じさせずに建設した好事例と感じております。

また、民間の資金、経営や技術的な能力を活用できる手法については、今後さらに先進事例の検証や金融機関や事業者と意見交換も進めたいと考えております。

次に、老朽化した施設と本庁舎の複合化につきましては、個別施設計画の策定は、将来に過度な財政負担が生じないよう、施設の総床面積を縮減していくことが目標の一つであり、その手法として施設の統合化、複合化が有効であることから、それを示す再編計画は重要なものと考えております。

現在、本庁舎を含む対象施設について、複数の再編素案の検討を進めており、その結果については、平成31年第2回定例会にお示しできるよう、準備を進めたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 次に、防災・災害対策についてお尋ねいたします。

先日のブラックアウトが記憶に新しいところであります。災害は、いつ起こるかわかりません。災害発生時にどのように対処するかは、日常の訓練が重要と思われます。実際に、夜間の参集あるいは任務分担の付与、避難所の開設などを年に1回程度行うことが必要ではないでしょうか。

参集後も図上訓練ではなく、実際に行動することが必要です。そうすることにより、新たな問題点の抽出や資機材の過不足などが洗い出されるからであります。参集訓練の際は、道路が寸断されていることや夜間であれば公共交通機関がとまっていることも想定し、徒歩、自転車等での参集も考慮してはいかがでしょうか。

訓練の本質は、抜き打ちが原則です。実施時間などを事前告知して行うのは、それは訓練ではなくセレモニーです。訓練を重ね、練度を向上させて、それを維持していくことが肝要であります。

次に、危機対策専門官についてお尋ねいたします。

防衛省は、地方公共団体に退職自衛官の採用を勧めています。自衛官が在職中に培った経験、知識、技能などを活用できるとするものです。自衛隊OBを危機対策専門官として採用することは、市職員とは角度の異なる専門的な目線で防災関係業務全般のほか、危機管理のための計画作成、職員や市民への防災対策普及啓発活動、さらには各種訓練の企画、研修を行うなど、多様な業務が期待できるわけであります。

自衛隊は、全国組織です。災害発生前から自衛隊との緊密な情報共有を行い、即支援活動が開始できる体制を準備することが必要ではないでしょうか。全国各自治体で採用実態があると聞きますが、全国、全道での防災関係部局での採用状況はいかがでしょうか。

また、採用に当たって国からの財政支援があると聞きましたが、詳細をお知らせ願います。

3項目めは以上であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災・災害対策について御質問がありました。

初めに、職員を対象とした夜間参集や避難所開設などの訓練につきましては、私といたしましても北海道胆振東部地震による市内の大規模停電の対応を行ったことで、災害に備えた訓練等の重要性を改めて認識したところであります。

今後においては、今回の停電時における対応の課題も踏まえて、内容や規模、回数などを整理した上でより実践的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、参集訓練につきましては、被害状況を想定し実施することになり、道路が寸断されているような状況におきましては、原則徒歩による参集になると思われませんが、想定する被害状況ごとに多様な参集方法を検討すべきと考えております。

次に、退職自衛官の採用につきましては、自衛官は、災害に関する専門的な知識や経験を有するため、退職自衛官を採用した場合には、自衛官としての経験に基づく視点で、災害に関する計画への助言や的確な情報伝達等を自衛隊や関係機関に行うことができるなど、災害対策の強化が図られるものと認識しております。今後、道内主要都市の採用形態などを勘案し、本市における採用について検討してまいりたいと考えております。

次に、退職自衛官の採用状況につきましては、防衛省のホームページによりますと、本年9月30日現在、全国では382自治体で480名、北海道内では39自治体で55名が採用されております。

また、一定の研修等を受講した防災マネジャーの要件を満たした退職自衛官を採用する場合には、上限額を340万円として、採用経費の2分の1が特別交付税により措置されます。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 次に、海上技術学校についてお尋ねいたします。

先般、同校の短大転換と小樽商業高校校舎の活用が報道されました。存続を願っていた小樽市議会、経済界、そして何よりも市民は一安心というところでしょうか。喜ばしい限りですが、正式決定と考えていいのか、市が把握している情報について詳しくお知らせ願います。

また、代替校舎として小樽商業高校の北海道からの有償、無償を含めての譲渡に向けた協議の進捗状況はいかかなのでしょうか。報道では、12月までに交渉をまとめるとなっておりますが、きょうはもう10日であります。本当に譲渡交渉が年内にできるのか、詳しくお聞かせ願いたいと思います。

4項目めは以上であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、海上技術学校について御質問がありました。

初めに、市が把握している情報につきましては、独立行政法人海技教育機構から、現在、国土交通省の船員養成の改革に関する検討会において、船員養成の高度化、効率化の観点から、全国の高校相当の海上技術学校を短大相当に変えていくという方向性も含めて議論されているところであり、報道にあるような小樽校の短大への転換についても、正式には決定していないと伺っております。

また、小樽商業高校の活用については、同校の北海道から本市への譲渡が前提になるものであり、現在、本件について北海道と協議を行っている段階であります。

次に、小樽商業高校の北海道からの譲渡に関する進捗状況につきましては、今申し上げましたとおり、現在、北海道と協議中であり、今後も北海道や海技教育機構と協議を重ねる必要があることから、年内に結論を出すことは難しいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 第5項目め、港湾関連についてお尋ねいたします。

まず、第3号ふ頭の整備についてお聞きいたします。

本市は、平成26年に第3号ふ頭及び周辺再開発計画を策定いたしました。今回改めて読ませていただきましたが、再開発のポイントとして挙げているクルーズ客船の大型化への対応。二つ目、小樽観光としての港を生かした新たな観光資源の創出。三つ目、海上観光の集約化と陸上交通とのアクセス強化。4点目、練習船や特殊船などの景観資源としての活用。これらについては計画後4年たちますが、何一つ実施されていないと感じました。

こうした計画がありながら、前市長の方針で整備が進められなかったのは、非常に遺憾に思います。クルーズ客船寄港がふえたらふ頭を整備するというような、港湾関係者にとっては真逆のお考えだったようで関係者をあきれさせました。

計画では、第3号ふ頭を国際旅客船ふ頭としての機能整備により、さらなるクルーズ振興を進める。第3号ふ頭及び周辺区域を港の景観や水辺を生かしたにぎわいある交流空間とする。それによって小樽観光の新たな魅力の創出を図り、さらには市内経済の活性化につなげると再開発の目的に掲げておりますが、今後の第3号ふ頭の整備方針はどうかお聞きいたします。

次に、計画にもあります、クルーズ客船誘致の方策についてお伺いいたします。

ことしのクルーズ寄港は、21隻で終了しましたが、最盛期から見ると半減であります。クルーズ客船寄港がもたらす経済効果は、大きなものがあります。観光客の商業施設での商品購入等はもちろんのこと、交通機関にも大きな恩恵があります。一例を挙げますと、入港するとクルーの交代のため千歳までタクシーを往復利用するそうであります。契約している個人タクシーの皆さんの大きな収入源となっているようです。

今後の寄港回数をふやすため、どのような誘致活動に力を入れているのかお聞かせください。

次に、高島漁港区問題についてお尋ねいたします。

毎定例会でこの議論が出ないことはありません。いかに重大な問題であるかがわかります。何度も繰り返しの質問になりますが、この問題は現在進行形であります。事業者は、是正命令について、何の対処もしない、違法状態が放置されている状況です。

このことについて、第3回定例会でも何人もが指摘し改善を求めましたが、一向に是正措置が講じられていないわけであります。第3回定例会以降、港湾室が事業者に対してとった措置を時系列でお知らせいただくと同時に、今後どのような対策を講じるのかお知らせ願います。

口頭や文書で粘り強く指導を続けるという答弁は不要です。この問題解決のため、プロジェクトをつくり、顧問弁護士とともに対策に専念させることも必要ではないかと思われまます。行政庁が課す是正命令という重い判断に理由なく従わないのであれば、目に見える措置、例えばホームページや広報誌等での公表、使用禁止等の張り札掲示などの方法もあるのではないのでしょうか。

次に、第3回定例会で我が党中村吉宏議員が次のように質問をいたしました。「許認可業務遂行に当たり、前市長から許認可に関する指示や命令はなかったのでしょうか。それが事務執行を所管する部署の考え方に反するものであり、前市長からの指示または命令でそうせざるを得なかったという状況は発生しなかったのかお示しください。」というものであります。

これに対し市長は、「今後、再発防止を図るために、私自身、どこに問題があったのかを確認してまいりたいと考えております。」と答弁しております。既に3カ月経過しております。確認結果はいかがだったのでしょうか。前市長の関与があったのか、具体的にお知らせ願います。

次に、臨港地区の除雪業務についてお伺いいたします。

昨年、唐突とも言える再委託制限により、発注方法の変更で、臨港地区の除雪が3地区に分割され、管理経費も増加いたしました。結果は、これまで港湾関係者から1件もなかった苦情が16件あったことが明らかになりました。

先月、今年度の臨港地区の除雪業務について、港湾室から説明がありました。臨港地区除雪は、一括発注が望ましいとの検討結果で、再委託を認めることを前提に臨港地区全体を一括で行える業者と随意契約したいとのことであります。元の体制に戻すということでもあります。今冬の契約につきまして、最終的にどのような内容なのかお知らせ願います。

この問題は、昨年何度も議論しました。なぜ、これまで再委託が可能だったものに制限をかけるのか、1年、2年後から実施するというような激変緩和はなぜできないのか。そういった議論に耳をかすことなく実行されました。結果、御案内のように前市長の後援会関係者が3分割した地区で業務をすることとなりました。昨年、議会の指摘に真摯に耳をかせば、こんなことにはならなかったと思います。あれほど指摘したけれども、頑としてそれに応じなかった港湾室が、市長がかわったら、アンケートやヒアリングを重ね、臨港地区全体を一括で発注できる方法を検討したということでしょう。

これも先ほどの高島問題と同じく、前市長の関与や要請があったのではないかという疑念を払拭できません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

建設部と港湾室の意思形成過程などの調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

5項目めは以上であります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、港湾関連について御質問がありました。

初めに、第3号ふ頭の整備方針につきましては、平成26年6月に策定しました第3号ふ頭及び周辺再開発計画に基づき整備してまいりたいと考えておりますが、全体の整備は、事業規模が大きいためから段階的に進めていく必要があり、第1段階として既に工事を実施している大型客船対応岸壁、上屋を改修した旅客ターミナル機能、ふ頭基部の船だまり等を整備してまいりたいと考えております。整備スケジュールについては、国の予算配分の関係などもあり、具体的にお示しできませんが、できるだけ早く進めてまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船の誘致活動につきましては、これまでも国内に向けては、クルーズ船社、旅行会社などへの訪問や東京でのクルーズセミナーの開催により、小樽・北後志地域のPRや情報交換を行っており、国外に向けては、海外クルーズ見本市への担当職員の派遣や海外クルーズ船社の幹部を小樽に招請し、小樽港と周辺観光地のPRを実施しております。

また、客船出入港時の各種サービスとして、歓迎行事、臨時観光案内所の開設、外貨両替等を実施し、乗船客の満足度向上に努めております。

今後ともこれらの取り組みを継続していくとともに、第3号ふ頭周辺の再開発を進めることにより、

クルーズ客船発着時の利便性が大きく向上することから、この点についても積極的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、高島漁港区の観光船事業にかかわる事業者への措置と今後の対策につきましては、まず、事業者に対してとった措置についてですが、本年10月12日と11月20日に事業者と面談し、建築物の是正措置、高島地区袖護岸の係船環撤去による原状回復について、口頭指導を行ったところであります。

さらに、11月28日付で建築物の是正措置と係船環撤去、原状回復の指導文書をそれぞれ通知しているところであります。

今後の対策については、行政代執行の行使を検討するため、顧問弁護士に相談したところ、行政代執行法第2条の規定によると、義務者が命ぜられた行為を履行しない場合、ほかの手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行の要件を満たし可能となるが、現状では難しいのではないかと御意見をいただいております。

しかし、現在においても是正措置が講じられていないことから、改めて実名公表なども含めて、弁護士と相談しているところであります。

次に、前市長の関与につきましては、さきの第3回定例会以降、私としても高島漁港区における観光船事業に係る産業港湾部の対応のてんまつを記した報告書を確認するとともに、当時の担当者から説明を受けました。

この報告書は、前市長も内容を確認し、決裁しているものでありますが、その中で、観光船の無許可係留が始まった当初、港湾室の認識としては、観光船事業が前市長の後援会幹部がかかわる案件であったため、政治的に慎重な対応が必要であるとの判断のもと、平成28年5月17日に前市長と前副市長に対して、事前に報告したと記載されております。

報告の内容としては、既に事業者が高島地区袖護岸の車どめに無許可で穴をあけ、Uフックを取りつけて係留している状況であること。また、港湾室の考え方としては、水産ゾーンにおける観光船事業は、港湾計画上好ましくないこと。港内の安全航行の観点から、事業者と漁業関係者との安全運航に関する協定締結の必要性などについて説明したとのことでした。

この際、前市長からは、市漁協、機船組合などに迷惑がかからないように、また、観光船事業者に対しても一方的にだめだというのではなく、相手方が納得できるように説明する必要があるとの指示がありました。この打ち合わせを踏まえ、港湾室としては、港湾法や管理使用条例及び分区条例に照らし、一連の手続の許可をすることを前提に法的な取り扱いを再度整理することとし、その後の許可につながったものと考えられます。

この報告書などからも私としては、まず前市長が港湾室から観光船事業者が無許可で船舶を係留していることについて報告を受けた際、港湾管理者たる市長としては、即座に是正措置を港湾室に指示しなければならない立場であるにもかかわらず、これを怠り相手方が納得できるように説明する必要があるとの指示をすることは、本来あってはならないことだと考えております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

確認の結果、一連の許可等については、最終的には港湾室の判断で行われたようではありますが、その前段で前市長が無許可係留是正の指示を出さず、観光船事業者に対して理解を示したととれる発言をしたことが、結果的にその後の港湾室における法令違反につながった一因になっているのではないかと考えております。

(発言する者あり)

次に、今冬の臨港地区の除雪業務の契約につきましては、まず、業務の実施体制については、冬期間においても港湾活動に支障を来さない路面管理を行える体制を整えることを基本に据え、具体的には路面整正作業に適しているグレーダーの効率的な使用ができる体制の確保、また、一括発注により諸経費の低減が図られ、その分で路面整正などの除雪作業が充実できる優位性を考慮し、再委託の可否も念頭に置いた上で、除雪業者へのアンケートやヒアリングを行うなど検討を進めてまいりました。

この結果、再委託を認めることで臨港地区を一括して発注することが有利であるとの判断に至ったため、この要件で受注可能な1社と随意契約したものであります。

次に、再委託の制限にかかわる前市長の関与等につきましては、まず、建設部における地域総合除雪の業務は、前市長より共同企業体における除排雪業務の再委託について指摘があり、担当部署として検討した結果、再委託を制限することが妥当であると判断したものであります。

また、港湾室における臨港地区除雪業務は、本市の除雪業務の統一性を図るため、従前から地域総合除雪の特記仕様書を準用してきておりましたので、建設部の仕様変更に合わせてものであります。

このことから、意思形成過程などの調査を行うことは考えておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 次に、地域公共交通についてお尋ねいたします。

前市長により小樽市と北海道中央バスとの信頼関係が崩壊したことの発端は、行政が主導すべき地域公共交通網形成計画に本市が漫然として向き合わなかったためであります。前市長からの何の指示もなく、北海道中央バスが何度も協議会の設置等を促したところ、ようやく動き出しました。

7月にはアンケート調査が行われ、その中で市民のバス利用に関する満足度がわかってきているものと思いますが、どのような問題や課題があると考えているのでしょうか、特徴的なものをお示してください。

また、活性化協議会の進捗状況ですが、交通事業者は、日々業務を続けています。さまざまな問題点を分析、検討して業務に反映させていることと思います。したがって、スピード感を持って取り組むことが極めて重要と思われまます。現在の協議会の進捗状況と計画策定までの工程をお示してください。

他都市の網形成計画を見ると、例えば江別市では、計画に基づいて路線を再編し、運行経費が運賃収入を上回ることとなった路線、いわゆる赤字路線でしょうか、これに市が補助を出しています。千歳市も同様に補助金を出しております。金額は、路線数や収支状況によって変わりますが、数千万円単位の支出を計画に盛り込んでおります。本市の計画経定の際にもこうした補助を考慮し、市民の足が減便などで不便にならないよう、財政当局との協議も必要かと思われまます。これは、直ちに御返事をいただけないでしょうから、答弁は要りませんが、検討の材料としていただきたいと思われまます。

6項目めは以上であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地域公共交通について御質問がありました。

初めに、アンケート調査における特徴的な例につきましては、運行時間帯、運行頻度、運行間隔に対

する満足度が低いことが問題であり、市民にとって利用しやすい運行のあり方が課題と考えられます。また、乗り継ぎにかかる距離や移動、バス停の待合施設、バスを利用する際のバリアフリー化の状況における満足度も低く、その問題に対してバス路線と鉄道等との乗り継ぎの円滑化や施設の利便性向上の取り組みも課題と考えているところであります。

次に、現在の協議会の進捗状況と計画策定までの工程につきましては、本年度は8月に第1回目の協議会を開催し、7月に実施した市民ニーズ調査や路線バスの利用実態調査結果の速報等を報告しております。第2回目は12月末に開催する予定であり、アンケート調査の分析結果等をもとに作成した路線別カルテ等を示し、問題点や課題の抽出、整理、対応方針や目標を協議してまいります。3回目以降は、その目標を達成するための施策や事業を協議し、年度内に計画素案を取りまとめる予定です。平成31年度にはパブリックコメントを実施し、できるだけ早期に策定したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第7項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 次に、第7次総合計画についてお尋ねいたします。

個別の項目につきましては、予算特別委員会が1日追加となりましたので、そちらでお聞きいたします。ここでは、全体像で不明な点について質問いたします。

地方自治法による基本構想の策定義務が廃止された後の総合計画は、各自治体が独自に検討、判断する必要があると認識しておりますが、第7次同計画では、これまでにない新たな様相を盛り込むなど大きく変えたところはあるのでしょうか。

また、行政だけではなく、地域の全ての主体が目標を共有し、その実現に向けて取り組む事項を定める計画を策定している自治体があります。いわゆる公共計画という位置づけで、地方自治体だけではなく、地域の全ての主体に一定の役割と責任を求めるものです。本市の構想には、この公共性は盛り込んでおられるのでしょうか。盛り込んでいないとするなら、本市の自治基本条例との整合性は保たれるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、構想の期間を10年間としています。義務づけ廃止後の策定自治体では、10年の長期ではなく、5年あるいは市長任期の4年としている自治体も見受けられます。御見解を伺います。

7項目めは以上であります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、第7次総合計画について御質問がありました。

初めに、新たな要素や大きな変更点につきましては、全体的な枠組みとしては、新たに加えた要素はありません。

しかしながら、人口対策を分野横断的なテーマとして設定することや人口との関連が強く、市民ニーズも高いと考えられる子ども・子育て分野をテーマの一つとするなど、第6次総合計画と比べ、計画の体系などを改めたほか、従来の基本構想、基本計画、実施計画の3層構造から、基本構想と基本計画の2層構造に再編し、シンプルで、市民によりわかりやすい計画を目指すこととしたものであります。

次に、基本構想と自治基本条例との整合性につきましては、本市の基本構想は、地域の全ての主体が

取り組む事項を盛り込んだものとはしておりません。

しかしながら、自治基本条例との関係では、策定に当たってアンケート調査や市民会議、子ども会議を実施したほか、総合計画審議会に市民公募を取り入れ、同条例に規定する市民参加の推進に努めたところであり、さらには、市政運営の基本姿勢に市民参加と協働によるまちづくりの推進を位置づけていることから、計画と条例との整合性は図られているものと考えております。

次に、構想の期間につきましては、総合計画は自治基本条例に規定しているとおり、「将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画」であることから、計画期間は長期的な視点を持ちつつ、時代や社会経済情勢の変化をある程度予見できると考えられる10年が妥当と判断したものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第8項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 最後に、本市で進めてきている学校再編についてお伺いいたします。

教育委員会は、平成21年11月に策定した小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画、これに基づき学校再編に取り組んできましたが、学校数の推移を見ると、計画当初が小学校27校、中学校14校の計41校であり、計画の前期間が終了した平成30年度当初の学校数は、小学校18校、中学校12校の計30校となっています。約9年で小・中学校11校が統合、再編で減少し、計画が一定程度進められたものと認識しております。前期間が平成29年度で終了したことから、さきの第2回定例会学校適正配置等調査特別委員会において、前期間の点検結果について報告があったところであります。

そこでお伺いいたしますが、まず、点検結果の内容として、学校再編によってどのような効果があったのか、具体的にお聞かせ願います。

次に、点検結果の内容として、今後の課題としてはどのようなものがあったのでしょうか。

また、課題があったとすると、その理由は何であったのかをお示し願います。

次に、この適正化基本計画では、策定当初に将来の児童・生徒数の推計値をもとに市内を地区ブロックに区分した上で、望ましい学校規模の学校となるよう再編を進めるという考え方であると承知をしておりますが、近年の児童・生徒数の減少は、もともとの計画推計値と差異はあるのでしょうか。

当初の推計値と平成30年度の数字をお示し願います。

さらに、計画における児童・生徒数の推計と実体が著しく異なる状態であるとするなら、既に平成30年度から後期の期間に入っておりますが、このままの状態でも後も再編を進めることが可能とお考えになられているのでしょうか、お答えください。

また、大変残念ながら、本市の人口減少の動向は続いております。そのため、今後も児童・生徒数は減少していくものと考えられます。この適正化基本計画の終了年度である平成36年度より先の見通しは、どう抑えているのか見解をお示しください。

さらに、将来の児童・生徒数について、相当な減少が見込まれるとすれば、今後計画にもあるとおり、計画の見直しを含めて、教育委員会は今後、学校再編をどのように執行していこうと考えているのでしょうか。児童・生徒数の減少を初めとする状況の変化が著しいことを踏まえると、計画に基づく再編の進め方について一定のめどをつけるべきではないでしょうか。今後の児童・生徒数を見通した中で、新たな考えを整理すべきと思いますが、いかがでしょうか。市教委の考え方を伺いいたします。

この項最後に、これらのことを整理する上で問題となるのが西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合であり

ます。現在は、小樽商業高校での統合を計画していますが、まだ地域ではさまざまな意見があり、現状の統合は難しいのではないかと考えております。また、海上技術学校の問題もあり、商業高校の計画についても急がなければなりません。

こうした状況を踏まえると、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合についても改めて検討することとして、一旦統合をとめて、現在急務と考えられる松ヶ枝中学校対応策として旧最上小学校への移転を検討してはいかがでしょうか。教育委員会の見解を伺います。

次に、全国学力・学習状況調査についてお伺いいたします。

11月上旬に道教育委員会が地域別の分析結果を発表しました。学力が地域により格差が広がっている実態が明らかになりました。本市の状況については、9月にその結果が報告されました。それによりますと、本市の平均正答率、平均正答数は、全国平均では全てにおいて平均以下、全道平均でも小学校算数A以外は、全て平均以下となっていますが、その要因は何なのでしょう、具体的にお示してください。

本市の学力向上は、市民、保護者にとって重要な課題です。今後どのような向上策に取り組むのでしょうか、お答えください。

また、学習状況調査では、平日全く家庭学習をしないという割合が中学校3年生で全国平均4.9%の2倍以上の10.7%と、昨年の9.3%をさらに上回りました。ゆゆしき状況と思われませんが、見解と打開策をお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 横田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、学校再編についてですが、まず、適正化基本計画における学校再編の効果につきましては、計画期間前期におきましては、11学級以下の小規模な小学校15校、8学級以下の小規模な中学校3校についての統合を行いました。一部の学校を除き、望ましい学校規模の確保や学級数の増加に伴う教員数の増加が図られ、特に中学校では、免許外教科担任を解消することができました。

また、学校施設の整備では、統合校となる学校の状況に応じて、耐震補強や大規模改修などの整備を行い、施設・設備の改善を進めたほか、統合による新しい学校づくりに取り組み、特色ある教育活動を取り入れた学校運営を図るとともに、統合協議会を活用して統合後の学校と地域との連携を図るためのコミュニティ・スクールの導入を進めてまいりました。

統合後における児童・生徒及び保護者へのアンケート調査結果では、友人関係や通学距離などについての御意見が一部にございましたが、これまでの統合校における教育活動につきましては、おおむね肯定的な評価があったものと捉えているところでございます。

次に、点検結果における課題につきましては、主なものとして、学校再編が未実施となったブロックがあったこと、望ましい学校規模を確保できない統合校があったこと、再編が未実施になったことにより、旧耐震や老朽化という状況が続いている学校があること、などでございます。

また、課題となった理由につきましては、学校再編が未実施となった地区ブロックのうち、既に小学校または中学校が統合された地区ブロックでは、再編が続くことにより、地域の交流や避難場所が喪失することや、今後のまちづくりに関する計画の策定に伴い、地域のあり方についての検討が行われていることなどから、再編が進まなかったものでございます。

さらに、一部の統合校では、児童・生徒数の減少が引き続いていることなどから望ましい学校規模を確保することができなかつたものでございます。

このほか、旧耐震や老朽化の状況が続いている学校があることにつきましては、現計画では学校再編にあわせて耐震化や大規模改修などを実施することとしておりましたので、統合が進まなかつた前期の再編対象校において必要な対策が進まなかつたものでございます。

次に、適正化基本計画の計画推計値と平成30年度の児童・生徒数の差異につきましては、適正化基本計画における児童・生徒数の計画推計値につきましては、平成21年5月現在の住民基本台帳人口をもとに平成27年度の児童・生徒数を7,594人と推計しております。また、30年5月現在における児童・生徒数は、6,745人となっており、計画の推計値とは849人の差が生じております。

次に、計画推計値と実態が異なる状態で今後も再編を進めることにつきましては、現状におきましても児童・生徒数は減少傾向にあります。現在の適正化基本計画に基づき、学校再編を継続して実施した場合、計画最終年度の平成36年度時点では、一部の地区ブロックでは、望ましい学校規模を若干下回るものの、大半の地区ブロックでは望ましい学校規模での再編が可能であると考えております。

次に、適正化基本計画終了年度である平成36年度より先の見通しにつきましては、平成30年5月現在の住民基本台帳人口をもとにした今後の児童・生徒数の将来推計では、計画最終年度の平成36年度に5,580人と見込まれ、現在の計画推計値7,594人と比べた場合には約2,000人の差が生じることが見込まれております。そのため、今後計画に基づき望ましい学校規模で統合した学校においても、統合時の学校規模を維持することが将来的には困難な状況になっていくことが想定されます。

次に、計画に基づく学校再編の進め方や新たな考え方の整理につきましては、教育委員会としては、児童・生徒にとって良好な教育環境を確保することが重要であるとの認識のもと、これまで学校再編を進めてきており望ましい学校規模の確保と施設設備の充実や新しい学校づくりに取り組んできたところでございます。

一方で、本市の児童・生徒数は、適正化基本計画の推計値を上回る減少が続いてきたことから、計画の考えに基づいた場合には、再度の学校再編が必要となることも想定される状況にあります。このような中、市長からは地域における学校の役割やまちづくりの観点と学校再編のあり方について御意見をいただいております。教育施策におきましても地域や小・中学校間の連携など、新たな課題も生じているものと認識しております。

こうしたことを考慮し、教育委員会といたしましては、現適正化基本計画による学校再編を見直し、新たな学校再編の考え方について検討してまいりたいと考えているところでございます。

なお、再編計画の検討期間中におきましても、教育環境の著しい低下が見込まれる学校があった場合には、個別に対応してまいりたいと考えております。

次に、松ヶ枝中学校の旧最上小学校への移転の検討につきましては、松ヶ枝中学校は老朽化が著しく、耐震化優先度調査において耐震化の優先順位が最も高く、教育環境のさらなる悪化が危惧されますことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、平成32年度末には用途廃止することとしております。このたびの適正化基本計画の見直しでは、西陵中学校と松ヶ枝中学校の学校再編についても改めて検討することとなりますが、松ヶ枝中学校の現状に鑑み、旧最上小学校への移転などについて、早急に検討する必要があるものと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。まず本市の平均正答率、平均正答数が全国・全道平均以下となっている要因につきましては、教育委員会では、これまで学力向上にかかわる各種施策に取り組み、今年度の学力調査では、小学校では国語A、算数Aで、中学校では国語A、数学A、理

科において、これまでの調査の中で最も全国との差が縮まるなど改善の傾向が見られておりますが、いまだ全国に比べ基礎学力の定着が十分ではない児童・生徒が多いことや、自分の考えを書いたり、筋道を立てて考え、文章で表現したりする力が十分ではないこと、家庭での学習時間が短いこと、テレビやゲーム、インターネット等の利用時間が長いことなどが主な要因であると考えております。

次に、今後の向上策については、基礎学力の定着に向けては、実物投影機やデジタル教材などのICTを活用し、学ぶ意欲を高め、わかる授業を構築するとともに、つまづきの見られる児童・生徒に対し補充学習を行うなど、わかるまで、できるまで徹底して取り組むよう各学校へ指導してまいります。

授業の改善に向けましては、自分の考えを文章でまとめたり、相手にわかりやすく文章で説明したりするなど、書く活動を取り入れた授業を全ての小・中学校へ浸透させてまいりたいと考えております。

学習習慣及び生活習慣の改善に向けましては、学年掛ける10分プラス10分以上、家庭で学習することを徹底するとともに、教育委員会と校長会、小樽市PTA連合会で協議する場を設け、3者で協働して生活習慣の改善を促す啓発資料を作成するなど、関係者が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学校3年生の平日全く家庭学習をしない割合が全国の2倍以上となっていることの見解につきましては、これまで、学習習慣を育むための家庭学習のあり方について、学力調査の報告書などに掲載し、各学校での指導に生かしてきたところでございますが、家庭での学習習慣は学力向上に大きく影響することから、本市において平日全く家庭学習をしない生徒が1割程度いることは大変憂慮すべき状況にあると認知をしております。

打開策といたしましては、成果を上げている先進的な事例を掲載した教員向けの家庭学習に関する啓発資料を作成、配布し、学校から出される宿題だけではなく、みずから課題を見つけて取り組むことができる自主的な学習を全ての小・中学校で取り組むことができるよう指導してまいります。

また、学習習慣の確立は学校の授業だけではなく、家庭や地域の理解や協力が不可欠であることから、来年度は家庭学習に特化した教員研修会を実施するとともに、教員と保護者を対象とした家庭学習に関するフォーラムを開催し、啓発してまいりたいというふうに考えております。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 24番、横田久俊議員。

○24番(横田久俊議員) 再質問をいたします。

基本には、委員会等の審議を重要視していますので、そちらでしっかりとやりたいと思いますが、何点かお尋ねいたします。

決算不認定の項のところ、今回は必要な措置を講じるというふうに理解したのですが、時期、その他はまた別だということではありますが、それは必ずやるということによろしいのですか。それを今確認させていただきます。

それから、公共施設の活用、本庁舎の建設計画、来年、第2回定例会に公共施設を含めて再編計画を出されるということですが、今の質問でもお聞きしましたが、財政調整基金が100億円だとか200億円あるところの市の建設というのは、比較的といいましょうか、国のお金と実際合わせると余り不可能ではないのですが、もう来年にも小樽市はその財政調整基金が枯渇するかもしれない可能性もあるわけです。実際、改善プランでは財政調整基金がゼロという、繰り入れがゼロという数字も出ておりました。

そうした中で、来年、第2回定例会でその計画が出されるのかもしれませんが、財源の裏づけなしの計画は、極めて難しいものだと思いますので、計画が出されるのであればしっかりした財源を示

していただきたい、財源の見込みといましようか、どういうことをやるのかをしっかりとその計画にのせていただきたいと思いますので、これをお願いいたします。

それから、海上技術学校はまだ正式決定ではないということですが、道との協議がまだ進んでいないということでもありますけれども、これもその都度情報が入り次第、議会なり市民にしっかりとお伝えをいただきたいと。

私も小樽商業高校の卒業ですので、学校の行方については非常に心配しているところであります。尊商会というのがありまして、OB会です、各地にあります。この前、東京の尊商会の会合に行っていました、百何十人も集まりましたけれども、毎年やっておりますが。ここで現校長も行ってお話をしたのですが、現校長が海上技術学校の施設になるというような話は、全然知らなかったというお話を現場でされました。

やはり、どういうルートで言うのか別にしましても、卒業生は非常に心配しているわけですので、何かそういったアナウンスも可能であればしていただきたいし、情報が入り次第、議会、市民にお知らせをいただければと思っておりますので、この点もよろしくをお願いいたします。

第3号ふ頭の話ですが、計画が平成26年にやって一向に進んでいないという話です。それを計画に基づいてこれから進めるというお話でしたが、先ほど答弁の中にありましたが、国際ターミナルの建設も速やかに建設といましようか、計画も速やかに進めるということでもよろしいのかお尋ねいたします。

それから、何点も済みません。余り言いませんが、高島の関係は、御答弁いただいたように第3回定例会の中村吉宏議員の質問にお答えいただいた中で御説明がありましたけれども、要約すると、確認したところ前市長の関与とまでは言わないにしても、不適切な指示、そういったものがあつたというふうに捉えました。

それは、係留施設の損傷だとかそういうことについて、しっかりと指示をなされなかったのだというお話でしたけれども、これについても予算特別委員会等でしっかりと議論させていただきたいと思っておりますので、港湾室のほうよろしくをお願いいたします。

(「それ質問じゃないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

質問でないよ、これは。

それと、臨港地区の除雪の関係ですが、これも何度も言いましたように、昨年あれだけ言っても実行してしまったわけですよ。そして、今お話を聞くとその当時は統一性を優先したのだけれども、そうしたら今回統一性は、なぜ優先しないことになったのか、それをお答えいただきたいと思っております。

それから、教育についてであります。

前期の点検結果にも今後の学校再編の考え方について、いろいろ危惧されることがあるので点検をかけていくという。ただいまの教育長のお話では、見直しを進めたり、あるいは松ヶ枝中学校のことについても触れられましたけれども、これを今の段階でも結構ですが、どういう工程で見直していくのか。学校適正配置等調査特別委員会等の議論がもちろんあるのでしょうけれども、いつごろまでにその見直し案をお示しいただいて、そして議論を深めていくのか。現在のところのお考えがあれば、教育委員会にそれをお願いいたします。

質問でないところも一部ありましたが、それにはお答えいただかなくて結構ですけれども、再質問とさせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横田議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、公共施設の活用の項の市の建てかえにかかわる財源の見込みの問題、それから臨港地区の除雪については、担当からお答えさせていただきましても、私からは決算の不認定の関係につきましてもありますが、これに対する必要な措置につきましては、基本的には議会へ報告し、市民の皆様へ公表するというので、その責任を果たしていくということで答弁をさせていただきましたけれども、そのような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、海上技術学校の問題につきましては、道との協議が進んでいないのではというようなお尋ねもありましたけれども、先週の金曜日ですが、高橋知事を訪問いたしまして、この道立の商業高校の譲渡について、特段の御配慮を賜りたい旨お願いをいたしましたけれども、いずれにいたしましても、この道との協議の関係など今後の動きにつきましては、市民の皆様、それから議会に適宜情報をお伝えすることとさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、第3号ふ頭の整備の国際ターミナルの御質問でございましたけれども、今回答弁をさせていただきましたのは、大型客船の対応岸壁と上屋を改修した旅客ターミナルのことに付いて答弁させていただきましたが、今横田議員からの再質問の中にありました国際旅客ターミナルの建設についても大変大規模な工事になるわけで、時間を要するわけでありましても、昨今のクルーズ客船の寄港に対応するためには、今はまず大型客船の対応岸壁と上屋を改修したこの施設にターミナル機能を持たせていくと、そのような動きの中で港湾の整備を進めさせていただきたい、このように考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（加賀英幸） 横田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、臨港地区の除雪、これが統一性を優先しないことになったのかということについてのお答えをさせていただきます。

まず、建設部が進めております地域総合除雪でございますが、これにつきましては共同企業体が受注するという形になりますので、複数の事業者による共同施工ということになりますと、業務の履行に必要な機械、事業者、これには、共同企業体の中にきちんと編成を整えて実施体制を組むというそういったことが必要でございます。そのため、共同企業体においては、再委託はなじまないというように見解が建設部から示されております。

あと、その他の業務につきましては、再委託については可能であるという、建設部とその内容について協議いたしまして、それで、昨年度の臨港地区の除雪の状況、これが非常に問題だったということ、そういったことからこのたび再委託を認め、実施するというような形になったものでございます。

（「何で統一しないのかっていう質問じゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、本庁舎の建設に関する件についてお答えいたします。

まず、先ほども本答弁にございました平成31年第2回定例会にお示しすると言いましたのは、今後31年度末までに再編計画というのを策定いたします。これは、幾つかの施設を複合、統合するという、その再編計画のさらにたたきとなる幾つかの再編素案というものをつくりまして、それを何とか31年第2回定例会までにお示しするという、そういった内容の答弁でございます。

さらに、31年度末に再編計画ができたところで、さらに32年度に個別施設計画というのを策定いた

しますので、そういった一連の流れの中で、財源あるいは建設費用等については検討していくという、そういう流れになっているということで御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 前期の点検結果を受けて、今後ただいまの答弁に関してどのように進めていくのか、スケジュールの関係の御質問だと思いますけれども、まず、特出しをされておりました松ヶ枝中学校の関係につきましては、私どものほうで決めることはできませんので、教育委員会にお諮りした後、学校再編に伴う跡利用検討委員会というのがございますので、そちらで最上小学校の利用についてお諮りをしながら、協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、全体的な工程でございますが、時期的にいつまでということ、大変申しわけございませんけれどもお答えできませんが、市長からも地域における学校の役割ですとか、それからまちづくりの観点と再編の関係を整理していくというようなことの宿題もいただいておりますので、それを踏まえてできるだけ早期にそこら辺の考え方を取りまとめて議会へ御説明させていただきたいというふうに思います。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 24番、横田久俊議員。

○24番(横田久俊議員) 冒頭言いましたように、委員会等でみっちり質問させていただきますけれども、1点だけ再々質問。

臨港地区の除雪の話ですけれども、私がお聞きしたのは、昨年いろいろ聞いた中で統一性を重視するのだというお話だったのが、今回は、その統一性、再委託をするわけで、もう契約はしたのですね、当然。再委託を認めて、地域総合除雪と臨港の除雪の統一性は崩れたといいたいまいしょうか、統一になっていないということをごなぜなのかとお聞きしたのです。

それは、なぜだとかというのは、昨年、繰り返しになりますけれども、あれだけどうなのだというお話をしたときに、いやいややりますと。それはいろいろ当然協議をされたのでしょから、そのような議論もありましたけれども、統一性を重要視したという答弁が強かったと思いますが、それを今回統一性はいいやと、いいやといいたいまいしょうか、そういう意見になったのはなぜでしょうか。いろいろな議論が部内であったのでしょけれども、それをお聞きしたわけです。

それと、意思形成過程の調査はしないということですが、あれだけ言って建設部、港湾室が強行して進めたわけですよ、強行といいたいまいしょうか。それに、市長の何かしらがなかったのかという、高島と同じ聞き方です。それは、再調査しませんよと、再調査といいたいまいしょうか。調査、確認しませんよということですが、その理由についても一度お答えいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) ただいまの横田議員の再々質問にお答えいたします。

臨港地区の除雪に絡んで建設部と産業港湾部の問題でございますが、まず、建設部のやっている総合除雪はJVでございますので、先ほど産業港湾部長が答弁したように、JVはJVの中でほとんどの業務ができるようにするというのが基本でございますので、これは再委託は認めない。

一方、臨港地区につきましては、再委託を認めないということで昨年やりましたが、こちらは単体でございますので、単体で全ては結果的にはできなかった、弊害があった。そういうことであれば、通常の

工事もそうですが、単体受注した場合には、下請を出すことを市が承認して、認めているわけですから、そういうところを整理したということをごさいます、昨年の統一性というのは、結果として実行性の中では無理があったとそういうふう判断しております。

○議長（鈴木喜明） 横田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時15分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

最初に、市長の政治姿勢についてお聞きします。

迫市長が就任して3カ月がたちました。市長は、公約として「小樽を安心・安全で、活力あふれるまちとして次の世代に引き継ぐために、市民の皆さんとともに未来に備えたまちづくりに全力で取り組みます。」としています。

まず、基本的な考え方として、これからのまちづくりの展望について伺います。

市長は、11月13日付北海道建設新聞のインタビューでの建設行政の重点施策はという問いに対し、大きく三つある。一つ目が北海道新幹線（仮称）新小樽駅周辺まちづくり。二つ目が小樽港第3号ふ頭周辺整備。三つ目がJR小樽駅前再々開発。いずれも将来の柱になる事業とお答えしています。

これが重点というのであれば、まさに過去に繰り返された大型公共事業優先の市政そのものではありませんか。いかがですか。

市長は、公共事業の重点を大型事業に置くおつもりなのか。市民生活優先の生活型の事業に置くつもりなのか。どちらの立場を優先されるのかお答えください。

日本共産党は、公共事業そのものに反対する立場ではありません。むしろ、保育所や学校、公営住宅、生活道路整備、プールや体育館など市民の暮らしに直結する公共事業は、しっかりと取り組んでいくべきだと考えます。

では、市民プールと総合体育館の複合施設建設のスケジュールはどうでしょうか。さきのインタビューでは、まずは建設場所を決め、任期中に財源を確定させたいと述べています。つくるとは言ってもいつまでかは決めないのでは、前市長と変わりありません。

また、任期中に財源の確定では余りにもやる気がないではありませんか。プールと総合体育館の複合施設について、来年の第1回定例会で、おそくとも第2回定例会で財源を含めた基本的な考え方を示すべきです。いかがですか。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定についてです。

勤労女性センター、勤労青少年ホームについて、検討方針では、同類の施設との複合化・集約化と記されていますが、設置目的に沿った機能を残していくことこそが必要ではありませんか。市長のお考えを伺います。

次に、収支改善プランに関連して伺います。

市長は、さきのインタビューで実質単年度収支が2年連続で赤字になったことについて、予想された人口減少に伴う地方交付税の減少などに対し、財源対策がおくれたことが財政悪化の主な原因。新たな

財政健全化プラン、収支改善に向けた取り組みを発表する予定で、進捗がおくれていた資産の有効活用や遊休資産の売却推進、出向ポストの見直し、機構改革、使用料・手数料の見直しに取り組むと述べています。

しかし、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税は、この5年間で16億円減少しています。そもそも、人口減少に伴う地方交付税の減少と言いますが、人口減少割合以上に減っていることが本市の財政悪化の主な原因ではありませんか。地方交付税が減少になっている要因について、お答えください。

財政調整基金は、この5年間で約15億円、この3年だけでも10億円の積み増しです。これ以外にも小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金で2,872万円、ふるさと応援基金で4,072万円、三つの基金と合わせると1年間で1億円を超える蓄えをつくっています。厳しさを増していると言われる財政ですが、交付税が減少しているにもかかわらず、逆に基金を積み増している実態を市長はどのように捉えられていますか。

推計の考え方は、あくまでも予算ベースだということです。決算では、毎年不用額が生じています。また、現行の過疎地域自立促進特別措置法が2021年3月末をもって失効することになることから、過疎債ソフトについて見込んでいませんが、新たな過疎対策法などが検討されていると聞きます。こうしたことから、殊さら市の財政が厳しさを増していると強調することでさらなる市民サービスの削減をすることが一番の狙いではありませんか。いかがですか。

(「やめなさいって、そんな言い方するの」と呼ぶ者あり)

収支改善に向けた取り組みについてです。

一番効果額が高く見積もられているのが臨時費全般の削減です。新規・拡充事業を行うに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドにより事業費を捻出するとしていますが、毎年2億円スクラップするというものではありませんか。

No. 11、市税調定額の増及び収納率の向上では、初年度に効果額を1,400万円、2025年度には9,800万円も見込んでいます。所得を正しく申告し、それに基づいて税を計算、納税することは当然です。お金に余裕があるのに払いたくないからといって納税を拒むことは許されません。

しかし、厳しい経済情勢のもとで仕事が不安定になって収入が激減したり、体を壊したり、家計のやりくりがきつくて借金をして返済に困ったりと、さまざまな事情を抱えている方も大勢おられます。徴収一元化についてもそうですが、小樽市には市民が困難な状況にあるときにこそ、親身に相談に乗って、一緒に解決策を探していく姿勢を求めます。親身な相談をすることなく、市民の暮らしの基盤を崩壊させる異常な取り立て、差し押さえはやめるべきです。いかがですか。

使用料・手数料の見直しについてです。

ここでは、「サービスを受ける市民と受けない市民の間の公平性を確保することを目的として」としていますが、新年度にコスト算出、条例改正、2020年度に新料金適用としています。効果額を年間3,000万円としています。詳細が明らかではないうちに市民負担だけを前もって決めるというのは、おかしいことではありませんか。

次に、石狩湾新港について伺います。

副市長が選任されました。これにより石狩湾新港管理組合副管理者に選任される見通しです。新港では、緊急性に乏しい北防波堤延伸やガントリークレーン増設計画が進められています。市長は、管理組合に対して、新しく副管理者となる副市長にどのような姿勢で臨んでほしいと考えていますか。

総合計画基本構想では、「連携を強化し両港が北海道日本海側の拠点港として、発展するよう努めます。」としています。しかし、新港の港湾計画では小樽港の貨物を奪わなければ達成できない過大な目

標値となっていることは問題です。市長は、小樽港の貨物をどのように守っていくおつもりですか。

次に、簡易水道事業について伺います。

石狩湾新港の背後地に立地する企業に石狩西部広域水道企業団が管理・運営する当別ダムの水を買って供給していますが、使わない水も買っているため赤字です。一般会計から簡易水道事業に毎年1億円前後の繰り出しを行っています。北海道は、小樽市に石狩西部広域水道企業団への参画を強く求め行った事業ですから、赤字分は北海道が負担すべきです。

しかし、北海道は、財政支援はできないので企業誘致で対処したいと言うものの、その責任すら果たしていません。前市長は、こうした責任を果たさない北海道に対して何一つ対応しようとしませんでした。市長は、どのように北海道に臨まれるおつもりですか。

2020年度から札幌市へ水を供給するとして、石狩西部広域水道企業団の2期工事が始まります。小樽市の財政を圧迫するような計画は見直すべきです。市長の考えを伺います。

1項目目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、これからのまちづくりについてですが、まず、建設行政の三つの重点課題につきましては、人や物が活発に交流し、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指すための建設分野における重点課題を示したものであり、市政全般における事業の優先順位を示したものではありません。

次に、大型事業と生活型の事業のどちらを優先するのかにつきましては、私としましては、先ほど申し上げたような、にぎわいと活力のあるまちづくりを行うことで、市内の中小企業の振興や税収の増加につなげ、市民の皆様の生活を守る行政サービスを行う好循環を生み出すことを目指しており、これらは関連しているものであることから、大型か、生活型かという観点ではなく、未来に備えた必要な事業を行っていく考えであります。

次に、プールと総合体育館の複合施設建設のスケジュールにつきましては、現在、新市民プールは、その建設場所として、旧緑小学校跡地などを想定して課題整理を行っており、また、公共施設再編計画では、対象施設を選定し、平成31年第2回定例会で複数の再編素案としてお示しできるよう準備をしており、その一つとして新市民プールについても複合施設案として検討を進めております。

その後、8月から10月にかけて、市内各地域7カ所程度で市民との意見交換を実施した上で、31年度末までに一つの再編計画としてまとめることを予定しております。

次に、新市民プールの基本的な考えを示す時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、スケジュール的には、平成31年第2回定例会までに具体的な建設概要をお示しすることは難しいと認識しておりますので、まずは、建設場所や複合施設の機能なども含め、庁内で再編素案を十分に検討したいと考えております。

次に、個別施設計画策定における勤労女性センターや青少年ホームの機能につきましては、両館とも開設時の根拠法令は改廃されましたが、設置目的を継続し、サービスを維持していることもあり、昨年度に利用者等との意見交換も踏まえてまとめた各施設の将来のあり方の検討方針においては、複合化・集約化に向けて検討することとしたものであります。

なお、個別施設計画の策定においては、同様の施設の機能を集約するとともに、両館の独自の機能などにも目を向けながら市民サービスと稼働状況の向上が図られるよう、複数の再編素案の策定に向けて、作業を進めているところであります。

次に、収支改善プランについてですが、まず、地方交付税が減少となっている要因につきましては、地方交付税は国全体の地方交付税総額から各自治体に配分されるもので、人口だけで算定されているわけではありませんが、人口減少は地方交付税のうち普通交付税の算出基礎である基準財政需要額が減少する大きな要因となります。

一方では、近年の地方消費税交付金の増加により、基準財政収入額が増額となり、これも普通交付税が減少する要因となっております。

次に、基金への積み立てにつきましては、財政調整基金は平成29年度において3億円取り崩しておりますが、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度決算剰余金の2分の1である約3億3,200万円を積み立てたことから、決算では約3,200万円の基金残高増となっております。

また、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金やふるさと応援基金については、ふるさと納税などによる寄附金を次年度以降にまちづくりなどの目的に応じた事業に活用するために積み立てているものです。

次に、収支改善プランは市民サービスの削減のためではないかとのことにつきましては、収支改善プランの収支見通しの作成においては、何らの収支改善の取り組みを行わなければ、毎年度、決算で収支不足額が発生すると見込まれ、将来的に早期健全化基準に該当し、財政健全化計画の策定が必要となる可能性があり、その際には、市民サービスにも大きな影響が出ることも想定されます。そういったことを回避し、市民サービスを維持していくためにも、収支改善に向けた取り組みを進め、財政体質の強化を図る必要があると考えております。

次に、臨時費全般の削減につきましては、本市の財政構造は、平成31年度以降の予算編成に当たって、多額の財源不足額が見込まれるところであり、厳しい財政状況にあります。

一方では、人口減少対策など、早急に取り組んでいかなければならない課題が多くある中で、必要な新規及び拡充となる事業のための財源を捻出するために、全庁を挙げて既存の全ての事務事業をゼロベースで見直し、スクラップ・アンド・ビルドにより、収支改善の取り組みを行う必要があると考えております。

次に、市税等の差し押さえにつきましては、市民の方から相談がありましたら、しっかりお話を伺い、その方の財産状況、生活状況などを確認した上で病気や失業など特別な事情があって、どうしても納められない場合などには、その方の実情に応じた納税方法を薦めることや納税を猶予するなどの対応をしております。

また、税法上の控除についてのアドバイスを رفتたり、生活困窮の状況に応じては、小樽市生活サポートセンターを紹介したりするなど、柔軟に対応しているところでありますので、まずは、納税者がお困りの際には、担当である納税課に御相談いただきたいと考えております。

次に、使用料・手数料の見直しにつきましては、使用料・手数料の適正な改正における効果額の見込みは、今回の料金改定において、サービスを受ける市民と受けない市民の間の公平性を考えながらコストを踏まえるほか、消費税率の引き上げの影響なども勘案することとしており、そうした要素を考慮して計上したものです。

次に、石狩湾新港についてですが、まず、副市長の石狩湾新港管理組合に対する姿勢につきましては、小樽港と石狩湾新港は、それぞれの特性を生かしつつ連携しながら、ともに道央圏日本海側の物流拠点

としての発展を目指すべきものでありますので、このような観点から管理組合に対しては、しっかりと意見を述べる姿勢で臨んでもらいたいと考えております。

次に、小樽港の貨物をどのように守るかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、小樽港と石狩湾新港の両港においては、ともに道央圏日本海側の物流拠点としての発展を目指しており、連携を基軸として取り組みを進めていく必要があることから、今後における石狩湾新港の港湾計画に基づく取り組みを見きわめながら、本市として必要なことについては申し入れてまいりたいと考えております。

次に、簡易水道事業についてですが、まず、簡易水道事業の収支不足に関する北海道への対応につきましては、北海道への要請を毎年継続して行っておりますが、御指摘のとおり北海道からは、北海道の財政状況も非常に厳しいことから小樽市への支援は難しい、企業の使用水量をふやしていくことが問題解決の手段であると進展は見られておりません。本市といたしましては、引き続き北海道に対して、粘り強く要請を続けていくことが必要であると考えております。

次に、石狩西部広域水道企業団の2期工事計画の見直しにつきましては、2期工事は、札幌市への用水供給を開始するための送水施設のほか、共用設備である浄水施設を増設する工事を実施する予定であり、本市としても必要な工事となっております。その上で、2期工事の計画につきましては、適切な施設規模とするため、平成29年度に本市も含めた企業団の構成団体が37年度以降の水需要を見きわめ、必要な受水予定水量の見直しが行われたものと認識しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 公共交通について伺います。

まず、中央バスの冬ダイヤ減便についてです。

昨年のダイヤ改正で、市内18路線で平日は255便、平日以外は232便の減便に続き、12月1日より祝津線、赤岩線が減便されました。赤岩地域では、ことしスーパーのように使われていた100円ショップが撤退し、自家用車も持たない方は、食材宅配サービス等を利用するか、バスやタクシーを使って買い物するかしなければならないようになりました。

こうした連続する市内のバス減便に市長はどのような所感をお持ちですか。また、赤岩地域の疲弊につながりかねないことへ懸念はありませんか。

一方で、高速おたる号は増便しています。必ず座れて便利だという声がありますが、乗車口に段差があるために利用できないという方もいらっしゃいます。市内線では、ノンステップバスが導入されていますが、高速バスはそうではありません。こうした声を事業者に届け、札幌市とも連携して導入に向け話し合う考えはありませんか。

函館本線についてです。

2016年3月のダイヤ改正で札幌・小樽間では、19時台後半から21時台にかけて快速4本が各駅停車となりました。このため、市民から不便になったという声が寄せられています。19時代以降の快速列車をJRに求めていく考えはありますか。第1回地域公共交通活性化協議会が行われましたが、今後どういった進め方になるのでしょうか。バスやJRなどで市民の利便性に沿った変更であれば歓迎しますが、そうでなければ問題です。スケジュールと市長の協議会に向けた考え方を示してください。

北海道新幹線についてです。

市長は、北海道新幹線新小樽（仮称）駅に関して、いかにして新小樽駅を使ってもらうかが鍵だと述

べています。既に開業している新函館北斗駅は、当初1日約6,000人を想定したといっています。

しかし、2016年度の1日平均乗車人員は712人、2017年の1日平均乗車人員は633人となっています。北斗市が約100億円を投じて道路や駅前地区を整備したにもかかわらず、駅前のテナント撤退が続いています。新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では700人から1,600人の利用を想定していますが、実際どれだけ使われるのでしょうか。想定を大きく下回る危惧はないのですか。

そもそも、新幹線利用で札幌までの移動時間がどれだけ短縮されるかという問題です。北海道新幹線の札幌駅ホームは、東案その2で決着したとされますが、在来線ホームまで6分かかるといふ報道もあります。小樽駅から新小樽（仮称）駅までは直線距離では約3.9キロメートルですが、道のりでは約4.7から5.7キロメートルと離れています。では、小樽駅から札幌駅南口まで新幹線を利用してどれだけ時間がかかると思われますか。

総合計画基本構想案でテーマ4、「施策5 市街地整備」の中に「北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。」と記されています。「Ⅶ 土地利用・地区別発展方向」では、「新幹線新駅周辺地域では、中心商業地への影響を考慮して、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制する。」としています。大規模な商業施設とはどの程度の大きさを想定されているのですか。大店立地法や北海道地域商業の活性化に関する条例に基づく届けによるものですか。ドラッグストアやスーパーマーケットではどうですか。また、マンションなどの建築についてはいかがですか。仮に、制限をかけるとしても具体的な歯どめはあるのですか。

また、新小樽駅に関連してどれだけの整備費用を予定されているのですか、お答えください。

天神地域の住民から、日本共産党に北海道新幹線朝里トンネル工事に伴う振動と騒音の相談がありました。それまで、日中に発破が行われていたのが深夜1時や2時にも行われ、睡眠に影響を及ぼしているという問題です。工事関係者に発破を何とかならないですかと聞くと、「こっちは仕事してるんだ、黙っている。」とすごまれたそうです。対象地域の町会長には説明し、回覧板で周知、さらに振動と騒音に対して予想よりも声が寄せられていることから、地域を広げてチラシ等で周知を図っていると言いますが、住民に十分な理解を得た上で工事を行っているとは言えないではありませんか。発破しますから御迷惑をおかけしますでは、どうやって納得すればよいのでしょうか。チラシをまいたから、それでいいという考えなのではないでしょうか。せめて深夜の発破は配慮してほしいぐらいのことは、鉄道・運輸機構に要望できないのでしょうか、いかがですか。

そもそも、なぜ発破工事をしなければならないのかということですが。北海道横断自動車道におけるトンネル工事では、発破は使用しなかったと聞いています。なぜ、発破を伴う掘削作業となっているのでしょうか。本市として、どういった情報を把握しているのですか。

朝里川温泉町会、朝里が丘町会連名での朝里川温泉地域の現状と課題という文書についてです。

ここでは、トンネル工事に伴う掘削残土処理についてにおいて、受け入れがたい計画、地域の承認がないままでの掘削残土受け入れは認めないと、明確に態度表明をしています。こうした地域の考えに寄り添うならば、朝里川温泉地域に掘削土搬入などあり得ない話ですが、いかがですか。また、地域を横断する、高架橋の高さの変更またはトンネル化は譲ることのできないものであり、この問題が解決しない限り、工事着手には同意できないとも表明しています。このような意見をどう思いますか。

札幌市は市が主体となって説明会を行い、高架から地下化へと変更しました。しかし、朝里川温泉地域では費用の増加等を理由に応じる気配はありません。小樽市は事業主体は機構だからという態度を取り続けるのですか。なぜ札幌市よりも後ろ向きなのですか。

通学路及び生活道路のつけかえ工事についてです。

朝里トンネル工事に伴ってつけかえ工事の対象となる市道大正新線は豊倉小学校に通学する児童の通路であり、避難所でもある豊倉小学校への避難路にもなっています。こうしたことから、地域からはつけかえ工事に際して意見、要望を反映してほしいとの声があります。こうした要望にどのように対応するのですか。また、いつ、どの場所が工事される見込みなのですか。

5日に塩谷親和会館で行われた工事説明会についてです。

朝里トンネルの施工中のボーリング調査で重金属が検出されました。これまでもきれいな無対策土は札幌市盤溪に運び、汚い要対策土は小樽市へというのは大問題だと申し上げてきました。朝里川温泉地域は地域の承認がないままでの掘削残土受け入れは認めないと猛反対しています。

それでは今度は塩谷だというのは、余りにも塩谷地域住民をばかにした話ではありませんか。地域住民から出された、地域は了解していないとの問いに機構側からは、9月に行った説明会でおおむね了承されているとのこと。このような機構の判断は大変乱暴だと思いませんか。市長の所感はいかがですか。

説明会の翌々日から朝里トンネルの要対策土を塩谷に運搬させていただきたいという説明に、漁師など漁業関係者からは、「了解とはならないべさ。」「理解なければ工事やめればいい。」「何で朝里の土を持ってくるんですか。」「7月からの運搬やめるんでしょ、もともと塩谷川があるところ。別のところにすればいいべさ。」と、了承の声は一つもありませんでした。市長はどう考えますか。7日から運搬したいとする要対策土はどのようになったのですか。

また、ぎょれんの方からは了解や合意をもって進める問題ですと話されました。小樽市としてどう考えますか。

北海道新幹線について、これまで述べたようなさまざまな問題や反対の声が噴出しています。市長は「市民の皆様にとってわかりやすく、納得いただけるまちづくりを進めてまいります。」と述べているのですから、小樽市が主体となって全市的な説明会を開催するよう機構に求めているかがですか。市長のお考えを伺います。

2項目目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共交通について御質問がありました。

初めに、バス、JR在来線についてですが、まずバスの減便につきましては、バス利用者の減少により減便に至ったことは残念に感じているところであります。赤岩地域に限らず、減便については高齢者などの公共交通機関に頼らざるを得ない市民の皆様にとって、日々の暮らしに御不便をおかけするものであることから、バス事業者と今後とも継続して協議してまいりたいと考えております。

次に、ノンステップバス導入につきましては、バス事業者を確認したところ、高速バスで運行する車両は荷台を確保するため、シートの位置を高くする形態であることから、ノンステップバスの導入は難しいものと聞いておりますので、札幌市と話し合うことは考えておりません。

次に、札幌・小樽間の快速列車につきましては、各駅停車となったことで朝里駅や銭函駅を利用される方にとっては利便性が向上したところですが、一方で札幌から小樽に帰宅する通勤・通学者のことを考えますと、19時台後半以降の快速列車は1本のみであり、少ないと感じておりますので、増便について改めて要請してまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通活性化協議会につきましては、本年度は8月に第1回目の協議会を開催し、7月に実施した市民ニーズ調査や路線バスの利用実態調査結果の速報等を報告しております。

第2回目は12月末に開催する予定であり、アンケート調査の分析結果等をもとに作成した路線別カルテ等を示し、問題点や課題の抽出、整理、対応方針や目標を協議してまいります。3回目以降はその目標を達成するための施策や事業を協議し、年度内に計画素案を取りまとめる予定です。31年度にはパブリックコメントを実施し、できるだけ早期に策定したいと考えております。

また公共交通については、協議会で議論をいただきながら、誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図っていききたいと考えております。

次に、北海道新幹線についてですが、まず新駅周辺まちづくり計画における利用者数の想定につきましては、交通量予測の基本的な考え方として、飛行機からの転換、在来線からの転換、移動時間短縮等による誘発による変化を前提に、本市の将来推計人口や所要時間のほか、札幌駅からの転換利用者の有無を加え、多角的に算出したものです。それぞれの前提条件が大きく変わらない限り大きくぶれることはないと思いますが、より多くの方に利用していただけるよう、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽駅から札幌駅南口まで新幹線を利用した場合の所要時間につきましては、JR小樽駅から新小樽駅まで、路線バスで20分程度を要しており、新小樽駅から札幌駅まで新幹線で約12分、新幹線ホームから札幌駅南口まで徒歩で数分かかると思われることから、接続時間を含まないとしても40分程度はかかるものと考えます。

次に、新駅周辺における大規模な商業施設の想定規模につきましては、計画では中心市街地の経済活動に大きな影響を与えることのないよう、今後の新駅周辺における土地利用の考え方を示したものであり、法令に基づく届け出面積を想定してのものではありません。

次に、店舗やマンションなどの建築規模や制限につきましては、新駅周辺における現在の用途地域では、その規模にもよりますが、建築基準法上、ドラッグストアなどの店舗やマンションの建築は可能となっています。新駅周辺の土地利用のあり方については、全市的な土地利用のバランスを考慮し、中心市街地と新駅周辺地域との連携や役割分担、開発の促進と抑制などの検討を行い、地域の意向も踏まえ判断してまいります。

次に、新駅に関連する整備費用につきましては、まず駅舎については、今後、鉄道・運輸機構が行う詳細設計の中で積算されることから、現時点では明らかになっておりません。また、駅前広場と駐車場については、新駅周辺まちづくり計画の中で配置計画の考え方を示しており、その際の積算では最低でも10億円程度見込まれますが、市の負担額については事業主体がまだ確定していないため、現時点では決まっておりません。

次に、発破作業に対する地域への説明につきましては、鉄道・運輸機構が天神や奥沢周辺のほか、最上から潮見台にかけて、チラシの戸別配布や回覧板による周知を行ったほか、工事区域に近接する住民に対しては直接説明に伺うなど、丁寧な説明により対応していると聞いております。

あわせて本市としましても、ホームページやフェイスブックなどにより情報提供に関して協力しておりますが、今後も工事の進捗状況などについて定期的にお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、深夜における発破作業への配慮につきましては、鉄道・運輸機構からは振動や騒音の定期的な計測や地域への聞き取り調査を行い、さらなる防音対策や装薬量の調整を検討すると聞いておりますが、本市としましても、引き続き地域に配慮した工事となるよう、鉄道・運輸機構に伝えてまいりたいと考えております。

次に、発破の使用理由と情報の把握状況につきましては、北海道横断自動車道と新幹線の工事では、トンネルの径も延長も深度も違うため一概に比較することはできませんが、事前の地質調査の結果に応じて、機械掘削とするか発破掘削とするかを適宜判断していくと聞いております。

次に、朝里川温泉地域における発生土処分につきましては、現在、当該地域における事業計画の説明段階にあるため、発生土処分に対する地域への説明が十分なされていない状況であると認識しております。鉄道・運輸機構では、引き続き処分候補地の調査結果を踏まえた対策方法について説明し、地域の理解が得られた上で適切に対応されるものと考えております。

次に、朝里川温泉地域から出されている構造に関する意見につきましては、現在、鉄道・運輸機構が地域に提示している高架橋の高さは法令で定める規定に適合していること、また、高架橋からトンネルへの変更は費用負担が大きく増加するなど、いずれの変更も北海道新幹線計画に及ぼす影響は大きいものと考えます。

一方で、地域の皆様にとっては、新幹線建設工事による生活環境の変化なども想定されることから、これに伴う課題を一つずつ解決しながら進められていくべきものと考えております。

次に、鉄道・運輸機構に対し札幌市のように地域の意向を代弁すべきとのことにつきましては、札幌市の事例では高架橋とした場合、新幹線本線が市街地を通過することでマンションを含む既存施設の移転が相当数に上ることから、地下化による費用と比べても結果として増減が生じないため変更になったものと認識しております。朝里川温泉地域における計画とは状況が異なるため、同一の対応とはなりません。地域の意向が十分尊重されるように、鉄道・運輸機構と調整してまいりたいと考えております。

次に、市道大正新線のつけかえにつきましては、現在鉄道・運輸機構と調整中であり、具体的な工事計画等については、まだ決まっておりません。鉄道・運輸機構では一定の方向性を整理した上で計画案を提示し、地域の皆様の御意見を伺いながら進められるものと考えております。

また、工事の時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、朝里川温泉地域の事業計画説明会が現在も継続中であるため未定ですが、工事箇所については、市道大正新線と北海道新幹線が交差する朝里トンネルの小樽方向への坑口付近となる見込みであります。

次に、朝里トンネルから塩谷地域への要対策土の搬入につきましては、今月5日に行われた説明会の趣旨は、朝里トンネルから部分的に要対策土の出現が判明したことから、現在市内で唯一の処分予定地である塩谷伍助沢地区に発生土の搬入をお願いしたものと聞いております。

また、昨年から開催されております塩谷地域での説明会では、他の工区の発生土を搬入する可能性についても説明されておりますが、鉄道・運輸機構では今回の発生土の処分に当たり、地域の皆様に再度丁寧に説明し、御理解をいただいた上で判断するとのことでしたので、地域の意向が十分に尊重されているものと考えております。

次に、発生土処分に対する塩谷地域の了解につきましては、昨年10月から行われてきた説明会において新幹線工事にかかわる情報提供と、徹底した濁水防止策や発生土処分対策について説明がなされ、地域の皆様からは一定程度の御理解をいただいたものと聞いております。

鉄道・運輸機構では工事着手後も丁寧な情報提供と適切な対策を引き続き行うとしておりますので、地域の意向を無視して工事が進められているものとは考えておりません。

次に、朝里トンネルの要対策土を塩谷地区へ搬入することに対する漁業者やぎょれんからの意見と要対策土の対応につきましては、地域の皆様からは了解できないとの声が多かったことや、了解や合意をもって進める問題との意見もあったことから、今回の件については搬入を見合わせる結論になったと聞いております。

私としまして、円滑に工事が行われるためには、今後も地域の意向が尊重され、一定程度の御理解をいただいた上で進められるべきものと考えております。

次に、全市的な説明会の開催につきましては、平成24年6月に新函館・札幌間が認可となった際、鉄道・運輸機構主催による全体説明会が複数の会場で行われております。現在はその次の段階として、工事区域周辺にお住まいの方を対象とした地域説明会を実施しているものと考えております。

今後、市内全域にかかわる事例が生じましたら、再度全体説明会を開催することも考えられますが、現時点では工事内容やそれに関連した諸課題に対してしっかりと説明を行い、地域の皆様に御理解いただけるよう進めていくことが大切であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 続いて、暮らし・福祉行政について伺います。

まず、国民健康保険について、子供の均等割保険料減免制度について伺います。

第1回定例会での代表質問に前市長は、今後の国の動向を見る、と大変冷たい答弁をしました。第3回定例会でも、国に引き続き支援を要望するといった他人事のような答弁です。本市の18歳未満国民健康保険人数は、2017年度確定賦課時には1,405人で、5割を軽減しても530万円で実施できます。国で引き続き検討課題に上がっているのであれば、この子供の均等割保険料の軽減制度を前進させる圧力を国にかけていく意味でも、改めて本市で実施する考えはありませんか。

市長は子育て世代に寄り添いと公約しているのですから、公約実現の上でも実施すべきです。前市長とは違うという前向きな答弁を期待します。

次に、本市の水道料金、下水道使用料の見直しを求めて質問します。

水道局は2019年度から始まる第2次小樽市上下水道ビジョンを策定するとしています。水道局長は、長期的な更新費用を試算して、基本水量に満たない世帯に配慮しながら料金を構成していきたいと答弁していますが、どのように基本水量に満たない世帯に配慮するおつもりですか。

小樽社会保障推進協議会は市民の利用状況や生活実態を考慮して、基本水量と上下水道の料金体系を見直し、市民負担の軽減を求める請願と署名を提出しました。市長はこうした市民の声をどのように捉えられますか。

総合計画基本構想のテーマ4、「施策1 上下水道」で「広域的な連携の推進」とありますが、いわゆる広域化のことではありませんね。確認いたします。

星野、星置地域の災害時の広域的な連携であれば「災害時の」と入れるべきです。いかがですか。

地方自治体の水道事業の運営権を民間企業が獲得する、コンセッション方式を推進する水道法改正案が成立しました。ここで出てくるのが、広域化や官民連携です。広域化や民営化は自治体の判断に委ねられているということですが、建設常任委員会で水道局は、民営化については現時点で考えていない。しかしながら人口減少、水道施設の老朽化、人員不足等、小樽市も同じ問題を抱えている。注視しながら対応したいと答弁しています。

民営化が老朽化対策どころか弊害を生むことは海外の事例からも明らかです。水は命を支える不可欠な基本的な資源です。ですから水道事業は水質の安全管理、資源、水質の保全、料金などについて極めて高い公共性が求められます。一度、水質事故が発生すれば、一挙に人命にもかかわる大量の被害を生み出しかねません。欧米でも水道料金が高騰し、設備投資がまともに行われないなどの問題が噴出し、

民営の水道事業が再び公営化されています。こうしたことから、利潤追求には根本的になじまないものです。日本共産党は、水道事業の民営化には反対です。注視しながら対応ではなく、小樽市では将来にわたっても実施しないと明言すべきです。いかがですか。

生活保護基準見直しについてです。

政府は生活保護基準の引き下げを10月に実施しました。食費や光熱費など日常生活費に充てる生活扶助の見直しです。平均1.8%、最大5%の引き下げです。単身者の多くは7万円程度の暮らしに落ち込みます。まともな暮らしができないという声上がるのは当然です。安倍政権は発足以来、生活保護削減を相次いで強行しており、既に削減額は年1,270億円に上っています。

小樽市では、11月22日、89件の受給者が不服審査請求を行いました。第3回定例会では、配慮して見直されたと考えていると答弁がありました。下がる世帯から上がる世帯に移しただけではありませんか。市長は市民が不服審査に至ったことをどのように受けとめられていますか。

2013年度の引き下げも、今回の引き下げも、最下層の低所得階層と比較して、生活保護基準のほうが高いという理由によります。この層の消費支出は年々下がり続けています。今回の引き下げの考え方は国民のうち所得が最も低い10%の消費水準に生活保護基準を合わせるというものです。

しかし、生活保護を利用できる人のうち、実際に利用している人は2割から3割程度と言われており、本来、生活保護を受給可能であるにもかかわらず、受給できていない人も多いです。その中には生活費を極度に切り詰めざるを得ず、健康で文化的な最低限度の生活とは言えないような生活をしている人々が少なくありません。こうした政府の引き下げの考え方はおかしいと思いませんか。市長の見解を伺います。

生活保護基準を使用する制度への影響についてです。

就学援助に関して、本市ではこれまでの基準で行うことから影響はないものと考えますが、それ以外ではどうでしょうか。また、生活保護基準に合わせた改悪はするべきではありませんか。いかがですか。

生活保護の基準は、最低賃金を決定する要件や低所得者向けの各種制度の基準にもなっています。最低賃金は生活保護との整合性に配慮するものとなっており、基準が下がれば賃金が上がらなくなるおそれがあります。こうしたことから生活保護利用者だけの問題ではなく、市民全体の貧困にも影響があるのではありませんか。市長の見解を伺います。

福祉灯油についてです。

北海道の冬期間の生活必需品である灯油等が高騰しています。原油価格は下落しているものの、灯油価格は最高時よりもさほど下がってはいません。今後の見通しも石油情報センターは、12月上旬には石油輸出機構の総会で産油国が今後の生産方針を協議する予定で、灯油やガソリン価格の動向は見通しにくいとしています。こうした中、後志管内でも14町村が福祉灯油を実施します。倶知安町でも4年ぶりに1,200万円の事業費を盛り込んでいます。北広島市では2,767世帯を対象に2,470万円の一般財源で行います。

市民から日本共産党へ、小樽市は福祉灯油をやらないのですかという問い合わせがありました。第3回定例会予算特別委員会の答弁では、実施するつもりがないという冷たい答弁でした。経済的弱者、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に寄り添った福祉の向上こそ必要ではありませんか。改めて市長のお考えを伺います。

また、北海道の支援が少ないというのなら、地域づくり総合交付金を増額し、さらなる財政支援をすることを強力に求めていくべきではありませんか。いかがですか。

化製場法違反事例について伺います。

ロシア人が代表となっているこの会社は、張碓町の私有地に、鶏や犬などの飼養を行っています。鶏や犬が鳴くことへの騒音の問題や、周囲に目隠しフェンスをめぐらせているものの、フェンスの下から動物のふんや尿などの汚水が垂れ流しになっており、ごみなども流されていることへの臭気や不衛生の問題、大型犬が放し飼いにされていて恐怖を感じるなど生活環境の悪化のみならず、迷惑、トラブルが山積みです。地域住民がロシア人に、何とか改善してほしいと言っても聞いてもらえないという、いわくつきの人物でもあります。

2016年、第2回定例会で新谷議員が生活環境問題として取り上げたところ、衛生上の問題については犬の畜舎に排水溝等の設備がなく、清掃時の排水先を確保する等の改善が必要、犬の畜舎が不浸透性材料でつくられていることを除き、いずれも構造設備が適合しておらず、周囲の生活環境保全のための基準に準ずるよう指導してまいりますとの答弁でした。では、どのように指導され、改善されたのでしょうか。

この法人から農業経営改善計画認定申請書が小樽市に提出され、小樽市農業委員会に報告されました。そこでは、小樽市と積丹町で鶏150羽、豚131頭を現状飼養していると記されています。目標では、鶏は300羽飼養するとのことでした。

条例で定める動物飼養等の許可が必要な動物等の数は、鶏は100羽ですから、明らかに超えています。現役農業者である農業委員からは、問題があった人物だと聞いている。住民とトラブルがあるという。認定が申請されているというが、認められないのではという意見が出され、川畑委員からも認定するかといった趣旨の発言をしましたが、農業委員会事務局長からは、既に申請は受理しており、当委員会に報告したものとされました。さもし小樽市農業委員会がお墨つきを出したのかのごとくされるのは、問題があるのではありませんか。いかがですか。

化製場等に関する法律における動物の飼養または収容に係る区域の指定では、新たに指定する区として、張碓町が加わっています。そこでは、「定められた動物を一定数以上、既に飼っている時は、区域の指定が行われた日から2ヶ月以内に、図面等を添付して保健所に届出を行えば、許可を受けたものと見なされます。」と記されています。

では、当該法人は届け出を行ったのですか。こうしたことが事実であれば化製場法違反であり、環境関係事犯そのものではありませんか。法では1年以下の懲役または3万円以下の罰金が科せられるとあります。いかがですか。

こうした事実を知らないまま申請を受理したとすれば、当時小樽市長職務代理者であった日栄総務部長の責任も問われるのではありませんか。この計画が認定されたことに対して、小樽市としてどのように考えますか。

3項目目を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、暮らし・福祉行政について御質問がありました。

初めに、国民健康保険についてですが、子供の均等割保険料の軽減制度につきましては、制度を導入している道内の自治体でも、国保の都道府県化に伴って段階的に縮小している状況であります。また、他の自治体が行っている独自の軽減は国民健康保険法で定める保険料の減免等の規定に基づいて実施されておりますが、減免は災害や所得減少など被保険者の特別な事情を考慮して行われるべきものであり、

子供がいることをもって減免することは適当ではないと考えております。

しかしながら、子育て世代の負担を軽減することは重要であると考えておりますので、今後とも全国市長会などを通じて国に対し、制度の創設を強く求めてまいります。

次に、水道料金、下水道使用料の見直しについてですが、まず、どのように配慮するかにつきましては、基本料金は固定的にかかる経費の一部を負担していただくものでありますが、昨今の単身世帯がふえている中、現在の料金体系に不満をお持ちの方がいらっしゃることは承知しております。

現在、次期上下水道ビジョン策定の中で、必要な投資や維持管理費、また収益などの見直しを立て、長期的収支のシミュレーションを行っているところであり、その結果により資金の状況や料金改定が必要となる時期が見えてくると考えております。その際には基本水量の見直しを含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽社会保障推進協議会からの請願と署名につきましては、基本水量に満たない世帯がふえているという状況を考えますと、請願を提出された皆さんのお気持ちは理解できます。一方、人口減少による収益の減少、老朽した施設の更新など、上下水道事業の経営は今後さらに厳しくなることも、また事実でありますので、経営状況のバランスを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、総合計画基本構想の上下水道にある、広域的な連携の推進につきましては、自治体間で行う事業統合などといった、いわゆる広域化ではありません。ここでいう広域的な連携は災害連携のほか、近隣自治体との合同研修会とおした組織力の強化や、水質検査の連携も含んでいるものであり、災害時のみを想定したものではありません。

次に、水道事業の民営化につきましては、将来に向けた選択肢の一つとは思いますが、法案成立に当たっての附帯決議でも、政府に対し地方公共団体への必要な支援など多くの措置が求められている状況にある現時点で、小樽市にとってのメリットが見込めないため、導入は考えておりません。

次に、生活保護基準の見直しについてですが、まず不服審査請求につきましては、今回の基準見直しは年齢や世帯人員、居住地域別の消費実態に合わせて行われたものであり、一律に保護費が減額されたものではないと認識しております。しかし、保護費が減額になったことで、生活が苦しくなり最低限度の生活が保障されていないと感じている受給者の思いが、保護決定処分を取り消しを求めた不服審査請求に至ったと考えております。

次に、国の基準見直しの考え方につきましては、生活保護基準の見直しに際して、社会保障審議会生活保護基準部会において、一般国民の消費実態との調整を図るという、いわゆる水準均衡方式を採用して、一般低所得階層との消費実態の均衡を検証した結果、この所得階層を比較対象とすることが妥当であると判断されたと認識しています。この手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い手法と言われていることから、妥当なものであると考えています。

次に生活保護基準を使用する制度につきましては、本市における生活保護基準に基づく減免制度については、基本的には生活保護基準に合わせております。一方で本年6月、それぞれの趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、他制度にできる限り影響が及ばないよう各自治体における事業についても、適切に判断・対応するようにと国から通知があったことから、各制度において今回の生活保護基準改定に伴う影響やそれぞれの制度の趣旨や国の動向も踏まえ対応しているところであります。

次に、生活保護基準と最低賃金との関係につきましては、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生活費の保障という観点から問題とされていましたが、最低賃金が毎年引き上げられたことにより、このような問題も解消され、生活保護との整合性にも十分配慮されている状況にあります。また、保護基準は最低賃金を決定する要件とはなっておらず、最低賃金は補助基準と連動するものでも

ありませんので、保護基準の引き下げが市民全体の貧困に影響するとは考えておりません。

次に、福祉灯油についてですが、まず福祉灯油に関する私の見解につきましては、本市の福祉灯油の実施は灯油の価格、国や道からの財政支援の動きや時期、他都市の動向、本市の財政状況を総合的に判断することとしております。灯油の価格は昨年の同時期と比べて上昇していますが、本市の財政状況を考えますと、国等からの相応の補助を得られない中、市が単独で事業を実施することは、実質的には困難であると考えております。

次に、北海道への財政支援の要請につきましては、以前、北海道市長会に対して、補助制度の拡充を北海道に求めるよう要請した経緯がありますので、改めて要請について検討してまいりたいと考えております。

次に、化製場法違反事例についてですが、まず、御指摘のありました動物の飼養施設に関する指導改善につきましては、施設周辺は住宅地であることから、平成29年度に当該地域を化製場法に基づく動物の飼養等に係る指定区域として追加し、規定数以上の豚や犬等を飼養することが制限される地域といたしました。衛生面では犬の犬舎、鶏の鶏舎からの排水については敷地外に出ないように、おがくずや砂を敷いて、ふん尿とともに定期的に回収をするよう指導しております。

今後については、保健所から動物の飼養が適当な場所への移転を促した結果、資金の見込みがたち次第に移転することの同意を得ています。現在、豚は全頭を飼養に適した他の地域へ移し、犬は28年度の9匹から4匹に減っており、鶏は規定数以上にならないよう指導しています。

次に、当該法人が届け出を行ったかにつきましては、平成29年8月1日の区域指定に伴い、当該地域で規定数以上の動物を飼養するのであれば届け出を提出するよう指導したところ、豚は全て飼養が適当な他の地域へ移し、鶏等についても化製場法が適用される規定数以上にはなっておらず、保健所への届け出はされていません。

次に、化製場法違反ではないかとのことにつきましては、保健所が調査したところ、鶏は当該地域と飼養者の自宅で飼われており、いずれの場所においても規定数以上が飼養されていることは確認されており、法違反の状態ではありませんが、今後につきましても法を遵守するよう指導を継続してまいります。

次に、当時の小樽市長職務代理者の責任及び計画を認定したことに対する市の考えにつきましては、職務代理者の責任については、当該法人の法違反はないことから、受理したことで責任が生じるのではなく、また農業経営改善計画の認定についても、農業経営基盤強化促進法や本市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし、適切であると判断し、認定したものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 農業委員会会長。

○農業委員会会長(北島吉治) 酒井隆裕議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、くらし・福祉行政につきまして御質問がございました。化製場法違反事例につきましてですが、農業経営改善計画認定申請書を提出した法人に対し、小樽市農業委員会がお墨つきを出したとされることにつきましては、小樽市が法人から提出された農業経営改善計画を認定したという報告を委員会は受けております。その際、一部の委員から懸念の声がございました。この計画は農業経営基盤強化促進法や小樽市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に照らし、市が適正であると判断した上で認定したものであると認識をしているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 次に、学校統廃合について伺います。

11月22日に行われた小樽市総合教育会議で、荒田純司教育委員は、早急に耐震化を進めていくことが必要、学校再編と耐震化は分けて考えるべきと発言し、市長は、おっしゃるとおり、再編がおくれる可能性がある。これからの計画の見通しを立てながら、時間がかかるなら別途の手だてをといった趣旨の発言をなさりました。

日本共産党としても、学校再編と耐震化は分けて考えるべきという意見に賛同します。

市長が考える別途の手だてとは、どのようなものですか。松ヶ枝中学校の旧最上小学校への移転は待ったなしという問題です。

第3回定例会の学校適正配置等調査特別委員会でも、私は従前から、倒壊の危険のある中学校に生徒を通わせてよいのかと申し上げてきた。最上小学校を中学校として活用することが最短かつ少ない金額でできる現実的な方策だと質問しました。最上小学校閉校式で低学年児童が、4月になったらここには誰もいなくなる。学校が泣いているよと、発表していました。それを聞いて本当にさみしい気持ちになったことを思い出します。市長、泣き顔ではなく、笑顔にしませんか。改めてお聞きします。松ヶ枝中学校を最上小学校跡にまずは移転する考えはありませんか。市長のお考えを伺います。

西陵中学校を存続する考えについてです。

今から「学校適正配置」是正を求める会の皆さんも、使える学校があることを訴えています。校区には小樽駅があり、まさに中心部です。校舎は新耐震であり、問題ありません。トイレの洋式化やグラウンドの問題も改修可能です。学校設置者である小樽市の長である市長にお聞きします。西陵中学校を存続するお考えはありませんか。

適正配置計画を見直す時期ではないのかという問題です。

2009年に策定した適正化基本計画は2024年までの15年間を見据えた計画とされています。しかし、当初よりも人口減少が想定よりも進んでいる現実があります。総合教育会議でも望ましい規模は、10年前と比べてどうか。時代の流れもある中で計画の修正も考えなければならないという教育委員の発言に市長は、廃校ばかりしても跡利用が進んでいない。地域の避難所としての役割、コミュニティーの核といった役割、将来のまちづくりを無視できないと述べておられました。

教育長に伺います。計画の見直しを行う必要があるのではないのでしょうか。いかがですか。

海上技術学校についてです。

11月22日付、北海道新聞では、廃止が検討されていた国立小樽海上技術学校について所管する国土交通省が、高校相当の同校を短大に当たる海上技術短期大学校に転換する方向で調整していることが明らかになった。2020年3月に閉校する小樽商業高校を校舎として活用する案が年内にまとまれば、21年春に開校する見通しと報道しました。正式決定ではないながらも、船員養成の機能が存続する見通しであることに安堵とも記されています。

ここで問題となるのが、これまでの教育委員会の立場です。あくまでも商業高校に中央・山手地区統合中学校を持っていくということにこだわり続けていました。

日本共産党は、国立学校と市立中学校が併設されることはでたらめだと申し上げてきました。改めて伺います。商業高校跡の統合中学校としての活用はなくなったのですね。

就学援助の入学準備金の前倒し支給について伺います。

2015年第3回定例会の私の一般質問に対し、当時の教育部長であった迫市長は、体制上、大きな問題

が生じることはないのではないかと答弁し、当時の教育長は、手続上の問題、実施に向けて十分検討してまいりたいと前向きに答弁し、実施に向け動き始めました。

実際の支給は今年度からでしたが、前倒し支給は小学校では通常43人に対し139人、中学校で通常66人に対し95人と全体の343人のうち234人に前倒し支給しています。支給が3月となったことで大変助かっていますという声があります。

しかし、中学校の制服は前もって採寸・注文することから、もう少し前倒しできないかという声も寄せられています。他自治体では、前年の12月に支給している例もあります。2月支給とすることなど、さらなる前倒しを検討してみたいかがでしょうか。また、前倒しを選択された新中学生の保護者から御意見を伺ってはいかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

最後に就学援助の費目拡大についてです。

これまでもPTA会費、クラブ活動費、生徒会費について費目拡大すべきと求めてまいりました。3費目全ととなると年間約2,750万円となることから難しいとのことでしたが、PTA会費のみの拡大だと年間約350万円のできることから実施を求めましたが、教育部局から予算要望があったにもかかわらず、前市長は蹴飛ばしてきました。私は前市長に市民の願いを無視するのであれば、市民から見限られると警告しましたが、実際に見限られたようです。

さて、市長がかわりました。教育部局から予算要望があった場合、拡大する考えはありますか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、教育について御質問がありました。

初めに学校統廃合についてですが、まず総合教育会議における私の発言につきましては、教育委員の方から、再編が未実施により耐震化が実施されていない学校があるため、学校再編と耐震化事業を分けて考えるべきとの御意見があり、計画に沿って進める中で学校再編に時間がかかるようであれば、子供たちの安全・安心を守るために教育委員の御意見も当然と考え、お話をしたものであります。

次に、松ヶ枝中学校の移転につきましては、松ヶ枝中学校は耐震化の問題や老朽化の課題があり、生徒の安全・安心の観点から早急な対応が必要と考えておりますので、旧最上小学校の活用などについて、今後、教育委員会と協議してまいります。

次に、西陵中学校の存続につきましては、教育委員会では現在の適正化基本計画について、児童・生徒数の減少や社会的背景なども踏まえた見直しを行うこととしており、その中で西陵中学校の学校再編の方向性についても検討されるものと考えております。

次に、就学援助についてですが、費目拡大につきましては、今後、就学援助費も含めさまざまな事業を推進していくために、今年度の財政負担や費用対効果も考慮しながら予算編成過程の中で判断してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井隆裕議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育について御質問がございました。

初めに学校統廃合についてですが、まず計画の見直しにつきましては、教育委員会といたしましては、

児童・生徒にとって良好な教育環境を確保することが重要であるとの認識のもと、これまで学校再編を進めてきており、望ましい学校規模の確保と施設設備の充実や新しい学校づくりに取り組んできたところでございます。

一方で、本市の児童・生徒数は適正化基本計画の推計値を上回る減少が続いてきたことから、計画の考えに基づいた場合には、再度の学校再編が必要となることも想定される状況であります。このような中、市長からは地域における学校の役割やまちづくりの観点と学校再編のあり方について御意見をいただいております、教育施策におきましても、地域や小・中学校間の連携など、新たな課題も生じているものと認識をしております。

こうしたことを考慮し、教育委員会といたしましては、現適正化基本計画による学校再編を見直し、新たな学校再編の考え方について検討してまいりたいと考えているところでございます。なお、再編計画の検討期間中におきましても、教育環境の著しい低下が見込まれる学校があった場合には、個別に対応してまいりたいと考えております。

次に、商業高校跡の統合中学校としての活用につきましては、適正化基本計画による学校再編を見直すこととしておりますので、西陵中学校と松ヶ枝中学校の学校再編についてもその中で改めて検討していきます。

次に、就学援助についてでございますが、入学準備金の入学前支給をさらに前倒しすることや保護者から意見を聞くことにつきましては、入学準備金は入学時に必要な制服や学用品などの購入費用であることから、平成30年度より3月に前倒しして支給したところでございますが、より適切な支給時期を把握するため、このたび入学前支給を選択した中学校1年生の保護者に対しアンケート調査を行い、意見や要望をお聞きしてまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） それでは、何点か再質問をしたいというふうに思います。

まず、これからのまちづくりについて、この建設行政の重点施策はという、このインタビューにお答えの中では、市長は、大型かもしくは生活型かと、そういった立場ではないと。にぎわいと活力を求めるといってやっているとのお話でありますけれども、お答えになっている。いずれも将来の柱になる事業というその答え方で言えば、やはり大型公共事業優先と言われても仕方ない話ではないのかというふうに思いますけれども、改めて柱だという、そういった考え方について伺いたいと思います。

それから、市民プールと総合体育館等の複合施設についてでありますけれども、来年の第2回定例会で複数の素案として出していくということでもあります。複数ということであれば、今回の旧緑小学校だけにとどまらず、さまざまなそうした案なども含めて出されるということなのか、そういった考えでよろしいのか確認をしたいというふうに思います。

それから、勤労女性センター、勤労青少年ホーム等についてであります。

私はやはり、質問にあった当初の設置目的に沿った機能を残していくということはどうしても必要なのではないかなというふうに思うのです。お答えの中では、複数の施設については統合していくという、複合化・集約化の考え方だということでもやられているのですが、そもそも女性センターについても、ますますそうした女性が輝く世界というのを求められている、また勤労青少年についても同様であります。そうしたことから考えても、設置目的に沿った機能を残していくことが必要だというふうに申し上げたわけでありまして、改めて伺いをしたいというふうに思います。

次に、収支改善プランについてであります。

ここでは、基金について厳しさを増しているという財政だけれども、逆に基金を積み増しているのではないかということで、どのように捉えているのだということでも聞きましたが、実情をお答えになったのみで、そういった実態についての市長の所見というか、所感というのはお答えにならなかったというふうに思います。

改めてこうして厳しいと言われて、実際に減少している中でも、実際には基金を積み増しているのだという、そういった実態についてどのようにお考えなのかということも改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、そもそもの考え方についてでありますけれども、この不用額が生じているという問題です。

市の財政は厳しさを増している。その中で地方交付税の減少が主な原因であると。消費税についても減少の原因だという話がありましたけれども、そもそも他の自治体と比べても非常に大きな不用額があるというふうに私は感じているのです。そうした、根本的に予算編成のシステムということで、私は問題があるのではないかと思っているのですけれども、そういった考え方はないでしょうか。改めてお伺いいたします。

それから、使用料・手数料の見直しについてであります。

次回の料金体系見直しに合わせて、消費税率なども考慮して見直しを行っていくということでもありますが、何だかんだ言っても結局、3,000万円負担増するというのだけ決めてしまうというのは、やはりおかしいのではないかと思います。この辺についてはいかがでしょうか。

それから、石狩湾新港について、しっかり意見を述べる姿勢でということでもありました。しっかり意見を述べるといっても、これまでも私は意見は述べられていなかったというふうに思います。改めて小樽市としての、そうした石狩湾新港と小樽港、両港の発展ということで、連携をしていくということであれば、小樽港の貨物もしっかりと守っていく、石狩湾新港としても発展していただくという形で、少なくとも小樽港の貨物を奪わないという見地で臨んでいただきたいと思っております。その点についても改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、簡易水道についてです。

簡易水道についても、北海道は結局やる気がないのです。財政支援はできないと言って責任を放棄してしまっているのです。やはりこうした道の姿勢というのもすごく問題があると思うのです。今までと同じような形であれば、当然進展することなどあり得ないです。どうやって進展させて北海道に責任を果たさせていくべきか、改めて考えていくべきではないでしょうか。これまでと同じような対応では、北海道は全く対応していないというふうに思います。いかがでしょうか。

それから、石狩西部広域水道企業団の2期工事についてであります。

企業団の定例会の中でも、石狩市の選出議員から、人口減少社会における生活インフラのあり方をどうするか、ダウンサイジングなどが検討できないか、こういった質問がありました。いずれもやはり、負担をどのようにしていくかという問題から出されたというふうに思います。

やはり、小樽市の財政を圧迫するような計画は見直すべきだと言いましたけれども、本市としても必要な工事だと言っているのです。やはりここから抜け出さなければ、どうにもならないというふうに思うのです。それで、見直しをやったと言いますが、それでもまだ、まだまだ余るのです。これで本当に必要な見直しを行ったと言えるのかどうか。改めて伺います。

公共交通について伺います。

市内のバス減便について、残念に考えていると。私もやはり残念です。これが小樽の中心地から離れたところで広がってしまうということになってしまえば、やはりますます大変な問題になると思うので

す。この当該地域だけの問題ではなくて。だからこそ、継続して協議ということでありませけれども、そういったことも踏まえて、地域の問題としてもどうしていくかということも踏まえた上で、やはり臨んでほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、ノンステップバスについてです。

ないのはわかっているのです、高速バスにノンステップバスがないのは。確かに、荷台、スーツケースなどを載せるものがあるからできないのだという。だけれども実際問題として、利用するときノンステップでないということから、わざわざ、さまざまなものを乗り継いでやらざるを得ないという、そういったものもあるわけですから、バス会社とも、本当にできないのかどうかということも含めて話し合いをしてほしいと思うのです。現時点では、それはありませんからできませんではなくて、どうやってそういったことが対応できるか。せっきバス会社とも仲よくなりつつあるわけですから、そういった可能性も含めて話し合いを進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、快速列車は申し入れていただけるということで、期待したいというふうに思います。

新幹線であります。

北海道新幹線について、どれだけ時間がかかるかということでお話を聞きましたら、乗りかえなどの時間などを考えないで、40分程度かかると言われているのです。これから考えると、小樽駅から札幌駅まで利用されている方が新幹線に転換、もしくは逆に新幹線に転換というのは、私はあり得ないのではないかと考えています。時間はかかる、新幹線特急料金もかかってしまう。このようなところでどうなっていくのかということになると、やはりそうした市民の利用というものが少なくなってくるのではないかとこのふうな危惧を抱えます。こうした問題というのは、果たしてそうしたさまざまな対策だけでできるのだろうかという、そういった疑問があるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、大規模な商業施設の立地など新たな核の形成を抑制するということでもありますけれども、今までの御答弁の中では、そうした届け出によるものではないと。それから、ドラッグストアやスーパーマーケットも可能であると。マンションも可能であると。何も歯どめがないのです。これは、単に小樽市として新たな核の形成を抑制できればいいですねというお話なのですか。それとも、そうした用途地域なども含めて、必要であればやる可能性もあるということなのでしょうか。

ここまではっきり新たな核の形成を抑制すると言っているわけですから、そうした歯どめというものはやはり必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、発破の問題です。

非常に私、残念に思いました。機構からの回答をそのまま読み上げているだけなのです。深夜の発破は配慮してほしいということで、これは当然のことだというふうに思うのです。だけれども、実際に音などを計測するという、それから防音についても配慮するという、装薬量についても検討するという、結局やるということなのです、これ。深夜にも何でも構わず。

本当に、市民にとって寄り添うということを考えていて、これから本工事に入っていくということになって、まさに数時間置きに発破が繰り返されてという形になるということであれば、やはり問題なのではないかと。本当に問題があるというふうに思わないですか。結局、多少、火薬を調整すれば問題ないと、我慢しなさいと言っているようなものなのです。本当にそれで小樽市としてよいのだろうかと思うのですけれども、いかがですか。

せめてこの発破に、地域説明会をやっているというのですから、これは発破だけに限らずこの地域説明会を開いてほしいと。これからどれだけの発破があるのだということも含めて出してもらった意味でも、機構に要望していくということもあり得る話ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

それから、朝里川温泉地域の掘削残土について。

朝里川温泉町会、それから朝里が丘町会では、地域の承認がないままでは認めないと言っているわけでありまして。これに対して、丁寧に説明して御理解を得るようにしてまいりたいというのですけれども、このままでは理解が得られるわけないです。本当にこれで理解されるというふうに思っているのでしょうか、いかがですか。

塩谷での説明会の話であります。

濁水の問題なども丁寧に説明し、一定程度適切な対策を行うことから無視しているとは考えていないと言っているのですけれども、無視なんて一言も言っていないのですよ。おおむね了承されているというふうにこれまで答弁があったのです。でも、これだったら了承されているとは言えないですね。今回の件でも明らかだというふうに思うのです。だからこそ地域は了解していない。だけれども機構はおおむね了承されていると、すごく食い違いが起きてしまうのですよ。だから、そういった判断は乱暴ではないかと聞いたのです。改めて、小樽市として機構の判断は乱暴だというふうに思いませんか、いかがでしょうか。

それから、塩谷に運搬させていただきたいということで、今回は搬入を見送るということでありましたが、結局、これから説明会を行うというけれども、どれだけ説明をやったところで理解が得られるとは思えないです。そういったことについては小樽市はどのように考えているのでしょうか。いかがでしょうか。

それから、子供の均等割保険料減免制度についてでありますけれども、これまでと同じ答弁で、子供がいることをもって減免するというのは適当ではないと。だからこそ私は、子供がいることから応援という観点を持って、私は減免するべきだと言ったのですけれども、それを持ってと言ったら、公平性だということでは言っていました。

それから、今までの前市長と同じく、全国市長会を通じて求めてまいりたいと。やはり、子育て応援と言っているわけですから、そういったことも踏まえて通り一遍の全国市長会に要望・要請していくとかという答えではなくて、改めてやはり検証していくという考え方も必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

水道料金、下水道使用料の見直しについてであります。

社会保障推進協議会から、3,300筆もの署名が提出されたわけでありまして。お気持ちは理解できるということでありまして。しっかりとやはり、こうした3,300筆の署名といたしますか、こうした声にやはり小樽市としても答えていくべきだというふうに思います。改めて考え方を伺います。

それから、生活保護基準見直しについてであります。

低いほうに合わせる、生活保護基準を下位10%に合わせるという考え方、おかしいではないかというふうに私は申し上げました。しかし、小樽市としては、透明性が妥当だと言っているのです。大変これはひどいものだと思います。どんどんどんどん市民の貧困の実態が下がっていくことになれば、それに合わせて生活保護についてもどんどん下がっていく。ますます貧困が深まるということになってしまわないですか。だからこそさまざまな団体、それから日弁連も声明を出していますけれども、問題だと言っているのです。妥当だ、透明性はある。本当にこうやって言い切れるのでしょうか。いかがでしょうか。

それから、化製場法違反の疑いがある事例について伺います。

どのように指導され改善されたのかと伺いますと、そのことについておがくずがどうのとか、畜舎がどうのとかと伺いますけれども、これは問題あると言って厳しく指摘されたから初めてやっただけの話

なのです。私は、きのうも当該箇所に見に行きました。いまだに排水設備はありません。穴だけあいているそうです。その穴も埋まってしまっているそうであります。そのために隣の家の方は、汚水があふれてくる穴から別のところに流れるように誘導してやっているそうなのですが、そのたびにつついて通るようにしていると。夏はにおいなどが本当にたまらない、こういうふうにおっしゃられておりました。本当にこれは改善されたというふうに言えるのでしょうか。上下水道もない、そういった施設で雨が降ったら流れ出る、穴が四つあるだけ。本当にこれで改善されている、指導されてうまくいっているというふうに本当に言えるのですか。大変問題だというふうに思います。いかがですか。

それから、移転するという話。

これは2年前にも言っていた話なのです。資金の都合がつけば移転をしようと言っていた。実際に当該箇所については売却をしようとしていると言っているのは、ずっと言ってきたことなのです。けれども、実際に移転する保証なんて一つもないではないですか。

当該法人の方、中古車両の貿易なども行っている方だというふうに聞いています。そういったことから考えれば、そういったところに移転すると私は思えない。現在、自宅も小樽市内にありますから、全くそういったことは、私は口から出任せではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

また、鶏だけではなくてガチョウも飼っている。犬の鳴き声もひどくて寝られないという声もあるのです。こうした声について本当に応えられたのかどうか伺いたいと思います。

そもそも、保健所職員が立ち入る前に予告しているのです。今から伺いますからよろしいですかと伺うのです。そうしたら、向こうはきちんと待ち構えていますから、問題がないようにきちんと取り繕ってやっています。こういった、予告しながら入っていくことというのはおかしなことではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

そもそも、これは申請を受理したことの責任は、私は重いというふうに思います。この認定農業者になるに当たって、現状の飼養頭数について150羽と書かれているのです。普通ならこれを見た瞬間に100羽超えているのだから問題あるのではないかとというふうに、当然考えるべきだというふうに思うのです。けれども、先ほどの御答弁の中では自宅でも飼っているのだという、いやいや、むちゃくちゃですよ。認定農業者になろうという人が、自宅でもやっていますと。自宅は、あれは最上町ですからね、まずい話ですよ。それも100羽以内だからということで、規制をくぐり抜けるために、そうした犬の頭数もこうやって調整しながらやっているのです。何でそうした問題ある法人を守るようなことをするのですか。周りの住民たちは、皆さん困っていると話しているのです。どうにかして、そういう対策ができないか。共存、共栄できないかということを考えていくべきではないですか。それをやるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

認定農業者として、本当にふさわしいとお考えでしょうか。

先ほどのお話で、仮にこの150羽ということが真実であれば、私は化製場法違反に当たると思います。将来的に300羽と言っているわけですから、ここは私は違反になるというふうに思います。けれども、現状ではそれに至っていないと、90羽程度だというのです。

そのことについてなのですけれども、認定農業者としてふさわしいかどうか、これについて計画の達成される見込みが確実であることと言っているのですよ。本当にこれは確実なのですか。資金が欲しいがために、いいかげんに言っているのではないですか。大丈夫なのですか。だからこそ私は、農業委員会としてお墨つきを出したかのごとくされるのは、たまらないのではないかと言っているのですよ。小樽市の責任でもありますけれども、いかがでしょうか。

最後に、教育問題について伺いをしたいというふうに思います。

松ヶ枝中学校を旧最上小学校にということで、ひとまずは安心をしております。しかしながら、今後についてはさまざまな形で検討されるというふうにするのですけれども、一体どういった場所で行われるのでしょうか。そして、それはいつまでに考え方が示されるのでしょうか。そうしたことも含めて、お考えを伺いたいと思います。

それから、計画の見直しということを明言されました。このことは、市内全体の計画も見直しされる可能性があるかと受け取ってよろしいのか。後期計画についても見直しされる可能性もあり得るという考えでよろしいかどうか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井隆裕議員の再質問にお答えをいたします。

まず、私からは建設行政の三つの柱になる事業についてのお尋ねでございます。

新幹線のまちづくり、第3号ふ頭周辺整備、それから駅前の再々開発の問題についてでありますけれども、これらはいずれも、第3号ふ頭でいいますとクルーズ客船の誘致のための将来に向けた整備でありますし、駅前の再々開発といえますのは危険がかねてから指摘されているものでありまして、これについて、将来に向けて必要な整備だというふうを考えております。

いずれにいたしましても、財政の状況ですとか、民間の力を活用できるかどうか、こういったことも考えながら進めていくものでありまして、このことで、私としては市民生活への影響はあってはならないことだというふうにも考えておりますし、先ほど御答弁申し上げましたとおり、市政全般における事業の中で優先順位をお示ししたのではないということについては御理解をいただきたいと思っております。

それから次に、プールの問題でございますが、プールにつきましては、来年の第2回定例会で複数の再編素案としてお示しをできるようにということで、プールだけではなくていろいろな施設のものについて、複数でお示しすることにしておりますけれども、プールの案が複数になるかにつきましては、今後の協議の結果によるものだというふうに思っておりますので、現時点でお答えすることは難しいというふうに思っております。

それから、勤労女性センターと青少年ホームの複合化、それから統合化についてのお話ございました。

そういった場合におきましても、やはり設置目的に沿った機能は残していくという、こういう視点は大切ではないかというふうには思っているところでございます。

それから、石狩湾新港の問題でございます。

私といたしましても、この新港と小樽港と、それぞれの適正を生かして連携を図っていく。このことが今の港湾計画の中でうたわれているわけでありまして、小樽市といたしましては本市の負担が課題となることのないよう、また、均衡的な発展が図られるようなことで、しっかりと指摘はしていきたいというふうに思っております。

また、私としては、これまで以上に小樽港のポートセールスに努めていきながら、先日も神原汽船株式会社にも伺ってまいりましたけれども、今ある航路の堅持を図るため、またそれ以上の荷物の拡大を図るためにポートセールスに力を入れながら、小樽港の貨物を守っていく、そういった考え方でおります。

それから、簡易水道の問題につきましては、依然として北海道との間で平行線が続いているわけであ

りますけれども、私どもといたしましても粘り強く北海道に対して要請を続けていくしかないのですが、幸い、近年なのですけれども、石狩湾新港の後背地で土地の動きが少し盛んになってきているということになってまいりますので、簡易水道を使っていただける企業をふやしていく、こういった観点も必要だというふうに考えておりますので、そういった意味では関係企業、石狩開発株式会社でございますが、そういったところとともに、企業の誘致にもこれまで以上に力を注いでいながら、簡易水道を利用いただける企業をふやしていく、こういったことも考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、公共交通について、赤岩の地区が例示をされておりましたけれども、私どもといたしましては、今後の地域公共交通のネットワークを考えていく中で、やはりこれからのバス路線だけではなく、これからのまちづくりとあわせて、公共交通ネットワークも考えていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

それから、ノンステップバスについてのお尋ねもございましたが、ノンステップバスが高速バスにはないというのはわかるということでもございましたけれども、いろいろな場面でバス事業者と協議する機会があると思いますので、こういった指摘が議会からあった旨についてはお話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、天神地区の土地利用の話もございました。

むしろ私といたしましては、在来線の駅と新幹線の新駅が離れているケースというのは、なかなか全国的に見ても新幹線の新駅周辺の土地利用が進まないということで、むしろそちらを心配はしておりますけれども、ここにつきましては、やはり全体的な小樽市の土地利用、そういったものも考え合わせながら天神地区の周辺の土地利用も考えていかなければならない、開発抑制については考えていかなければならないと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、収支改善プランの関係の再質問にお答えしたいと思います。

まず、基金の関係でございます。厳しい財政状況の中で積み増しているということでございますが、あくまでも先ほど市長から答弁がありましたとおり、財政調整基金については、たまたま前年度決算が6億円ほどの黒字だったというふうな中で、その財源に積み増すという、地方財政の規制に基づくものでございますし、また、二つの資金基金、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金、あるいはふるさと応援基金、これはあくまでも、その寄附金につきましては、翌年度以降に活用するという基本的な考え方で進めてございますので、一旦、基金に積み立てておいただけだというふうに御理解いただきたいかと思っております。

そういった中で、財政調整基金につきましても今後の施策課題を実現するために、できるときには積み立てをしていかなければならないというふうに思っております。そういった中で、平成29年度については取り崩しよりも繰越金を財源とした積み立てが多くなったというようなことでございます。

続きまして、不用額が多いということで、予算の精度のお話をされてございました。確かに、不用額というのは必ず出ます。といいますのは、歳出というのは、それは支出の限度ということでございますので、特に扶助費ですとか人件費といった義務的経費については、最終的に予算が不足して支払えないというふうなことができませんので、そういったものについては若干かために予算を計上せざるを得ないということもございます。

また、近年、建設事業でなかなか国の交付金が、予算で見えていたとおり、あるいは要望していたとお

り交付金が見つからないという状況がございまして、そういった部分での建設事業が、予算計上したけれども執行されなかった、そういった部分もふえているというふうな状況がございまして。

いずれにいたしましても、予算につきましては、精度については我々もこれから31年度の予算編成がございまして、なるべく精度を高めた予算査定をしていきたいというふうに思っております。

それから、使用料の件でございまして、おっしゃるとおり、コストを踏まえての部分というのは、これからいろいろ改正の作業をする中で検討していくところでございまして。

たまたま今回につきましては、平成25年度に改定した後に、29年度の改定については、自然閉会等もあった事情もございまして、25年度以来の大幅な改正がされていないというふうな中で、その間に、26年4月に消費税が5%から8%、さらに31年10月には10%になるという、そういったことも踏まえた中で、今回はその部分に着目して収支改善プランに数値を計上したということでございまして。

コストを踏まえたほうのことにつきましては、おっしゃるとおり、まだまだこれから中身については検討していかなければならないということでございまして。その辺は御理解いただきたいかと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(相庭孝昭) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、18歳未満の子育て世帯に対する軽減策でございまして、これが前の市長から全然変わっていないのではないかと、こういう御指摘でございましたけれども、私どももいたしましても、子育て世帯に対する支援は重要な施策だというふうに考えてございまして。

ただ、現在行っているやり方、これは先ほど市長からも答弁申し上げましたとおり、保険料の減免という制度に基づいて行っております。

先ほど答弁、市長が行いましたとおり、減免といいますのは、災害ですとか収入が急減したような、いわゆる特別な事情に対して行う制度でございまして、それを適用していくのはどうかという、制度論になりますけれども、そういう考えでございまして。ですから、私どもとすれば、こういった医療保険制度を、世界に冠たる医療保険制度を支える国民健康保険の中で子育て世帯を支援するという施策を実施するのであれば、きちんと制度をつくって下さいということに要望しているところでございまして。実際、低所得者の方々に対する軽減策というのは法律の中に書いてございまして。それと同じようにやっただけということをお願いしているところでございまして。

その要望につきましても、要望ばかりしないというようなことでございまして、私どもはしっかりと要望していくことが重要であるというふうに考えてございまして、先月になりますけれども、11月の半ばに全国市長会でも実際に各官庁にもお邪魔して要望しておりますし、国民健康保険関係連絡会というところでも、これは国民健康保険中央会とかいろいろなところが入っているのですが、そこでも11月16日に要望しております。

こういった形で取り組んでいるところでございまして、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 水道局長。

○水道局長(伊藤和彦) 私から、酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

私からは、水道料金、下水道使用料の見直しに係ります請願と署名についてでございます。

基本水量に満たない方で不満を持っている方がいるということにつきましては、やはり一番の原因は、基本水量と基本料金の関係がなかなか理解を得づらいということにあると思っております。したがって、不公平感を減らすことにつきましては、この基本水量、それから基本料金の両方を引き下げると

いうことを考えていかなければならないと思っているところではございますが、現在ビジョンの策定の中で長期的な収支シミュレーションを行っておりますけれども、その結果を見て、資金不足が発生するような状況になりますと、必要な水道料金総額、これは確保する必要がございますので、どこか別ところで、また料金を上げなければいけないという事態も想定されます。

そのように、こうしたバランスを考えながら市民の皆様にご理解いただけるような料金体系というものを検討していかなければならないと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

私からは、生活保護の基準の見直しで、低いほうに合わせるのとは妥当なのかということでございますけれども、議員御承知のとおり、今回、水準均衡方式、これは昭和59年から採用されている方式でございます。

したがって、これがずっと採用されていて、この採用について、平成15年、16年に生活保護の社会保障審議会、社会福祉部会の生活保護基準制度の在り方に関する専門委員会、こちらにおきまして、この検証方法が妥当なのかどうか、5年に一度検証しなさいという提言を受けております。

この点に基づきまして、生活保護の基準部会において、このたび検証が行われたわけでございますが、この中で、モデルケースとして夫婦と子供1人の3人世帯をモデルケースとして検証した結果、いわゆる一番所得の低い世帯、いわゆる第1・十分位層と言われておりますけれども、こちらと比較したところ、おおむね均衡していたということで、使っているデータも全国消費実態調査等ということで、こういう面から、継続性、整合性にも配慮した妥当な方法である、手法としては妥当であるということでございます。

しかしながら、基準部会の報告においては、この方法には一定の限界が来ていると。一般消費者世帯の消費水準が低下すると、これに合わせて生活保護基準も低下する方法であるということで、新しい方法の開発が求められているということでございます。

これにつきましては、今、基準部会でも新たな方法で試行的に検証が行われているということもございましたので、このたびの検証につきましては、今まで使っていたもので妥当であるということでございますけれども、次回以降、新たなもので検証されていくということを期待したいということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 化製場法違反ではないかという事例についてでございますが、平成29年度に当該地域を化製場法に基づく動物の飼養に係る指定区域に追加して以来、保健所といたしましては月1回程度、現地に赴きまして確認をしておりますが、その確認の中では違反の確認はできておりません。今後とも、飼養者に対しては適正な飼養に努めるように強く指導してまいりたいと思っております。

また、その地域は住宅地でありますので、できるだけ早くその地域から別の地域に移っていただくと、そんなことで相手方の了解も得ております。そういう意味では、今後とも移動していただくということを念頭に指導していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（加賀英幸） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

化製場法違反に係る認定農業者の申請について、これはふさわしいのかどうかということでございますが、申請された法人につきましては、申請書の中で、鶏については現状で150羽を飼養しているという、そういった届け出がございました。その記載の中に飼養する地域、これについては小樽市、積丹町というそういった届け出がございまして、その中で分散して飼養しているという、そういったことを申請者から確認をとっております。

申請書受理後、北海道の検査にあわせて、当部の農政課の職員が現地を立会してございます。そのときには規制を上回る数、こういったものはなかったという、そういったことを確認してございます。

それと、認定に当たりましては、後志総合振興局と連携しながら認定を進めておりますので、その中では目標達成、この見込みがあるということが伝えられておりますので、今回認定したというような状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(日栄 聡) 私からは、新幹線について何点が答弁いたします。

まず、新幹線の時間について、小樽駅から札幌駅南口まで40分かかるのであれば誰も乗らないのではないかということについてなのですが、あくまでも小樽駅から乗ることを想定しているわけではなくて、新光あるいは朝里、桜方面から乗る方については、例えばバスあるいは車で行くということも考えられますし、これから2次交通についてもいろいろ考えていくと。バスルートについてもいろいろ要望していくということもありますので、まずはここではたくさんの方が乗っていく方法というのを考えていくということでございます。

(「あんまり無理した答えしないほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

それから、発破について、これはいろいろ御迷惑をかけているようではございますけれども、これはJ Vで行っているわけなのですが、引き続き発破音と振動の計測というのをまず見て、それからできるだけ抑えるようにするということはするのですけれども、それでも、もし聞こえるということであれば、我々からもJ V側に調整をしていきたいと考えておりますし、説明会についても何とかできるようにお話はしていきたいと考えております。

(「J Vで判断できないしょ」と呼ぶ者あり)

それから、そのほかは、朝里川温泉の関係ですとか、塩谷については少し似たような感じでしたけれども、まとめて答弁させていただきますと、いずれにしましても地域の理解、承認というのは必要であるというふうに考えておりますので、何とかお話は理解していただくように進めていきたいということと、市においても間に入って調整はしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 石狩西部広域水道企業団の2期工事で、今後また小樽市の新たな負担になるのではないかと御質問がありましたが、これにつきましては先ほどの答弁の繰り返しにもなりますけれども、平成29年、比較的近い時期に小樽市も含めました構成団体が37年度以降の水需要、これを見きわめた上での受水予定量ということであったことから、私どもといたしましては、適正だというふうに判断をしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(貞本晃一) 施設に立ち入る際に保健所が事前に通告してから行くのは不適切ではないかと

いうことについてのお尋ねでございました。

飼養者がその現場に住んでいないものですから、事前に電話等で連絡をとって現地に来てもらうと、そういう手続をとらなければ施設の中に入ることができませんので、その施設は委員御存じのように、3メートルほどの鉄のフェンスで覆われておりまして、施錠されております。そういうことで、やむを得ず事前に連絡した上で立ち入ることとしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大口明男） 先ほど、農業委員会として、この法人が認定農業者としてふさわしいのかという質問がありましたが、この農業改善計画につきましては、小樽市が法人から提出された計画を認定し、小樽市が認定農業者として認めた旨の報告を受けたものでありまして、報告を受けたことをもって、農業委員会としてこの方が認定農業者としてふさわしいか、そういったことを認定するものではございませんので、農業委員会といたしましては、市が法令や基本構想に照らし適切に判断して認定したものが報告されたものと考えております。

○議長（鈴木喜明） トンネル残土のことで、説明会は理解を得られないだろうと。小樽市はどう考えるのかということが少し抜けているので、その点です。

それと、新幹線の新駅の駅前の大型商業施設は抑制ということで書いてあるのだけれども、本当に抑制されるのかということの2点が少し抜けていたと感じますけれども。

説明員の答弁を求めます。

(「塩谷と朝里は理解してもらうよう頑張るって言ってませんでしたか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○市長（迫 俊哉） 私からは答弁させていただいたというふうに認識しておりますけれども、新幹線新駅周辺の土地利用についてであります。先ほどの答弁をもう一度させていただきますけれども、全国的に見ましても、在来線の駅と新幹線新駅が、先ほど4.数キロというお話もありましたが、離れているケースについては、一般的に新駅周辺の土地利用が進んでいない中で、むしろそういった開発の動きがあることは我々としては歓迎すべきではないかなというような感じもいたしますけれども、小樽市全体のまちづくりを考えたときに、既存商店街に影響を与えるですとか、そういったようなことであれば、必要に応じて抑制すべきかなというふうには思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

答弁漏れして申しわけございません。

新幹線の発生土については、これは塩谷地区の話だと思うのですが、今まで、昨年10月から説明会が行われておりまして、発生土の処分に対する話も何回かしているということなのですが、2町会で3回ずつ、それから漁業関係者にも2回ほどしているということで、8回以上説明は行っているようなのですが、そうしたこともありまして、機構では、説明はしているし了解もしていると思っているということだったので、まだ御理解されていない、あるいはわかっていないという方がいらっしゃるようでしたら、それについてはまたこちらから機構にお話をしまして、御理解していただけるように話を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

御質問の趣旨は、学校再編にかかわって今後はどうやって進めていくのか、いつまでに示されるのか、計画の見直しは全体に及ぶのかどうかということをお伺いされたというふうに思っておりますが、まず、先ほども御答弁いたしましたけれども、児童・生徒の動向、推計値が当初の状況よりも大きく減少が続いているということで、適正規模がなかなか確保できない状況が、将来推計にわたって出ているということがございます。

それから、先ほども申し上げましたように、市長からも地域における学校の役割、それからまちづくりの観点と学校再編のあり方、それから、教育委員会サイドとしましても、教育施策において小・中学校間の連携など新たな課題も生じているという状況もございます。そういった意味で、地域や教育関係者などからも御意見を聞いていく必要があるというふうに思います。

いつまでに示せるかということについては、まだこれからの検討状況、それから課題などを今、整理しておりますので、それを含めてできるだけ早くお示しをしまいたいというふうに思っております。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○18番（酒井隆裕議員） 再々質問いたします。

まず、この収支改善プランについてでありますけれども、不用額が出ると、それは当たり前なのです。それは、いきなり何回も補正かけるようにしなさいと言っているわけではないのです。それは大き過ぎるのではないですかという話をしているのです。

それで、私が一番の問題だと思うのが、早期健全化団体になるという、そういったおどしをして市民サービスを低下させていく。言ってみれば、前々市長の時代まで、本当に財政が厳しいと、その中で他の自治体の名前も挙げながら、大変なのだという言い方をしながら抑えつけてきたという、そういったやり方は私は問題だと言っているわけなのです。厳しさを増している財政というのは、それはそのとおりだと思います。大変厳しいと思います。ただ、従前にお話を伺ったときに、来年、再来年、もしくは3年後以降に、すぐに健全化団体になるのかということでは、ならない。それが答弁だったのです。何も手当しなればわからないですけれども。

そういったことから、そういった市民サービスの削減ということで、不用額は必ず出るのだと言いますけれども、やはり、そういった観点でいけば、私は編成のシステム自体にやはり問題があるのではないかとこのように思いますけれども、改めて伺いたいと思います。

（発言する者あり）

それから、新駅周辺地域の問題でありますけれども、お話では、土地利用が進まないことが心配なのだと、まるで真逆のことを言っているのです。結局のところ、必要であれば抑制も考えなければならないという話であって、基本構想案の中で書いてあります、周辺市街地への影響を考慮して大規模な商業施設を立地するなど新たな核の形成を抑制するというのは、あくまでも考え方にすぎないのです。要は、全くそういったさまざまなスーパーなどが出てくる場合には、逆に歓迎するのだと。では、これは真逆ではないのかと思うのですけれども、大丈夫でしょうか。いかがですか。

それから、深夜の発破についてです。

JVに要望していくというのですけれども、JVに要望してもだめなのです。これは、機構側の考え方なのです。何で、そもそも発破の工事をしなければならないのかという話なのです。早くできるからなのです。機械堀りよりも早くできるからなのです。だからこそ、こうやってやっているのですよ。

やはり私は、問題があるというふうに思います。せめて、深夜の発破については配慮していただきたいと、市からなぜ言えないのですか。火薬量の調整、防音壁をちょこちょこやるだけで、本当に対処できるというふうにお思いなのですか。大丈夫ですか。いかがですか。

それから、塩谷と朝里川温泉地域については理解できていないということで、それについてはしっかりと説明して、理解してもらえるようにやってまいると言うのだけれども、理解されるわけじゃないですよ。あくまでもこれ、地域住民が反対の声をを出していても御理解得られるまでやってくという、下請機関ではないのですから。やはり、きちんと考えてくださいよ。まずいと言われているものについて、しっかりと聞いていくということをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、子供の均等割軽減についてなのですが、部長は、制度をつくってくださいと要望していくのだというのですが、私の本質問の中で何と言っているかということ、この子供の均等割保険料の軽減制度に前進させる圧力を国にかけていく意味でもやるべきではないのかと。要は、やっている自治体が多くなってくれば、国としても腰を上げざるを得ない。だからこそ、やっていけばいいではないかというふうに言ったのですが、あくまでも要望していくのだという考え方でありますので、ぜひ、そういった観点ではなくて、検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、化製場法違反と疑われる事例についてでありますけれども、以前聞いたときには、90羽だと言っていたのです。これは大変な問題なのです。言ってみれば、もう予告して行きますから、しかもこれは数を数えたわけではないのですから、本人が言っているだけなのです、90羽ですよ。でも、どこから見たって、現状の農業経営改善計画の申請書の中では150羽で、将来的には300羽と言っているのです。その中で90羽と言っても信用できるかと言ったら、できるわけないでしょう。そして自宅でも飼っていると、むちゃくちゃですよ。これで認定農業者と本当に言えるのかと、私はだから問題だと言っているのです。

(発言する者あり)

本当にまずい話です。本当に、排水設備もなく、電気もないのです。そんな中で衛生とかそういうものがきちんと保たれるのかで、保たれていないからこそ、そういったおいの問題とかが出ていないのですか。しっかりと小樽市保健所として、そういったものに向き合っていくべきです。相手側の言いなりになってやっていると、小樽市ばかにされているのですよ、これ。ひどいですよ。

この方、どんな人かと、本当に除雪の問題でも、最上のほうでフェンスをぶっ壊した疑いがあるとか。だからこそ、きちんと適正にやってもらうように指導できるというのは保健所なわけですから、そういった設備についても改善してもらうように言っていくということがやはり必要ではないかと思うのですけれども、全然そういったことについては違反の確認ができませんと。ひどいです。

(「本会議であんまり個別の話しないほうがいいですって」呼ぶ者あり)

本当に問題だというふうに思います。

それから、見込みがあるというふうにお話しされているのです。これ、今やっているわけではないのです。これは資金調達して移動してどうのという話なのです。そんな中で小樽市がお墨つきをつけた、農業委員会からも、一部の委員からは反対の声があったというけれども、反対の声があるのも当然だなと思うのですが、本当にこの見込みがある、認定農業者としてふさわしいというふうにお考えだったのですか。改めて伺いたいと思います。

(「一部って言っちゃだめですって」と呼ぶ者あり)

あと、残りについては他の委員会等で質問してまいりたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 酒井隆裕議員の再々質問にお答えをいたします。

天神地区の新駅周辺の土地利用について、真逆ではないのかという言葉がございましたけれども、私とすれば、在来線の駅と新駅とが離れた場合、小樽のこの話ではなくて、全国的に見て、なかなか在来線の駅と新駅の距離がある場合については、なかなか土地利用が進んでいないケースがあるということで、私も天神地区のこの新駅周辺の土地利用のあり方については懸念をしているところではありますけれども、今後の開発の様子というのがまだ見えない中で、やはり小樽市全体の発展につながるもの、あるいは中心市街地への影響のあるものについては、開発と抑制のバランスをとりながらまちづくりを進めていくべきものではないかというふうに考えているところでございます。

それから、新幹線の関係でございますが、今、深夜における発破の問題ですとか、残土処理の問題につきまして、住民への説明、なかなか理解得られないぞというお話でございましたけれども、地域住民の方から理解が得られない、そういったことを決めつけるのではなくて、しっかりと機構には私からも、例えば深夜の発破については抑制をするように、とめるようにということを機会を見て私から機構には要請をしていきたいというふうに思っておりますし、残土処理の、塩谷・朝里川温泉地区の問題につきましても、私から地域住民の意向を十分考慮するように、そんなようなことで、機構にはお話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 再々質問にお答えさせていただきます。

私からは、収支改善プランについて、不用額が大き過ぎる、不用額で収支を悪く見せて、サービスを削るのではないかというお話でございますが、先ほど財政部長が答弁していましたが、扶助費と人件費、これは決算規模で約260億円あります。予算になるともう少し多くなるだろうと思いますが、不用額1%で2億6,000万円、2%で5億2,000万円ということでございますので、これぐらいの規模の予算をつけておかないと、やはり執行途中で足りなくなって出せないというわけにはいきませんので、この辺は御理解いただきたいと思います。

ただ、議員御指摘のとおり、予算の精度を上げていく、この努力は不断にしていかなければならないと思っております。

また、今回の収支改善プランでございますが、前回の再建計画のときには実際に赤字になってしまって、不用額を見込んだ計画までつくれないような、大変な状況でございました。今は、実際にこのまま放置したら赤字が出るが見えていますので、今、まだ少し余裕がある間にきちんと対応するのが必要ではないかと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(相庭孝昭) 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

圧力をかける意味で減免の制度を使ってやるべきではないかというお話でございますが、それが圧力になるのかどうか、それからほかの市町村が減免の規定を使って行っていることについて、私からはとやかく言うことはございませんけれども、ただやはり、減免の規定を使って、やはり特別な事情でないことについて軽減をしていくということは、法律の規定上どうなのかということで、私としましては、これは全国の皆さんが子育て世帯を支援する制度ですから、全国統一の制度でやってくださいということで要望し

たいということで、現在要望しているところでございます。

そういった考え方であるということは、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（貞本晃一） 今回、保健所職員が実際、現地に赴きまして鳥の数も数えてまいりました。鳥は87、自宅に25羽おりました。現在のところ、化製場法違反の施設にはなっておりませんので、これからも粘り強く適正な飼養を指導してまいりたいと思います。

また、現地は住宅地の中にありますので、そこで指導を強化して、施設を改善するなどというふうな指導をしますと、そこにずっといてしまうということになりますので、本来もっと飼養に適した地域に移動していただくということで、強くその辺も指導しているところでございます。

候補地もあるようでございますので、その辺は今後とも粘り強く移動について、適切な飼養ができる地域に移動することについて指導してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高野さくら

議員 中村吉宏

平成30年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成30年12月11日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹
副	市	長	小	山	秀	昭	義	並	木	昭
水	道	局	長	伊	藤	和	彦	日	栄	聡
財	政	部	長	前	田	孝	一	加	賀	英
生	活	環	境	部	長	鉢	呂	善	宏	昭
福	祉	部	長	勝	山	貴	之	相	庭	孝
建	設	部	長	上	石		明	貞	本	晃
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	敬
事	務	部	長	金	子	文	夫	飯	田	敬
総	務	部	長	西	島	圭	二	津	田	義
企	画	政	策	室	長					久
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び議案第16号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 第4回定例会に当たり、立憲・市民連合を代表して質問いたします。

迫市長が誕生して3カ月余りが経過しました。第3回定例会も予定どおりの日程で終わり、小樽市政の平常化が実感でき、ここにいる多くの議員、多くの職員も胸をなでおろしていることと思います。

しかし、本当にこれでいいのでしょうか。確かに、市民の審判により森井前市長は小樽市政から退場させられました。しかし、多くの小樽市民が胸をなでおろしているのでしょうか。私は、違うと思います。多くの市民は、議員、職員ほど小樽市政に対する危機感が持てなかったのだと思います。だからこそ、さきの市長選でも森井前市長は一定の支持を得たのではないのでしょうか。

迫市長は、記者会見で、森井前市長が獲得した1万9,000票の検証、分析を改めてしなければならないという発言がありました。私も同感であります。ただ、私はそのアプローチとして、森井前市長の市政を徹底的に検証して公開し、多くの議員や職員が、森井前市長の市政で感じた危機感を市民と共有していくことこそが必要ではないかと考えます。

私は、森井前市長の市政は失敗だったと思っています。平成27年の市長選挙で、森井前市長に投票した人でさえ、失敗を感じたからこそ得票数を半分に減らし、森井前市長は退場させられたのでしょうか。しかし、森井前市長の市政を検証しないと、この3年半が、ただ市政を無駄に停滞させてしまった期間になるのではないのでしょうか。検証をして教訓を生かすことができれば、3年半の市政は次の4年間に飛躍するための期間であり、不本意ながらもエネルギーを蓄えた時間と前向きに捉えることもできるかもしれません。この3年半の間、じくじたる思いで市役所を去っていった職員や、降任を申し出た職員、職務の中で苦勞した職員に少しは報いることができるのではないのでしょうか。

前市長の市政の検証は前向きな仕事とは言えないし、人によっては一日も早く忘れたいのかもしれません。しかし、迫市長も森井前市長の時代に市役所を去った職員の1人です。迫市長が前市長の市政を検証することは、意味があることだと思います。ですので、この定例会では、森井市政の失敗に焦点を当てて、迫市長がどのように検証していくのかという観点で質問していきたいと思います。

除排雪についてです。

まず、森井市政の失敗の一つ目は、除排雪です。私は、市長と一部の市民の主観が、除排雪の根本にあったのが、そもそもの失敗の原因ではないかと感じました。そこで、私は一つの本を思い出しました。「失敗の本質」という本です。旧日本軍の組織的研究をした本です。現代の日本的な組織にも当てはまることが多く、いまだに人気のある名著だと思います。

その中に、日本軍の戦略策定は、一定の原理や論理に基づくというよりは、多分に情緒や空気が支配する傾向がなきにしもあらずであった。これは、恐らく科学的思考が組織の思考のクセとして共有されるまでに至っていなかったことと関係があるのだろうとあります。

日本軍を小樽市の除排雪と入れかえても、何ら違和感のない文章になるのではないのでしょうか。入れかえると、小樽市の除排雪の戦略策定は、一定の原理や論理に基づくというよりは、多分に情緒や空気が支配する傾向がなきにしもあらずであったとなります。第1回定例会で、森井前市長に質問をしたときは、全くの主観的、情緒的な観点の答弁しかありませんでした。

まず、森井前市長の除排雪の失敗はどんなところにあると考えていますか。迫市長は、客観的、科学的な観点から除排雪を行ってくれると思いますが、小樽市の除排雪の一定の原理や論理を明らかにする、あえて、第1回定例会と同様の質問をしたいと思います。

市長が除排雪に関してやるべき仕事は、路線の優先順位をしっかりとつける。その優先順位の決定には、地域の実情がわかっている町会の人々にも加わってもらってもいいのではないのでしょうか。その上で、それこそ道路の一本ずつにスコアをつけるべきです。そして、それぞれの道路の除排雪をする基準をしっかりと打ち出す。その上で、この二つを細部にわたって情報公開すること。市長は、除排雪に対して、この二つについて、情報公開を進める考えはありますか。私は、これらのことが実現した後に、除排雪の作業状況や予定などの情報をオープンにする除排雪の管理システムの導入が必要と考えています。市長は、このような除排雪の管理システムを導入する気持ちはありますか。

森井前市長は、除排雪に関してパトロールを強化すると言っていました。迫市長は、パトロールについてはどう考えますか。私にしてみれば、パトロール要員の人件費はもったいない。職員は、パトロールをするけれども除排雪はしませんよね。本来は、パトロールをしなくてもいいようにするのが、市の仕事ではないのでしょうか。そのための路線の優先順位と除排雪をする基準、そして情報公開なのです。そもそも、小樽市全域をパトロールするなど到底無理な話なのです。そうなのであれば、先ほど述べたシステムに、市民が撮影した画像を投稿できるようにするのはいかがでしょうか。つまり、パトロールの一部の業務を市民に担ってもらい、そうすると全体の状況が細かく、市も市民も把握できるようになると思います。これらのシステムに関して、市長は賛成ですか、反対ですか。

また、小樽市の除排雪の根本の原理や論理を明記するために、条例を制定していくということでもよろしいでしょうか。

森井前市長は、自分の主観で排雪の必要性を判断し、排雪をおくらせて、さまざまな混乱を起こしました。また、通学路の排雪問題、大雪でもないのにバスが運休したこと。迫市長は、バス路線、通学路の排雪の優先は行くと表明され、その部分は安心しましたが、迫市長にはさらに市民が納得できる除排雪に少しでも近づくよう、一定の原理や論理を策定していただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えします。

ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、森井前市長の除排雪の失敗につきましては、除排雪作業において、組織として実施の判断が遅くなったことにより、刻々と変わる冬季の道路状況の変化に作業が追いつかず、結果的に排雪作業等におくれが生じました。このことにより、多くの市民に、市に対する不信感を抱かせてしまったことが失敗の一つであると考えております。

また、市民からの除排雪への要望等に対しても、的確に把握しておらず、冬の市民生活を支える目的を見失ったものと考えております。今後においては、ただいま申し上げたことを教訓にして、冬の安全

で安心な市民生活を確保するために、除排雪業務を行ってまいりたいと考えております。

次に、除排雪の路線の優先順位と基準の決定等につきましては、現在これまでの除排雪業務における検証を進めておりますが、地元の実情に詳しい町会の皆様の声もいただきながら、長期的な視点を踏まえ、除排雪路線の優先順位や作業基準の設定の考え方について、情報の公開を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、除排雪の情報公開に関する管理システムの導入につきましては、現時点では、情報共有の観点からも有効なシステムと考えておりますが、その活用方法や費用など、多くの課題があるものと認識しておりますので、他都市の事例などを参考に、本市における導入の可能性について研究してまいりたいと考えております。

次に、除排雪に関するパトロールにつきましては、担当職員が地域総合除雪共同企業体と協議を行う上でも、降雪状況などに応じて、路面や雪山の状況、交差点の見通しなど現場の状況を把握することは必要であると考えております。今後は、共同企業体とも情報共有と連携を図りながら、必要なパトロールは実施してまいりたいと考えております。

次に、パトロールの一部の業務を市民に担ってもらうことにつきましては、市民の皆様との共同事業として、画像を投稿いただくシステムは一考に値するものと考えております。現在、バスなどの交通事業者から情報を提供いただいておりますが、御提案のシステムの構築が可能なのか研究してまいりたいと考えております。

次に、除排雪条例の制定につきましては、まず、これまでの除排雪に関する検証をしっかりと行い、その結果を踏まえて、冬の安全で安心な市民生活をどのように確保していくのか、市として、今後の除排雪のあり方を整理した上で判断したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 次に、森井市政の失敗の二つ目、高島漁港区です。

この問題は、失敗というよりは森井前市長の故意ではないかと疑いたくなるような問題ですが、しかし、小樽市としては条例違反の意思決定をする段階で失敗をし、議会で問題になってからも失敗をし続けるという結果になったのではないのでしょうか。

先ほど紹介した「失敗の本質」では、日本軍が戦前において高度な官僚制を採用した最も合理的な組織であったにもかかわらず、その実態は、官僚制の中に情緒性を混在させ、インフォーマルな人的ネットワークが強力に機能するという特異な組織であることを示しているという記述があります。

本来、市政においては、条例の基準を合理的に判断し、意思決定をしなければならないはずですが。にもかかわらず、市長の後援会幹部というインフォーマルな人的ネットワークが強力に機能してしまったのが、この失敗の大きな原因ではないのでしょうか。ただ、この高島漁港区の問題は、今も継続して、いけば失敗し続けているのです。

まず市長にお聞きしたいのは、この高島漁港区の違法な許可の原因は何でしょうか。

次に、この問題の最終目標です。観光船事業者には原状回復をしてもらい、観光船事業をやめてもらうということによろしいでしょうか。

先ほど来、定例会での答弁では粘り強く指導していくということですが、観光船事業者は高島漁港区の問題に関し、過去に指導に従ったことはありますか。私はもう行政代執行も含めた手段を検討すべき

だと思えます。強制的に原状回復を行った後に、当然、裁判になるとは思いますが、その裁判の中で市の責任も含めて議論していくのが、最も合理的で最終的な決着となると思えますが、市長は行政代執行を含めた手段は検討するおつもりはありますか。この問題をしっかり解決し、森井前市長の責任を明らかにしていくことは必要だと思えますので、難しい仕事であるのは間違いないですが、適切に後始末をしていただくようよろしくお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、高島漁港区の観光船事業について御質問がありました。

初めに、違法な許可の原因につきましては、さきの第3回定例会以降、私としても高島漁港区における観光船事業に係る産業港湾部の対応のてんまつを記した報告書を確認するとともに、当時の担当者から説明を受けました。この報告書は、前市長も内容を確認し、決裁しているものでありますが、その中で、観光船の無許可係留が始まった当初、港湾室の認識としては観光船事業が前市長の後援会幹部がかかわる案件であったため、政治的に慎重な対応が必要であるとの判断のもと、平成28年5月17日に、前市長と前副市長に対して、事前に報告したと記載されております。

報告の内容としては、既に事業者が、高島地区袖護岸の車どめに無許可で穴をあけて、Uフックを取りつけて係留している状況であること。また、港湾室の考え方としては、水産ゾーンにおける観光船事業は港湾計画上、好ましくないこと。港内の安全航行の観点から事業者と漁業関係者との安全運航に関する協定締結の必要性などについて説明したとのこと。この際、前市長からは、市漁協、機船組合などに迷惑がかからないように、また観光船事業者に対しても一方的にだめだというのではなく、相手方が納得できるように説明する必要があるとの指示がありました。この打ち合わせを踏まえ、港湾室としては港湾法や管理使用条例及び分区条例に照らし、一連の手續の許可をすることを前提に、法的な取り扱いを再度整理することとし、その後の許可につながったものと考えられます。

この報告書などから、私としては、まず第一に、前市長が港湾室から観光船事業者が無許可で船舶を係留していることについて報告を受けた際、港湾管理者たる市長としては、即座に是正措置を港湾室に指示しなければならない立場であるのにもかかわらず、これを怠り、相手方が納得できるように説明する必要があるとの指示をすることは、本来あってはならないことだと考えております。確認の結果、一連の許可等については、最終的には港湾室の判断で行われたようではありますが、その前段で、前市長が無許可係留是正の指示を出さず、観光船事業者に対して理解を示したともとれる発言をしたことが、結果的にその後の港湾室における法令違反につながった一因になっているのではないかと考えております。

次に、観光船事業をやめてもらうことにつきましては、観光船事業者に対して本年4月27日付で不利益処分の決定を通知し、港湾施設管理使用条例に基づく運河護岸・物揚場護岸登録、港湾施設占用許可（水面）等の許可取り消し処分を行いましたので、観光船は高島地区袖護岸や浮棧橋を設置し、係留することはできなくなりました。また、観光船事業に係る建築物については、分区条例に適合するよう用途の変更または撤去を命じているものの、現時点で是正措置は講じられていない状況ではありますが、今後、事業者がいずれかを選択して是正措置を履行し、観光船事業として、建築物の利用がされなければ、是正措置が完了することとなります。

ただし、自己所有地を利用して観光船を運航することについては、北海道運輸局への海上運送法第20

条第2項に規定する、人の運送をする不定期航路事業の事業開始届け出を受理されると可能であり、港湾計画において、水産ゾーンに位置づけていても、法的強制力を持たないことから規制をかけることはできませんが、その際においても漁業関係者との間で漁業権や安全航行の確保に関する協定を締結するよう指導は必要と考えております。

次に、観光船事業者は指導に従ったことはあるかにつきましては、事業者がこれまでに市の指導に従ったものは、無許可で高島地区袖護岸の車どめに取りつけたUフックの撤去、車どめの取りかえ及び休憩棟に保管した観光船の移動であり、建築物の是正措置と係船環撤去については、いまだに指導に従っておりません。

次に、行政代執行を含めた手段の検討につきましては、これまでも何度か顧問弁護士に、本件についての行政代執行の行使が可能であるか否かを相談しておりますが、その際、弁護士からは行政代執行法第2条の規定によると、義務者が命ぜられた行為を履行しない場合、他の手段によって、その履行を確保することが困難であり、かつ不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、代執行の要件を満たし可能となるが、現状では難しいのではないかと御意見をいただいております。

しかし、現在においても是正措置が講じられていないことから、改めて弁護士に相談しているところでもあります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 森井市政の失敗の三つ目、ふれあいバス事業についてです。

平成27年第4回定例会では、枚数制限を唐突に打ち出し、結局、撤回しました。そして平成29年には、ふれあいバス事業の遂行に協力が不可欠な中央バスとの信頼関係をなくし、協定を結ばないまま事業費を支出してしまいました。また、今まで中央バスに負担していただいていた部分について、全額市が負担するしか、ふれあいバス事業が継続できないところまで追い込まれました。市長は、ふれあいバス事業について、本市が全額負担することになりましたが、森井前市長の失敗の原因はどのあたりにあると思いますか。

次に、ふれあいバス交付規則の第1条を見ますと、「ふれあいバスを交付することにより、高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資することを目的とする。」となっています。ここで高齢者がふれあいバスを通勤に使っているとしたら、それは、このふれあいバス交付規則の目的に合致すると考えますか。

次に、他人に使わせる目的でふれあいバスの交付を受けているとしたら、それはこの交付規則の目的に合致すると考えますか。他人に使わせるのは問題外で、通勤についても、本来、雇用主が負担すべきものですから、ふれあいバス交付規則の目的に合致しないと私は考えますが、ほかにもふれあいバス交付規則の目的に合致しないような利用の可能性は考えられますよね。

私どもは、平成27年第4回定例会では、森井前市長の単純な枚数制限には反対しました。交付規則の目的とも合致しない施策で、前市長の稚拙なものでしたので、当然の結論だと考えました。しかし、交付規則の目的と合致しない利用実態があるとすれば、それを全く考慮しない現状の制度設計も少し問題かと思えます。

市長は、現時点でふれあいバス事業はどのような制度設計をしていくのか、お考えはありますか。ふれあいバス事業は、効果の高い必要な施策だと思いますので、ぜひ持続可能な制度をしっかりとつ

いただきたいと思いをします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ふれあいパス事業について御質問がありました。

初めに、ふれあいパス事業において、本市が全額負担することとなった原因につきましては、私は市を離れた立場で、この間の議会議論を聞いておりましたが、北海道中央バス株式会社の経営状況が厳しい中で、地域公共交通に対する前市長と当時の中央バス社長との認識の相違に端を発して、お互いの信頼関係が崩れたこと。また、中央バスからの事業者負担の軽減についての要望に対して、前市長が解決に向けて努力していくという姿勢を示すことができず、協議を続けることができなかつたことが原因であると感じております。

次に、ふれあいパスの利用目的につきましては、通勤での利用については御指摘のとおり、本事業の現状の目的に合致していないと考えます。また、他人への譲渡については、明らかな不正利用に当たります。

次に、ふれあいパス事業の制度設計につきましては、本制度は事業の本来の目的である高齢者の積極的な外出の支援をするため、できるだけ多くの方が利用できる制度として、今後も継続してまいります。そのため、制度設計においては、本市の厳しい財政状況を考えると事業費の増嵩を抑制する必要があるほか、公共交通の利用促進の観点なども考慮する必要がありますので、事業者と協議の上、持続可能な制度となるよう見直しを進めていく考えでおります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） そして、森井市政の失敗の四つ目は、組織改革です。

森井前市長は、平成29年第4回定例会では、事務分掌条例の一部改正の提案理由で、「産業港湾部港湾室を部に昇格させるとともに、医療保険部を廃止して福祉部を再編するほか、所要の改正を行うものであります。」と述べました。目的も何もありません。森井前市長も代表質問の答弁で、「各部からのボトムアップによる76項目の提案をもとに五つの重点項目を定め、部長職から成る組織改革検討委員会を決定機関として、改革に取り組んできたものであります。」と答弁しています。

先ほどから引用している「失敗の本質」には、米軍は総合戦略という見方を重視している一方、日本軍においては陸・海・空の三位一体作戦についての陸海軍による共同研究らしきものはほとんどなかったとあります。

森井前市長は、自分で物事を決めず、各部の思惑がぶつかる意思決定機関をつくり、組織改革の方向性をなくしてしまったと思います。その結果が、意思決定そのものがおくれにおくれて、組合の合意もなく条例案を提出し、組織改革の中身も課長職が増加するので、組織改革によって人件費がふえるという案になったのではないのでしょうか。私の組織改革の認識はこのようなものですが、市長はさきの組織改革について、条例案の否決という失敗の原因は何だと思えますか。

また、職員の意識改革が必要だと記者会見でおっしゃっていましたが、組織改革は必要だとお考えですか。もし、必要だとしたら迫市長は何を目標として掲げるのでしょうか。

今、小樽市の財政に余裕がないのは誰の目にもわかります。そこで、市民の利便性と職員業務の効率性を徹底的に見直していく姿勢が必要なのではないのでしょうか。私どもが考える組織改革のやるべきこととして、市民の利便性を向上させるために、真のワンストップを目指し、転入や転出する市民にいろいろな窓口に行かせ、同じような書類も何回も書かせることを改善する必要があると考えますが、いかがですか。

ワンストップは、昔から言われていることです。ただ以前と違い、今は市内LANが整備されています。市民に動いてもらうという発想ではなく、職員が動くという発想でもいいのではないのでしょうか。市民の利便性は、総合的に確保した上で、次に業務の効率化を最も重視する視点として、類似の仕事の一つの係になるべくまとめていく。そして、その係員は、原則4名以上になるような編成にすれば、人事異動の引き継ぎもスムーズになるし、係として規模のメリットも生かせると思います。市長は、この原則に対してはどう考えますか。

私は、この原則のもと、業務の分担を抜本的に見直し、係にしっかりと業務を所属させる複数の係の上に課を置くことが必要だと考えています。

また、担当次長や主幹といった管理職を場当たりの配置しているように思います。そもそも、特命的な業務を処理する課や係をつくってしまえば、担当次長や主幹を配置する必要性もないと思いますが、特命的な業務を処理する課などを設置する考え方について、市長はどうお考えですか。

さらに一歩進んで、効果の薄い仕事をやめていくことにより、業務そのものを減らしていく。この姿勢こそが重要だと考えます。

そこで、ある会議のあり方を検証してほしいのです。それは、森井前市長時代に立ち上げたみらい創造プロジェクトというものがあります。平成28年度から行われていますが、提案されたものの中で、何か実行できたものはありますか。参加した職員が、プロジェクトで頑張った成果が実感できるのでしょうか。若手職員の感性を通じて、必要性を感じない仕事、もっと効率よくできる仕事を、自分が現実にやっている仕事を足がかりに全庁的に洗い出していく。そして、市役所全体として、一つ一つその仕事を改善する。実現すれば、実際の仕事が効率化され、働き方改革につながるのではないのでしょうか。

若手職員を、業務改善のトップランナーにする考えは持てますか。そのためにも、若手職員には自己研さん、研修の場を多く与えるべきです。将来的に幅広い知見を身につけるため、現在の部署にこだわらず関心のある分野を公務と位置づけ、みずから学ぶ仕組みをつくってもらいたいと考えますが、いかがですか。

そして、この組織改革、働き方改革の先には優秀な人材を確保できるという効果があると私は考えます。というより、旧態依然の市役所では人材が確保できない時代が来ているのではないのでしょうか。先日、札幌市の内定辞退率が増加していると北海道新聞に出ていました。北海道の内定辞退率の高さは、継続して報道され、高橋知事も危機感を持っています。まず、小樽市のここ5年間の内定辞退率をお示しくください。

転勤のない小樽市には、まだ希望があると考えていましたが、札幌市のニュースで打ち砕かれた気がします。人材確保が非常に厳しい時代になったのだと実感しています。小樽市として、内定者が辞退しないような対策が必要だと考えます。

また、もう一つ人材が確保できるかの指標としては、応募数と合格率です。応募数が多く、合格率が低いほうが優秀な人材を採用できる可能性が高くなります。5年間の応募数と合格率をお知らせください。

そして、内定者が辞退しないような対策、応募数をふやす何か施策を行っていますか。お聞かせくだ

さい。

これから小樽市職員になるかもしれない職員にアピールできるような組織になるように、市長にはお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、組織改革と働き方改革について御質問がありました。

初めに、組織改革の条例案が否決となった原因につきましては、市長に就任後、平成29年第4回定例会に提出された組織改革の条例案を確認しましたが、その印象としまして、組織の中核となる部の編成については、医療保険部を廃止して、子ども未来部を新設し、子育て施策を一元化するなど多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応する内容に、一定程度、理解ができる項目もありました。

その一方で、私はさきの組織改革を外から見ていたわけですが、否決となった原因は3点あると考えております。一つは、組織改革を実現するための明確なビジョンが示されないまま、各部からのボトムアップの手法で提案を募ったこと。次に、それを受けて提案された項目や人工を調整し切れず、人件費の増加につながるものになったこと。最後に、市長がリーダーシップを発揮し、目標に向かって取り組む姿勢に欠けていたため、結果的には議会、職員組合、職員との信頼関係を築くことができなかったこと。これらが否決になった主な原因ではないかと考えております。

次に、組織改革の必要性と必要とした場合の目標につきましては、前回の大規模な組織改革は、平成20年度に実施したものであります。この10年を経て、少子高齢化の進行や人口減少などの諸課題に対し、迅速かつ的確に対応するためには組織体制の見直しは欠かせない状況にあると考えております。

また、目標については、私の公約や今後策定される第7次小樽市総合計画などをもとに、本市の人口構造や財政状況などを踏まえ、まちづくりや子育て施策などの行政課題を解決するため、時代の変化に対応した効率的な行政運営のための組織体制が必要であると考えております。

次に、窓口のワンストップ化につきましては、さきの組織改革の中で検討をしたものの、別館1階のスペースが手狭なことに加え、広範囲な窓口業務に対応する職員の養成や、これらを専任で対応するための職員の確保などを理由に実施を見送った経緯があるとの説明を受けております。しかしながら、市民の利便性の向上は優先して取り組まなければならない課題でありますので、今後は組織改革の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、係の編成につきましては、今後の事務事業や組織の見直しの中で、人員の配置等を改めて検討することになりますが、組織の最小単位となる係は4年を基本とする異動サイクルを考慮した上で、原則としては4名以上の編成が望ましいものと考えております。

次に、特命的な業務を処理する課かい等の設置につきましては、特命的な業務はどの分野でも発生する可能性があり、これを一元的に特定の課かい等で処理することは、現実的に困難でありますので、専門的な知識や情報を有する当該業務の所管部に業務内容に応じて担当職員を配置する方法が適当であると考えております。

次に、みらい創造プロジェクトの提案につきましては、事業化に結びついたものではありませんが、しっかりと現状分析に基づき、現実的なまちづくりの方策が示されているものもありますので、今後、本市の事業を実施していく上で、そのアイデアやエッセンスなどを取り入れることを検討するとともに、職場横断的な人材育成の観点からもよい取り組みだと感じておりますので、引き続き実施してまいりたい

いと考えております。

次に、若手職員が所属部署にこだわらず、関心のある分野をみずから学ぶ仕組みづくりにつきまして、本市の年齢別職員構成では30代が少ないため、一人一人の負担が重くなっていることや社会人枠採用のため、行政経験が不足している職員もいることから、近い将来に組織の核となる、これらの職員の行政運営能力を向上させることは、喫緊の課題と認識しております。このため、過去に実施していた派遣研修を参考に、職員みずからが関心のあるテーマを選び、企画立案して、他都市を視察する新たな研修を、新年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、職員採用試験に係る内定辞退率につきましては、医療職を除いて申し上げますと、平成25年度から29年度までの5年間では、25年度は30%、26年度は20%、27年度は17.5%、28年度は24.6%、29年度は34%であります。

次に、受験応募者数と合格率につきましては、医療職を除く平成25年度から29年度までの5年間の受験応募者数と合格率を順に申し上げますと、25年度は1,535人3.9%、26年度は1,411人3.5%、27年度は1,223人4.7%、28年度は846人7.2%、29年度は855人5.8%であります。

また、内定辞退者減や応募者数をふやすための対策につきましては、内定辞退者への対策は特段行っておりませんが、応募者数をふやす取り組みとしては、市のホームページに先輩職員の声として、志望動機や現在の業務内容等の掲載及び動画の配信を行うとともに、消防本部におきましては、市内の高校や市外の専門学校において就職担当者への訪問、就職に向けた相談会に相談ブースを設置するなどの取り組みを行っているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 5項目めです。森井市政の失敗の五つ目は、総合戦略です。

この総合戦略は「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」を将来都市像と定めたところであります。一方、この代表質問で引用している「失敗の本質」からですけれども、いかなる軍事上の作戦においても、そこには明確な戦略ないし作戦目的が存在しなければならない。目的の曖昧な作戦は、必ず失敗する。それは軍隊という大規模な組織を明確な方向性を欠いたまま指揮し、行動させることになるからであるとあります。

小樽市の目標が、「訪れる人を魅了し、暮らす人には優しい、市民幸福度の高いまち」というのは、聞こえはいいのですが、曖昧であることは議論の余地がないのではないのでしょうか。そして、小樽市の組織は大規模とは言えないかもしれませんが、小さい組織ではありません。そして、この総合戦略で市の職員が明確な方向性を見出せるとは思えません。ということは、「失敗の本質」の分析が正しければ、この総合戦略は必ず失敗するという結論にしかたどり着けません。

ただ、この問題の難しいところは、これまでの問題と違って、失敗が明確にあらわれてこないところです。まず、総合戦略策定について、何人の職員がかかわることになりましたか。職員の人件費以外でどれくらい費用がかかりましたか。

次に、市長は森井前市長が策定した総合戦略に沿って、今後の施策を展開していくおつもりですか。私のこの議論は、今まきに行おうとしている第7次小樽市総合計画に当てはまるのではないのでしょうか。

総合戦略で行った質問をもう一度したいと思います。第7次小樽市総合計画の策定には、少なくとも何人の職員がかかわることになりますか。また、職員の人件費以外でどれだけ費用がかかる予定ですか。

総合計画については、平成23年の地方自治法改正により、市は総合計画を策定する義務がなくなりました。したがって、小樽市は総合計画をつくらなくてもよいという選択肢が出てきたこととなります。そして、平成25年に制定した自治基本条例第20条では、「市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画を策定します。」としています。平成27年度から平成31年度までを計画年度とする総合戦略は、自治基本条例に言う総合的な計画ということですか。

そして、現に平成31年度から平成40年度までの第7次小樽市総合計画を策定しようとしています。本当にこれでよいのでしょうか。素朴な疑問として、平成31年度は、似たような計画があるにもかかわらず、総合計画を策定することにどのような意味があると思いますか。総合計画の計画年度が32年度からでは不都合があったのでしょうか。

先ほどの大項目で、働き方改革の質問をさせていただきました。私は、小樽市にとって、従来どおりのやり方をしている第7次小樽市総合計画は、費用対効果が非常に悪い仕事ではないかと思っています。市長は、第7次小樽市総合計画策定に時間と金をかけている余裕が小樽市にはあると考えていますか。

次に問題は、第7次小樽市総合計画の計画年度の長さです。市長は、平成35年度以降の小樽市の財政状況を現時点でしっかり把握できると考えていますか。私はできるわけがないと思っています。財政状況も把握できない状況で計画を考えられると思いますか。結局やっていることは、曖昧な目標しか設定を背負わされていると考えられないでしょうか。そして、曖昧な目標を設定した戦略は、「失敗の本質」によれば、必ず失敗するのです。

この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、総合戦略と総合計画について御質問がありました。

初めに、総合戦略の策定にかかわった職員数と費用につきましては、策定は全庁的に取り組んだものでありますが、意思決定機関としては人口対策庁内検討会議の構成員が12名、事務局業務を行う職員が3名の計15名がかかわっております。また、策定にかかわる人件費以外の費用は、総合戦略の策定支援業務委託料などとして988万円となっております。

次に、今の総合戦略に沿って今後の施策を展開していくのかにつきましては、現行の総合戦略については平成31年度までの計画期間となっており、残り期間が短いことから大幅な改訂については考えておりませんが、必要に応じ事業を追加してまいりたいと考えております。

なお、国からは32年度以降の5年間に向けた総合戦略策定の方向性が示されましたので、現在策定中の第7次総合計画や小樽商科大学との人口減少問題共同研究の結果などを踏まえた上で、新たな総合戦略の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、第7次総合計画の策定にかかわる職員数と費用につきましては、策定は全庁的に取り組んでおりますが、規則等で位置づけている策定体制の職員数は、総合計画策定会議の構成員が17人、同会議の補助組織の構成員が92人、事務局業務を行う職員が5名の計114人です。

また、策定にかかわる人件費以外の費用は、平成28年度が決算額で112万1,356円、29年度が同じく116万2,364円、30年度が予算額で270万円であり、31年度は審議会開催経費のほか、冊子作成等の費用を予定しております。

次に、総合戦略と自治基本条例の総合的な計画との関係につきましては、総合戦略はまち・ひと・し

ごと創生法を根拠とする人口減少克服、地域創生を目的とした計画であり、本市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画ではないことから、自治基本条例に規定する総合的な計画には当たらないものであります。

次に、第7次総合計画の開始年度につきましては、先ほどお答えしましたように、総合戦略は総合的な計画には当たらないことから総合的な計画を継続させるために、第7次の総合計画は第6次に引き続き、平成31年度からとしたものであります。

次に、総合計画策定の時間と費用につきましては、総合計画は10年先を見据えたまちづくりの基本的な方向性を総合的に示す重要な計画でありますので、多くの方から意見を聞き、しっかりと議論を重ねて策定するために必要なものと考えております。

次に、平成35年度以降の財政状況の把握につきましては、歳出は今後の財政需要を一定程度見込むことも可能ですが、歳入は市税や地方交付税など社会情勢や国の制度などで大きく影響を受けるものが多く、流動的な要素があります。このため、35年度以降の財政状況を正確に把握することは難しいものと考えておりますが、必要な施策を着実に実行できるよう収支改善に向けた取り組みを進めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）

○17番（中村誠吾議員） 最後に、副市長に関連してお聞きします。

昨年、前副市長辞任により1年にわたり空席となっており、迫新市長の市政執行に当たっては、当初より、この第4回定例会において副市長の提案を明言されて、その際に庁外からの登用を予定するというものであります。そして、このたび選任された小山秀昭氏については、その行政手腕については高く評価しており、我が会派としては選任に同意したところです。

改めて伺いますが、迫市長が小山副市長に期待しているものは何ですか。市長の補佐、職員や議会、対外的な調整といったような一般的な副市長の職務としてではなく、小山氏の経験やスキル、人脈などを踏まえて、どういった分野で、どのような手腕を期待するのかをお答えください。

ここまで我が会派として副市長の選任については、公募等による方法は考えられないのかとお聞きしてきた経過がありました。それは多様な市民ニーズの中で民間活力を導入してはどうか。そのために、そのような視点を十分にお持ちの方を副市長にできないものかという趣旨でありました。

そこでお聞きしますが、副市長を2名体制にして、もう1人を公募するお考えは、現時点ではありますか。

先ほどから引用させていただいている「失敗の本質」では、日本のトップマネジメントは、年齢は異常に高い。日本軍同様、過去の成功体験が上部構造に固定化し、学習棄却ができにくい組織になりつつあるのではないだろうか。日本型企業も新たな環境変化に対応するために、自己革新能力を創造できるかが問われているものであると結ばれています。

小樽市は、森井前市長の市政により、それ以前の過去の成功体験を捨てるチャンスが訪れたのではないかと思います。迫市長には、現状をチャンスと捉え、大胆に取捨選択を行い、新たな環境に対応できる人材をうまく使って、新たな小樽市政を行っていただきたいと思います。

再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、副市長に関連して御質問がありました。

初めに、副市長の手腕への期待につきましては、今定例会の提案説明においても申し上げましたが、小山副市長は市職員として行政経験が長く、財政、公営企業、医療保険部門などを歴任していることから、私の得意分野と相互に補完しながら即戦力として市政運営に当たっていただけるものと考えております。

特に、財政分野におきましては、平成17年の財政再建推進プランの策定に携わり、また、財政部長として本市の予算編成を取りまとめた経験を持つことから、厳しさを増す本市財政の収支改善に向け、存分に手腕を発揮していただけるものと期待しているところであります。

次に、副市長を2人体制とすることにつきましては、現時点では財政状況が極めて厳しいこともあり、すぐに2人体制とすることは考えておりませんが、今後の市政運営において本市の抱えるさまざまな課題に立ち向かう中で、必要だと判断した場合は2人体制とすることも視野に入りたいと考えております。また、選任に当たっては公募等も含め、幅広い分野から登用することも検討いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

○17番（中村誠吾議員） 再質問をさせていただきます。

まず、高島漁港区のことです。

迫市長が起こした問題ではないのですけれども、市長として解決しなければならない問題であるのは事実なのです。そして、現在も条例上の問題もさることながら、漁業者にとっても迷惑な存在である観光船事業者が、いまだに営業しているのですよ。

私としては、市長の覚悟をお聞きしたいと思っておりますが、というのは、どの市長とは言いませんけれども、私は法律に縛られないと答弁した人がいました。あきれ返ってしまったのですが、いいです。私は、法を逸脱した方法によってでも是正をしなければならないと言っているのではないのです。しかし、法律の範囲内であらゆる手段を講じる。前例も関係ないし、とにかく法律的に可能な手段を総動員してほしいのです。最大限厳しく、先ほど来言っているのですが、裁判所の力もかりて解決していく。このような覚悟が必要ではないですか。

市長として、高島漁港区の問題解決について、法的に可能な限りの手段を使い、最大限厳しい態度で臨む覚悟はお持ちなのかどうか、再度お聞かせください。

次に、私はこの多様なニーズを持つ市民の利便性を向上させるためには、迫市長が記者会見でも言及していた職員の意識改革は、そのことについて、つながるものなら必要と考えています。ですけれども、職員の意識改革というのは、ポスターを張ったらできるものではないのですよ、庁内に。一つ一つ狙いを持って、いろいろな仕掛けを地道につくっていくことが必要なのですよ。その積み重ねの結果が、市民の利便性を向上させるし、そして職員の意識改革にもつながるのだと考えています。先進的な他都市の事例なども研究していただきたいですし、少なくとも山椒は小粒ではないけれども、柔軟で強い組織を迫市長にはつくってもらいたいと考えています。ですから、さまざまなアイデアを試していく。職員の研修のことも言いましたが、このような姿勢を迫市長に持っていただきたい。再度聞きます。お持ちですかということなのです。

また、確認の意味でもう一度お聞きしたいのですけれども、必要性の低い仕事ですとか重複して複数の部署でやっているような仕事を全庁的に洗い出してほしいのです。とにかく小樽市役所の仕事そのもの

のを効率化させていってほしいのです。このような取り組みをこれから全庁的にやっていただけますかと聞きたいのです。再度、お答えになったのでしょうかけれども、市長の見解をお聞かせください。

質問で、内定率、辞退の話をしました。貴重な人材を獲得する。これは、なかなか効果を数値としてあらわせないのかもしれないのですが、しかし、市長は今までと同様なことをして、他の自治体や民間に流れていますから、民間との人材獲得競争に勝てると思いますか。施策が足りないと思っています。お答えください。

私は、これから働こうと考えている人たちにとって、小樽市職員という存在が、若い職員に魅力的な職場と映るようあらゆる手段をとっていただきたいと考えています。

総合計画についてお聞きするのですが、迫市長の就任数カ月の現状では、とれる選択肢も限られているのは理解します。しかし、総合計画は10年後もこのままだと考えます。そうすると市長、次回の総合計画について、現状の総合計画のやり方で問題ないし、次回も同じようにやるべきだと考えていますか。率直な見解をお聞きしたいのです。

そして、今回の計画の最後に、私は次回の総合計画のあり方について何か検討することはできないでしょうか。もっと言うと、迫市長に問題意識があるのであれば、今回の第7次小樽市総合計画の最後に次回の総合計画については、例えば計画期間策定方法を抜本的に見直すのだというような決意や考えを入れることは不可能ですか。

先ほど質問したのですが、答弁から私としては、総合戦略は総合計画より下位にあるものだと聞きました。そのことを前提に話をさせていただくと、その総合戦略が先に存在していることとなりますよね。そこで質問ですが、それでは、この下位の総合戦略を意識して総合計画をつくられるのですか。もしくは全く無視できるのですか。非常に端的な質問ですが、再質問させていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

最初は、高島漁港区の問題解決についての取り組みについてでございましたけれども、これにつきましては、昨日、横田議員の質問に対してお答えもさせていただいておりますが、顧問弁護士にも相談させていただいておりますけれども、行政代執行については現状では難しいのではないかとということで御意見をいただいております。現在につきましては、是正措置が講じられていないことから改めて実名公表なども含めて、弁護士と相談をさせていただいているところであります。私としては、やはり違法な状態というものを看過することはできないと考えておりますので、この問題については、今後もしっかりと臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目については、職員の意識改革などについて触れられておりましたけれども、副市長が就任されて、お話しした中で、この組織力の強化というのは、私も副市長も課題だというふうに認識として一致しているところでございます。御指摘がありましたように、これからもいろいろな仕掛けを地道につくっていく。そして、それを積み重ねていくということは非常に大事な観点だというふうに思っておりますし、先ほど答弁申し上げましたように、比較的若い職員を先進自治体に派遣をしまして、自分の仕事だけではなくて、関心のある分野についても研究をさせる。そういう制度を新年度に向けて制度化していきたいというふうに考えておりますので、職員の意識改革については積極的にこれからも取り組んでまいりたいなと思っておりますのでございます。

それから、3点目については必要性の低い仕事、あるいは重複しての仕事、こういったものを一定程

度整理すべきではないのかとお尋ねがございましたけれども、この問題につきましても、財政的な面からも全ての事務事業を今これから見直す。そういうことで取り組んでいくこととしておりますので、そういう中で財政面からも、それから組織面からも効率的になるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、内定辞退のことでございますけれども、先ほど答弁申し上げましたが、内定者の辞退もふえていますけれども受験者数も減っている。そういう実態にあるわけです。これはこのままではいけないというふうに考えておまして、何らかの手だてを講じていかなければならないと考えておりますが、いずれにいたしましても人材の獲得と育成、これは組織の改革にとって、大変重要なことでありますので、今、具体的に何をやるかということは申し上げられませんが、この受験者数をどのようにふやしていくのか、内定辞退率をどのように落としていくのかということについては、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目は、総合計画の今のやり方について問題がないかということでございますけれども、私も今回どのような過程で、この総合計画が議論されていったかということは、詳細まで、まだ把握はしていませんが、一定程度、私なりに今後見直しをさせていただくことも検討させていただき、このままでいいのかどうかということを一歩少く考えさせていただきたいということで、まだ具体的にどのようにすることは申し上げられません。今回も3層構造、2層構造にする、こういったことで実施計画を策定することは取りやめましたけれども、そういったことも含めて、今後どのようなことで改めることができるのかどうか考えていきたいと思っておりますし、見直す場合については、何らかの形で表明していくということは、これは必要なことだというふうに思っております。

それから最後は、総合戦略と総合計画との関係についてお尋ねがございましたけれども、この総合戦略というのは、日本創成会議の中で増田レポートが発表されまして、当時2040年には日本の自治体の半分が消滅するよということで、消滅可能性都市という言葉が一つのキーワードになったわけで、そのところから地方創生という言葉が生まれて、この総合戦略を各自治体がつくることになった。私としてはどちらかというと、つくられたという感があるのですが、いずれにいたしましても、この総合戦略につきましても、人口対策と地域の活性化というところでつくっておりますので、総合計画とその総合戦略の視点というのは異なりますが、人口対策と地域の活性化という部分では、無視することはできませんので、整合性を図りながら策定に取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 以下は、委員会でお聞きします。これで終わります。

○議長(鈴木喜明) 中村誠吾議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 平成30年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問させていただきます。

す。よろしくお願いたします。

最初に、第7次小樽市総合計画について伺います。

この総合計画は、これまでも市政全般についての指針となる最上位の計画として位置づけられており、平成26年4月から定めた小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民、議会、市が一体となってまちづくりを進めることを求められていることから、その策定には議会も責任の一端を担っていますので、何点か質問させていただきます。

まずは、次期の総合計画について伺う前に、平成21年度から始まり今年度末で終了する第6次総合計画に対する現在までの評価をお伺いたします。

平成28年12月に示された第7次総合計画策定の基本方針によれば、第6次との大きな違いは基本構想、基本計画、事業概要を示す実施計画の3層構造から、第7次は基本構想、基本計画の2層構造に再編するとのことですが、2層構造にする理由についてお示してください。

また、まちづくりのテーマは、第6次総合計画では五つだったのに対し、第7次では子ども・子育て分野を新たに加え六つにしましたが、その理由について改めてお聞かせください。

「市政運営の基本姿勢」の「持続可能な行財政運営の推進」に「行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果をもたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図る」とありますが、これでは市民の皆様にはわかりづらいと思いますので、どのように成果を重視した市政運営の推進を図るのか、もう少し具体的に御説明願います。

第7次の総合計画期間は明年からの10年間とされ、このように2年前から基本方針を打ち出し、準備が進められてきましたが、計画策定に当たって庁内の体制としては、市長及び市職員で構成する総合計画策定会議がありますが、迫市長は本年8月に市長に就任したため、5月に策定された基本構想原案のときには策定会議の構成員とはなっておりませんので、自身の意見が反映されていないように思いますが、これについて、市長はどのような見解をお持ちなのか伺います。

基本構想原案は、半年ほどおくれて本年5月14日に有識者で構成する総合計画審議会に諮問し、9月21日にその答申がありましたが、それによると全部で74件の意見があり、基本構想に修正を加えたものの、修正は加えないものの基本計画に反映を検討するものがありますが、どこにも反映されないものが10件ほどありました。ともあれ、今後、審議会の答申を受けて基本計画を策定していくこととなりますが、基本計画に反映を検討するというものが約30件ありましたが、その中には検討した結果、反映されないものも出てくるのではないかと思います。反映しないことについては、審議会にはどのような形で伝えることになるのでしょうか。

基本構想を拝見すると、交通ネットワークという言葉が随所に出てきます。これが、第7次の総合計画の重要なキーワードの一つになっているように私は思いますが、この点についての市の認識を伺います。

今、小樽市ではようやく地域公共交通網形成計画の実現に向け動き出しておりますが、計画策定の進捗状況についてもあわせてお伺いたします。

それにしても心配なのは、計画実施時期の問題です。当初の予定では、基本構想原案策定後、有識者で構成する小樽市総合計画審議会に諮問し、その答申を受け、本年6月開催の第2回定例会で議案として提出され、議決を経ることになっていましたが、それがおかれて今定例会に議案として提出されたので、通常でも半年ほどおかけています。基本計画は、その答申を受け、さらに半年間くらいかけて検討して案を作成し、また総合計画審議会に諮問し、その答申を受けて計画を策定し、議会に報告することになっているようですが、この第7次小樽市総合計画が平成31年度からの実施となれば、間に合わ

ないのではないかと懸念しますが、今後の策定スケジュールについてお伺いいたします。

ともあれ、この総合計画策定に当たっては、自治基本条例のもと、市民の皆様の意識や意見を生かすために18歳以上の市内在住の皆様、また地区別として町会や自治会、経済界や建設などの団体、また東京や関西小樽会など市外在住の皆様、観光で小樽においでになった皆様など、さまざまな種別のアンケート調査、そして小樽市民会議100の皆さんのワークショップや、おたる子ども会議の皆さんの協議会など、今までにない多くの方の意見をいただいたと伺っています。自然と人が紡ぐ笑顔あふれる小樽を目指し、市民、議会、市一体となって、まちづくりに励んでいきたいと思っております。決して計画倒れにならないことを願っています。

以上で、第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、第7次小樽市総合計画について御質問がありました。

初めに、第6次総合計画との違いについてですが、まず、第6次総合計画に対する評価につきまして、基本計画に設定した成果指標においては、平成28年度に試行として実施した施策評価の時点で、全73項目のうち目標値に達した指標が24項目、達していない指標が47項目、達成度を判定できない指標が2項目あったほか、成果指標の設定数や内容等が全般的に不足または改善を要することが見出されたことから課題があると考えております。

一方、市民アンケートによる市政への満足度においては、19年度と28年度を比べると項目が異なるため、単純比較はできないものの、わずかながら上昇傾向にあることから、厳しい財政状況の中で、一定程度の成果を上げているものと捉えております。

次に、総合計画を2層構造にする理由につきましては、従来の3層構造における事業計画の事業は、現状では毎年度の予算編成や政策検討の場面などで具体的な検討を行っており、さらには個別計画も策定されているため、その役割が薄れてきている実態にあります。このことから、新たな総合計画はまちづくりの総合的な指針としての役割や施策の成果をはかる機能を重視しつつ、従来の実施計画が持っていた市政全般にわたって施策の内容を示す役割を基本計画に統合して2層に再編することで、市民によりわかりやすい計画になると判断したものであります。

次に、まちづくりのテーマに子ども・子育て分野を加えた理由につきましては、この分野は最重要課題と位置つけた人口対策と関連が強く、市民アンケートの結果や市民会議の議論などからも高いニーズがあり、これまで以上に重要度が増したと考えられることから、関連施策をまとめて新たに一つのテーマとしたものであります。

次に、成果を重視した市政運営の推進につきましては、今後策定する基本計画では第6次総合計画において、成果指標が不足していたことや内容が不十分であったという反省を踏まえ、施策の成果をより適切にはかることができる指標を設定するとともに、行政評価では、これを用いた点検を行い、成果を意識して事業を展開していこうと考えております。そのため、「市政運営の基本姿勢」では、従来、ともすれば行政の側の主観的な表現で施策を評価していたものから、できるだけ客観的、定量的な根拠をもとに成果を示すことができる市政運営を進めたいとの姿勢をあらわしたものであります。

次に、基本構想原案に対する私の見解につきましては、御質問のとおり、私は策定会議の構成員とし

て原案策定にかかわっておりませんが、就任後は策定会議の議長としてかわり、原案に対する総合計画審議会からの答申やパブリックコメントによる市民の意見を尊重した上で、私も内容を精査し、納得して議案として提出させていただいたものであります。

次に、基本計画の策定についてですが、まず審議会からいただいた答申の中で、基本構想に反映していないものにつきましては、今後、計画案を策定し、審議会に諮問する際に市の考え方を説明する予定であります。

次に、交通ネットワークに対する認識につきましては、交通ネットワークは市民の生活や人、物の交流における重要な要素であり、人口減少が進行している中において、まちづくりを進めていく上では、議員御指摘のとおり、重要なキーワードであると認識しております。

次に、現在の地域公共交通網形成計画策定の進捗状況につきましては、今年度は8月に第1回目の協議会を開催し、7月に実施した市民ニーズ調査や路線バスの利用実態調査結果の速報等を報告しております。第2回目は、12月末に開催する予定であり、アンケート調査の分析結果等をもとに作成した路線別カルテ等を示し、問題点や課題の抽出、整理、対応方針や目標を協議してまいります。3回目以降は、その目標を達成するための施策や事業を協議し、年度内に計画素案を取りまとめる予定です。31年度には、パブリックコメントを実施し、できるだけ早期に策定したいと考えております。

次に、策定スケジュールにつきましては、現在基本計画の策定に着手したところでありますが、来年2月を目途にこの案を策定し、総合計画審議会の審議を経て8月を目途に策定を終え、第3回定例会での報告を予定しております。基本計画の策定は、平成31年度の途中となりますが、年度内には終わることになりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 2項目め、人材育成について伺います。

迫市長が就任してから3カ月以上が経過しましたが、30年以上市職員の経験があるとはいえ、市政を再起動させることは大変なことと思います。市長が出席する会合で挨拶される中で、市長になって、まだ日が浅いものですかという言葉をたびたび耳にしましたが、先般開催された福祉のシンポジウムでは、長い市職員の経験があるものの、福祉畑は経験がないのでしっかり勉強していくと挨拶されていましたが、経験がないとは言っても、行政経験が全くない民間出身の市長も大勢いるのですから、その御苦労は察するに余りあるとはいえ、言いわけにはなりません。

その点、このたび1年の空白を経て、ようやく選任された小山副市長は、医療保険部長や財政部長、病院局の経営管理部長も経験し、市職員退職後は小樽市社会福祉協議会の常務理事も経験しており、厚生所管の経験もあることから、まさしく市長の右腕として打ってつけの方だと思いますので、今後は互いに補完し合いながら市政運営を担っていただきたいと思います。

そこで、私は市職員の人材育成の観点から、市長に何点が質問いたします。

今、どこの業種も人材不足が叫ばれ、人材確保が急務となっていますが、特に行政は市民の安全・安心な暮らしを守るため、なおさら人材確保が求められています。本年4月に改訂された小樽市人材育成基本方針によれば、今後の課題として限られた職員数で行政サービスを向上していかなければならず、一方で豊富な知識や経験、技術を持つベテラン職員が退職するため、十分な経験を積むことがないまま管理的ポストを担わなければならない状況も考えられ、これを担うことができる職員を育成する「計画

的な人材育成」が、今後の課題となっていますとあります。このことについては、職員のアンケートの意見でも、これまでに経験のないところに管理職で異動してきて戸惑う職員が最近多過ぎる、これが身体への不都合を呼び、休職など期待していない方向に進み、最終的には市の損失になると考えるという意見もありました。この基本方針は、市長が市職員退職後に改訂されたものですので、市長がお考えになっている人材育成の課題としての認識をお聞かせください。

今までも問題視されてきましたが、職員の在任期間の問題です。特に前市長のときは、管理職の異動が早く、短いと1年くらいで変わり、委員会などでは答弁に苦慮している姿をよく目にしていました。在任期間の考え方を伺いたします。

職員のアンケートからは、仕事にやりがいを感じているのは約6割、やりがいを感じていないのは1割で、感じていない理由は、仕事の量が多過ぎる、適性や経験が生かせないとあり、自己啓発に取り組んでいる職員は全体の5割で、その内容は講演会、各種セミナーなどが挙げられ、取り組みが困難な理由の一つに、仕事が多忙で残業が多く、時間がとれないというものでした。

そこで、以前もお聞きいたしましたが、28年度以降の年間延べ時間外勤務時間数と、1人当たりの平均時間数、この2年間の年間最高時間数をお示ください。また、時間外勤務が多い部署もお示ください。

同じく、職員のアンケート調査によれば、人事異動が適切に行われていると感じている職員は全体の2割で、適切でないと感じているのは約4割もあり、そして人事異動はどうあるべきかについては、職員の適性に配慮すべき、多様な経験を積ませるよう配慮すべきなどが挙げられていたようですが、それを受けて、市では人材育成の方策として採用から10年までの間に窓口部門、事業部門、管理部門などへの配置により計画的に職務経験を積ませることで、基礎知識の習得と必要な能力を育成するとともに、自己の適性を発見できるように考慮するとありますが、この取り組みはスムーズにできているのでしょうか。現状をお聞かせください。

また一方、技術や業務の継承の観点から業務に精通した職員が必要な職場もあるため、スペシャリストを育成、配置する人事異動も検討する必要がありますが、多様な経験を積ませるために官公庁や民間団体への職員の派遣に努めるとありますが、それらへ派遣している職員は現在どのくらいおり、ここ10年間のそれぞれの派遣人数をお聞かせください。

ともあれ、これからの職員が必要な能力として、基礎的職務遂行能力、政策形成能力、マネジメント能力、行政経営能力が求められていますが、我が党が5月に行った会派視察で、姫路市では職員提案制度を取り入れています。これは、市行政の事務処理について職員の提案活動を促進することによって、職員の研究心及び職務意識の高揚を図り、行政運営への参画及び行政運営の向上に資するもので、その内容はサービスの向上や事務及び作業能率の向上、経費、時間、人員の削減、収入の増加、市のイメージアップの向上に係るアイデアなどを募り、平成16年から本格的に取り組み、平成29年度では約750件の提案になっています。

小樽でもこのように職員のやる気を向上させ、それに対しきちんと評価していく方策として、職員提案制度があると聞きますが、今まで何件の提案があり、どのように活用されているのでしょうか。お聞かせください。

また、再任用職員について今後、役職者の再任用は避けられないと思うが、他都市では役職者として再任用されている例もあるので、本市でも研究をしていく必要があるのではないかという意見もありましたが、現在の再任用職員の人数と、そのうち係長以上だった人は何人いるのかお示ください。基本方針にあるように、小樽市を愛し、市民とともにまちづくりに積極的にチャレンジする市職員の育成に

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、人材育成について御質問がありました。

初めに、人材育成の課題についてですが、まず私が考える課題につきましては、今後ますます人口減少や少子高齢化が進み、行政課題がこれまで以上に多様化、複雑化していく中で、限られた職員数で行政サービスを維持していくためには、一人一人の資質の向上を図ることが重要であると考えております。特に、職員の年齢構成のうち5年後、10年後には係長職、課長職として組織の核となる活躍を期待している30代が極めて少ないことから、現在の若手職員や中堅職員の人材育成は、組織として優先的に取り組む喫緊の課題であるものと認識しております。

次に、職員の在任期間につきましては、専門的な知識を深めるためには一定期間、同一の職を経験する必要がありますので、基本的には4年の異動サイクルが望ましいものと認識しております。しかしながら、管理職にあっては定年退職の補充などにより、異動サイクルが短くなる場合も生じております。

次に、時間外勤務につきましては、一般会計における2年間の実績を年間延べ時間数と1人当たりの平均時間数、個人の年間最高時間数の順で申し上げますと、平成28年度は約7万3,400時間、84時間、879時間、29年度は約7万7,300時間、85時間、956時間であります。また、1人当たりの年間時間数が300時間以上の部署は、28年度では秘書課と財政課、29年度では財政課であります。

次に、人材育成の方策についてであります。まず計画的に職務経験を積ませる取り組みにつきましては、若手職員の人事異動においては窓口部門、事業部門、管理部門などできる限り多様な業務を経験させることを意識的に行っており、適切に取り組んでいると考えております。

次に、職員の派遣につきましては、一部事務組合や広域連合、社会福祉協議会等への派遣を除き、現在は総務省、厚生労働省など国へ3名、北海道及び北海道教育委員会へ2名、民間企業など官公庁以外へ2名の合計7名を派遣しております。また、平成21年度以降10年間の延べ人数は、国は5名、北海道及び北海道教育委員会へは19名、官公庁以外へは6名の合計30名であります。

次に、本市の職員提案制度につきましては、平成10年に創設したもので提案があった際には、審査委員会において審査を行い、実現性などを勘案し表彰を行うものです。創設時からの提案件数は5件となっており、このうち課題を整理した後に民間の協力により実現したものは1件、市の事業として実現したものは1件ありました。このほか、1件が表彰の対象となったものであります。

次に、再任用職員につきましては、現在の再任用職員の人数は全部局で64名であり、そのうち退職の際、係長職以上であった職員は38名で、内訳は部長職6名、次長職4名、課長職8名、係長職20名であります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 3項目め、防災について伺います。

胆振東部地震からちょうど3カ月が過ぎました。これに起因して前回の第3回定例会でも我が党を初

め、各会派の議員から当市の防災体制についてさまざまな観点から質問がなされましたが、震災直後とあって整理されていない点多々あり、今になって改めて見えてきた課題も数多くあると思います。新聞でも各自治体の検証が連載され、またテレビ報道でも時々放映されていますが、天災は忘れたころにやってくるということわざもありますので、あえて忘れないうちにもう一度伺いたいと思います。

災害は、その発生時間、曜日、季節によって状況が大きく変わるため、その対応も変わってきます。11月7日に行われた本年2回目の小樽市議会「市民と語る会」でも、テーマの一つに防災を取り上げましたが、御意見の中で市民の方がしみじみ語っていたのは、地震発生が冬でなくてよかったというものでした。

平成23年に発生した東日本大震災が3月11日、また、それにさかのぼること16年、平成7年に発生した阪神・淡路大震災が1月17日であったことを考えると、冬期間の対策を講じていくことは必然の理です。冬季の宿泊訓練について、今までもたびたび質問させていただき、昨年の第1回定例会では帯広市の例をひいて質問したのに対し、本答弁では費用対効果の面からどの程度有効であるのか現状では見えていないことから、実施は考えていないというものでした。

しかし、冬季の防災訓練を実施している自治体に職員を参加させて訓練内容や課題を把握することは、大変重要であると認識し、今後の防災対策に生かしていきたいと答弁していますが、派遣した状況をお聞かせください。

そして再質問に際しては、冬季の防災訓練を行う課題として実施訓練を行っている他の自治体と比較し、小樽は地形が山坂であり、また降雪量も多く、避難所にたどり着くのが大変で、高齢者などはつるつるの路面などで転倒するおそれも考えられるので、訓練は難しく、他都市の事例を参考にして今後検討していきたいと当時の総務部長は答弁しています。先ほども述べましたとおり、災害は時期を選ばず、自治体によって諸条件が違うのですから、自前の訓練は必要だと思いますが、他都市との検討結果も踏まえてお答えください。

このたびの胆振東部地震では、地震もさることながら、北海道全域にわたる停電が発生したことで注目されていますが、実は地域限定ではあるものの、災害時に大停電が起こったことは過去にもあります。それが、平成24年11月27日未明から北海道を駆け抜けた低気圧による暴風雪のため、胆振地方の3市4町で最大5万5,000戸が停電し、一部では復旧まで4日を要し、住民は暗闇と寒さに耐えたというものです。

そこで、その直後に開会された平成24年第4回定例会で私は、あらゆることを想定しながら訓練をすべきだと主張し、避難所の受け入れ体制などとともに情報伝達方法について質問させていただいています。そのときの御答弁では、避難所により設備や備蓄品、受け入れ可能人数など異なるので、停電規模や地域などの状況に合わせて開設したいと述べています。このたびの避難所の開設に当たり、一部の避難所では和式トイレしかなかったことから、身体の不自由な方が避難所から自宅に戻らざるを得なかったとお話をお聞きし、後日、担当課にお伺いしたところ、体育館には和式トイレしかなかったが、校舎には洋式トイレがあった。しかし、体育館と校舎がシャッターで仕切られ、そのシャッターは体育館側から開けられず使用できなかったといえます。こういったことは予想できなかったのでしょうか。御見解をお聞かせください。

また、このときの胆振地方の災害の問題として、市民への情報提供の際、車両による避難広報が聞き取りにくかったことを受け、これを教訓に地域防災の点検を行うと言っていましたが、残念ながら今回はこの教訓を生かせなかったように思います。

また、避難所や市役所等で食料等を配布しましたが、食料を配布していることを知らなかった方も多

く、後で不公平感を持った方もいました。災害時は、情報発信が大変に重要な役割を果たします。このことについて認識をお聞かせください。

このたびの地震を受け、北海道で調査をした結果、災害時に優先すべき業務や対応手順を定めて、行政機関を確保する業務継続計画をいまだ策定していない自治体が道内では半分以上あり、その中には小樽市も入っていると報道され、その上、小樽市は策定の目途さえ立っていない自治体の中に入っているという結果が出ています。北海道では、防災関連の会議のたびに策定を促してきたと言いますが、策定できない理由等、小樽市の状況についてお聞かせください。

さて、このたびの地震における対応に際し、今まで述べてきたように小樽市の防災で見えてきた課題はたくさんあると思います。9月に行われた記者会見で、その課題の対応について毎年2月に開催される防災会議に間に合わせるのか、それとも時間を置いて考えるのかと問われた際、間に合うものは2月の防災会議の中で、防災計画を変えていきたいと答えられていますが、それはどのような案件なのか具体的に示してください。

地震が発生する直前に発行された広報おたる9月号の特集記事の中で、災害救助の果たす役割の割合は、自助7割、共助2割、公助1割とし、阪神・淡路大震災ではこれに近い割合で救出された実績を踏まえ、自助、共助の対応力を高めることを強調されています。

また、今回の地震に際し、行方不明者の捜索活動のため現地に派遣された消防職員からの聞き取りでは、地域の結びつきの重要性を述べられていました。市では、災害時にみずから避難することが困難な方を掌握する避難行動要支援者名簿の作成、更新を行っていると思いますが、現在の状況をお聞かせください。

しかしながら、避難支援をする重要な役割を果たす民生・児童委員のなり手が不足し、また町会の加入率の低下が問題視されていますが、今後の共助のあり方について考えていかなければならないと思いますが、御見解をお聞かせください。

ともあれ、このたびの震災は、いかにふだんからの備えが大事であるかがわかりました。その自助を促すためにも、防災ハンドブックの作成を要望いたします。東京都では、防災ハンドブックを作成して配布していると聞いています。そこには、今までの災害を経験した人の体験を交えながら、イラストつきでアドバイスも載せています。かつては、地震が来たときは家屋がゆがむことから、戸を開けておくことの大切さが伝えられていましたが、それが守られていません。経費がかかるというなら、立派な本でなくても必要最低限のことを例示して、ふだん目につくところに張っていただくものにするなど、発行を検討していただけたらと思います。御見解をお聞かせください。

災害、特に地震や台風、風雪害などは人知では推しはかることはなかなかできず、完全に防ぐことはできませんが、災害時の被害を減らす減災はできます。そのため、町会単位やグループ単位などで防災の出前講座を開催して、防災、減災の勉強会を行っていると聞いていますが、状況についてお示してください。

また、子供を対象にした防災教育も大変重要なことだと思います。小樽市における小・中学校の防災教育についての御見解をお聞かせください。

東海地震で大きな被害が懸念される浜松市では、教育委員会が学校の防災教育で使用する防災ノートを作成し、今年度から小・中学校に通う全ての子供に防災ノートを配布したといます。内容は、子供の発達段階に分けて、小学生は2学年ごとに3種類、そして中学生向けと全部で4種類あるといます。また、携帯電話が使えなくなったとき重要な手段となる公衆電話のかけ方も知らない子供もいると聞いています。先ほどの防災ハンドブックと同様、子供を対象にした防災ノートの作成について要望いたし

ますが、この点についての御見解もお聞かせください。

ともかく、このたびの地震災害は一人一人が災害を我が事と考え、我が命を、地域の財産をいかに守るかよいきっかけになったことは言うまでもありません。さまざまな課題解消に向けしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、冬季の対応についてですが、まず冬季の防災訓練を実施している都市への職員の派遣につきましては、平成30年1月27日、28日に帯広市及び十勝建築災害対策協議会が主催した帯広市冬季防災訓練に職員2名を派遣し、宿泊訓練を含む全日程に参加したところであり、今年度についても訓練を実施する自治体と参加に向けて調整中であります。

次に、冬季の防災訓練につきましては、帯広市冬季防災訓練に参加した経験から、日中における避難所開設訓練や傷病者の発生を想定した応急手当訓練については実施が可能と思われまので、内容や規模、回数などを整理した上で、より実践的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

また、冬季の宿泊訓練については、資機材や装備などの課題を整理し、実施に向けた検討をしてまいります。

次に、停電時の対応についてですが、まず、本年9月の地震時の避難所の開設につきましては、日没が迫る中、市内の停電が長期になるとの情報を入手したことから、地勢や生活圏を優先したほか、停電に関係なくトイレが使用できる7カ所の小学校を開設したものであります。しかし、議員から御指摘のありました体育館と校舎を仕切るシャッターを開けることができないことについては、把握をしておりませんでした。今後につきましては、各避難所における問題点等を整理し、必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の情報発信につきましては、このたびの停電対応の経験から、市民の皆様への情報発信が重要であることを改めて認識したところであります。今後においては、今回の主な情報伝達手段であったFMおたるや市ホームページ、フェイスブック、広報車などによる広報活動のほか、市民の皆様に必要な情報が的確に伝わるよう、町会や消防団など関係団体との協力体制を構築し、重層的に対応してまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画についてですが、まず当該計画の策定につきましては、地域防災計画との整合性を図り、さらには各部局において非常時に優先すべき業務を抽出し、時系列で整理するとともに、全庁的な整合性も図る必要があります。これらに取り組むには、現在の人員では難しく、これまで市全体の計画策定に着手するには至っておりません。しかしながら、計画の必要性については認識しているところでありますので、まずは計画策定に向けた課題の整理と分析に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災計画の変更につきましては、現在最優先の案件として考えている大規模停電対策計画の追加や災害広報計画の強化などが挙げられますが、そのほかにも災害ボランティアに関する項目を初め、関係機関や担当部局との調整が整った事項については、変更や追加を計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、防災・減災対策についてですが、まず避難行動要支援者名簿の現在の状況につきましては、平成27年度の前半に名簿を作成し、その後、半年ごとに更新しており、名簿掲載人数は27年8月末時点で925名でしたが、最新の30年8月末時点では950名となっております。

なお、現在は、7回目となる今年度末の名簿更新に向けて作業に取りかかっているところであります。

次に、今後の共助のあり方につきましては、阪神・淡路大震災などの大規模災害時には行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しく、また、行政自身が被災して機能が麻痺するような状況が起り、公助の限界が明らかになったところです。災害時には、一人一人が自分の身を守る自助が基本となりますが、要支援者の多くは自助が困難であり、共助が大きな役割を果たすものと考えております。この共助の力を確保していくためには、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みとともに、それを補完するボランティアと連携を図ることが大変重要であると認識をしております。

次に、防災ハンドブックの発行につきましては、本市においては、東京都のようなカラー印刷で100ページを超える冊子を作成し、配布することは難しいものと考えておりますが、昨年度に作成した防災マップに「わが家の備え」と題した自助を促す避難メモを掲載したところです。

また、本年9月の広報おたるには、切りとって壁に張りつけることもできる避難メモの縮小版を掲載しているところであります。

次に、町会単位やグループ単位での防災・減災の勉強会につきましては、現在はまち育てふれあいトークとして防災に関する講習会を開催しており、平成28年度は10回、29年度は4回、本年度はこれまでに9回実施し、1回当たり数名から50名程度の方々に参加をいただいております。このほかにも、町会主催の避難訓練の際には、災害対策室の職員による防災に関する講話などを平成28、29年度は各4回、本年度はこれまでに3回行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、防災について御質問がございました。

初めに、防災・減災対策についてですが、まず小樽市における小・中学校の防災教育の見解につきましては、各小・中学校におきましては、学校安全計画を策定し、理科や社会、保健体育などの教科において、自然災害の特性や防災への努力、災害時の適切な行動のあり方などについての学習を行うほか、毎年火災や地震などを想定した避難訓練を実施し、教職員の役割や子供たちの避難経路の確認を行うなど、学校教育全体をととした防災教育を計画的に推進しているところでございますが、近年道内におきまして大きな地震や突発的な暴風雪、記録的な豪雨により甚大な被害が発生している地域もあることから、児童・生徒への防災教育や学校の防災体制のさらなる強化、充実を推進していくことが大変重要であると認識をしているところでございます。

次に、子供を対象とした防災ノートの作成についての見解につきましては、道教委から浜松市版の防災ノートのように発達の段階に応じて、地震や津波、風水害等における適切な行動を学ぶことができる防災教育資料「学んDE防災」が各小・中学校へ配付されており、各学校において積極的に活用するよう指導しておりますことから、教育委員会といたしましては、まずは道教委の資料をしっかりと活用することで、防災教育の充実努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇)

○9番(松田優子議員) 第4項目め、除排雪について伺います。

今定例会の初日に行われた本会議での採決の結果、決算特別委員会の委員長報告どおり平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定は、またもや不認定となりましたが、私も不認定に賛成する立場での討論を行いました。不認定とする理由の一つは、除排雪事業費の予算執行、特に排雪については市民の要望に対する実施率が余りにもかけ離れており、本来あるべきはずの市民の福祉増進に役立つような執行状況ではなかったからです。今、市民の方とお会いすると皆さんが口々におっしゃるのは、市長がかわったから、これでことしから除排雪がよくなるねというものでした。

先ほど次期小樽市総合計画についての質問をいたしました。基本計画の策定に生かすことを目的に行った市民アンケートでも、この除排雪問題は現在の満足度が低く、今後の重要度が高い領域に入っています。

また、これに先立ち小樽市住宅マスタープランにおける市民アンケートやその他でも除排雪問題は不安、不満の意識が強く、御意見も数多く寄せられる案件です。恐らく市長も、就任前に市民の皆さんと接するうちに切実な声を耳にされ、このままではいけないと感じたからこそ、就任後真っ先に行ったのが雪対策課の機構改革だったのではないかと推察いたします。

前置きが長くなりましたが、そこで何点か質問させていただきます。

まずは、除排雪事業における昨年度とことしの大きな違いの一つは、除雪体制部門の強化ですが、市長就任後1カ月で御自身での検証もままならないうちに、機構改革を行った目的について改めてお聞かせください。機構改革をして2カ月足らずでその効果を聞くのは早過ぎると思います。もう新体制で動き出していますので、これによりどういった課題が解消できると考えられたのか、お伺いいたします。

また、除雪対策本部の立ち上げは、今までは12月でしたが、本年は前倒して11月15日に立ち上げましたが、現時点でどのような課題や効果を考えられているのかお示しください。

なお、先般の胆振東部地震でも問題になったのが情報共有の問題でした。年の4分の1を雪とともに暮らしていかなければならない小樽市民にとって、いかに冬を快適に過ごすかはとても重要なことです。そこで、冬期間における要望を一つずつ着実に応えていく必要があることから、総合的な冬の市民サービスに対して、各部の情報共有の場として本年より雪対策庁内連絡会議が設置されたとの報告が先日ありました。そして、早速11月下旬に第1回目の会合が行われたとお聞きしましたが、どのような内容だったのか、お伺いいたします。

なお、本年度の雪対策に関する主な見直しとして5点が挙げられていますが、そのうちの一つに生活道路の一部における歩行空間確保の取り組みの見合わせがありますが、これは昨年初めて行われたものであり、なぜ1年で見合わせるようになったのでしょうか。取り組んではみたものの、効果がなかったからなのか、その見合わせるようになった理由をお聞かせください。

また、同じく貸出ダンプ制度では、一昨年までは積込業者による代理申請が可能だったのに、昨年は積込業者による代理申請の受付は不可となり、利用団体による直接の申し込みになりました。ことしは、それが積込業者の代理申請が再び可能となりました。それは、代理申請でも問題がなかったからではないかと思いますが、復活した理由についてお聞かせください。

昨年度は、各ステーションから要請を受け、その実施時期を検討する排雪協議が行われていましたが、要請があつてから実施までかなりの時間を要し、また会議が定期的に行われていたにもかかわらず、議事録がきちんと整理されていなかったなど、問題が余りにも多かったように思います。今年度の排雪協

議の進め方と、改善点を述べていただきたいと思います。

そして、昨年、何といっても問題になったのは、排雪作業がうまくいかず路線バスが運休になったことです。天候激変による安全確保のための運休ならまだしも、単に排雪作業のおくれによる道路幅員確保ができなかったという理由により交通弱者の足を奪うのは最悪です。どうか二度とこのような事態に陥ることがないように強く要望いたしますが、このことについての認識をお伺いいたします。

また、見直しの一つに主要交差点における見通しの強化ですが、昨年度の50カ所が90カ所に大幅に増加となりましたが、これは大変に喜ばしいことです。ただ、大きな交差点だけではなく、基準が曖昧だった雪山の排雪や通学路の安全確保にもきちんと取り組んでいただくことを強く要望いたしますが、その点についての認識をお伺いします。

ともあれ、市長がかわったことで除排雪が改善されるという市民の皆さんの期待も大きいことから、ことしの除排雪事業がつまずくと市長のイメージダウンにもつながりかねませんので、前市長のような曖昧ではなく、しっかり改善に向け取り組んでいただくことを願って、この項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、除排雪体制の強化についてですが、まず機構改革を行った目的につきましては、私といたしましては就任前から雪対策が2課体制であり、しかも地域割りの業務分担になっていることに疑問を感じておりました。そのため、就任後直ちに担当部と協議を開始し、建設部内に建設事業室を新設することで、体制強化を図りました。その上で2課体制であった雪対策の担当課を統合し、夏の道路維持業務と冬の除雪業務を一体的に行う課を新設して、1年を通じて道路維持の効率的な業務執行を可能としたところであります。

また、担当主幹2名の配置により、冬の除雪業務の繁忙期に関係なく、安定継続的な除排雪計画や年次予算及び雪堆積場の検討、貸出ダンプの制度設計などを早期に策定できるものと考えております。

次に、機構改革による課題の解消につきましては、これまでは雪対策を2課体制にしたことにより業務が縦割りとなり、情報共有や連携が課題となっていました。その解消ができるものと考えております。

また、夏の道路維持業務も統合したことにより、通年における業務量の平準化が図られるとともに道路維持業務における人材育成が可能となることから、市民の皆様からのお問い合わせに対しても的確な対応ができるものと考えております。

次に、除雪対策本部立ち上げの前倒しにつきましては、近年、11月から降雪や路面の凍結が発生しており、例年、地域総合除雪業務の契約を締結しているものの、除雪対策本部と除雪ステーションが設置されていないため、市民の皆様からの問い合わせにも対応し切れていない状況となっておりました。今年度は除雪対策本部を11月15日に立ち上げたことにより、同月22日から23日にかけての降雪時には凍結路面对策や山間部の除雪を行ったほか、そのときの市民の皆様からの問い合わせにも対応できたものであります。

次に、雪対策庁内連絡会議につきましては、私と副市長、関係8部長で構成しております。第1回目の会議は11月28日に開催しており、その内容としましては、まず除雪対策本部事務局から今年度の雪対策に係る体制と主な取り組み、11月の稼働状況の報告がありました。その後、教育部から小樽市通学

路安全推進会議の立ち上げについての情報提供、また、消防本部から救急車の円滑な走行のための道路状況把握についての要請があり、雪対策の情報を共有したものであります。

次に、雪対策の見直しについてであります。まず生活道路における歩行空間確保の見合わせの理由につきましても、今年度はこれまでの市民からの要望等を踏まえ、バス路線や小・中学校周辺の通学路など主要な路線を優先した対応、主要交差点の見通しの確保に重点を置いて排雪作業の充実に取り組むことといたしました。そのための財源確保として、除雪第2種路線の出動基準を従来の降雪量15センチメートルへ見直すとともに、試行で実施した歩行空間確保の取り組みを見合わせたものであります。

次に、貸出ダンプ制度の申請方法の変更につきましては、これまで代理提出の弊害として申請者が申請内容を十分に把握していないという事案が発生しておりました。そこで、昨年度は申請内容をしっかり理解していただくため、申請者が直接来庁し、申請書を提出することとしたところであります。このことにより申請内容の理解は得られましたが、一方で申請者の負担が増大し苦情もあったことから、今年度につきましては申請内容を理解していただくため、申請者へ申請書の写しを市が送付することを前提に代理提出を認めることとしたものであります。

次に、今年度の排雪協議につきましては、昨年度は排雪路線の協議から作業の実施までに大変時間を要したことから、今年度は昨年度における路線の部分的な排雪から、地区ごとの面的な排雪に作業方針を改め、市内の全体的な作業計画を定めて協議をすることで排雪作業を計画的に行えるよう業務を改善するとともに、作業路線の決定に至る経過を記した書類を作成してまいりたいと考えております。

次に、バス路線への対応につきましては、市内の路線バスは高齢者や通勤・通学者などにとっても大変重要な交通手段であることから、今年度はバス事業者と情報共有を行いながらバス路線などの主要路線の作業を優先し、排雪作業のおくれにより運休とならないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、雪山の排雪と通学路への対応につきましては、今年度はバス路線や小・中学校周辺などの主要な路線に重点を置いて道路状況を的確に把握しながら適切な時期に計画的な作業を進めていくことで、主要な通学路の安全を含め道路の円滑な交通の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 最後に、学校施設の耐震化について伺います。

平成21年11月に策定された学校規模・学校配置適正化基本計画では、期間を前期と後期の2期に分け、そして平成22年度から平成36年度までの15年間かけて実施することになっており、前期は平成29年度で終了しましたが、さまざまな課題から再編が未実施になりました。今、小樽の現状を見ていると残念ながら人口減少に歯どめがかからず、予想以上に児童・生徒の減少が進んでいます。学校再編の目的の一つが、望ましい学校規模を確保することでしたが、児童・生徒の数の減少が続いていることから当初予定していた望ましい学校規模の確保が難しい状況に陥ることも懸念されています。

そうした中、迫市長は学校再編についてまちづくりの観点や地域との関係を踏まえ、さらに今後を見通した中で考えていく必要があると述べられています。今後の学校再編の計画をどうするのか、いろいろな観点から改めて検討する必要があると思われ、一定程度の期間をかけて見直しを行うこともやむを得ないのではないかと我が党は認識しております。

そこで、懸念されるのが学校施設の耐震化問題です。このたびの胆振東部地震の発生が早朝であったため、児童・生徒の通学や在籍している時間帯にならなかったことは不幸中の幸いでした。しかし、多

くの小・中学校が災害時の緊急避難場所に指定されていることから、早期に学校の耐震化を進めていく必要があるのではないかと考えます。

小樽市の学校施設の耐震化は、道内他都市と比較するとおこなわれているようですが、耐震化の状況はどのようになっているのか、教育委員会にお伺いいたします。

次に、小樽市の学校施設の現状に対し、北海道から耐震化を早期に実施するようとの要請があったと聞いていますが、このことについて小樽市としてどのように捉えているのか、市長の御見解をお聞かせ願います。

未来を担う子供たちの安全・安心な場を確保することは、大人たちの責務であり、昨今の災害発生状況から考えると、このままでは子供たちの安全・安心が脅かされる状況にあると言えます。今後においても再編に合わせての耐震化では余りにも時間がかかり過ぎるため、早期に耐震化を進めてほしいと考えますが、この点について市長のお考えをお聞かせください。

小樽市では、適正化基本計画によって学校再編に合わせて耐震診断結果や学校施設の老朽度合いを考慮して、耐震補強や大規模補修を実施することとし、統合校については必要な耐震化が図られたようですが、統合が進まなかった前期の再編対象校については、耐震化されていない現状がこのまま続くことになり、さらに時間がかかることとなります。日中のほとんどを学校で過ごす児童・生徒の安全・安心を考慮し、早期に学校施設の耐震化を図るためにも再編と切り離して取り組む必要があるのではないかと考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

また、耐震化とあわせて前期の再編対象となっている松ヶ枝中学校の老朽化は著しいものがあります。商業高校での西陵中学校の統合についても、現在、目途が立っていない状況であり、松ヶ枝中学校をこのままにしておくのは大変忍びがたいものがあります。松ヶ枝中学校の対応について、教育委員会としてどのようにお考えか、お聞かせください。

以上、再質問を留保して私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、学校施設の耐震化について御質問がありました。

まず、北海道からの学校施設耐震化の要請につきましては、北海道からは本市の学校施設耐震化の状況が他市町村と比較しておこなわれていることや、北海道胆振東部地震の発生を踏まえ、学校施設の耐震化について早期完了に向けた取り組みをしていただきたい旨の要請が10月31日にあったところです。私といたしましても、学校施設の耐震化は児童・生徒の安全・安心の確保や地域の方々の避難所機能を確保する観点からも、早期の対応が必要と考えているところであります。

次に、早期の耐震化につきましては、これまで適正化基本計画による学校再編に合わせて耐震化や老朽化対策を進めてきましたが、統合が進まないことにより耐震化を終えていない学校施設が残っていると聞いております。私といたしましては、学校施設の耐震化は重要な課題と認識しておりますので、今後の進め方については教育委員会と協議をしまいたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、学校施設の耐震化について御質問がございました。

まず、本市の学校施設の耐震化の状況につきましては、本年4月1日現在における本市小・中学校施

設の耐震化率は81.3%となっており、全道平均の95.8%と比較いたしますと耐震化率は低い状況となっております。

次に、早期に学校施設の耐震化を図るためにも、再編と切り離して取り組む必要があるのではないかとこのことにつきましては、適正化基本計画の期間前期の点検結果でお示したように、学校の統合が進まず耐震化に至っていない学校があり、児童・生徒の安全・安心の確保からは早急な対策が必要と考えておりますので、今後の耐震化の進め方について検討を行い、市長部局と協議をさせていただきたいと考えております。

次に、松ヶ枝中学校の対応につきましては、松ヶ枝中学校は老朽化が著しく、耐震化優先度調査において耐震化の優先順位が最も高く、教育環境のさらなる悪化が危惧されますことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、平成32年度末には用途廃止することといたしております。

このたびの適正化基本計画の見直しでは、西陵中学校と松ヶ枝中学校の学校再編につきましても改めて検討することとなりますが、松ヶ枝中学校の現状に鑑み、旧最上小学校への移転などについて早急に検討する必要があるものと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) それでは、御答弁いただいた中から何点か再質問させていただきます。

まず、人材育成についてです。

小樽市では職員提案制度があり、そこでは今までに5件の提案があったと先ほど御答弁いただきましたけれども、すごく少ないように感じます。というのは、平成10年からこの職員提案制度があるとお聞きしましたが、先ほど例に挙げた姫路市では、平成16年から始まって現在まで750件の提案、確かに制度は少し違いますので、比較にならない部分もあるかと思いますが、余りにも少ないのではないかと感じています。これについてもう一度、なぜ少ないのかについて、どのように感じているかお聞かせ願いたいと思います。

また、5件あったけれども現実に、提案は全部で確かに5件ありましたが、活用が少ないように思いますが、この点についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

また、少ないと思いますので、どうすればその提案の拡大につながっていくのか、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それと、時間外勤務についてですけれども、前年度から見ると確かに最高のところは、前は千何時間ということだったので、800何時間とかということに減ってはいますが、先ほどのアンケートにもあったように、時間外が多いために勉強したくてもできないというアンケート調査の結果も出ています。そういうことについて、もう一度御返答願いたいと思います。

次に、防災についてですが、先ほど防災会議については2月に毎年行われているようでありましたが、それで反映させていくものということで先ほど具体的に何点かお示しいただきましたけれども、この2月に防災会議を行うというのは、もうこれは動かせないのかどうかということについて。というのは、今回みたいに急な災害があった場合に、臨時的にそういったことで検討するということが防災会議が、ただ防災会議のメンバーを見ますと、小樽市だけが構成メンバーになっているわけではありませんので、難しいのかもわかりませんが、情報共有だとか皆さんの御意見を聞くために、防災会議の時期というのは臨時的に行うことができないのかどうか。この点について御見解をお聞かせ願いたいと思います。

それと、冬季訓練については、ことしの1月に帯広市に職員が派遣されているいろいろな課題等も見てき

たようですけれども、ことしについても検討すると先ほど御答弁がありました、具体的にどこに行くかということについてはまだ決まっていないのでしょうか。その点について、お聞かせ願います。

また、学校耐震化についてですけれども、先ほど市長はこの耐震化については早急に進めていきたいというふうにありました。また、この再編と耐震化について切り離して考えられないのかという質問をさせていただきましたが、今後検討していくというふうな御答弁でしたけれども、やはり耐震化というのは、昨今のこの状況を見たときに、やはり切り離して考えていくべきではないかと思っておりますので、もう一度その点について御意見をお聞かせ願いたいと思っております。

それと、松ヶ枝中学校については先ほど今後、旧最上小学校に移動していくような方向性で、決定ではないのですけれども、ただ、松ヶ枝中学校は2年後にはもう用途廃止が決まっているわけですから、早急にこの移動先というのを決めていかなければならないと思っております。そう言って、旧最上小学校に仮に移動した場合に、小学校に移動するという点については、やはり学校設備としていろいろ今度改修だとか、いろいろな備品関係、ただ机だとかそういうものはやはり小学生のものを中学生が使うわけにいきませんので、そのまま机を持っていったりとかということは可能だと思うのですけれども、改修だとかそういったことも計画していかなければならないのではないかと考えますが、課題等お聞かせ願いたいと思っております。

以上、再質問いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松田議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、人材育成の項目の中での職員提案の件でお尋ねがありましたけれども、確かに議員御指摘のとおり制度発足から5件というのは少ないというふうに私どもも感じているわけであります。この原因につきましては、やはり制度の周知、それから制度の魅力不足、こういったものも原因だというふうに考えておりますので、今後職員の提案がふえていくように周知はしていきますけれども、やはりその職員にとっても、提案をしたことが少しでも実現につながるのだというモチベーションがなければいけないというふうに思っておりますので、制度の拡大だけではなくて、そういった制度というか中身、制度の内容そのものについても考えていかなければなりませんし、我々としてそれをしっかり受け入れて、可能な限り政策に反映していく、そういう姿勢を見せていくということも大事なのではないかとこのように思っているところでございます。

それから、時間外勤務の関係ですけれども、正直多いなと感じてはおりますが、今後、全ての事務事業を見直していく、あるいは組織の編成を見直していく中で考えていかなければならないことだと思われましても、やはり多い職場というのは大体限られておりますし、秘書課というのは本来、秘書課も今回多かった、28年度の秘書課もあります、こういったものは本当に特殊な事情があって一時的に多かった、特殊な事情があって多かったわけですけれども、財政課というのは恒常的に多いわけですから、その辺については少し考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、防災会議を臨時的に開催できないのかということですが、この規定の中で防災会議をいつ開催するかということについて、規定されているかどうかについて把握しておりませんが、今回ですと9月6日の胆振東部地震を踏まえて180件ぐらいの職員からの提案があったそうです。これをやはり、ある程度整理をして、防災会議にかけていくということは、ある程度時間がかかるということにもなりますので、今回は予定どおり2月に実施をさせていただいた上で、防災計画の変更なり追加なり

というのを対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、冬季訓練について、ことしはどこで実施するのか私も把握しておりませんので、委員会でもお答えできればと思っておりますけれども、どこかで開催されるようであれば、それに向けて調整はさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、小・中学校の耐震化の問題であります。学校配置適正化基本計画を今回見直すということで、おこなっていることによって耐震化がおくれるという、そういう学校があってはいけないというふうに思っております。先般、総合教育会議が開かれまして、教育委員からもそういった御意見が出されまして、私も全く同感だということで、適正化基本計画とは別に耐震化計画、学校の耐震対応をしていくということは別途考えていかなければいけないのだなというふうに考えておりますけれども、これについては教育委員会としっかりと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、松ヶ枝中学校の件に関しての御質問があったと思っておりますけれども、課題といたしましては、仮に旧最上小学校を活用することになれば、耐震化はできているものの中学校で特別教室として必要な技術家庭科室がございません、小学校には、そこを改修して利活用するというようなこと。それから、できればですけども、中学校仕様のトイレにしていく必要があるのかというようなことなどの課題があるのかなと思います。それにかかわって、移転費用、引っ越しの費用も含めて経費が多少かかってまいります。

そういうこともございますので、まずは市内の跡利用検討委員会に早急にお諮りをして、結論を出していただきたいというふうに我々は思っておりますし、今後いろいろ経費もかかることなので、そこら辺のこともお願いをしていきたいと思っております。この辺が課題なのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、子供たちの安全・安心のために少しでも早く移ることができるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 先ほど冬季訓練のお尋ねがございまして、私が失念してお答えできなかったわけですけども、今冬は千歳市と調整中ということでございますので、改めて答弁させていただきます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 先ほど防災会議については今後検討していくというお話がありましたけれども、今回は地震が9月でしたので、次の防災会議というのは2月ですから半年ない間に、ただ、たまたまこれが3月に地震があったときに次の2月となると、約1年終わることになりますので、そういったことで少しほかの機関との調整もあるでしょうけれども、この臨時的に行うことについて、少し皆さんと協議していただければと思いますが、その点についての、もう一度御見解をお聞かせ願いたいことと、あと、耐震化につきましては、本当に子供たちの安全を考えたときに、先ほど切り離して考えていくということについてはしっかり取り組んでいただければと、これは要望です。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 松田議員の再々質問にお答えいたします。確かに今回は9月の地震を受けての2

月の防災会議ですけれども、3月の災害を受けての2月ということであれば1年時間があるわけです。特にその2月に必ずやらなければならないということ、あるいは臨時的に開けないということではないと思いますので、そのあたりは臨機応変に対応できるように心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

（3番 安齋哲也議員登壇）

○3番（安齋哲也議員） 第7次小樽市総合計画基本構想案について質問します。

本市の最上位の計画として位置づけられる総合計画のうち、基本構想案が提案されました。まず、平成23年の地方自治法の改正によって、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止されましたが、本市が策定する意義をお答えください。

また、小樽市自治基本条例第20条に基づいて策定するのであれば、第21条に定めた財政運営において総合的な計画を踏まえながらとしているのに、なぜ先日示された小樽市収支改善プランの計画期間が7年で、総合計画の基本構想の期間は10年としているのでしょうか。

また、本市にはさまざまな計画がありますが、その位置づけなどはどう関連されるお考えなのかお聞かせください。

そもそも、本年度までの第6次総合計画のPDCAが必要と考えます。当時の将来都市像は、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」でした。これを目指し、基本計画には成果指標が設けられましたが、目標値に達成した指標は幾つあり、それは何かお聞かせください。また、目標値に達成しなかった指標は幾つあり、それは何か、理由をお聞かせください。

社会状況の変化によって、当時付した目標が達成できないこともあります。総合計画はまちづくりの指針で、行財政運営の根拠となるものです。計画にある事業だから予算をとるという形式的なものではなく、やはり目指す将来都市像のために必要な事業予算だという考えを持っていただきたいと思います。

提案された基本構想案の将来都市像、「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」について質問します。前段で総合計画について質問しましたが、私は前回選挙時に笑顔あふれる元気なまちを掲げ、今でもこの理念と意を持って活動しています。ですから、人が紡ぐ笑顔あふれるまちを目指すという将来都市像は大変共感をしております。

ただ、「自然と人が紡ぐ」については疑問があります。パブリックコメントでの意見に対し、市の考え方として自然に恵まれた本市を舞台にみんなで力を合わせてまちづくりを進め、を比喩的に表現していると回答しています。人が紡ぐならば力を合わせてという理解はできますが、自然と人が紡ぐという自然と人がつながるといふふうに読み解いてしまいます。自然に恵まれた本市を舞台にとは理解しづらいのですが、なぜこの表現にしたのか理由をお聞かせください。

また、都市像のサブタイトルとして「あらたなる100年の歴史へ」としていますが、時代が紡がれればおのずと新しい歴史が築かれていくので、あえてあらわす必要はないのではないかと考えますが、な

ぜあらず必要があるのか、理由をお聞かせください。

本来であれば、これから基本構想について質問を深めていきたいのですが、時間の関係上、ここで終わります。

再質問を留保して終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 安斎議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、第7次小樽市総合計画基本構想について御質問がありました。

まず、本市が基本構想を策定する意義につきましては、将来的な展望に立った市政の総合的な指針を策定することにより、時代の変化や多様化する市民ニーズに対応した計画的な市政運営を行い、豊かで活力ある地域社会の実現を図るためであります。

次に、小樽市収支改善プランとの計画期間の違いや他の計画の位置づけなどにつきましては、自治基本条例における財政運営についての規定は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら、中長期的な展望に立った予算編成に努めるとしたものであり、財政に関する計画と総合計画の期間を一致させる趣旨ではありません。

また、他の計画との関連については、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例において総合計画を本市の最上位の計画と位置づけ、他の計画の策定または変更に当たっては総合計画との整合性を図ると規定しております。

次に、第6次総合計画の成果指標につきましては、平成28年度に試行として実施した施策評価の時点で目標値に達している指標は24項目あり、主なものは観光入込客数、外国人宿泊客数などです。目標値に達しなかった指標は47項目あり、主なものとその理由はロードヒーティング更新率では、国の交付金の減少などから、更新が予定どおりに進んでいないため、また、自主防災組織参加町会数では、これまで本市では災害が少なく、防災に対する意識が高まらなかったためではないかと考えております。このほか、達成度を測定できない指標が2項目あります。

次に、将来都市像で「自然と人が紡ぐ」と表現したことにつきましては、本市の恵まれた自然は計画の策定に当たって実施したアンケート調査や市民会議、子ども会議においても本市の魅力、強みとして広く共有されていたように、まちづくりの重要な要素であることから、この自然を人々が守り、生かしながら笑顔あふれるまちの実現を目指すことを比喩的に表現したものであります。

次に、将来都市像のサブタイトルにつきましては、本計画の期間内に市制施行100年という大きな節目を迎えることから、次の100年も住みよい魅力的なまちであり続けられるよう、これまでの歴史を生かして新たな歴史を築いていくという積極的な姿勢を示す意図で、このようにあらわしたものであります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） 答弁ありがとうございました。

2点ほど、再質問をさせていただきますが、基本構想の期間の部分でなぜ10年間としているのかというところも質問に入れておいたはずだったのですけれども、少し私の伝え方が悪くてその点、収支改善プランのほうと少し答弁が多くなっていたものですから、もしお答えいただけるのであれば、基本構想

の期間をなぜ10年間としているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点が、「自然と人が紡ぐ」の部分ですけれども、確かに少し細か過ぎて申しわけないのですが、比喩的に表現するというのは、例えであらわすということですから、自然と人が紡ぐと、その「自然と」と言うと、別個のような感じがしているのになぜそれが比喩的に自然に恵まれた本市を舞台にということになるのかというところが理解できなかったものですから質問をさせていただきました。これについて見解をお願いします。

最後に、笑顔あふれるという点ですけれども、この笑顔というのは心が豊かでないと笑顔にもなれませんし、健康でないと笑顔にはなれません。活力とかにぎわいというのも市長の公約にもありましたから、それを踏まえた笑顔あふれるまちを目指して、今後、基本構想、計画をつくっていただきたいなど思っております。

最初の2点を再質問とさせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 安齋議員の再質問にお答えをいたします。

私から長期構想の10年という期間の考え方についてお答えさせていただきますけれども、一つに、やはり市政を運営していく上で、長期的な視点というのが必要だというふうに考えていることと、また、ある程度時代の変化、社会の変化をあらかじめ予見できる期間が10年程度ではないか、そのようなことから基本構想の期間としては10年ということで定めさせていただいているものでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 安齋議員の再質問にお答えいたします。

私からは、将来都市像であります「自然と人が紡ぐ」につきまして説明させていただきます。

なかなか説明は難しいのですが、紡ぐという意味でございますが、これは幾つかの要素によって何かができ上がるこの様子をあらわしたものでございまして、つくるとか構成するという意味合いでございます。それで、自然といいましてもいろいろなものがありまして、海ですとか山ですとかいろいろございます。また、人についても訪れる人もいますし、ここで生活している人もいるという、さまざまな人たちがいます。

こういったさまざまな自然とさまざまな人々が複雑に絡み合いまして、組み合わせられて、つなぎ合わせて一つのよいまちをつくっていくということを考えてつくったものでございます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安齋哲也議員。

○3番（安齋哲也議員） 今の2点について再々質問させていただきます。

市長からお答えいただいた基本構想の期間の10年のところですが、きのうもたしか横田議員の質問で答弁されていましたが、社会の変化を予見するというのが、ある程度10年ぐらいだろうということですが、それが何で10年なのかというところが少しわかりづらいなと思って聞いていました。何で10年が社会の変化を予見することになっていくのかというのが少し疑問にありまして、その根拠となる部分があるのかをお聞かせいただければと思います。

前回の基本構想の10年を踏襲したというふうな答弁であれば、逆にそうなのだという理解はできるのですが、社会の変化を予見ということの10年が少しわかりづらかったので質問しました。

あと、今の総務部長からいただいた「自然と人が紡ぐ」ということですが、自然と人がつなぎ合わさって笑顔あふれるまちになっていくというふうに理解すると、自然に恵まれた本市を舞台にというところとはまた少し違うような感じがしているのですが、これを言うと延々続いてしまう話なので、とりあえずこの部分は、私の小言と思って聞いていただいて、1点目の10年の部分を答弁いただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 基本構想の10年ということで、ある程度その時代の変化や社会の変化が予測できる期間としてということでお話しさせていただきましたが、短期、中期、長期というふうなことで考えていきますと、長期といいますと際限なく行くわけでありますので、先ほど申しましたように具体的に何をもってということではありませんけれども、人口の問題ですとか少子高齢化の問題ですとか、あるいは社会の経済状況なども含めて、この10年というのがある程度、先を見通せる限界ではないかな、そのようなことで、10年ということで考えておりますし、この考え方は前回の総合計画でも同じ期間だというふうに認識しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 安斎議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 臨港地区の除雪業務の入札についてお聞きします。昨年度は3地域に分割しての入札となりました。今年度はまたもとに戻ってその3地域を一まとめにして、去る11月29日に契約が締結されたと聞いております。しかも1社随意契約でありました。去る11月12日、原部より、このように進めたいと説明がありました。業者に対してのアンケート及びヒアリングを行った結果、3パターンの選択肢を見出したが、1社随意契約で行いたいとの内容でした。各議員の方々も、その説明を受けていると思います。その内容のポイントは、受託者が他の業者に対する再委託を認めるかどうかで分かれています。

ここで質問ですが、初めから再委託ありきで入札を執行することに疑問を感じます。すなわち、自分の会社1社では手が回らないということですから、初めから入札には参加できないというのが普通の考えだと私は思います。そもそも、小樽市としては中小零細企業を育てていくという大義名分があるはずで、確かに分割することによって若干の経費増はあるものの、それは入札という競争の原理や企業間の切磋琢磨によって吸収されるかもしれません。であるならば、より多くの業者の方に参加してもらった方が正当な考えではないでしょうか。

（発言する者あり）

あたかも例年受注してきた業者にさまざまな理由をつけて、また今年度も受注させようとしているようにしか感じられません。何にせよ、どうであれ、2分割、3分割という案もありながら、結果として1社随意契約という結論になった理由を改めてお答えください。

（発言する者あり）

次に、再委託についてお聞きします。

今回の平成30年度の臨港地区除雪業務の契約書一式を見せていただきました。その契約条項の第4条に、受託者は業務の処理を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならないとありますが、こ

れはいわゆる丸投げはだめですよという理解でよろしいでしょうか。

そして、同じく第4条では、ただし、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせたときは、下請負人の商号または名称その他必要な事項を委託者に通知しなければならないとあります。

ここに、冒頭にあります業務の一部というのはどういうことなのか。つまり、受託者も再委託者も両方地域全体を担当するのか、それとも例えば中央地区は受託者が担当し、勝納地区や手宮地区は再委託者が担当するということなのか、わかるように説明してください。

(「その質問がわからないよ」と呼ぶ者あり)

最後に、機械の重複登録についてお聞きします。

今回は、受託者からまだ機械の登録に関する書類が届いていないということですので、届き次第しっかりとチェックしていただきたいと思いますが、実は平成28年度の契約書を調べましたところ、受託者は今回と同一の業者でありました。そこで気になったのは、この業者は地域総合除雪業務も請け負っていますが、それに登録してあるグレーダーやドーザーの機械は、砂散布車を除けば18台の登録がありました。そして今度は、臨港地区除雪業務に登録してある機械を調べましたが、何と8台も重複登録していることがわかりました。

本来、降雪があれば市内各地各所一斉に出動しなければならないと考えますが、これでは一斉出動ができないと思います。まさか一般道路の除雪が終了してから、臨港地区に入るということではないと思いますが、このような登録を認めている理由を説明してください。

再質問を留保し、私の質問を終わります。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長（迫 俊哉） 石田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、臨港地区の除雪業務の入札について御質問がありました。

初めに、1社随意契約の理由につきましては、冬期間においても港湾活動に支障を来さない路面管理を行える体制を整えることを基本に据え、具体的には路面整正作業に適しているグレーダーの効率的な使用ができる体制の確保、また一括発注により諸経費の低減が図られ、その分で路面整正などの除雪作業が充実できる優位性を考慮し、再委託の可否も念頭に置いた上で、除雪業者へのアンケートやヒアリングを行うなど検討を進めてまいりました。

この結果、再委託を認めることで臨港地区を一括して発注することが有利であるとの判断に至ったため、この要件で受注可能な1社と随意契約したものであります。

次に、契約条項の第4条の規定につきましては、委託業務における一括再委託の禁止について定められているものであります。

次に、平成30年度の業務における受託者と再委託者の担当区分につきましては、受託者は業務全体の管理、監督を行うほか、主に中央地区の新雪除雪作業及び全地区の路面整正作業を行います。また、再委託者は受託者の指示のもと、主に勝納及び手宮地区の新雪除雪作業を担当いたします。

次に、平成28年度の機械登録につきましては、受託者は地域総合除雪業務と臨港地区除雪業務を受けており、御指摘の重複登録されている機械は主にグレーダーであります。新雪除雪はそれぞれの業務に専属で割り当てて作業を行っており、各業務で必要としている台数は確保されているため、新雪除雪

における一斉出動には支障がないものであります。

重複登録されている理由としては、受託者において機械の故障発生時などの緊急事態の際、機械を相互に融通し、作業を継続できることから承諾したものであります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) なかなかすきのない答弁で再質問に困りますけれども、1点だけさせていただきます。

(「今まですぎあり過ぎたんだって」と呼ぶ者あり)

この1社随意契約ということですから、このままこの臨港地区を一つの地域で入札する限り、今後ずっとこの1社しか該当がないという状況が続くと思うのですね。やはりこの本文にもありましたが、やはり分割することによって小さな業者の方も多分参加してこれられると思うのですよ。

(「グレーダー持ってないしょ」と呼ぶ者あり)

(「それはないでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

だからその部分が、やはり小樽市の中小企業を育てるという部分に少しひっかかるような気がしたものですから、できればそういういろいろな業者の方に参加していただくというのはこれから大事なことだと思いますので、そこら辺の見解を一つお聞きしたいと思ひまして、再質問いたします。

(「そう言ってた人もういないんだから、やめようよその主張」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 石田議員の再質問にお答えいたします。

昨日も答弁させていただきましたが、単体で受けるのか、JVで受けるのかのこともありますが、全てのことを単体で受けるのはできない場合に、やはり下請の力をかりるというやり方がありまして、特に本件におきましては、グレーダーという特殊な機械を持っている業者、そこでなければその新雪除雪、あの長い臨港道路の除雪に支障を来すものですから、その業者が入っているということでございます。

また、業者育成の意味から言いますと、下請の形もありますが、さらにここでJVを組むというやり方というのもあり得るのかもしれませんが、その点については来年以降に向けて検討するように私からも原部には指示しておりますので、そういう結果も待ちたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) 実は再々質問でこの地区の除雪もJVを組むみたいな発想はないのかということを開こうと思っていたのですけれども、今先におっしゃっていただいたので、私の質問は終わります。

(「すぎがない」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番（中村岩雄議員） 病児保育についてお伺いいたします。

道内35市中21市で実施されている病児保育ですが、10万人以上都市を見ると、小樽市だけが行われていない、まさに空白地帯でありました。これまで実現に向けてのさまざまな検討はなされてきましたが、残念ながら実施には至りませんでした。しかし、今般ようやく関係者の努力が実り、実施予定の学校法人も決まり、国、北海道の支援も受けながらオープンに向けての準備に入ることができたと思います。今年第2回定例会の一般質問で、収支、施設のスペース、病院との連携、システムの問題についてお聞きいただきましたが、具体的な実施内容までは示していただくことはできませんでした。その後、写真もでき上がり、現在は認定こども園舎の工事の様子も目の当たりにしています。

そこでお尋ねします。第2回定例会質問時以降の認定こども園舎の工事の進捗状況と、今後の予定をお知らせください。

また、病児保育施設の工事予定、病児保育事業の開始予定時期をお示しください。

懸念材料があります。今後の内示がスムーズにあり、病児保育施設に係る交付金が順調につくのかという点です。おくれたりタイミングがずれたりすることにより、箱の中身や人の確保のことがあり、順調な開業も難しくなります。看護師や保育士などのスタッフの準備をスケジュールどおり進めていくためにも、早い内示をもらい早期着工ができるよう、国や北海道への働きかけも早目早目に行い、早期着工の協議の照会がきた暁には、速やかな対応をすべきと思いますので、くれぐれも遺漏のないようお願いいたします。

また、具体的には今後、実施法人と協議を進められると思いますが、病児保育を利用される保護者にとって、利用の際の流れ、手引きをわかりやすく作成して示していただくことも必要と思いますので、そうしたことにも留意をし、進めていただければと思います。

最後に、市と商大との研究成果で、人口減対策の有効手段として子育て世代への支援がまず挙げられています。究極の子育て支援と言われる病児保育などを含めた、より包括的な子育て支援策を早期に講じていくべきと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えします。

ただいま、病児保育について御質問がありました。

まず、第2回定例会以降の学校法人における認定こども園の園舎新築工事につきましては、本年10月初旬に工事請負業者が決まり、現在順調に建築が進められ、今年度末までには新園舎が竣工する予定と聞いております。また、病児保育施設の工事予定と病児保育事業の開始予定時期につきましては、来年の4月以降、旧幼稚園舎が解体された後に、病児保育施設が新たに建てられる予定ですが、当該施設は来年の9月末を目途に竣工する予定と聞いておりますので、病児保育事業の開始時期は早くても来年の10月以降になるものと考えております。

次に、病児保育等を含めた包括的な子育て支援策につきましては、現在、本市においては子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所などの定員の確保や、病児保育事業を含め、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業など13の地域子ども・子育て支援事業について、計画的な推進に努めております。

あわせて、現在、子育て世代包括支援センターの開設に向けて庁内で検討を進めているところであり、今後も引き続き子育て世帯に寄り添い、安心して子供を産み育てることができるまちづくりに向け、皆様のより多くの声を反映した子育て支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

(「厚生常任委員会でやります」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 以上をもって質疑及び一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後5時06分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **秋元智憲**

議員 **高橋 龍**

平成30年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成30年12月12日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	迫	俊	哉	教	育	長	林	秀	樹										
副	市	長	小	山	秀	昭	病	院	局	長	並	木	昭	義						
水	道	局	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	長	日	栄	聡						
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	加	賀	英	幸			
生	活	環	境	部	長	鉢	呂	善	宏	医	療	保	險	部	長	相	庭	孝	昭	
福	祉	部	長	勝	山	貴	之	保	健	所	長	貞	本	晃	一					
建	設	部	長	上	石		明	消	防	長	土	田	和	豊						
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬
事	務	部	長	西	島	圭	二	総	務	部	総	務	課	長	津	田	義	久		
企	画	政	策	室	長	笹	田	泰	生											

議事参与事務局職員

事務局 長	中 田 克 浩
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	樽 谷 朋 恵
書 記	松 木 道 人
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び議案第16号ないし議案第18号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 一般質問を行います。

最初に、オタモイ通線バス通りの裏手通り、龍徳オタモイ保育園から小樽グリーンテニスクラブに通じる道路は、周辺の住民を初め多くの人が活用している通りです。オタモイ1丁目10番24号から45号周辺はかつて宅地造成され、住宅周辺の道路については市道認定されています。しかし、同じ番地の5号から20号については、早くから住宅が建設され、その住宅周辺の道路は私有道路のままです。この道路に面した住民からは、これだけ多くの交通量がある中で、何とか市道認定してもらえないものかとの申し出があります。

地域住民が市に、オタモイ1丁目10番5号から10番20号の区間を市道認定するよう打診したところ、公園用地に面する一部道路区間については、市道認定基準の幅員である6メートルに満たしていないため困難であると言われたとのことです。

私有道路を市道に認定する基準が制定され、認定要件には、「主要な道路ですでに道路沿に家屋が連たんし、拡幅が困難と思われる場合については、特に有効幅員を4メートル以上にすることができる。」とのただし書きがあります。また、基準の中に道路幅員の特例もうたわれています。道路幅員の特例では、「道路の有効幅員が4メートル未満のものであっても、公共的な性格を有する私道で次に掲げる要件を備えたものについては、市道として認定することができる。」とあります。道路幅員の特例と地域住民が市に打診したときの市の回答と整合性がないのではないですか。市長の見解を示してください。

私道でありながら、日常的に多くの人が利用している道路です。その道路は、幅員のほぼ半分は個人所有となっており、その土地を市に寄附してもよいと言っています。一方は法人所有となっていますが、その会社は所在が不明です。このように幅員のほぼ半分の所有者が寄附を承諾し、残る一方が所有者不明の土地の場合、地域住民要望に応じて市道認定すべきです。市長の見解を示してください。

また、幸町においても市民から「道路の整備状況が悪いので改善してほしい。」との要望を受けました。その道路は、かつて簡易舗装された形跡がありますが、申し出された住宅のあたりの一部道路が穴だらけで非常に傷んだ状態でした。そこは市道と市道に挟まれた道路が私有道路となり、登記上でも現状存在しない事業者名義となっています。この私有道路は市道につながり公共性のある道路です。

このように、市道と市道に挟まれた私有道路で公共性のある道路については、市の管理道路などとして整備すべきではありませんか。市長の見解を示してください。

次に、除排雪についてです。

昨年度は除雪費の不足額を土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費から流用しました。その額は4,373万2,000円にのびました。日本共産党は、除排雪費用について計上された予算で不足する場合、市民の安全を守るためにも早目に補正予算を計上し、必要な除排雪を実施するようにただしてきました。

除雪懇談会でも、市民から除雪予算が超過したとしても、市民は必要な費用として認めるという意見も伺っています。今年度の除雪費用については、予算の流用ではなく、必要な経費については補正予算を計上して対処すべきです。市長の見解をお示してください。

懇談会では、市民から、「去年は排雪されず、ステーションに依頼すると本部から指示がおりないためできないと言われた。直接話を通じる連絡先はどこなのか。」このような質問に建設事業室は「まずステーションで応答できるよう市と受託事業者でしっかりと連携を図る。」と答弁しています。市と受託事業者でしっかりと連携を図るとは、各ステーションで対応してもらえということなのか。市長の見解を示してください。

排雪作業の充実を目指して、小・中学校要望による通学路の交差点や学校出入口など、主要交差点等における見通し確保をするため40カ所ふやし90カ所とすることを掲げています。市民から実行できるのかと心配する声が聞かれます。計画では、ステーションごとに担当する箇所数にばらつきがあります。ステーションごとのばらつき状況とその原因を示してください。

除雪懇談会では、安全で快適な冬を過ごすため、効率的な除雪のために雪置き場の提供を呼びかけています。しかし、「これまで数カ所提供してきたが、その雪を2月に排雪していた。しかし、この3年間、排雪されていない。提供者は排雪されないのであれば、今後お貸しできない。」「町会の公園に排雪するのはいいが5月になっても残雪が残り、子供たちが使えない。」との声があります。今年度は確実に対処することを求めます。明確な答弁を示してください。

「通学路や主要道路では、雪山が高くなり横断歩道の押しボタンが雪下になっているので雪山を低くしてほしい。」という声もありました。カット排雪は有効な手段です。ただ、それだけでなく、その後の降雪にも対処できるように完全な排雪も必要です。また、雪山の高さは何メートルを排雪基準としているのか、市長の具体的見解を示してください。

今年度の計画的な排雪作業は、道路の路面状況や雪山状況を的確に把握し、適切なタイミングで排雪作業に当たるとしています。観光客や通学路の除排雪を優先して推進し、庁内の関係各部による情報共有の場を設けるため、雪対策庁内連絡会議を設置したと伺いました。連絡会議の具体的内容及び除雪対策本部との関係について説明してください。

最後に、市道桜8号線は望洋線から東小樽線を経由し、ロータリーに至る大回りするバス路線を短距離で通れる道路です。多くの車両が通行し、近隣の皆さんからは望洋線よりも交通量が多いとも言われています。校区のかかわりで小・中学生が、高校生も通学路として、また小樽市中心市街地への通勤、築港駅・札幌間のバス通勤などの通勤者が歩道として利用されています。

5月11日に開催された第10回市民と語る会において、近隣の住民の方から道路整備等の要望がありました。その後、市道桜8号線の現状を確認しましたが、この道路は市道桜1号線から望洋線に至る上部区間の一部が歩道未設置で、車両の通行が多く、車道脇を通行する歩行者には危険が伴い、歩行者の安全、事故防止のために歩道設置が必要と感じました。

まず、歩道設置について、市道桜8号線の安全を確保するために、町会が市長に歩道未設置部分への歩道設置の要望を出していると伺いました。町会からの要望書はいついただいたものなのか、その内容と要望に対する回答を示してください。

市民が通勤、通学、通院、買い物などに利用する道路です。歩道としては2メートル以上の幅員が基準であるとされています。しかし、歩行者の安全、事故防止のため、何らかの対策を講ずるべきです。具体的には、道路拡幅のために市が民有地を購入する。また、安全確保のため、公安委員会とも協議することなども検討すべきではないですか。市長の見解を示してください。

市は、市民に対する安全対策は最優先されるべきと考えています。市道桜8号線の改善のために、市道に隣接する市民の方々の要望を聞き取り、改善に向けて対策を講ずるべきです。要望を聞き取る話し合いの実施について、市長の見解を示してください。

歩道除雪について、除雪懇談会での歩道除排雪要望に対し、市は「当該路線は歩道除雪路線の位置づけをしておらず、初冬期は歩道を確保できたとしても、厳冬期は歩道が確保できない。車道が狭いことから歩道を堆積スペースとして利用し、車道をできる限り広く確保する対策をとっていた。通学路は3学期の始業式前に対処したい。」と答えています。参加者から車両優先で人命軽視しているという意見もありました。

市は、安心・安全で快適な市民生活を確保することを表明していますが、この方針に反していると思います。小学生だけでなく、通勤者、通院、買い物などの多くの市民が利用する路線です。歩行者の安全確保から除排雪の具体的な対処が必要です。町会の要望内容とそれへの対応について、市長の見解をお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えします。

初めに、私有道路を市道に認定する基準について御質問がありました。

まず、市の回答につきましては、私道を市道に認定するためには、私有道路を市道に認定する基準に基づいて認定する必要があります。その基準で定められている必要な道路幅員は、原則8メートル以上、緩和規定として6メートル、4メートル、4メートル未満があり、4メートル、4メートル未満の適用については、その区間が地形、地物等により幅員確保が難しい場合、交通量が多い場合や機能確保が必要な場合など、特殊な事例に限り考慮するものであります。

今回要請のあった私有道路は、基準に基づく通常の緩和規定である6メートルで、市民対応を行ったものであり、基準と回答の整合は図られているものと考えております。

次に、所有者が不明な土地を含んだ私道の市道認定につきましては、全ての道路用地の権利を市が取得することで初めて市道認定を行うことができることから、道路用地内に所有者不明の土地が残っている場合は認定することは困難であります。

次に、管理道路の指定につきましては、私道を管理道路に指定する場合においても、市道認定と同様に、全ての道路用地の権利を市が取得することで初めて指定することができることから、道路用地内に所有者不在の土地が残っている場合は指定することは困難であります。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、今年度の除排雪につきましては、現行における約15億5,000万円の予算の範囲内で効率的・効果的な作業に努めてまいりますが、降雪量や積雪深が深いなどの厳しい気象状況となり、予算内では円滑な道路交通を保つことができないと判断した場合には、補正予算も含め適切な予算措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、各ステーションの対応につきましては、昨年度においては、市民の皆様から市と受託事業者の連携が図られていなかったとの御意見が寄せられたところであり、今年度におきましては、11月に市と受託事業者で打ち合わせ会議を既に実施しており、今後も定期的に打ち合わせ会議を開催し、意思

疎通を図っていくことで、各ステーションにおいてしっかりと市民の皆様の声に対応できる体制が強化されるものと考えております。

次に、各ステーションにおける主要交差点の見通し確保の箇所数につきましては、第1ステーションは11カ所、第2ステーションは23カ所、第3ステーションは5カ所、第4ステーションは4カ所、第5ステーションは10カ所、第6ステーションは27カ所、第7ステーションは10カ所、計90カ所となっております。

主要交差点については、主に小・中学校の関係者やバス事業者から御意見をいただいた上で選定したものであり、交通量や道路形状などの道路特性から地域によって箇所数の違いが生じたものと考えております。

次に、雪置き場の雪処理につきましては、除雪懇談会で御意見のあった箇所は、地域の方から提供していただいた民有地と地域の憩いの場である公園でありますので、雪置き場としての利用後には雪割り作業を早目に開始するなど、要望の時期までにはそれぞれ利用できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、雪山の排雪基準につきましては、交通量や道路幅員などの道路特性によって地域で条件が異なりますので、一概に具体的な数値基準を設定することは難しいものと考えております。しかしながら、今後、市といたしましては、道路状況をしっかりと把握した上で主要な交差点の見通しや通学路の安全確保に向けて適切な時期に早目の作業を実施してまいりたいと考えております。

次に、雪対策庁内連絡会議につきましては、私を含め除雪対策本部長である副市長及び関係8部長で構成し、除雪対策本部からの活動報告と学校周辺の安全対策、福祉除雪の状況など、関係部局からの情報を共有するものであります。このことにより、雪対策における庁内の連携強化が図られ、除雪対策本部の活動をより効率的に進めていけるものと考えております。

次に、市道桜8号線の歩道設置と歩道除雪について御質問がありました。

まず、歩道設置要望の内容とその回答につきましては、市道桜1号線から望洋線に至る市道桜8号線の歩道未設置区間、約100メートルにおいて、歩行者の安全を図る目的で、東小樽町会より本年10月2日に要望書を受けております。しかし、要望区間の道路用地幅は約6メートルから9メートルと狭いため、仮にこの用地幅の中で歩道を設置した場合、車両が安全に通行するための幅員が確保できなくなることから、歩道を設置することは困難である旨を11月9日付で文書により回答いたしました。

次に、民有地の購入や公安委員会協議などの対策を検討することにつきましては、現在、本市で整備を検討している市道は約100路線あり、路線の重要度や整備効果、緊急性などを勘案し順次整備を進めております。また、限られた予算を有効に活用し、少しでも多くの市道を整備するため、現況の道路用地の中での整備を優先しているところであります。

このことから、多額の費用を要する用地買収や家屋補償、拡幅工事などは現在のところ予定しておりませんが、歩行者の安全、事故防止のための有効な対策の有無などにつきましては、今後、関係機関と調整していきたいと考えております。

次に、要望を聞き取る話し合いの実施につきましては、歩道の設置は用地買収などを伴うため難しいものと考えておりますが、例えば歩行者と車両を分離することを目的とした外側線の設置など、歩道設置以外にも歩行者の安全を図るための有効な対策は考えられることから、今後現状の改善へ向けて地域住民の方々と話し合いを行ってまいりたいと考えております。

次に、歩道除雪の町会要望と本市の回答につきましては、当該道路は一部の区間で除雪がされていないため通行する歩行者は車道を歩かなければならないことから、地域住民から歩道除雪の強い要望があ

ったことに対し、試行的な作業を検討すると回答したところであります。歩道除雪は一般に除雪できる有効幅員が確保されていないと継続的な作業は難しいのですが、歩行者の安全を少しでも確保するため、今年度においては試行的に歩道の除雪作業を実施してまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、何点が再質問させていただきます。

まず、再確認させてもらいますけれども、除雪費用の予算流用はしないというふうに受けとめてよろしいですね。

それからもう一つ、市民からの苦情や要望については各ステーションで対応することで受けとめましたけれども、よろしいでしょうか。

それから、もう一つ確認する点では、市民から提供していただいた雪置き場、町会の公園などについても、これは約束したとおり排雪するというふうに受けとめたいと思うのですが、それはよろしいでしょうか。

再質問ですが、まず私有道路を市道に認定する基準については、これは条例なのかどうなのか、私も少し把握し切れなかったのですけれども、その辺で条例であるかどうか、まず聞きたいと思います。

それと、家が連檐しているという点のところ、家が建っていなければ簡単にその土地を寄贈されることが可能だというふうに捉えているのか、その辺の見解をひとつ聞かせてください。

それから、道路の幅員の一部が4メートル程度の場合でも、市道認定に合わないとして市民の要望を断ってしまうのか。その点での市長の今見解を聞いたのですけれども、その辺を改めて確認させていただきたいと思います。

それから、公共的な性格を有している道路となっている場合に、市道認定されない中でも管理道路として維持管理、それから除排雪の対象にするなどの対応が考えられないものなのか、その辺について説明していただきたいと思います。

それから、幸町の市道と市道との間の私道の件ですけれども、こういう場合の道路の維持、整備について何らかの対応を検討できないものなのでしょうか。それらも話を聞かせていただきたいと思います。

それから、ステーションごとのばらつきの問題ですけれども、ここでは主要交差点見通しの問題でステーションごとのばらつきがあるという問題を指摘させていただいたのですが、除雪懇談会では、市民から40カ所ふやして実行できるかという心配の声があったのです。

40カ所ふやした中で、最も多いところが第6ステーションで11ふやして27になっています。そして第2ステーションは16ふやして23カ所になっています。第1ステーションは4カ所ふやして11カ所です。その反面、第4ステーションは増加しているところがゼロです。ステーションごとのやはり当初契約額を昨年度と今年度を比較してみたのですが、交差点見通し確保件数が第2ステーションは第1ステーションの4倍に増加しているのですが、第1ステーションと第2ステーションの契約額の増額はほぼ同額の金額、約2,400万円ふえているという状況なのです。これで本当に市民が心配していることが起きるのではないかとということがあるので、その辺はどう考えているか聞かせていただきたいと思います。

それから、雪山の関係です。

雪山の排雪基準が昨年度では除排雪の作業の関係で、積み上げの都合で1.5メートルから2メートルで平均1.75メートルと言われてきたわけです。それで、通学路の子供たちの安全確保だとか、防犯から見ても、あるいはバス停の待合、確認からも1メートルが限界ではないかと私は思うのですが、雪山の

高さの基準を1メートルにすべきだというふうには私は思うのですが、その辺についての意見を聞かせてください。

それから、あと市道桜8号線の関係ですけれども、該当する町会の地域の住民と話し合いをしたいということなので、具体的に改善するためにどうするかということ、市の立場だけを押しつけるのではなくて、市民の意見を十分に酌み上げてほしいと。そこがお願いするところなので、その点について、そういうことができないのか。できるかどうかを聞かせていただきたいと思います。

それから、試行的な作業というふうにおっしゃっていましたが、その試行的な作業というのはどんな内容なのか、詳しく話していただければ幸いです。

再質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 雪山の高さの基準云々については答えられるか、1メートルというようなことを言っていましたけれども、その件は低くしてほしいということは書いてありますけれども、明確に1メートル云々というのはなかったもので、答えられたら答えていただくということにします。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、除雪費を流用ではなく補正予算でということなのですが、これにつきましては基本的に補正予算で対応したいと考えております。ただ、年度末ぎりぎりでも足りなくなった場合につきましては、なかなか補正予算は難しいと思っておりますので、流用対応もしなければいけない場面が出るのかと考えておりますけれども、基本的には補正予算で対応したいというふうな考えでおります。

次に、各ステーションで対応していただくのかという点につきましては、今年度11月に1回ステーション会議を開催しており、12月以降につきましては月に2回、ステーション会議の開催を予定しておりますので、そういった面ではきちんと情報共有を図りながら、各ステーションで対応していただけるようお願いをしているところであります。

次に、公園等の雪置き場につきましては、これは排雪ではなくて基本的に雪割りをしながら、5月の連休前までに雪が解けるように、そういう措置を行うということになります。

それで、公園とか土地をお借りしている市民に対しましては、事前にそういった要望の確認をとっております。要望があるところにつきましては、そういう雪割り等の作業をすぐ、終わりましたら対応したいというふうに考えております。

私有道路の市道に認定する基準ですけれども、これについては要綱であります。

次に、家が建っていなければ寄附が可能という、寄附の条件等のことなのですが、これにつきましては、できれば市道と認定するためにやはり利用があるということが条件でありますので、そういったことを考慮しながら寄附等の判断はなるのかというふうに考えております。

4メートル以上でも断るのかということですが、繰り返しになりますが、道路の幅員以外にその他もろもろ要件があります。それは私有道路を市道に認定する基準、その中に定められた基準を基本的に全てを満たすということになっておりますので、そういった条件になるものと考えております。

あとは管理道路として対応できないのかという御質問でしたけれども、これにつきましては、繰り返しになりますが、あくまで我々は先ほど言った基準、管理道路においてもこの基準を満たすということを条件としておりますので、これに適応するかどうかで判断をさせていただきたいと考えております。

あと、御質問がありました幸地区の私道の関係ですけれども、これにつきましては改めて我々市とし

でもう少し検討させていただきたいというふうに考えております。

見通し確保のばらつきにつきましては、これにつきましては、確実に今年度から90カ所については実行していきたいというふうに考えております。

あと、雪山の関係ですけれども、これは昨年、御説明させていただきました基準1.75メートルと、これはあくまでも作業する側からのできる基準の高さが1.75メートルではないかという形の御説明でした。これは確かに歩道を歩く側から見ますと高いというふうに我々も考えております。ですので、ことしにつきましては、高い雪山処理について重点的に対応していきたいと考えておりますので、基準については申しわけありませんけれども、なかなか定めることは難しいと考えておりますが、この雪山の高さについてはしっかり対応させていただきたいというふうに考えております。

次に、市道桜8号線につきましては、市民の意見を聞いてほしいという点ですけれども、これについては我々も要望を受けまして、地域、地先の方とお話をさせていただいております。ただ、我々としなくてもどうしてもできる、できないありますので、できないことはなかなかできるとも言えないものですから、それについてはしっかりお話を聞いております。その中でできることについてお話をさせていただきました。

その中では、確実に今できるのは、市長から御答弁させていただきましたけれども、外側線を引いてきちんと車道と歩道の境界をつくるというのが現実的ではないかというふうに考えているところであります。

次、試行的とは何なのかという点ですけれども、基本的に道路が狭い、そして歩道の部分もありまして、どうしても定期的になかなか歩道の確保となりますと、正直言って排雪しかないというふうに考えております。ただ、この部分を通常何回もなかなか排雪するというわけにはいかないものですから、我々今考えておりますのは、排雪のタイミングでしっかりその歩道の雪も取るということと、あとは現場の様子を見ながら、その都度現場を見ながら対応させていただくという形を、今年度させていただきたいというふうに考えております。

そういったことを踏まえながら、また来年度以降どういうことができるのかについて、市で少し考えてみたいというふうに考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 再々質問です。

特に、オタモイあるいは桜の道路については、そういう意味では、なかなか難しい大変なことだというふうには思います。ただ、やはりいかにしてこの問題を解決していくかとなると、市民と具体的に話し合いをし、要望を聞いて、それについて市がそれに寄り添って相談していくと。そのことが私は必要だと思うのです。それがなければ、市民の理解も得られないだろうし、解決の道も開かれていかないだろうというふうに思うので、その点にもぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。そのことを述べて私の質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

今、御指摘のとおりだと思っております。除排雪の問題に限らず、地域の皆さんの御意見にしっかり

と耳を傾けながら、除排雪も含めてまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 学校給食について、まず質問いたします。

学校給食は、学校給食法及び学習指導要領に基づき、学校教育活動の一環として実施されるものです。成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科、特別活動や総合的な学習の時間等において活用することが求められています。児童・生徒にとって学校給食というのは、単に1日3食のうちの1食ではなく、重要な栄養の補給先であり、体をつくる基盤になります。

2018年9月の全国学力・学習状況調査結果の小・中学校の「朝食を毎日食べていますか」の調査では、小学校で毎日食べていない児童が全国15.2%、全道18.2%、小樽市では19.6%。中学校では全国が20.3%、全道が22.1%、小樽市は21.8%となっており、小学校も中学校も昨年度と比べて1.4ポイント以上高く、小樽市は全国と比べても高くなっています。2割近い子供が毎日食べていないことがわかります。ことし1月から2月に市内小学校で行った給食残食調査では、汁物の残食率が26%となっており、毎日朝食を食べていない子供がいるのにもかかわらず、多くの子供が給食を残している状況は問題ではありませんか。

残食調査でいえば、5年前の給食センター統合前には、小学校3校と中学校2校で約3週間近くの給食残食率の調査をしましたが、その後は北海道から調査依頼がきたときに、小学校1校のみ調査し、中学校はこの5年間全く残食調査を行っていません。調査を行っていただければ、メニューによっては残食の偏りも考えられ、各学校との比較や全道との比較もできないのではありませんか、お答えください。

学校の献立は子供が食べることを前提に栄養を考え献立に反映されているため、子供が食べないということになれば、その分栄養につながらないこととなります。栄養をしっかりとるためにも給食をおいしく食べられることが大切です。

教育長は第2回定例会の酒井隆裕議員に、おいしい給食について多岐にわたって意見などを聞いて献立編成にも役立てたいという答弁をされていましたが、意見などを反映させて献立などに取り組んだ事例はあるのでしょうか。また、食育やおいしい給食のためにどのような取り組みをされてきたのでしょうか、お答えください。

先日、私は給食試食会に参加し、小学校の学校給食を食べました。教員がおかわりもできますので遠慮なく食べてくださいと声をかけましたが、おかわりをする保護者や子供はいませんでした。それどころか給食を残している方が大半でした。給食試食会でも保護者から意見が出されましたが、小学校、中学校の保護者からは、パン食よりも御飯食を多くしてほしい、パン食のときのジャムやデザートはなぜ少ないのかなどの声が出されました。

2017年度の北海道の米飯実施状況を見ると、小学校1,020校、中学校573校の給食の米飯、週平均実施回数はともに3.1回となっており、全道から見ても週3回の米飯が当たり前となっている状況の中、なぜ小樽は週2回の米飯給食の実施なのでしょう。御飯はパンに比べてよくかまなければいけないため虫歯になりにくいことや、御飯に含まれるでんぷんはかむことでブドウ糖に変わり、じわじわと体内

に吸収されるため、腹もちがよく、授業中に空腹で集中力が切れることも防ぎ、和食の献立にしやすいです。和食は洋食に比べて油分の少ない野菜などで献立することもでき、食生活の改善にもつながりますので、週3回の米飯にすることを求めます。いかがですか。

デザートやジャムの回数でいえば、2012年度はデザート提供が小学校80回もあったものが、この5年間で削減され、2017年度は39回となり、中学校では85回から48回になりました。パン食は年間80回以上あるのに、ジャムの提供は小学校で年17回から、この5年間で5回となり、中学校では27回から7回と、週2回パン食にもかかわらず、どちらも年間で5回から6回しかジャムが提供されていません。なぜデザートやジャムがこんなに減少されているのでしょうか。保護者や子供からジャムやデザートが減ったことで意見などは出されなかったのでしょうか。教育として子供たちが楽しみになるような給食を提供するためにもデザートの機会を確保していただきたいと思います。お答えください。

学校のメニュー表を見ると、冷凍食品を多く使ったメニューが多いように感じますが、手づくりしているものはあるのでしょうか。各自治体では食育や地元食材の提供、おいしい学校給食についてさまざまな取り組みを行っていますが、小樽市では現在、後志産のものを取り入れているものはレタス、ミニトマト、プルーン以外はほとんど使われておりません。

苫小牧市では食育として2年前に小学校15校の学校給食で、御当地ラーメン「とまこまい味噌カレーラーメン」を出して、地元の子供たちにも郷土の味と誇りを知ってもらおうと取り組みを行っています。白糠町では、生産組合や漁業者などが協力しながら、新鮮で安全な食材を届け、生かす献立を考え、行政も施設維持などサポート体制をつくって我が町の給食はおいしいと主張できる取り組みを行っています。

地元食材を使用することによって、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、さらには自然の恵みや勤労の大切さを理解するなど、給食に出されるまでの過程を学ぶことも大事な食育としての魅力です。地元食材を生かしたメニューづくりを行うことは検討されているのでしょうか。

7月に共産党議員団で視察に行った奈良県宇陀市給食センターでは、昨年、おいしい給食日本一を決める第12回全国学校給食甲子園で準優勝を獲得し、2年連続で奈良県代表として出場しています。学校では、授業時間を使った食育授業を行い、朝御飯、間食、野菜の栄養についても学び、調理実習では給食メニューに挑戦や保護者向けにも家庭食育についての講演会も行い、家庭への食育の場も設け、配送校とのつながりも大切にしています。幼稚園児から手紙をもらうこともよくあると聞いています。生産者や直売所にも直接訪問して訴え、地元食材の割合も2014年度は10%でしたが、2017年度には32%まで使われるようになり、生産者も応援してくれています。市としても、地元食材率を引き上げることはできないのでしょうか。

宇陀市の給食センターの方は、給食は調理ではなく料理に近づけることを目標にして日々取り組み、よりよい給食提供にするには子供や保護者の意見などは必要不可欠だと話されていました。このように、学校給食は児童の健康促進と成長につながるもので、健全であると同時に地域とのつながりもつくり、地産地消にもつながる取り組みです。おいしい給食にしようと考えてるのであれば、残食を調べ、子供や教員、保護者などにもアンケート調査を継続的に行い、分析などが必要ではありませんか。また、おいしい給食にしようと思うのであれば、全国学校給食甲子園に出場してみたいはいかがでしょうか。

学校調理方式についてです。

本市では、現在、西陵中学校のみ自校方式です。西陵中学校は給食を残す生徒はほとんどいないと保護者からも聞いています。調理後すぐに食べられ、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられる自校方式がよいのは言うまでもありません。せめて親子方式を検討されてはいかがでしょうか。

福祉除雪についてです。

福祉除雪は冬期間の除雪が困難な世帯に対して、冬期間年3回まで福祉除雪サービス、屋根雪下ろし助成、置き雪除雪を行っています。しかし、対象となる方は市民税、所得割が課税されていない世帯の中で、敷地内にロードヒーティングなどの融雪装置がなく、高齢者のみの世帯、高齢者と児童のみの世帯、ひとり親世帯、身体障害者のみの世帯など対象者が限定されています。市の除雪登録世帯数は、2017年度は除雪登録世帯691世帯となっていますが、実施世帯数は542世帯で、実施回数では631回となっています。登録世帯が3回利用すれば実施回数は2,073回となるので、1世帯当たり平均利用数は1.2回です。2回も利用できていない状況です。

市長は、利用登録に比べて実際に利用回数が少ないことに対してどのようにお考えですか。市民からは病院に行くにも玄関から道路までの距離もあり、雪かきをしなければタクシーも来てくれない。福祉除雪をもっと利用しやすいようにしてほしいと聞いています。

札幌市では、課税世帯も福祉除雪の対象となっており、自己負担はありますが、道路除雪が行われていれば1日1回除雪に来てくれています。他市の状況も参考にしながら、制度の拡充または見直しをする必要があるのではないのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えをします。

ただいま、福祉除雪について御質問がありました。

初めに、福祉除雪の利用回数に関する私の考えにつきましては、福祉除雪サービス事業と屋根雪下ろし助成事業は小樽市社会福祉協議会が主体となって実施しております。利用登録者の大半は、屋根の雪おろしをみずから行うことができないため、年1回の屋根雪下ろし助成の利用が多いとお聞きしており、3回まで利用できる福祉除雪サービスは日程調整など、実施に当たっては一定の制約があることから、利用回数が少なくなっているものと考えております。

次に、福祉除雪サービスの制度見直し等の必要性につきましては、この事業は歳末たすけあい義援金の一部を財源としており、事業費が限られていることから、個別の細やかな要望にまで応じることは難しく、一定の基準を設けて実施されているものと認識しております。今後は、他市の事業内容などを参考にしながら、小樽市社会福祉協議会と制度のあり方について研究してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、学校給食について御質問がございました。

まず、残食率につきましては、本年1月から2月に行った調査での汁物の残食率は26%と高目になっておりますが、牛乳や主食、副菜、デザート等の全献立の平均残食率は15.2%でございました。前回、平成27年度に行った残食調査の全献立の平均残食率は20.7%であり、全体としては残食率の改善が見られているところでございますが、今後ともメニューの改善を図るなど、残食率を減らすよう努力してまいりたいと考えております。

次に、残食調査を小学校1校しか行っていないことにつきましては、これは北海道の調査の対象校が

栄養教諭の配置のある学校のうち1校を抽出して行うとされたことによるものでございます。この調査の方法は、牛乳、主食、汁物、おかず等をそれぞれ分け、また麺類は汁を捨て麺の重さだけをはかる作業のため、複数の小・中学校を調査することは難しい状況ですが、来年度実施予定の次の調査では、市の独自調査として、北海道の調査基準に準じて中学校も調査してまいりたいと考えております。

次に、多様な意見を献立に反映させた事例につきましては、主な事例を申し上げますと、以前うどんの汁の味が薄いとの意見がございましたので、塩分をふやさず、カツオの粗削りでだしをとったところ、だしの香りがよいと好評を得ているところであります。また、カレーをふやしてほしいとの意見には、スープカレーや野菜たっぷりカレーを新たに献立に加えたところ、また次も食べたいとの声が多く出るなど、人気メニューとなっているところであります。

また、食育の取り組みにつきましては、学校の依頼に応じて学校における教科時間や給食時間に栄養教諭を派遣し、給食指導を初めとした食育に関する指導を行う取り組みや、栄養教諭を講師として教職員を対象とした食育研修講座を実施し、食に関する実践的な指導方法を身につける取り組みなどを行っております。

おいしい給食のための取り組みにつきましては、現センター開設時に、配送距離が長くなる学校もあることから、保温・保冷効果の高い食缶やバットを導入するとともに、季節によりましては外気温を考慮し通常のバットと保温・保冷効果のあるバットを使い分けるなど、適温を維持する工夫をしているところでございます。また、新センターの開設に伴い、スチームコンベクションを導入し、新たに焼き物や蒸し物の調理が可能となったほか、冷却設備の導入により、通年でサラダやあえものの提供が可能となり、メニューの幅が広がったところでございます。

次に、米飯の現状の実施回数と週3回にふやすことにつきましては、小樽市では現在1週間にパン2回、米飯2回、麺類1回を実施しております。全道の小・中学校の米飯実施回数が、ともに週平均3.1回であることは承知をしており、これまでも米飯回数増の検討を行ってきたところでございますが、米飯を週3回実施する場合、本市の大変厳しい財政状況の中、食器の配送及び洗浄費用で1,700万円程度の一般会計の負担増となることや、パン供給事業者への影響が大きいことなどの課題があることから、どのように回数増を図っていくのか、学校給食運営協議会の中で議論しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、この5年間でデザートやジャムの提供回数が減少した理由につきましては、統合前の調理場では両施設とも冷却設備がなく、夏場にサラダやあえものが提供できないことから、栄養価やおかずの品数を補うためにデザートやジャム類を多用しておりましたが、新センターでは冷却設備と保冷バットの仕様により、あえものなどの提供が通年で可能となりましたので、デザートやジャム類の提供にかえて栄養バランスのとれたサラダやあえものの提供回数をふやしてきたところであります。デザートやジャムにつきましては御意見があることは承知しておりますが、学校給食は栄養価を総合的に勘案しながら提供してきており、その中でデザート等の提供にも配慮していきたいというふうと考えております。

次に、手づくりをしているメニューにつきましては、最近の主なメニューで申し上げますと、1品物ではホッケのちゃんちゃん焼きや彩野菜のポテト焼き、タンドリーチキン、キノコなどを入れたハンバーグの手づくりソースなどがあり、それ以外では、温食やいためもの、あえもの、サラダは全て手づくりで提供をしております。今後とも可能な限り手づくりでの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、地元の食材を生かしたメニューづくりにつきましては、本市では給食を通して地元でとれた食材を知ることで、地元への関心や食への関心を深め、地元を愛する心を育むことを目的として、平成28年度から小樽産の食材を使った給食メニューを実施しており、本年度は9月に小樽産カレイフライと、

小樽産ホタテ入りあんかけ焼きそばを、10月には小樽産ホッケのちゃんちゃん焼きを提供いたしました。また、来年1月には小樽産たらザンギを提供する予定としております。

次に、地元食材の割合を引き上げることにつきましては、学校給食で使用する食材は、限られた食材費の中で大量の食材が安定的に供給される必要がありますことから、野菜については今以上に小樽産を確保することは困難な状況にあります。また、フライなどの加工品用の魚は、価格面や品質にばらつきがありますことから、恒常的に扱うことは難しいところでございますが、ただいまお答えしたように、小樽産の食材を使った新たなメニューを取り入れるなど、今後ともできる限り地元食材を取り入れてまいりたいと考えております。

次に、子供や教職員、保護者へのアンケートの実施につきましては、児童・生徒などからの意見要望等については、栄養教諭が学校での給食指導などの際に児童・生徒の生の声を聞いているほか、全小・中学校の給食担当者や教職員で構成される給食担当者会議をほぼ毎月開催し、その中で児童・生徒の喫食状況や献立の感想、今後希望するメニューなど、多岐にわたる現場の意見を伺っており、これらを味付けや献立編成などの参考としているところであります。

また、保護者を対象にした給食試食会や関係団体との懇談等におきましても、御意見をいただくよう心がけており、子供たちにおいしい給食を食べてもらうようさまざまな機会を捉え、各方面からの情報収集に努めているところであります。

なお、全国学校給食甲子園への参加につきましては、児童・生徒の学校給食に対する関心を高める効果があることと思っておりますが、教育委員会といたしましては、今後とも関係者の御意見等を聞きながら、日々の研究や改良を積み重ね、安心、安全で、よりおいしい給食の提供を目指してまいりたいと考えております。

次に、親子方式の検討につきましては、現在の学校給食センターにつきましては、市内2カ所の共同調理施設の老朽化が進んだことや児童・生徒数の減少に伴う食数減に対応するため、平成25年度に統合、新築をしたものであり、現状では親子方式の導入は考えておりません。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) それでは、再質問を何点かさせていただきたいと思っております。

先ほど教育長から残食は以前よりも改善されているのだというような答弁がありました。しかし、平均の残食率は献立によってもかなり偏りがありますし、献立によっては20%に近い残食結果となっている。こういうこともやはりあるわけです。

それで、全体の平均を見るのではなくて給食の改善を図るところであれば、しっかり中学校も調査していくという話だったのですけれども、では中学校、また小学校みたいに1校だけするのかなと思ったら、やはりしっかりと改善とはならないと思うので、残食調査は主菜、副菜でもメニューによってかなりばらつきがあるのですよね、残食率は5%から35%とかの残食率の変動が大きくなっているのです。だから、平均の残食率を調べるのではなくて、個々の残食率をしっかり調べて改善しなければ、根本的な解決にはならないと思っております。

なので、こういう給食の改善には残食調査、そして、教育長はさまざまアンケート調査というよりは、さまざまな意見も聞いているという話でしたけれども、しっかりアンケート調査を行うべきだと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、全道から見ても週3回の米飯が当たり前になっているということで、そういうことは知っているけれどもなかなか難しいのだというような答弁だったかと思っております。でも、米飯給食の実施回数

は全国から見ても週2回というのは、これは小樽市も含めてなのですが1%程度なのです。ほかの学校で週3回から4回の実施が当たり前となっていて、米飯給食はここ十数年で増加しているわけです。ほかの自治体でできて小樽にできないということはないと思いますので、その点、もう一度答弁をいただきたいと思います。

(「教育長が答弁していたじゃないですか」と呼ぶ者あり)

あと、親子方式だったのですけれども、老朽化もあって、それで統合したということがあるから現状では難しいのですというような答弁だったと思います。

給食センターから各学校に配送するにも、センターから各学校まで10分から、遠い学校だと60分もかかっている状況があります。それだけ時間をかけて配送されているのであれば、やはり先ほど言っていた給食担当会議の中でも出されていた意見で、冬になれば御飯が冷たいという意見も出されているのです。温かいものを温かくという状況にはなっていないということがあると思うのです。調理施設から近い学校に搬送する親子方式にすれば、搬送時間も短縮され、よりおいしい給食に近づけられるのではないかと考えますので、改めて親子方式の導入を求めたいと思います。

(発言する者あり)

あと福祉除雪なのですけれども、先ほど社会福祉協議会とも話をして、他市の状況も調べて研究したいというような答弁だったかと思えます。小樽市は雪が積もって、高齢者の方ですとか、除雪が本当に大変だということで、やむなく自宅を売って子供のところに移住する方も、小樽を離れざるを得ないという方も聞いています。冬期間を安心して暮らせるためには、やはり利用しやすいようにしなければ、本市の人口減にもつながるかと思えますので、ぜひこの制度の見直しに向けて前向きに考えていただきたいと思えます。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 高野議員の再質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、冬の生活を安全に、そして快適に暮らせないということになりますと、特にやはり高齢者の方々を中心にして小樽を離れて行く、実際そういうケースもあるというふうに聞いておりますけれども、そのようなことも踏まえまして、福祉除雪のあり方については今後、御答弁繰り返しになりますけれども、社会福祉協議会ともしっかりと協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 高野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、残食率が高いことにつきまして、独自で調査をすべきではないか。それから、おいしい給食の提供のためにアンケート調査などを実施すべきではないかということでございます。

これまで北海道の調査方法で実施をしまりました。先ほどの御答弁で、中学校も加えた形で調査をしたいというお話でございます。なかなか数をふやすということになりますと、残した牛乳や御飯なども食缶に戻して、それから調査を行うには、それらをそれぞれ分別をしなければならないということもございまして、学校の協力なしでは多くの学校で調査ができないという状況でございます。教職員側の負担も大きいことから、校数をふやして調査をするということは非常に厳しいのかなというふうに思っておりますが、先ほど言ったような、北海道の調査にあわせて、中学校も調査をする中で考えていき

たいというふうに思います。

それから、アンケートの関係でございますけれども、例えば北海道のような調査方法でなく、例えば物理的にはかるのではなくて、アンケート方式によりはかると、調査をするといったことも方法の一つかというふうには、先ほど残食率の調査のところでも答弁をすればよかったのでしょうかけれども、そういうことも少し考えてみたいというふうに思っています。

それから、アンケート調査でございますけれども、もちろん今後もおいしい給食のために日々給食センターには研究、改良を進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、まずもって給食を食べる子供の声に耳を傾ける姿勢が大切だというふうに思っておりますので、おいしい給食を提供する第一歩と考え、アンケートの実施については、やり方を含めて前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、米飯を週3回にすべきというお話ですけれども、先ほども御答弁させていただきましたとおり、多額の費用がかかるということもございます。それから、中小のパン提供業者への影響もありますことから、今後の課題としては受けとめておりますけれども、現状の中ではなかなか難しいものだというふうに考えております。

それから、最後に親子方式でございますけれども、先ほど来、御答弁させていただいておりますけれども、保冷については十分配慮をしながら配給をしていきたいというふうに思っております。そういう意味で、親子給食、これは理想ではあると思っておりますけれども、多額の施設、設備面での経費も新たにかかるということもございますので、なかなか調理場ができたばかりでございますので、難しい課題ではございます。今後とも温かいものを温かく、冷たいものは冷たく、おいしく子供たちに給食を提供できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 再々質問させていただきます。

米飯のことだったのですけれども、パンの業者にも影響が出るから難しい面もあるというお話でした。それでは、麺類を隔週にするとか、そういうことを検討してもやはり難しいということなのでしょうか。その点、伺いたいと思います。

あと、親子方式も難しいという話だったのですが、やはりこの間、いつどこで災害が起こるかかわからないような状況もあります。西陵中学校と学校給食センターの2カ所の災害時の炊き出し施設しかありません。そういう点でも、やはり調理施設というものは必要ではないかと思っております。改めて検討をぜひしていただきたいと思っております。

○議長(鈴木喜明) 高野議員に申し上げますけれども、再質問で、本質問にはありませんけれども、麺のことは、米飯をふやしてくれということですよ。

(「米飯を、だから2.5にしてくれという質問なんですよ」と呼ぶ者あり)

それともう一つの、災害にかかわって西陵中学校の、要するに親子方式を導入してくださいというのは、本質問とは関係ない話になりますし、再質問とも関係ないですけれども。

(発言する者あり)

(「最初に災害って言うっておけばよかったしょ」と呼ぶ者あり)

(「災害の観点まで言うてなかったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「あくまでも枕詞」と呼ぶ者あり)

まず、枕詞というか、災害のためにそれをやってほしいということについては、説明員は答えないです、多分。

もし親子方式を再度お願いをしたいという趣旨でありましたら、そういうことでお答えできるかと思えますけれども。

(「きのうと全然違うね」と呼ぶ者あり)

(「一部でやったらどうなんだっていう話であって、答弁かみ合ってる」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再々質問にお答えします。

米飯を少しでも多くしていただけないかという御質問かと思えます。

何かを削って何かをふやすということになろうかと思えますけれども、麺も子供たちにとっては人気のメニューの一つでございます。なかなか調整が難しいところでございます。今後の課題として学校給食協議会の中でもしっかりと議論をしていきたいというふうに思っています。

それから、親子方式を検討すべきということでございますけれども、先ほど来、御答弁させていただいておりますが、これまで老朽化が続いておりました学校給食センターを統合させていただいた。それから、今後とも子供たちの、児童・生徒数が減っていく中で、なかなかそれをまた再分割をして給食を提供していくということは、非常に効率の面からも大変厳しいものであるのかなというふうに思っております。

そうはいいましても、子供たちにおいしい給食を提供するというは、給食センターの使命でございますので、今後ともおいしい給食の提供に努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 高野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

○11番（斉藤陽一良議員） 一般質問を行います。

まず、財政問題について伺います。

本市財政は、平成22年度決算において累積赤字が解消されたものの、他会計や基金からの借入れの償還や突発的な財政需要にも対応できる真の健全財政の構築が課題となり、平成25年以降、中期財政収支見直しを作成し、毎年度、決算を踏まえて見直しを行ってきました。しかし、森井放漫財政の3年目に当たる平成29年度には、第3回定例会補正時点で17億円を超える財政調整基金を取り崩し、何とか収支均衡を確保し、平成30年度は同時期で既に財政調整基金約23億円を取り崩すことを余儀なくされております。

まず、このような収支の不均衡によって平成32年度には枯渇するとされていた財政調整基金は、それを待たず、平成31年度中にも枯渇してしまうのではないかと考えますが、御所見をお示してください。

そこで、このような財政の危機的な状況を踏まえて、これまでたびたびその必要性を指摘してきたにもかかわらず、前市長によっては実行されることのなかった具体的な計画が、このたびようやくにして小樽市収支改善プランとして、平成31年度から37年度までの7年間を計画年度として策定されたわけ

であります。

今回の収支改善プランで特に注目すべき点としては、その策定の趣旨の説明において、今後、財政調整基金が枯渇し、将来的に財政健全化団体に陥る可能性について言及し、本市財政の現状の厳しさに対する財政当局の認識の深刻さが表明されている点にあると言えます。

平成29年度決算における実質単年度収支の赤字額は4億1,000万円ですが、健全化法に定められている健全化判断比率における実質赤字比率が、早期健全化基準に該当することになる累積赤字の額は、本市の場合およそいかにほどになるのか。

また、何の収支改善も講じられなかった場合、平成31年度から37年度までの7年間、財源対策後の収支においても、毎年度10億円前後の財源不足が見込まれています。これらの累積赤字により、実質赤字比率が早期健全化基準に該当すれば、国から財政健全化計画の策定が求められ、住民サービスにも大きな影響が出るようになることが想定されます。そのような事態は平成37年度までの計画年度内にあり得るのか、また、具体的にそれはいつごろなのかお示してください。

市としても、我々議会としても、このような最悪の事態は何としても防ぐという、背水の陣で臨む必要があります。今回の収支改善プランでは、平成31年度から37年度までの7年間を計画期間とし、収支改善取り組み後の収支の黒字化、財政調整基金の確保を目標とし、34件の収支改善の取り組みによって約36億円の効果額を見込み、その目標の達成を図ることができるとしています。

その取り組み項目の主なものについてお伺いたします。

まず、歳入増・歳出削減に向けた取り組みで、資産の有効活用や遊休資産の売却などで、全期間、毎年度5,000万円の効果額を見込まれておりますが、このようなことは現実に可能なのか。これまでも市所有の施設などについて、いろいろな取り組みを行ってきたにもかかわらず売却等に苦労してきた経過があると考えますが、いかがでしょうか。

また、32年度以降について、受益者負担の適正化による使用料・手数料の改正で、毎年度3,000万円の増収を見込まれていますが、具体的に何を想定されているのか、お示してください。

また、ふるさと納税については、平成31年度の1,000万円から平成37年度の7,000万円まで、毎年度1,000万円の右肩上がりの収入増を見込まれていますが、実際にこのようなことは可能なのか、かなり甘い見通しと考えますが、確かな根拠があるのであればお示してください。

市税調定額の増、収納率の向上については、計画の後半に大きな効果額を見込んでおられますが、その根拠をお示してください。

さらに、職員定数の適正化による人件費の抑制については、住民サービスの低下を来すことなく、市民の理解と協力を得て行われる必要があると考えますが、特に平成34年度以降、毎年度1億円以上の効果額となっている根拠をお示してください。

また、経常費全般の削減は各年度一律2,000万円、臨時費全般の削減は各年度一律2億円の効果額を見込んでいるのは、具体的に何を行おうとしているのかわからず、ひたすら財政サイドが大なたを振るうというイメージが先行するよう感じられますが、より具体的でわかりやすい説明を求めます。

もう1点、電話交換業務の業務内容の見直し、庶務事務の集約及び外部委託化の検討などで、効果額が全く算定されていません。このような項目は全34項目のうち19項目、55%に及びます。効果額が明確ではない項目も何とか収支改善に結びつけていこうという意欲は多いたしますが、今後できる限り精密な効果額の算定を求めたいと考えますが、効果額が算定できない理由も含めて見解を求めます。

この項最後に、この計画が達成できない場合の事の重大性を考えれば、計画の内容をより精査して確実に実行できるものにする努力が今後とも継続されなければなりません。財政収支改善に臨む市長の御

決意をお伺いいたします。

次に、小樽市文化芸術振興基本計画の改訂について伺います。

この計画は平成18年3月27日に制定された小樽市文化芸術振興条例に基づき、計画期間を平成20年4月から30年3月、すなわち平成20年度から29年度までの10年間として策定されたものであります。しかし、平成31年度には第7次総合計画や本計画と関連のある社会教育推進計画の策定が行われるため、現在、計画期間を平成31年3月まで延長した形となっています。

通常であれば、計画期間が満了する前に計画の改訂に着手し空白期間を極力少なくすべきですが、上位計画である第7次総合計画、また関連の深い社会教育推進計画との整合性を保つ意味で、1年間の計画期間延長はやむを得ない措置と言えます。

今回問題となるのは、第7次総合計画の策定が予定よりおくれ、平成30年度中に、すなわち平成31年3月までに確定しない可能性が高くなっていることとあります。第7次総合計画の関連項目の内容を踏まえて、本計画を改訂するためには、改訂計画の計画期間を平成31年度当初からとすることは、やや不可能に近いと考えますが、見解をお示しください。

現行の文化芸術振興基本計画に差し迫って、早期の改訂を行わなければならない理由がなければ、第7次総合計画の基本構想、基本計画の方向性を見定めて、それらとの整合性を確保する形で、より実態に即した実現性の高い計画とすることが望ましいと考えます。その上で、本計画の改訂に際して何点かお伺いいたします。

まず、文化芸術振興という分野の特質から要請される部分と、本計画があらかじめ条例上、7項目の範疇分けをされている点から考えて、改訂すべき部分はどのような部分になると考えられているのか、お示しください。

次に、そこに具体的にどのような事業がひもづけられているかを明確にする、その上で今計画期間における進捗状況を検証し、必要なところに成果指標や数値目標などを設定するという段階を踏んで、七つの項目ごとに視点と施策の方向をそれぞれ検討する必要があると考えます。

第1項目めの、触れる機会の拡充、育成・支援については、内容的に多面的な考察を必要とするものであり、意識の高揚、参加機会の拡大、人材の育成、連携の促進という四つの側面について分析しようとする視点は適切であり、維持されなければならないと考えます。

問題となるのは施策の方向の部分で、「視点」で項目立てられた四つの側面それぞれについて、4件、8件、8件、6件と、合計26件の施策の方向が列挙されています。まず、ここで、これらに具体的にひもづけられている事業名が明確になっていません。この部分については、実施計画的な意味合いで、事業名を割り振って、その進捗状況を明確に管理する成果指標を設けたり、数値目標を設定するなどの工夫が必要であり、また可能だと考えますが、見解を求めます。

例えば①の意識の高揚の部分で、アとして「市民の多彩で活発な文化芸術活動が、まちのにぎわいづくりに大きな役割を果たすことを意識付けする取り組みを行います。」とありますが、これは基本方向の(1)にうたわれている、文化芸術と産業振興の共存両立ということとも関連する重要な施策の方向と言えると考えますが、具体的にどのような事業とひもづけられ、どのような効果を上げているのか、お示しください。

また②の参加機会の拡大の部分で、ウとして「市民の関心が高い文化芸術部門は、入門的な講座を開催し、体験機会の充実に努めます。」とあります。具体的にはどのような講座を何回ぐらい開催して、その参加状況はどうだったのかお示しください。

さらに、③の人材の育成の部分で、カとして「優れた文化人、芸術家を生みだす土壌づくりとして、

郷土にゆかりのある文化人、芸術家の発表活動などの支援に努めます。」とありますが、文化人、芸術家の発表活動などについて、どのような支援を行ったのか、お示してください。

もう1点、④の連携の促進の部分で、エとして「市民や文化団体、地域団体、大学、企業、NPO等とのネットワークづくりを促進し、多様な文化芸術活動を推進します。」とありますが、実際にどのようなネットワークづくりが促進されたのか、それが多様な文化芸術活動の推進に対して、どのような効果があったと認識されているのか、お示してください。

第2項目めの、伝統文化の継承・支援以下7項目めのその他重要な事項まで、それぞれ前述の3段階の整理を行うべきと考えます。そのうち、第4項目めの国際交流及び国内各地域、各界等との交流の促進について、「視点」として国際交流とその他の交流に分けられていることは妥当であり、施策の方向の①の国際交流の部分で、今年度行われた「スウェーデン芸術祭 I N小樽 2018」の開催は、アからキのどの項目に位置づけられるとお考えか、また、その成果についてはどのように評価されているか、お示してください。

いずれにしても、文化芸術振興基本計画が逐次改訂を重ねることによって、小樽の文化芸術活動が一層豊かで充実なものとなることに相応の役割を果たすことができるよう、本計画の精密化と実現性のさらなる向上を求めるものであります。

次に、公共施設の再編に関連してお伺いいたします。

現在、小樽市公共施設等総合管理計画のもと、昨年度行った市民や利用者との意見交換や、そこで出された意見や利用実態調査などの結果を踏まえた、施設ごとの将来のあり方の検討方針などについて、一定の整理が行われていると伺っています。再編計画の策定に当たっては、個別施設ごとの現状評価を行い、対象となる施設を選定する必要があります。このたび、データ分析やあり方の検討方針から、再編対象となったと言われる市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設など、36施設と近隣・類似の施設が対象となることで、一体的に検討することが妥当と判断されて対象となった市本庁舎別館など3施設と、合わせて39施設が選定されています。まず、これらの施設が選定された選定基準や、選定方法についてお示してください。

次に、再編方針と再編の手法について伺います。

もちろん、今後も抑制のための努力は続けなければなりません、人口減少と少子高齢化は一層進むことが予想されます。その上で、将来の小樽市民に過剰な借金を背負わせるようなことにならないよう、さらに持続可能な市民サービスの質と量について、市民のコンセンサスを得る必要があります。そのため、公共施設の再編に関して三つの方針が示されています。

第1に、施設総量の削減についてであります。現状の施設総延べ床面積を、想定される持続可能な施設量にするには、延べ床面積を現状から何%程度削減しなければならないとお考えか、お示してください。

第2に、小樽市の地形や土地の制約など、市の特性を考慮し、社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる効率的な公共施設に再編していくということですが、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するのは、具体的にどのような変化に、どのように対応するということなのか。また効率的にというのは、効率的な公共施設になるということなのか。再編を効率的に行うということなのか、どちらなのかお示してください。

第3に、安全性の確保、すなわち耐震基準を満たしていない施設を優先して再編し、継続使用の施設のうち、基準を満たしていないものは必要に応じて耐震改修を行うということですが、再編を優先して行っても、それで耐震基準を満たすようになるわけではないので、結局は継続使用する施設で基準を満たさないものはほとんど全てが耐震改修が必要ということになります。その財源をどのように確保して

いくのかということが大問題になるわけです。

現時点でわかる範囲で、耐震改修が必要な施設は、建てかえなども含めて対象施設39のうち幾つあるのか。費用は少なく見積もって幾らくらいになるのか、お示してください。

次に、再編手法として、各施設の利用実態を分析し、将来の人口や年齢構成を踏まえ、市民サービスの将来像を検討し、次に各施設の将来のあり方の検討方針に従って、各機能を分解、用途分類や所管部局の枠組みを超えて統合化、複合化による再編案を検討するなどとしています。今後、ロードマップの検討、再編素案の策定、市民との意見交換会などを実施して、公共施設再編計画を策定するとしています。30年度から31年度にかけてのおよそのスケジュールをお示してください。

この項最後に、現在行われている既存公共施設の再編と並んで、公共施設全体のあり方を考える上では、忘れられてはならないのは、必要性は一定程度確認されているが、現在未整備で不足している機能、あるいは全くない機能を新設することです。財源が厳しければ厳しいほど、必要のなくなった古い機能は廃止や再編し、新たに必要となった機能や施設の新設は当然検討されなければなりません。

現在、総合体育館との複合化ということで、市民水泳プールの検討が行われていますが、それ以外にも従前から必要性が叫ばれていた公共施設として、コミュニティセンター、あるいはまちづくりセンターがあります。第6次小樽市総合計画後期実施計画では、周辺市街地の整備として、地域コミュニティの強化を図ることも目的に、活動や交流の拠点となる施設整備に向けた調査研究が位置づけられています。

また、今定例会で議論される予定の、第7次総合計画基本構想の検討に際し、市政運営の基本姿勢の1、市民参加と協働によるまちづくりの推進の基本的な考え方の(2)として、地域コミュニティ活動の活性化が取り上げられ、「地域で活動する町会及びボランティア等の市民団体が、地域コミュニティ活動を自立的かつ継続的に行うために、リーダー的な役割を担う人材の育成や活動拠点の提供、その他の必要な支援の充実に努めます。」として、活動拠点の提供が示されています。このいわゆるコミュニティセンターについては、もともと他都市に比べて本市が立ちおけている公共施設であり、平成11年にいなきたコミュニティセンターが開設されて以来、約20年間新たに開設されたものはなく、ほぼ周回おくれの感があります。

市の議会答弁においても、山田市長、中松市長以来、前市長まで、建設場所について、次に建てるとすれば朝里十字街の市有地という考え方を踏襲されています。朝里地域では、20年以上前からコミュニティセンター、まちづくりセンターの開設に向けた運動に積極的に取り組んできており、市もその会合に定例的に参加して意見交換してきたと伺っています。

この際、公共施設に対する新たな市民ニーズに対応するという意味で、次に建てるとすればではなく、一歩進めて、まず建設するという方向性を決断すべきと考えます。その上で、全市的な施設総量や市の特性も勘案し、市民ニーズの変化も含め、その規模や機能、財政負担の縮減など、公共施設としてのあり方や手法など、具体的な検討に入るべきと考えますが、市長の御見解をお示してください。

以上、再質問を留保して終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 斉藤議員の御質問にお答えします。

初めに、財政問題について御質問がありました。

まず、31年度中に財政調整基金が枯渇するのではないかにつきましては、平成30年度予算は第3回定例会補正時点において財政調整基金を約23億円取り崩すことにより、収支均衡予算としております。今後、第1回定例会までに30年度予算の執行状況を精査することにより、30年度中の取り崩し額も変動することが見込まれることや、国の地方交付税の動向も不透明な点がありますが、収支改善プランでもお示ししているとおり、そのほかにも何らかの財源対策を行わなければ、予算編成の段階では31年度中に財政調整基金を全額取り崩しての予算編成になるものと考えております。

次に、早期健全化基準における実質赤字比率につきましては、早期健全化基準に該当する累積赤字額は、標準財政規模の11.7%を超えた場合となりますが、本市の直近の決算である平成29年度決算を例にしますと、標準財政規模は約317億9,800万円ですので、基準に該当する累積赤字額は約37億3,000万円となります。また、計画年度内に実質赤字比率が早期健全化基準に該当するかどうかについては、収支改善プランの収支見通しでは平成37年度までの計画年度内において、早期健全化基準に該当することはありません。

次に、資産の有効活用や遊休資産の売却の効果額につきましては、遊休資産の売却などについては、売却可能な資産の有無などにより年度によって大きく変動しますが、過去5年間の財産売却収入の決算額の平均が約4,400万円であることから、取り組み効果額として5,000万円の効果額を計上しました。今後も、学校統廃合等による売却可能な遊休資産に対する売却への取り組みは、積極的に進めなければならないと考えております。

次に、使用料・手数料の改正による増収につきましては、本市では平成17年度以降、21年度、25年度と4年ごとに使用料・手数料の改定を行っておりますが、29年度に予定した料金改定は、28年第4回定例会において議案が審議未了で廃案となったことや、消費税率の引き上げ時期が31年10月と示されたことから料金改定を見送ったところです。

今回の料金改定においては、消費税率の引き上げの影響のほか、サービスを受ける市民と受けない市民の間の公平性を考えながら、コストを踏まえるなどして料金改定を実施したいと考えており、そうした要素を考慮し一定程度の増収を見込んだものです。

次に、ふるさと納税の収入見込みにつきましては、自主財源の確保に向けて、今後も推進していく必要がありますので、ふるさと納税利用者の分析、PRの手法や返礼品の見直しを随時行うことにより、利用者の増加策を図り、毎年度の効果額の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、市税調定額の増及び収納率の向上につきましては、法人市民税における未申告法人の調査による課税客体の増や、個人市・道民税における特別徴収義務者の拡大による市税の収納率の向上を図ることにより、毎年度の取り組み効果額が累積していくことで効果額を計上しております。

次に、職員定数の適正化による人件費抑制の効果額の根拠につきましては、収支の改善に向けて職員定数の適正化は重要な要素でありますので、各部で行っている事務事業を精査しながら、適正な職員定数を検証し人件費の抑制を図っていきたいと考えており、現時点での目標として平成34年度までに30名程度の職員を削減することにより、新卒1名当たりの人件費をもとに1億円以上の効果額を見込んだところであります。

次に、経常費及び臨時費の削減につきましては、本市の財政構造は平成31年度以降の予算編成に当たって、多額の財源不足額が見込まれるところであり、この厳しい財政状況を踏まえた中で、財源の確保はもとより、限られた財源を有効に活用するためにも、予算編成方針において既存の全ての事務事業をゼロベースで見直し、スクラップ・アンド・ビルドにより新規及び拡充となる事業費を捻出するなど、より効率的、より効果的な事業の推進に努めることとしております。

今後、収支改善プランを着実に推進するためには、今まで以上に事業の費用対効果を十分に検証し、後年度負担も想定した上での予算計上をしていく必要があることから、全庁挙げて予算編成方針にある取り組みを着実に推進し、収支改善に努めていきたいと考えております。

次に、効果額が算定されていない項目につきましては、効果額の記載がないものは現時点では効果額を把握し切れないものであり、今後の収支改善に向けた取り組みを進めていく中で、積算できるものについては計上していきたいと考えております。

いずれにしても、毎年度の収支改善プランの見直しにおいて、新たな収支改善の取り組み項目の追加や効果額が増減する場合がありますので、今後も随時見直しを進め、収支改善プランをより実効性のあるものにしていきたいと考えております。

次に、財政収支改善に臨む私の決意につきましては、地方交付税が年々減少し、市税収入も伸び悩む本市においては、人口減少対策や施設の老朽化など、今後の財政需要を考えたとき、財政の健全化は必ずなし遂げなければならない重要な課題と認識しております。そのためには、収支の黒字化を図るとともに、不測の財政需要にも対応できるよう、財政調整基金の確保に向けて収支改善の取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の再編に関連して御質問がありました。

まず、再編対象施設の選定の基準と方法につきましては、インフラや公営企業施設を除く325の公共施設に対し、昨年度、市民意見交換会や利用実態などを踏まえ、各施設の将来のあり方の検討方針としてまとめました。この方針をもとに、廃止済みまたは廃止予定の64施設と、公営住宅や学校教育系など、別に長寿命化計画を策定する171施設を除外した上で、耐震性や劣化度などの建物の課題を勘案し再編検討する対象施設を選定しました。

次に、再編方針で示した施設総量削減の具体的な削減率につきましては、総合管理計画においては施設総量の削減率を定めず、中長期的に公共施設の総量を減らすことと、長寿命化型改修による更新費用縮減を目標としたものです。この総量削減の手法として、用途廃止施設の除却に加え、現在検討を進めている再編計画による施設の統合化・複合化が有効であり、この再編計画の中では施設総量の削減量を示せるものと考えております。

次に、社会情勢や市民ニーズの変化への対応につきましては、各施設の設置根拠となっている法律等の改廃が行われ、その設置目的が薄れてきている施設がふえていることや、さらなる少子高齢化の進展により、市民ニーズも変化していくことが予想される中、それに応じた機能の設定や施設のユニバーサルデザイン化など、変化に対応した公共施設の整備内容が必要になるものと考えております。

また、効率的については、本市は傾斜地が多く、活用できる土地が限られているなど、制約が大きいことから、施設整備の手順も検討し、再編を効率的に行うということを主な趣旨として表現しております。

次に、再編対象39施設の耐震基準につきましては、平成26年度及び27年度に大規模建築物等にかかわる耐震診断の報告義務のある施設の耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないことが判明した施設は、市民会館、総合体育館や本庁舎など6施設であります。

また、これらの施設に対する耐震改修費用の積算は行っておりませんが、再編計画の策定作業の中で再編施設の整備に要する費用と耐震化を伴う改修費用とを概算ではありますが比較検討するとしております。

次に、来年度までの公共施設再編計画のスケジュールにつきましては、まず今年度は、第3回定例会の総務常任委員会で再編計画の検討対象施設の選定結果と今後の再編計画の策定に向けて方針や手法を

説明したところであります。

現在、手法等に基づき多様な再編案の検討を進めており、その結果については複数の再編素案として平成31年第2回定例会でお示しできるよう準備を進めたいと考えております。さらに、複数の再編素案については、8月から10月にかけて市内各地域7カ所程度で市民との意見交換会を実施した上で、31年度末までには一つの再編計画としてまとめることを予定しております。

次に、新たな公共施設の整備につきましては、まず町会やボランティア団体等の市民団体の活動拠点となる新たなコミュニティセンターは、現時点では建設に至っておりませんが、長年にわたって地域から要望が出されており、まちづくりの観点からもその必要性を十分認識しております。

また、総合管理計画では、施設を整備する際には複合化を視野に入れて検討することとしており、新施設の建設を禁止しているものではありませんが、今後の人口推移や財政状況等を勘案すれば、行政サービスの維持・向上と施設総量の縮減努力のバランスは大きな行政課題でもありますので、施設の新設に当たっては市民ニーズを的確に捉えた上で、総合的に判断してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま小樽市文化芸術振興基本計画の改訂について御質問がございました。

初めに、改訂の計画期間につきましては、文化芸術振興基本計画は第7次小樽市総合計画と整合性を図るために、今年度は計画期間を1年延長したものでございますが、総合計画の基本計画の策定期間がさらに延期となった場合には、文化芸術審議会の中で総合計画とあわせて改訂することについて御審議をお願いし御了承をいただいたところでございます。

次に、改訂すべき部分は何のような部分になるかにつきましては、基本計画としての7項目は、基本方針に基づく文化芸術施策の柱となるものであり、本市において普遍的に推進されるものであることから、現時点では大きな改訂には至らないものと考えておりますが、10年前と比べ人口減少に伴う社会情勢の変化や担い手不足が加速化しておりますことから、子供たちへの伝統文化の継承など、今後の10年間において、それぞれの施策の中で重点的に取り組んでいく必要がある施策などについて、審議会の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、施策の方向における事業名や成果指標の設定につきましては、現状は文化芸術審議会に毎年、施策ごとに事業名や事業内容、事業費、事業量を記載した進捗状況総括表を提示し、その進捗状況について御審議をいただいております。

なお、成果指標や数値目標につきましては、現在設定されておられませんので、来年度、進捗状況総括表の見直しを行う中で、具体的な成果指標等を設定してまいりたいと考えております。

次に、意識づけする取り組みの具体的な事業と成果につきましては、小樽市文化祭を事業としてひもづけており、市民誰もが自由に文化芸術に参加し、また、触れる機会を創出するとともに、この文化祭の中で市内のガラス作家の作品を展示する「小樽硝子展」を開催して、本市を代表する産業との共存も図っているところでございます。

次に、入門的な講座の具体的な内容と開催回数及び参加状況につきましては、はつらつ講座として、生涯学習プラザにおいて初心者向けの書道や水彩画など体験の機会を提供し、昨年度は39講座、385回開催し、全講座で841名の受講者がありました。そのほか、勤労女性センターでは川柳などの生活講座を18講座開催し、受講者は295名であり、勤労青少年ホームでは生け花などの「やんぐすくーる講座」を11講座開催し、受講者は87名でございました。

次に、文化人、芸術家の発表活動と支援につきましては、小樽雪あかりの路の開催期間にあわせて、これまで油彩画家と子供たちのパフォーマンスや、日本画家と少年少女合唱団がコラボレーションした企画による発表活動の場を設定しており、今年度は書道家と管弦楽団とのコラボレーションを予定しております。また、日本舞踊や詩吟、茶華道などの団体が出演する伝統文化の催しに対しても、広報活動を中心に支援を行っているところでございます。

次に、ネットワークづくりの推進とその効果につきましては、まず小樽市文化団体協議会において小樽市文化祭を通じて、各文化団体がネットワークを築き、協力・連携して事業運営を行っていることにより、市民に多様な文化芸術活動に親しむ機会を創出することにつながっております。

また、文学館、美術館におけるネットワークの構築の例では、小樽商科大学と連携協定を結び、特別展や企画展の際のプロモーションに係る周知啓発の協力やリーフレットの翻訳において学生に参画していただくなどの連携が図られているほか、美術館協会や小樽文学舎などの民間のネットワークにより構成された団体による支援が、本市の文化芸術活動の発展に大きく寄与しているものと認識をしております。

次に、「スウェーデン芸術祭 I N小樽 2018」の位置づけと、その成果につきましては、まず計画の項目につきましては、「各分野の芸術家や文化芸術団体による市民レベルの国際交流を推進します。」に位置づけられるものと考えております。

また、このたびの開催による成果につきましては、スウェーデンから来樽された6人の芸術家と市内の芸術家による屋外インスタレーションの制作や展示デザインの造成などの共同作業を通じ、国際交流が図られたほか、市内の中高生を対象にしたワークショップや市民向けのトークイベントの開催などでも非常に有意義な国際交流が行われました。

加えて、会期中の来館者数は予想を大きく上回ったことから、多くの市民に国際的なレベルの芸術を鑑賞していただく機会となり、文化芸術をテーマにした国際交流を促進することができたものと考えております。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

○11番（斉藤陽一良議員） 基本的に詳しくは委員会で質問させていただきますが、数点、再質問させていただきます。

まず、財政問題ですが、計画年度内に該当することがあり得るのかというところで、ないという答弁だったのですが、収支改善プランの中身、少し表を見て、私ながら計算したのですが、今の答弁で標準財政規模が317億9,800万円で11.7%ということで、いわゆる赤字の額が37億3,000万円というふうに、そういうふうに聞こえたのですが、私がざっと、いただいた収支改善プランの平成31年度から37年度、収支改善取り組み後の収支というところを単純に足していきますと、37年度まで足すと累積で60億9,100万円くらいになってしまうのですが、37年度の計画期間内までにそういうことはないという答弁だったので、私が間違っただけで計算したのか、何もしなければという話ですけれども、これをもう一回説明をお願いしたいと。

それから、効果額のところなのですが、取り組みの中で、遊休資産の売却、資産の有効活用というところで、平均が4,400万円という答弁もあったのですが、あと学校統廃合の跡利用というか、そういう例も出されていましたが、そういうのがなかなか現実に、順調に売却なども右から左に行かないというのが今大変な問題なのであって、そういうのを余りにも楽観的に計算し過ぎているのではないのか、この部分です。それが少し不安だというところで、これをもう一度お願いします。

それから、似たようなことですが、ふるさと納税についても、31年度が1,000万円、次の年が2,000万円、37年度までずっと1,000万円ずつふやして行って最後が7,000万円。どんどん単純に1,000万円ずつ右肩上がりにふえるのだと。これは、確かな根拠があるのですかと聞いたのですが、御答弁の中ではふるさと納税の分析だとか、見直したとかおっしゃっていたのですが、とても確かな根拠という感じには聞こえなかったのですが、この辺もう少し踏み込んで見直しを、こういう1,000万円、右肩上がりだということの根拠になるような御答弁をいただければと思います。

それから、経常費と臨時費のところですが、経常費は一律各年度2,000万円、臨時費は各年度一律2億円という、気持ちはわかるのですが、今の答弁を聞いていても、精神論でやるぞと言っているだけで具体的な裏づけ、こういうことを具体的に考えているから、これができるのですというふうには聞こえなかったものですから、これについても、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

また、文化芸術振興基本計画の改訂の部分ですが、これ1点だけお聞きしますが、いわゆる31年度途中からの計画スタートというか、総合計画が31年度途中からと多分なるのだと思うのですが、それに合わせてこちらのほうも31年度途中からスタートだというような理解でいいのか。そして、本当にそういうスタートがきちんとできるのでしょうかというのを確認させていただきたいと思えます。

それから最後に、コミセンの、まちづくりセンターのことですが、私としては、ちょうど私が1期目、市議会議員に平成11年になったのですが、そのときの第3回定例会、議員になって初めての一般質問がこのコミセンの話だったのです。また、最後にこんな質問をしなければならないというのも非常に情けないというか少し残念な部分もあるのですが、何とかこれを前に進めるのだと。市長の必要性というところは認めておられるわけですから、まず建設しなければならないねと。そして、具体的などころについては、いろいろなつくりについては、今後具体的に検討していきましょうという部分を、一歩前進の答弁を、20年間ずっと一歩も前進しなかったみたいな感じですが、一歩前進の答弁をお願いしたいというふうに思えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 斉藤陽一良議員の再質問にお答えいたします。

私からは財政問題についてお答えいたします。

まず、累積赤字額の関係でございますけれども、少しこの収支改善プラン、わかりづらい面もあったかもしれませんが、斉藤議員がごらんになったのは、最後の収支改善取り組み後の収支計画の④の数字を合計したのかと思いますけれども、実際にこの期間、何ら収支改善に取り組みないでも、例えば過疎債ソフトですとか、あるいは決算時における収支改善というのは見込まれますので、実際に収支改善に取り組みない場合の赤字額というのは、⑥のところそれが当たる数字になります。

したがって、これらの数字を合計いたしましても、この期間では28億円ほどの赤字額というふうになりますので、この期間での累積赤字は、早期健全化基準には該当しないということでの答弁でございます。

それから、次に遊休資産の活用でございます。

確かに学校施設等、統廃合進んでおります中で、なかなか売却が進んでいない状況でございます。ただ一方では、まだまだその学校施設の跡利用等も検討委員会の中で検討している段階のものもございますので、そういったことが検討を進める中で、さらに売却可能なものも出てくるかと思えますので、そ

ういったことを活用しながら売却に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ふるさと納税の件でございます。

それで、毎年1,000万円ずつ上がる根拠ということでございますが、次の経常費、臨時費のカットの部分もそうでございますけれども、私どもの今回の収支改善プランは、一つ一つ、大きくは大体この数字をもとにこういうふうに算出したという数値的な根拠はございますけれども、やはりこの一つ一つの、一つの努力目標としてやっていく、そういった中で全庁を挙げて取り組んでいく中で、こういった収支改善に向けて取り組んでいくという、そういう考え方で載せている数字もでございます。

とりわけ最後の臨時費等につきましては、これから平成31年度予算編成、本格化いたしますけれども、そういった中で原部とじっくりヒアリングする中で、こういった効果額を編み出していきたい、そういった考え方で計上しているということで御理解いただきたいかと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

私からは、コミセンについてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

本答弁では、長年から地域にわたって要望が出されておまして、建設には至っておりませんが、私どもとしては全体的なまちづくりの観点からは必要だという考え方に変わりはございません。

私も在職中のときに、頓挫はいたしました。民間のお力をかりながら何とか建設に向けて前に進んでいけないかという取り組みも進めさせていただきましたけれども、朝里川温泉地区、それから朝里地区の皆さん方、市内におきましても、やはりユニークなまちづくりをされているという、このことを考えますと、やはりこの拠点も必要だというふうには実感をしているわけでございます。

これまでの歴代の市長の発言からも、私が当然やらないとか、できませんとか、そういうことにはなりませんので、財政状況ありますけれども、引き続き地域の皆さんとともに全体的なまちづくりの中でこのコミセンをどう生かしていくのか、どうつくっていくのか、こんなことは前向きに話し合っていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、小樽市文化芸術振興基本計画と第7次小樽市総合計画との関連について御質問ございました。

これまでも第7次総合計画にあわせて策定していくことで、市議会の中でも御了承をいただいている、そういうことで進めていくこととしております。したがって、総合計画と合わせる形で計画の策定をしてまいりたいと思います。

なお、空白期間が少し出る部分につきましては、条例上、基本方針、それから基本計画が定められておりますので、それに従って施策を推進していくということで、施策を低下させないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 斉藤議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） それでは一般質問をします。

初めに地籍調査について。この質問は平成30年第1回定例会で私が一般質問をしていますが、不明な点がありますので再度質問をします。

地籍調査の目的については、小樽市内の土地は主に大正時代につくられた図面がもとになっているため、土地の境界や面積が正確でない場合があります。地籍調査はこのような状況を改善するため、市民皆様の土地について所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。この調査により、土地の境界トラブルを未然に防ぎ、土地取引がスムーズに行われるなどの効果が期待できます。また、調査結果は法務局の登記簿などに反映されます。

しかし、この事業によって、筆界未定地となってしまった場合、本来の事業趣旨にそぐわないものになってしまうので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

まず、地籍調査事業に先行して、平成24年度に国の事業である都市部官民境界基本調査が行われ、国が経費を全額負担し、官民境界に関する基礎的な情報整備と必要な測量作業を実施して図面等にまとめています。

このデータを受けて、平成26年度から本市で行う地籍調査事業が住吉町地区で開始されました。国土交通省の地籍調査Webサイトでは、一般的な都市部官民境界基本調査の実施における市区町の計画から登記所送付までの事業工程を11段階で示しています。小樽市住吉町地区においても、この流れに沿って事業が進められていると思います。

そこで伺います。1「市区町の計画」について、計画作成時期とその概要、2「資料収集」については具体的な資料名と、3「基準点の設置」についてはどのようにになっているのか、それぞれ説明願います。

また、都市部官民境界基本調査の段階で、4「現地の塀や境界標などの測量」と、5「公図等に表示された境界の位置を現地に復元」についてもどのような作業なのか、それぞれ説明願います。

次に、地籍調査の段階で、6「土地所有者等の立会い」はどのように進められているのか説明願います。

また、7の「必要に応じた追加の測量」については、どのようなときに追加の測量をするのか、その判断基準と、これまで小樽市においては何度追加の測量をしてきたのかについてもお示しください。

次の段階で、8「民境界の調査」、9「毎筆の地積の計算・地籍図の作成」、10「閲覧・都道府県の認証」、そして11「登記所送付」までについての説明とスケジュールもそれぞれお示しください。

次に、住吉町地区の地籍調査について、筆界確認案に疑義があり再検証しているとのことでありました。再検証するためにはどのような手法で進められたのでしょうか、お示しください。

また、第1回定例会の答弁では、平成30年9月を目標に登記をしたいとのことでありましたが、おこなわれている理由についてもお示しください。

この項最後に、平成26年度から平成29年度までの予算額と執行率、決算額をそれぞれお示しください。あわせて、今年度予定していた事業についての進捗状況をお示しください。

次に、都市計画道路について質問をいたします。

まず、都市計画道路の役割については、都市計画道路は都市の骨格を形成する都市施設であり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための重要な施設として都市計画法に位置づけられるものであります。また、都市計画道路を都市計画に定める意義は、大きく次の3点に要約できます。

一つ目、計画段階において必要な施設の区域や内容を示すことができ、施設が予定されている区域内には一定の建築制限が発生し、整備に支障を来す建築物が建築されることを抑止することができる。

二つ目、土地利用や他の都市施設の計画と調整し、都市計画としての総合性、一体性を確保することができる。

三つ目、都市計画の決定の手続を行うことにより、計画の必要性と計画内容が明示され、施設整備に向けた住民との合意が形成されることであります。

しかし、長期未着手による地権者の生活や土地の有効利用への影響を考えると、未着手の道路について常に必要性を検証し、必要な場合は見直しを行っていくことが求められています。

私は平成30年第1回定例会一般質問で、都市計画道路の見直しについても質問をしてまいりました。そのときの答弁は、都市計画道路の見直しのためには、まずはガイドラインを作成する必要があることから、現在、現地の現状などを調査し、路線概要や計画決定時の位置づけ、整備の課題などをまとめた見直し検討路線チェックシートの整理を行っているとのことでありました。

そこで伺いますが、現地の現状調査とはどのような調査なのか、お示してください。

次に、見直し検討路線チェックシートはいつできたのか、お示してください。

また、都市計画道路の未整備または一部未整備路線39路線中、何路線が見直し検討路線チェックシートで整理されているのかお示してください。

あわせて、チェックシートで整理し始めた時期についてもお示してください。

次に、都市計画道路の見直しについて、北海道が平成19年2月に作成したガイドラインもありますが、市や町ではそれぞれガイドラインを作成して取り組んでいるとのことでありました。道が作成したガイドラインと、市や町がそれぞれ作成したガイドラインと、どのように違うのか特徴的なものをお聞かせください。あわせて、小樽市が作成するガイドラインについても、北海道のガイドラインと何が違うのか説明願います。

次に、都市計画道路の見直しについては、順を追って見直しを図っていかなければならないとのことですが、その手順について具体的にお聞かせください。

あわせて、見直しを進めるに当たり、手順を踏まえて一定の期間を要するとのことですが、一定の期間とはどれくらいの期間なのか、他市町村の事例も踏まえてお聞かせください。

この項最後に、これまでの答弁も考慮して、都市計画道路見直しについて大まかなスケジュールをお聞かせください。

次に、ヘルプマーク・ヘルプカードについて質問をします。

まず、ヘルプマークの始まりは、人工関節を使用していた東京都議会議員の質疑、提案により、東京都が考案、開発したマークで、平成24年10月からヘルプマークの配布や優先席へのステッカーの表示が都営地下鉄大江戸線で開始されました。

また、ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要な支援内容が記載でき、障害のある方などがふだんから身につけておくことで、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに周囲の方への援助や配慮をお願いしやすくするカードであります。小樽市では北海道と連携して、ヘルプマーク・ヘルプカードを導入し、平成29年11月1日から配布をしています。

初めに、ヘルプマーク・ヘルプカードについて、小樽市でこれまでの配布数はどれくらいになるのでしょうか、お聞かせください。また、小樽市内の対象者についてもお聞かせください。

次に、認知度については、ヘルプマークが普及していると考えられる首都圏においては、「公共交通機関を利用した際に知った」方が多く、その他の地域については「SNSなどインターネットを通じて

知った」方が多いとの調査結果もあります。

また、利用についての調査では、「入手方法がわからない」や「利用したくない」との回答もあり、その理由としては「利用時の周囲の反応が気になるから」や「認知不足により役に立たないと思うから」との回答が多い結果だったとのデータもあります。

そこで伺いますが、この1年間の認知度向上の取り組みについて、具体的な事例も含めてお聞かせください。

次に、ヘルプマークの利用についての調査では、首都圏以外のその他の地域の多くの方が「利用したいが、まだ利用していない」との回答をしています。そして、ヘルプマークを利用したいと思っていてまだ利用していない理由としては、「入手方法がわからない」が最も多い回答でした。

そこで伺いますが、小樽市でのヘルプマーク・ヘルプカードの配布手続についての説明と、配布場所についてお示してください。

最後に、ヘルプマークが役立っているのかの問いには、約半数の方が「役立っている」との回答があり、さらに今後ヘルプマークを利用したいのかとの問いにも、約半数の方が「利用したい」との調査結果があります。

しかし、普及についての問題点として、まだまだ知らない人が多いので普及啓発活動を引き続きしてほしいとのことでもありました。本市のヘルプマーク・ヘルプカードの普及に当たり、課題もあるかと思いますが、どのように把握されていますか、お聞かせください。また、普及啓発活動を今後どのように取り組んでいくのかについても説明願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井隆行議員の御質問にお答えします。

初めに、地籍調査について御質問がありました。

まず、計画作成時期と概要につきましては、本市は平成24年5月に住吉町ほか9区域2.25ヘクタールについて官民境界である街区の確定を平成26年度から11カ年で行う事業計画を作成しました。27年3月には事業年度を4カ年延伸し、街区内の境界確定を追加する計画変更をしたところであります。

次に、資料名及び基準点につきましては、地籍調査の実施における資料収集としては、土地の形状や面積などの情報を把握するため、地積測量図、土地連絡図、公図、道路台帳図などの資料があります。また、基準点については筆界の座標を確定するための基礎となる点であり、国土地理院の基本三角点を起点として設置しております。

次に、現地の塀や境界標などの測量につきましては、官民境界に関する現況図を作成するため、基準点を使用して側溝などの道路構造物や既存境界標及び沿道家屋などを測量するものであります。

また、公図等に示された境界の位置を現地に復元することにつきましては、当該現況図に公図や地積測量図などに示されている筆界点を表示し、官民筆界案を作成するとともに、現地に街区点がない場合は仮の街区点を復元するものであります。

次に、土地所有者等の立ち会いと追加測量につきましては、官民筆界案を確定するには、土地所有者等に立会を求め、同意を得る必要がありますが、この段階で疑義があった場合には、その内容によって追加測量を行い、案を修正した後に、再度立会を求め、確定していくこととなります。

追加測量については、国土調査法施行令第15条に基づいた誤差の基準や、既存資料を総合的に判断して行うものであります。

なお、本市においては街区の内部を含めた筆界案を作成していることから、民境界にあわせて立会を行うこととしております。

また、官民境界確定の追加測量は、これまで1回実施しております。

次に、民境界の調査から登記所送付までの内容につきましては、まず民境界調査は街区及び街区内の筆界案を作成した後、土地所有者等と立会を行い、各土地の境界を確定するものです。

次に、土地に関する登記記録等を修正するため、各筆の面積計算等を行い、地籍図案及び地籍簿案を作成します。その後、地籍図案、地籍簿案を確定させるため権利者等の閲覧に供し、その後、北海道に認証の申請を行います。北海道からの認証後、登記所へ成果を送付し、登記記録等が修正され一連の作業が終了となります。

なお、住吉町地区については、登記所への成果送付を平成31年度に行う予定であります。

次に、再検証の手法につきましては、土地所有者から提示された資料を精査し、その内容を反映させることが可能かどうか、周辺の土地との整合性を見ながら進めております。

次に、登記がおこなわれている理由につきましては、筆界案に理解が得られない方がいること、また市外に居住されている方への説明が終わっていないこと、さらに相続の確定に時間を要していることなどがあります。

次に、予算額等につきましては、各年度の予算額、決算額、執行率の順で申し上げますと、平成26年度は120万6,000円、112万9,000円、94%、27年度は912万4,000円、630万7,000円、69%、28年度は1,323万4,000円、900万4,000円、68%、29年度は1,086万8,000円、664万7,000円、61%となっております。

なお、今年度予定の住ノ江、若松地区の進捗状況につきましては、現在、関係機関からの助言をいただきながら、既存登記成果などの資料をもとに筆界案の調整を行っているところであります。

次に、都市計画道路について御質問がありました。

まず、現地の状況調査につきましては、都市計画道路の見直しを検討するに当たっての基礎資料とするため、職員が道路や土地利用の現況、建築物の状況等を現地で確認するものであります。

次に、見直し検討路線チェックシートにつきましては、平成19年2月に作成された北海道の都市計画道路の見直しガイドラインにおいて、市や町が見直し検討路線について、計画の必要性等を検証するに当たって作成することが適切であると示されたものであります。

本市においては、自動車専用道路と区画街路を除く幹線街路37路線について、平成27年度からチェックシートを作成し、整理を行っております。

次に、北海道のガイドラインと市や町が作成したガイドラインとの特徴的な違いにつきましては、北海道のガイドラインは道内における長期未着手の都市計画道路について、計画の必要性や事業の実現性等を総合的に点検、検証するための見直しの基本的な考え方と手順について示す基本的な指針となるものであります。

これに対して、本市を含めた市や町のガイドラインは、北海道のガイドラインに示された基本的な考え方や手順に従い作成する路線ごとの具体的な見直しの方向性を示す方針であります。

次に、都市計画道路の見直しの手順につきましては、見直しに当たってはまず、未整備または一部未整備の都市計画道路から見直し検討路線を抽出いたします。次に、路線ごとに計画の必要性や事業の実現性等を総合的に点検、検証し、存続、変更または廃止の方向性について検討を行い、道路網全体での

検証を行った上で見直しの方針の原案を作成いたします。次に、この原案について、都市計画審議会に協議の上、住民説明会やパブリックコメントを行い、住民等の意見を踏まえた案を作成し、都市計画審議会に諮問を行い、見直しの方針を策定します。その後、この方針に基づき各路線について土地所有者などへの意見聴取や都市計画審議会への協議、諮問など、都市計画の変更手続を行っていくものであります。

また、見直しに係る期間につきましては、他都市の事例では、見直しに係る全体の期間は把握できませんでしたが、本市においては住民との合意形成の状況にもよりますが、交通量調査などの事前準備や見直し方針の策定、都市計画変更手続など、最低でも3年はかかるものと考えております。

次に、都市計画道路の見直しのスケジュールにつきましては、まずは平成30、31年度の2カ年で策定予定の第2次小樽市都市計画マスタープランにおいて、見直しの考え方や方向性の位置づけが必要であると考えており、31年度につきましては、策定に向けた事前準備として現況交通量調査などを行い、32年度からは都市計画マスタープランでの位置づけを踏まえ見直し方針を策定し、都市計画変更手続など、必要な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ヘルプマーク・ヘルプカードについて御質問がありました。

まず、これまでの配布数につきましては、ヘルプマークは平成30年11月末現在で405個配布しています。ヘルプカードは、ホームページから様式をダウンロードして自分でも印刷できることから、希望する方のみ配布しておりますが、配布枚数は把握いたしておりません。

また、市内の対象者数につきましては、障害のある方だけではなく、難病や妊娠初期の方なども対象としており、その範囲が広いことから対象者数を把握することは難しいと考えております。

次に、この1年間の認知度向上の取り組みにつきましては、北海道が作成したポスターの掲示やリーフレットの配置を初め、広報おたるや本市のホームページ、障がい者ハンドブックへの掲載、また新聞での報道依頼、町会などへは本市で作成したチラシの配布などを行っております。

次に、本市でのヘルプマーク・ヘルプカードの配布につきましては、障害福祉課、保健所保健総務課、各サービスセンター、こども発達支援センターと身体障害者福祉センターの計7カ所で申請書を提出いただいた上でお渡ししております。そのほかにヘルプカードにつきましては、先ほど答弁申し上げましたけれども、御自分でホームページからダウンロードすることもできることになっております。

次に、ヘルプマーク・ヘルプカードの課題等につきましては、福祉関係の研修会やセミナーにおいて、参加者から、ヘルプマークやヘルプカードを持っている方に対して、周りの方がその意味をわからず、援助や配慮の必要性に気づかないという意見があり、この点から周知の不足が課題であると認識しております。

次に、今後の普及啓発活動につきましては、周知が大切だと考えておりますので、引き続きポスターやリーフレットなどでの啓発を続けるほか、障害関係のイベントの際にはチラシを配布したいと考えております。

また、来年2月には市役所内の渡り廊下で、手話言語条例関係のパネル展を実施する予定がありますので、その際にヘルプマーク・ヘルプカードについてもあわせて周知したいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) それでは、再質問をさせていただきます。

1点だけです。都市計画道路について、今、御答弁いただきましたけれども、見直しについてその方向でやっていくという御答弁だったと思うのですが、前に進んでいくという理解でよろしいでしょうか。

その1点だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

都市計画道路の見直しにつきましては、今市長から答弁がありましたとおり、31年度から、来年度から事前調査等を始めまして、一応3カ年、期間につきましては、やはり市民合意というのがとても重要なものですから、確実に何年間とははっきりは言えないのですが、御説明したとおり、一応3年間という形を考えて、来年度から見直しについて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 酒井隆行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

1点目は、公益社団法人小樽市シルバー人材センターについて伺います。

先日、新聞に小樽市シルバー人材センター会員募集のチラシが入りました。また、会員の方から、会員が不足して困っているというお話も同じタイミングで伺いました。町なかやさまざまところで活躍されているシルバー人材センターの方々の様子は見ていましたが、勉強不足もあり、いま一つ、漠然として捉えていました。

企業が営利活動としてやっている仕事と市民ボランティアの無償の活動の間であって、しかも市民生活上、本当に必要とされる身近な作業を高齢者の皆さんが社会貢献的な意味合いをもって従事されているというイメージを持っていて、高齢者が人口の4割弱を占める本市において、人材も参加者も豊富なのではないかと私は意外に思いました。

公益社団法人ということで、独立した団体、運営ではありますが、本市からも昨年度では年間約850万円の補助金を支出していますので、以下お聞きします。

この事業の意義、役割について市はどのように把握していますか。シルバー人材センター事業の目的、仕組み、内容等について概略を説明ください。

市は、補助金支出以外にどのような形でセンターとかかわっていますか。市から発注、連携している活動も含めてお答えください。

なぜ、市での担当が産業港湾部商業労政課なのでしょう。この世代を貴重な労働力と考えることは否定されるものではないと思いますが、発行されている会報等を見ても、働くことで健康を維持したい、新たな生きがいを探したい、社会のお役に立ちたいという言葉が並んでいて、こちらがどうも、そもそも本旨なのではないかと思えます。であれば、市で担当するには、福祉部地域福祉課ではありませんか。商業労政課担当となっている理由、経緯をお示ください。

近年の受注件数、会員数の変遷を示してください。

また、会員減の原因は何か。またその影響はどのようなところに出ていますか。センターとのやりとり等で押さえておられますか。また、市は会員減について問題意識を共有していますか。シルバー人材センターの会員数減少と、その結果、発注のあった仕事をさげなくなることは、市や市民にとって現状でも結構大変な問題です。家の前の除雪や草刈りなど、現在センターが引き受けている企業とボランティアのはざまにあるニーズは、市民生活に直結しています。センターも新聞でのチラシ配布、その他

の方法で会員増の努力を続けていますが、会員増について市としても協力できることはないのでしょうか。この事業の意義からいけば、高齢者の人口割合の高い本市にあって、シルバー人材センターの果たす役割はますます高くなると考えられます。ぜひ協力関係を密にさせていただくことを要望いたします。

2点目は、歴史文化関係の取り組みについてです。

まず、日本遺産についてです。

地域型日本遺産認定に向けての進捗状況について伺います。

小樽市歴史文化基本構想案がまとまり、12月4日までのパブリックコメントにもかけられていました。新聞報道では今年度末に策定とのことですが、そこで気になるのは、日本遺産申請作業の進みぐあいです。地域型認定に向けた取り組みについて、現在の進展状況を御説明ください。

これまで、日本遺産申請時期と回数について、お聞きしているところでは今年度と募集最終年の来年度の2回ということでしたが、今年度の申請は間に合いますか。

続けて、歴史的建造物群の保存についてです。

まず、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理について伺います。

国指定重要文化財、旧日本郵船株式会社小樽支店は、このたび耐震補強を含めた大規模な保存修理工事を実施することとなり、2022年3月までの予定で休館となっています。日本遺産認定や小樽の歴史だけでなく、日本の建築史の上でも重要な文化財をしっかりと後の世代に引き継ぐために、単なる補修や張かえではなく、建築史的な観点に立った、理にかなった、確かな工事が行われなければなりません。

ところが、文化庁の報告によると、近現代の重要文化財の建造物修理においては、「修理や活用のための改修事例は、まだ十分に蓄積されているとは言えない。このため、修理や改修を行う際、早期の段階で幅広い分野の専門家からの意見を聞き、計画を策定していくことが必要である。」と課題を述べています。このような話をお聞きすると、果たして私たちのまちの宝である、この建物の工事は大丈夫か心配になります。

そこで、一般質問の範囲内でお聞きをします。

工事を行う上で、国指定重要文化財となっていることでの優位な点は、工事費の補助制度の活用以外にどんなことがあるのでしょうか。重要文化財の修理工事に際しては、建物を所有する北海道、札幌市、函館市では、修理や保存活用についての委員会を設置して専門家や市民の意見を取り入れて検討を進めています。本市においては、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事において、専門家や市民の意見を取り入れる工夫等をどのようにしてきましたか。

市民の参画は、自治基本条例にもうたわれています。今後、重要文化財や北海道及び小樽市の指定有形文化財の修理工事において、工事の内容と活用を検討する委員会の設置を検討してほしいのですが、どうでしょうか。

旧日本郵船株式会社小樽支店閉館中、修理概要や進捗状況などの情報発信はどのように考えておられますか、お答えをお願いいたします。

次に、旧銀行街建築物群の現状と保存について伺います。

私たちの会派は代々、本市の歴史文化にかかわってさまざまな質問や提案をしてきました。それはこのまちの、ほかではもう残されていない近代の歴史的遺産群を保存、活用することで観光・経済面だけでなく、市民のアイデンティティ形成、まちづくりのきっかけや後押しになると考えてのことでした。

そして、その大前提は、それら本市に残る歴史的遺産群がしっかりと将来にわたって失われることなく保全されているということです。ところが、建築史の専門家からは、色内地区を初めとするこれら歴史的建築物は創建から60年以上経過し、特に鉄筋コンクリートづくりの建物は、耐用年数と今後の維持

に課題があると指摘されています。

例えば、市指定文化財、日本銀行旧小樽支店は築106年、同じく市指定、旧三井銀行小樽支店は築91年、そして市指定歴史的建造物、旧第百十三国立銀行小樽支店に至っては、築123年が経過しています。古い建物だから価値があるのですが、言われてみると耐用年数についての御指摘は当然です。私たちは見てみないふりをしてきたのか、気づかなかったのか、改めて目を覚まされる御指摘でした。今、保存に向けて動かなければ手おくれになる。そうした危機感、問題意識を早急に小樽市全体で共有し、対策を立てる必要があると実感しました。

そこで、この話の前提として、本市の歴史的建造物群の価値についての市の基本的認識を示してください。保存の観点から、特に色内地区の歴史的建造物群の現状については、どのように把握されていますか、お聞かせください。

全国に誇る近代建築史の縮図と言える小樽の建物を将来に伝えて活用を続けていくためには、でき得ることを継続的、計画的に手を打たなければなりません。現在の小樽市の財政状況や市景観条例などの制度だけでは、歴史的建造物と歴史的な景観の維持が困難になっているのは明らかです。

よって、修復を国の支援を得て進める、国の保存制度のもとで後世に残していくのが、最も現実的ではないでしょうか。そこで考えられるのは2点です。

1点目は、国指定重要文化財の認定を目指すことです。

前の旧日本郵船小樽支店の質問にあったように、国の指定を受けると修復工事の際、国の大きな支援が受けられるようになります。専門家によると、日本銀行旧小樽支店と旧三井銀行小樽支店の建物は、全国の同様の建物と比較しても建築時の構造、デザイン、設計者などの面と現在の保存と活用状況の面から、十分重要文化財に値するものとの見解で一致しています。現存する最古の銀行建築の可能性がある旧第百十三国立銀行小樽支店もその候補に挙がります。あとは、市民の声の盛り上がりや所有者の意向確認など、市がそれぞれと連携して進めることで実現できると考えます。

2点目は、国による重要伝統的建造物群保存地区、略して重伝建選定を含む伝統的建造物群保存地区制度を活用することです。

私は、この重伝建選定を含む伝統的建造物群保存地区制度の活用が本市における歴史的建造物群保存の現実的解決手段と考えます。ハードルは決して低くはありませんが、以前とは情勢が大きく変わっているのではないのでしょうか。建造物群の耐用年数を大幅に超える一層の老朽化、大地震や津波など頻発する自然災害、中心地区の建造物群、地区は大半が津波浸水予測範囲内にあり、これらについて緊急に対応する必要があります。文化財保護法に基づく伝建保存地区制度では、この点については手厚く扱われております。

状況として株式会社ニトリホールディングスの進出による安定的所有と建物保存への理解を市と共有してくれていることは、大きなプラス面です。さらに、全国に先駆けてつくられた、小樽市のまちづくり景観条例、屋外広告物条例や策定中の小樽市歴史文化基本構想は保存地区選定までにクリアしなければならない調査や、保存計画、条例の策定に大いに参考になり、ゼロからのスタートよりも大幅にハードルは下がっています。迫市長が選挙時に示された、国の補助金、交付金等を職員の発想、工夫で有効活用して財政負担を減らすというお考えにも合致していると考えます。歴史文化基本構想も間もなく策定されます。その構想の中でも、次期総合計画、基本構想案にも、これら建造物群の保全、活用について明記されています。また、地域型日本遺産申請の際も、当然、同様の趣旨がうたわれることになるでしょう。

将来的に小樽市が文化財行政で目指すべきビジョン、展望を語るのは必要なことです。問題は、その

先の本市の取り組みをどうするのかということです。具体的方策を後回しにせず、今からしっかりと考え、示すべきときです。

市歴史文化基本構想の具体化を図るため、国重要文化財の指定に向けた連携や、伝統的建造物群保存地区の考え方について見解をお示しください。

2022年には、市制施行100周年を迎えます。その年を4年間の準備期間を経て、重伝建選定を含む伝統的建造物群保存地区指定と、2棟あるいは3棟の国重要文化財指定をもって迎えるのは、新たな市制100年に向けての出発点にふさわしいと思います。この問題については、これまで歴史文化やまちづくりに関心を持つ市民の間でも話題となり、改めてこれら建造物群の保存のための動きを市と連携して進めたいとの声が上がってきています。既にこのような制度を活用している地域や文化庁から専門家を招き、市と市民が学ぶ学習会を開くことなど、市民啓発活動から初めてみることをお願いいたします。ぜひ、前向きに御検討ください。

屋外広告物について質問いたします。

小樽市は、歴史ある町並みを将来にわたって守るため、国の景観法施行に先駆け、1992年、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定、さらに、北海道から一部権限移譲を受け、町並みや建築物等の調和を図るとともに、良好な都市景観を創出するため、小樽市屋外広告物条例を定めました。屋外広告物の形態意匠、色彩等の具体的な規制内容を条例に盛り込むことで、良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止を図り、小樽らしい景観形成を図ることが大きな目的とあります。景観条例に定められた小樽歴史景観区域内では、国の定めた景観法を背景に、景観等を守るために事前協議や届け出、規制等や地域住民が締結する景観協定が実効性、法的強制力を持つことになりました。

特に小樽市屋外広告物条例では、市長に強い権限を持たせ、広告物または掲出物件については相当厳しい規制をかけ、移転、除却まで可能な内容となっています。ところが、今の本市の景観地区の状況は、歴史的情緒からはほど遠い、派手な色彩の看板広告物にあふれています。あのけばけばしい掲示物のぼり、看板などは、本市の歴史的町並みを売りにする観光地、特に重伝建等を受けているエリアでは、あり得ない景観です。

本市が定める景観条例、屋外広告物規制条例は全国でも先進的でトップランナーだったのに、なぜか今は周回おくれの印象です。これでは、整備された国内歴史文化観光地を見なれた国内観光客は、一度は訪れても、リピーターにはなりません。市として、現状の把握と、認識について示してください。市としては、現在は条例に従ってどのような対策をとっていますか。

視察先の倉敷市では、住民、お店でつくる協議会等で自主的な規制を設け、みんなで決めたことはみんなで守るという民が主導の取り組みで環境を守っていました。また、本市でも地域の皆さんがイベント等でさまざまな取り組みを頑張っておられることは承知していますので、その力を生かすために、きちんと条例を遵守している店舗、地域を表彰するなどの方法も考えられるのではないのでしょうか。

この点について、市の行政評価における施策評価調査にも、町並み景観の創出における課題として、条例の趣旨の理解を得ることに苦慮とあります。現状を改善するためのお考えや対応策をお示しください。伝統的建造物群保存地区制度活用を目指すとともに、観光客も市民も集えるような歴史的町並みの構築・保全に取り組むべきです。

市史編さん事業が凍結されているとお聞きしました。小樽市史最新刊は第10巻が平成12年2月発行。そもそもこれまで本市も、また、各自治体においても、そのまちの広範な分野の歴史をまとめた町の歴史、市でいえば市史を発行していますが、その意義、目的はどのように押さえていますか。これまでの市史編さんの経緯と最新刊10巻は何年までの市史をまとめているのか御説明ください。

市史の編さんは、継続してこそ意義があります。その後の編さん事業も計画されていたと考えられますが、どのような計画内容だったのか示してください。

その編さん事業が、いつ、なぜ凍結されることになったのか、その経緯を御説明ください。

小樽市史は歴史構想、日本遺産の延長上に目指すべき本丸の一つで、歴史文化政策の根幹をなすものであり、当然それぞれの担当部署との連携のもと、編さんが進められるべきと考えますが、いかがですか。

市史編さんという一見地味な事業ですけれども、本市の過去から未来へと続く足跡を幅広い分野を網羅して記録していく作業は極めて重要であるということは、古代中国の史記等を持ち出すまでもないことでしょう。これを安易に中断することは、その歴史認識、文化度の低さを露呈することになってしまいます。2022年は市制施行100周年。この次号発行を記念事業とすることも考えられます。ぜひ、編さん事業の一刻も早い再開を求めますが、御見解をお示しください。

最後に、歴史文化行政にかかわる組織改革の必要性について伺います。

ここまで、本市の歴史文化事業について幾つか質問や御提言をさせていただきました。いずれも現状ではなかなかハードルが高く、これまで多くの人が同じように考えながら決断できなかったことが多く含まれています。しかし、この歴史文化事業が観光に力点を置く本市経済にも、人口減少の続くまちづくりにも後回しにできない、いつかは取り組まなければならない事業であるとの認識をお持ちではないでしょうか。

そこで、この事業推進のためには、現状の庁内組織ではかなり無理があります。計画立案、条例制定等には教育委員会だけでなく、多くの部署にまたがるチームでの対応、もしくは、栃木市のように組織機構の見直しで、蔵の街を生かしたまちづくりと、重伝建地区の町並みの保存と整備をさらに進めるため、蔵の街課を新設し、課に蔵の街推進係及び重伝建係を置くといった徹底したやり方もあります。本市も決断をもって、この関係の組織機構の見直しや柔軟な人員配置をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

最後に一言。このように議会が建設的政策論議に集中できる環境となったこと、非常にうれしく思い、また、感謝いたします。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えします。

初めに、公益社団法人小樽市シルバー人材センターについて御質問がありました。

まず、シルバー人材センターの事業の意義、役割につきましては、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定され、高齢者就業援助法人であり、高齢者の就業を援助することで能力の積極的な活用を図り、もって高齢者福祉の増進に資するものと考えており、高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、または、その他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、組織的に提供する役割を担っているものと認識しております。

次に、シルバー人材センター事業の目的等につきましては、定年退職後などに臨時的かつ短期的、または簡易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、おおむね60歳以上の

健康で就業意欲のある高齢者を会員として、その働き方はおおむね月10日程度以内、おおむね週20時間を超えないことを目安とされております。シルバー人材センターでは、家庭や事業所、官公庁から宛名書きや植木の剪定、除雪などの仕事を有償で請け負い、これを希望する会員に提供しており、会員は実績に応じて報酬に相当する一定の配分金を受け取る仕組みとなっております。

また、労働者派遣事業により、サービス業などの人手不足分野や育児、介護などの現役世代を支える分野に会員を派遣し、人材確保の一翼を担っているほか、植木の剪定など高齢者の知識や技能の付与を目的とした講習の開催、小樽市総合博物館の屋外展示物の清掃など地域社会への貢献を目的としたボランティア活動も実施しております。

次に、小樽市シルバー人材センターとのかかわり等につきましては、市はセンターに対し、事務所や資材置き場として旧堺小学校の一部を賃貸しているほか、理事会には職員がオブザーバーとして参加しております。また、庁舎や公園などの清掃や管理、除草、除雪、冬囲いなどについて請負契約を締結し業務を発注しております。このほか、市が発行しているくらしのガイドや広報おたるに会員登録の連絡先を掲載するなど、会員増加の取り組みを支援しております。

次に、商業労政課担当となっている理由、経緯につきましては、さきにお答えしたとおり、シルバー人材センターは、高齢者の就業を援助することで能力の積極的な活用を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的に就業機会を確保し、組織的に提供する法人であることから、産業港湾部において雇用施策を担当する商業労政課が担当しております。

次に、近年の受注件数、会員数の変遷につきましては、過去5年間について順に申し上げますと、受注件数については、平成25年度は4,344件、26年度は4,165件、27年度は4,078件、28年度は4,244件、29年度は4,155件となっております。年度末の登録会員につきましては、平成25年度は447人、26年度は405人、27年度は404人、28年度は402人、29年度は359人となっております。

次に、会員減少の原因やその影響などにつきましては、会員の減少については、定年の引き上げや継続雇用制度の導入などにより、新規会員の確保が難しいことが挙げられ、このため会員の高齢化や仕事の依頼があっても受注ができないといった影響があり、会員をふやすことが大きな課題となっております。

また、センターからは毎月、運営状況の報告を受けているほか、理事会には商業労政課の職員がオブザーバーとして参加し、運営状況の把握や問題意識の共有に努めております。

次に、会員増への協力につきましては、今年度、市がセンターに交付した補助金の額は973万9,000円であり、会員の増加を支援するため、前年度と比べ119万8,000円を増額しております。これによりセンターでは、広報おたるにおいて会員募集広告の掲載回数をふやしたほか、チラシの新聞折り込みにより普及に努めるなど、会員増加に取り組んでおります。

高齢の方々が地域社会との接点ときずなを持ち、生涯現役で元気に生活できる社会の形成において重要な役割を担うセンターの活動につきましては、引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、歴史文化関係の取り組みについて御質問がありました。

初めに、日本遺産についてですが、まず、地域型認定に向けた取り組みの進展状況につきましては、歴史文化基本構想に基づくストーリーや日本遺産を通じた地域活性化計画を検討するための小樽市日本遺産推進協議会の立ち上げに向け、現在委員の人選を行うとともに、協議のたたき台となるストーリーの骨子や地域活性化計画の原案について、庁内調整に向けた準備を行っております。

次に、今年度の申請が間に合うかにつきましては、北前船の追加認定を機に関連事業が集中し、地域型の申請に向けた作業が当初の予定どおりに進められなかったものであります。そのため、協議会を開

催し、ストーリーや地域活性化計画を取りまとめていく今後の事務量を考えますと、現時点では今年度の申請は間に合わないものと判断をいたしました。

これまでの議会への報告では、今年度の申請を目指すとしておりましたが、申請できない状況に至ったことは大変申しわけなく思っております。

今後は、平成32年1月の申請に向けて、精力的に取り組みを行い、認定を受けられるよう最善を尽くしてまいります。

次に、歴史的建造物群の保存についてですが、まず、本市の歴史的建造物群の価値につきましては、小樽では北海道の金融、経済の中心として発展した明治後期から昭和初期にかけ、中央の大手銀行や地元銀行の本支店、商社が軒を連ねるように建てられております。これらの建造物は、日本の近代建築を手がけた著名な建築家たちにより建築されたものであり、さらに、集積して歴史的景観として残っているのは、国内では例が少ないものであると認識しております。

次に、色内地区の歴史的建造物群の現状につきましては、創建時から相当年数が経過しておりますが、明治期以降の建造物の改修事例は全国的にも少なく、建築材料の経年劣化に対する補修技術は確立されていないことから、保存には課題があるものと認識しております。

次に、屋外広告物についてですが、まず、小樽歴史景観区域内における屋外広告物の現状につきましては、市では現地調査を行い、実態把握に努めておりますが、一部の地区において、のぼりや看板等の色彩や大きさ、設置場所等について地区基準にそぐわないものがあると認識しております。

次に、小樽歴史景観区域内の屋外広告物への対策につきましては、一定規模以上の屋外広告物を設置しようとする場合は、許可申請を受け付け審査の上、基準に適合しているものについて許可を行っております。しかし、許可を受けずに掲出されることもあるため、屋外広告物のルールについての周知用チラシを作成し配布したほか、広報おたるや市ホームページにおいても周知しておりますが、十分ではないと認識しております。

次に、現状を改善するための今後の取り組みにつきましては、歴史的な町並みを損なわず、その資源を活用することが重要であることから、市が地域や商店街に対し、条例の趣旨について説明する機会を設けるとともに、町並みに配慮した店舗等の表彰を行うほか、事業者等がみずからの地域の望ましい景観づくりを考えるような働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、市史編さん事業についてですが、まず、市史を発行する目的と意義につきましては、本市の行政、社会経済及び文化における進展を可能な限り記録し、後世の資料とすることを目的としており、その意義は、現在及び将来において事実を即した分析と展望を行うことで、市政運営の方針を見出すための礎となることや、市民の皆様の本市への理解を深め、郷土愛やまちへの誇りを醸成する一助となることなどであります。

次に、これまでの市史編さんの経緯と第10巻の掲載内容につきましては、第1巻から6巻までが明治維新から昭和30年までの期間を掲載対象として、昭和33年から44年にかけて刊行され、その後、第7巻から10巻までが昭和30年から60年までの期間を掲載対象とし、平成5年から12年にかけて刊行されております。

なお、第7巻から9巻までが、掲載対象期間における行政編であるのに対し、第10巻は同期間における社会経済編及び文化編として編さんされたものであります。

次に、市史編さん事業の計画内容につきましては、平成12年の第10巻の刊行以来、昭和61年以降の記録の蓄積がないまま、17年が経過していたことから、平成34年に本市が市制施行100周年を迎えるに当たり、昭和61年から当該平成34年ころまでを掲載対象期間とし、また、刊行時期としましては、

平成34年に第11巻を刊行した後、38年までに第12巻、第13巻と刊行することとしていたものであります。

次に、編さん事業凍結の経緯につきましては、平成30年度予算編成の検討過程において、本市の財政状況が厳しさを増す中、市史編さんにかかわる経費と、人員配置の問題から事業の実施は極めて困難であると判断したものであります。

次に、編さん事業における各担当部署との連携につきましては、検討過程において博物館を初めとした各担当部署との連携はもちろん、学識経験者にも監修をいただくことを想定していたものであり、今後の編さん事業の再開の折にも、同様に進めたいと考えております。

次に、編さん作業の再開につきましては、本市の財政状況がさらに厳しさを増している現時点におきましては、再開は難しいものと判断しておりますが、市制施行100周年に当たりましては、記念事業の一環として記念誌等の作成は必要であると考えており、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、歴史文化行政にかかわる組織改革の必要性につきましては、私も歴史文化や景観などの施策を進める上で、現在の組織機構や人員配置の見直しの必要性を感じておりました。今後具体的な内容や時期については検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、歴史文化関係の取り組みについて御質問がございました。

初めに、歴史的建造物群の保存についてでございますが、まず、国の重要文化財に指定されていることでの補助制度の活用以外の優位な点につきましては、貴重な重要文化財の保存修理に文化庁の選定技術制度による資格を得た技術者が専門的知識や技術を生かして設計、施工管理を担うことから、文化財としての価値を損なわないよう、施工事業者に確実な修理方針の指導を行っていただくことが優位な点であると考えております。

次に、専門家や市民の意見を取り込む工夫につきましては、今年度から着手をいたしました実施設計においては、文化庁の建造物担当職員と文化庁の承認を受けた技術者、市内の建造物や軟石の専門家などが定期的に進捗状況や作業内容を確認する機会を持つことにより、保存修理方針について情報交換や協議を行ってきており、今後の工事期間中におきましても必要な都度、協議を行う機会を設定してまいりたいと考えております。

次に、今後の重要文化財などの建造物の修理工事の際、工事内容と活用を検討する委員会を設置することにつきましては、他都市における先進事例を研究しながら、今後設置する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、閉館中の保存修理概要や進捗状況の情報発信につきましては、保存修理概要を紹介するリーフレットの配布や工事の進捗状況をお知らせする説明板の設置など、このたびの大規模な保存修理事業について情報発信に努めてまいりたいと考えており、現在、情報発信の方法などについて文化庁や設計事業者と協議を進めているところでございます。

次に、重要文化財の指定に向けた連携や伝統的建造物群保存地区の考え方につきましては、まず、本市における歴史的価値の高い建造物を重要文化財に指定することに向けての連携につきましては、所有者の考え方や現状の取り組みなどを伺い、所有者の意向を尊重しながら連携を図ってまいりたいと考えております。

また、伝統的建造物群保存地区の選定につきましては、地域住民の意向把握が必要であることのほか、景観条例、景観計画との整理や保存地区の決定に当たっては、都市計画法や建築基準法との調整が生じることから、伝統的建造物群保存地区の選定について、市長部局と協議が必要になってくるものと考えているところでございます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、佐々木秩議員。

○18番(佐々木 秩議員) 再質問を何点かさせていただきます。

日本遺産についてお聞きします。

先ほど、今年度はもう間に合わないと、来年度1回にかけるといってお話だったと思いますけれども、その理由が、既に追加認定をされた北前船についてのさまざまな取り組みに時間がかかった、そちらに時間がとられたというお話がありました。これから例えば、このことはまだ、北前船については、あと少なくとも3年間はその取り組みは続きますし、さらに、これでもう一つ炭鉄港もこれから認定されれば、それもまた加わってきますよね。と考えたときに、もっともっと忙しくなるのに、あと残り1年、先ほど市長から最善を尽くすというお話がありましたけれども、これは、そこで今やられている方たちだけでは、当然人が足りないのだということなのではないのですか、イコール。ぜひ、このところの、担当者の増員等をお考えいただけないのかということが一つです。

それから、その中の準備関係で、私は地域型の認定を目指すときに大事になるのは、文化庁との協議だと思うのです。文化庁とどれぐらい行き来をして、そこで確かな情報をつかんで、そして改良を加えていくかということとどれぐらいしているかということなのですから、文化庁との協議、これは今までのこの経過の中で、どの程度、ここ1年ぐらいのところでは構わないですが、そのところが具体的にどれぐらい、何度、どのような内容で協議がされているのか、お示してください。

それから、今後、先ほど申請まで推進協議会をつくってやっていくというお話はお聞きしましたが、具体的にどういふ推進協議会を開いて、どういふふうな取り組みをいつごろしていくのかということも、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

この項の再質問の最後は、この申請ができなくなった、先ほど理由は述べられましたけれども、今年度はこれができなくなったことに、7月から8月にかけての森井前市長の辞職、市長選があったということは影響していないのでしょうか。

続いて、歴史的建造物群の保存について伺います。

重要文化財の国指定を受けること、重伝建選定を受けることについて、市は課題が多いと、先ほど、いろいろな条例との整備等もあるというお話を伺いました。私は、町並み保存の全国組織にも参加させていただいてお聞きをしてきましたが、本市はこれまでいろいろな課題を挙げてこられて、これが進まないということの説明を受けているのですけれども、現在は、本質問の中でも言いましたが制度改正、それから改善等もあり、既にいろいろクリアされていたり、必ずしも事実ではなくなっているということが結構あるのです。

まずは、これら市が持っている課題だとか、それから、ほかの自治体、実際に小樽よりももっともっと小さいまちが実際にこの制度を活用して、認定を受けて活用して、まちがどんどんそれを受けていろいろなことに非常に使われている、有意義に使われている状況があります。そういうことについての正確なやはり最新情報を文化庁や先進地の関係者、それから専門家から収集するような調査活動ぐらいは始めていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、市史編さん事業について伺います。

再開は難しいというお話でしたが、先ほど市長が示された、この市史編さん事業はお金にはかえられない事業なのではないかと私は思います。これについては、ぜひ再開をお願いしたいのですが、ただ、一つあれなのは、先ほどお話の中で、昭和60年以降、記録の蓄積もないままだったというお話がありました。今もこの記録の蓄積はないままで、そして中断されていることになっているのでしょうか。

もし、そうだとしたら、これは少し大変だと思うのです。文書だとかいろいろなものが残るでしょうけれども、多分この市史編さんをやるのに一番大事になるのは、直接その経験をした人、その人からいろいろな話を聞く、それが一番信憑性があるのではないのか。であれば、その方々から話が聞けるうちに、しっかりとそういうものを残しておく、記録をきちんと集積しておく、そういう活動は、書物にするということは別にしても、そこまでの収集活動というのは続けておくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、先ほど予算編成時にと、人事のという話もありましたけれども、これも聞かざるを得ません。聞きますが、これを凍結中断したのは最終的には誰の判断ですか、この予算編成時に。これについてもお聞きしておきたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

今回、日本遺産の今年度の申請を目指すことができなくなりましたことについて、本当に改めておわび申し上げたいというふうに思っております。

この件について御質問がございましたけれども、やはり、御指摘のとおり、北前船の取り組み、あわせてこれから認定申請を行うことになっている炭鉄港とのかかわりの中で、地域型の日本遺産の申請を予定どおりこれから進めていけるのかというお尋ねだと思いますが、私といたしましては、一度、この後、人事編制もございまして、今後のスケジュール、それから業務量、こういったものもしっかりと担当課と確認をさせていただきながら、人事配置が必要であれば人事配置も考えていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。

それから、予定どおり作業が進まなかったことについてのお尋ねですが、やはり私も8月に着任して感じたことというのは、市長だけではなくて、7月、8月という二月間は、市長も副市長も不在の時期であったわけでありまして。この日本遺産の取り組みだけではなくて、いろいろな問題がこの二月間に停滞していたと感じておりますので、その点からいいますと、やはり、この日本遺産の申請における生じたということには、少なくとも、どの程度かはわかりませんが、前市長の辞職というのは影響があったのではないかというふうには感じております。

それから、市史編さんでございます。

御指摘のとおりだと思います。刊行していく、発行していくということになりますと、相当な費用もかかるということになるのですけれども、やはり、記録を蓄積していくということは、これは必要な作業だと思っております。これについては、どのような理由で凍結されたかについては、私は把握しておりませんので、担当部からお答えさせていただこうと思っておりますが、このまま放置していくということにはなりませんので、記録の蓄積だけは、刊行は別にして、記録の蓄積だけは着実に進めていく、いかなければいけないのではないかというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（加賀英幸） 私からは、日本遺産にかかわる市長がお答えした部分以外についてお答えさせていただきます。

まず、文化庁の協議、これをどのくらい行ったかということのお尋ねでございますが、これにつきましては、ことし6月1日に日本遺産担当主幹と博物館館長が文化庁を訪ねまして、歴史文化基本構想に基づいたストーリー骨子がありましたので、それを文化庁の方にごらんいただき、いろいろと御意見を伺ったというような状況でございます。その後は、文化庁には行ってございません。

次に、地域型日本遺産認定に伴って、今後、具体的にどう進めていくのかということのお尋ねでございますが、小樽市日本遺産推進協議会、これにつきましては、今、原案を庁内調整しているということもございまして、それがまとまり次第、協議会を開催する予定になっております。その協議会の中では、ワーキンググループをつくりまして、一つ目にはストーリー検討のワーキング、二つ目に地域活性化計画検討のワーキング、この二つのワーキンググループに分かれまして認定申請案を検討いただくような形になります。それを6月まで数回開催いたしまして、6月いっぱいその申請案をまとめまして、その後、7月以降から文化庁と協議に入るということを予定してございます。

文化庁との協議の回数につきましては、これは必要に応じて文化庁からの指示があると思いますので、数回行いまして、来年12月いっぱいまでには申請案をまとめまして、再来年の1月の申請に向けて準備を進めると、そういった形で進める予定でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（日栄 聡） 私からは、市史編さんにかかわります予算の凍結についてお答えいたしたいと思っております。

平成30年度の予算編成に当たりまして、総務部内で予算の検討をしていたのですが、その中で、委託が一番安いのではないかとことになりまして見積もりをとった結果、1巻だけで3,500万円ほどかかるということで、3巻行った場合には1億円を超えるということがわかりまして、とりあえず、一応凍結するという判断を、総務部内でしたということでございます。

（発言する者あり）

（「総務部内でやったの」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 佐々木議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員からは、伝統的建造物保存地区の関係について、もう少し情報収集だとか調査をすべきではないかというお話がございました。

文化庁の考え方も最近非常に変わってきているというふうに私どもも押さえていまして、今後は情報収集にしっかり努めるとともに、過去の景観地区だとか景観条例だとかの経緯等もございまして、そこら辺も含めて、私どもと市長部局で情報共有を図りながら協議を進めていきたいというふうに思っています。まずは、しっかりと今の国の動き等について情報を入手してまいりたいというふうに考えております。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 再々質問をいたします。

まず、市史編さんのところで、総務部内でその中断を決めたというお話ですけれども、私、最終的にその判断をしたのはどなたですかとお聞きしましたので、総務部全体で決めましたということではなくて、御返答をもう一度お願いいたします。

それから、日本遺産です。

日本遺産、地域型での認定というのは、本当に多くの方から期待をされている事業です。これについて、やはり、しっかりと取り組んでいただきたいのですけれども、その前に一つだけ、私はどうしても言っておきたいのですが、前市長は辞職をされるときに、私が辞職することで市政には影響はないと…

(「言ってたよ」と呼ぶ者あり)

言っていましたよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

だけれども、結果として見たら、このようなことがいろいろと起こってしまっている。市政に大きな影響を与えている。こういうことについて、やはり、きちんと総括しなければならないと思っていますが、それにもめげず、やはり今これだけいろいろなことを再質問でもお答えをいただきました。そういうことも含めて、先ほど市長から、最初のときにも最善を尽くすというお話がありましたけれども、もう一度、今のこの再質問のことも、御返答等も含めて、認定に向けての決意をお聞かせいただきたいと思えます。2点、お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

質問の順番でいきますと、先に市史編さんの御質問がありましたので、本人、申し上げづらいと思えますので私から言いますけれども、総務部の中で最終的に判断されたということであれば、最終的な判断を行ったのは総務部長になるというふうに思っております。

ただ、予算の話で判断されたということですが、それは刊行すればそれぐらいのお金はかかるわけですけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、刊行とは別に記録の蓄積だけはしっかり続けていきたいというふうには思っているところでございます。

それから、日本遺産の認定申請に向けた決意ということでございますが、これまでのスケジュールでいきますと、2度のチャンスがあったわけでありまして。今回、今年度に認定申請を見送ったということ、もうワンチャンスですので、もうしっかりとこのワンチャンスを生かすために組織を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「前の市長だったら答弁しなかったよね」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号、議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第10号ないし議案第14号、議案第16号及び議案第17号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算及び基本構想特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算及び基本構想特別委員を御指名いたします。松田優子議員、斉藤陽一良議員、酒井隆行議員、濱本進議員、中村誠吾議員、佐々木秩議員、小貫元議員、川畑正美議員、横田久俊議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第3号ないし議案第6号及び議案第18号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「請願」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月25日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 千 葉 美 幸

議 員 中 村 誠 吾

平成30年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成30年12月26日

出席議員（24名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	11番	斉	藤	陽	一良
12番	鈴	木	喜	明	13番	酒	井	隆	行
14番	中	村	吉	宏	15番	濱	本		進
16番	面	野	大	輔	17番	中	村	誠	吾
18番	佐々	木		秩	19番	林	下	孤	芳
20番	小	貫		元	21番	川	畑	正	美
22番	新	谷	と	し	23番	山	田	雅	敏
24番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴

欠席議員（1名）

10番 高橋 克幸

出席説明員

市 長	迫	俊	哉	教 育 長	林	秀	樹		
副 市 長	小	山	秀	昭	病 院 局 長	並	木	昭	義
水 道 局 長	伊	藤	和	彦	総 務 部 長	日	栄	聡	
財 政 部 長	前	田	孝	一	産 業 港 湾 部 長	加	賀	英	幸
生 活 環 境 部 長	鉢	呂	善	宏	医 療 保 険 部 長	相	庭	孝	昭
福 祉 部 長	勝	山	貴	之	保 健 所 長	貞	本	晃	一
建 設 部 長	上	石		明	消 防 長	土	田	和	豊
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金	子	文	夫	教 育 部 長	飯	田		敬
総 務 部 企 画 政 策 室 長	西	島	圭	二	総 務 部 総 務 課 長	津	田	義	久
財 政 部 財 政 課 長	笹	田	泰	生					

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第8号、議案第10号ないし議案第14号及び議案第16号ないし議案第18号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算及び基本構想特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 予算及び基本構想特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

第7次小樽市総合計画基本構想においては、「人口減少・少子高齢化への対応」を課題とし、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めるとする一方で、都市機能を複数の地域拠点に集約し、それらを交通ネットワークで結び効率的なまちづくりを目指すとしているが、これは市民を住みなれた地域から都市機能が集約された地域への住みかえに誘導するような矛盾する考えなのではないか。

また、今後、本基本構想に沿ってまちづくりを進めるとした場合、市には市民生活への影響を把握し、生活環境の維持をしっかりと行うなど、行政サービスの低下を招くことなく、また、市民への説明責任をしっかりと果たしていく必要があると思うがどうか。

また、市は、来年度、第7次総合計画基本計画を策定するまでに、第6次総合計画の全体的な分析を終えることは難しいとしているが、本来であれば、第6次総合計画における事業全体の効果をしっかりと分析した上で、その結果を第7次総合計画に反映させていくのが筋だと思うがどうか。

基本構想には、北海道新幹線を活用したまちづくりを進めるとの記載があるものの、新幹線は2030年度末の完成を目指していることから、構想の最終年度である2028年度にあっても、ダイヤの発表はおろか駅舎もできていない状況にあると思うが、そのような状況の中で、市は一体どのようにして新幹線を活用したまちづくりを行うつもりなのか。

その一方で、並行在来線については、2030年度の新幹線開業までにその取り扱いを決定しなければならない問題にもかかわらず、基本構想では一言も触れられていないが、鉄路の存廃について具体的ことは記載できないまでも、経営分離についての協議を進めるに当たり、市としての方向性程度のことは記載しておく必要があると思うがどうか。

第7次総合計画基本構想においては、「持続可能な行財政運営の推進」がうたわれているが、そこに行政経営の観点は含まれていない。

しかし、基本構想の実現に当たっては、小樽市、ひいては市職員が重要な役割を担うことになるが、職員には、平成30年度に改定された小樽市人材育成基本方針において「行政経営能力」が求められていることに鑑みると、市長だけでなく職員がそれぞれの立場において行政経営の認識を持つ必要があることから、基本構想に行政経営の観点について盛り込む必要があったのではないかと。

また、今後、本市が衰退せず発展していくためには、時代の要請を捉え、それに対応していく必要があり、基本計画はそのための重要な因子となることから、市には、行政経営の観点も含め、時代に見合った基本計画を策定するように努めてほしいと思うがどうか。

文化芸術振興基本計画における市民の参加機会の拡大のために開催される文化芸術部門の入門的な講

座について、市は、勤労女性センターや勤労青少年ホームで市職員の企画により開催される生活講座等も該当するというが、各講座の企画に当たっては、文化芸術的な視点から社会教育的知見を取り入れるためにも、社会教育主事や学芸員など専門職の参画を検討するべきではないのか。

第7次総合計画基本構想においては、答申を受けて高齢者のQOL向上の観点から生涯学習の目的が明文化されたが、いわゆるカルチャーセンターで行われるような文化芸術に関する生涯学習は、高齢者だけでなく、現役世代にこそ基礎的で人間的な教養として大切であると考えことから、市には、現役世代の文化芸術施策についても推進するよう、しっかり取り組んでほしいと思うがどうか。

銭函3丁目駐車場は、市がドリームビーチに開設し、その使用料から管理経費を差し引いた上で、市から同委員会に補助金として支出、同委員会はその補助金をもって、市から毎年借り入れている海水浴場対策委員会貸付金の返済に充てるという。

しかし、ここ数年、駐車場は使用料収入の減少に伴い収支が赤字となっており、市が補助金を支出できないことから、貸付金の返済も滞っているとのことだが、過去にさまざまな経緯があって、いわくつきで始まった海水浴場対策委員会貸付金については、そもそもその公益性に疑問がある上、返済のめども立たない状況が続く以上、市は来年度以降、同委員会に対する貸し付けをやめるべきと思うがどうか。

また、他の海水浴場が自助努力で駐車場を開設している中、市が赤字を出してまでドリームビーチにだけ駐車場を開設するとはならないと思うがどうか。

特別支援学級開設等経費については、来年度、山の手小学校と奥沢小学校において、肢体不自由児の特別支援学級を新規で開設するために、トイレやスロープ等の整備、備品購入等の経費として計上されたものである。

市教委では、今回と同様、入学予定者に肢体不自由の児童・生徒がいて、初めて必要な施設整備を行ってきたことから、身障者用トイレなどの設備を持つ小・中学校はわずかに5校しかないとのことだが、近年は肢体不自由を初め特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加傾向にあり、さらには児童・生徒の祖父母も学校を訪れるようになってきていることに鑑みると、市教委には、肢体不自由児童・生徒の入学にかかわらず、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレ等の施設の整備を進めてほしいと思うがどうか。

人口減少問題に関し、市は、小樽商科大学と共同で小樽市人口減少問題研究会を立ち上げ、研究を行ってきたが、ことし7月、報告書がまとめられたところである。

市としては、予算をつけて事業を進めた以上、費用対効果の面からも、報告書の提言内容を今後の市の人口減少対策に反映する必要があると考えるが、庁内での報告書の情報共有や、有効活用するための取り組みなどは行われているのか。

一方、提言においては、人口減少対策として「子育て環境の整備」を優先すべきと明言されており、市としても、これまで子育てを人口減少対策に関する重要な課題として位置づけ、さまざまな施策を行ってきたところから、今後とも報告書の内容を参考にして、市には、さらなる子育て環境の整備を重点的に進めてほしいと思うがどうか。

本年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトは、本市において市民や観光客に多大な影響を及ぼしたところだが、国の関係機関からは、北海道では、災害時に再びブラックアウトが発生する可能性もあるとの指摘がなされている。そうした状況を踏まえ、道内では民間企業が先行する形で地産地消エネルギーの導入に向けた動きが加速していると聞くが、市では、地産地消エネルギー導入についての検討は進めているのか。

また、今後、ブラックアウトが発生した際の対策について、市民や医療機関等からは、市に対して、何らかの問い合わせは来ているのか。

退職自衛官の採用について、市は、災害対策の強化を理由として、その採用を前向きに進めるともとれる考えを示しているが、他の自治体では、防災危機対策室長などのポストを用意することによって、実質的に退職した幹部自衛官の天下り先のようにになってしまう事例があるという。本市においても、ポストを用意して採用を進めた場合には、ほかの自治体と同様に天下り先とになってしまう危険があるのではないか。

また、本市では、これまでの災害時などにおいて、自衛官の採用がないことにより重大な支障を来したことはないとのことだが、そうであれば、職員の専門的研修の受講などによる計画的な養成を進めていくべきであり、退職自衛官を特別扱いして天下りポストをつくるような検討はすべきではないと思うがどうか。

市長には、みずから学び高い知見・識見を身につけた強力なリーダーシップと、耳が痛い意見や既存概念に当てはまらない斬新なアイデアを受け入れる度量の広さや柔軟性が必要であるということについては、反面教師としての前市長の存在により、痛感するところであるが、迫市長は、リーダーシップについてどのような考えを持っているのか。

また、組織機構については、硬直化や縦割りからの脱却、横断的で柔軟な発想を生かせる仕組みづくりなどが必要であると考えているが、迫市長は、どのようなことを重要視して、今後、組織改革に臨んでいくのか。

会計年度任用職員制度により、現行の嘱託員が会計年度任用職員に移行した場合、期末手当を支給する必要のあることから、年間5,000万円の予算増となるとのことだが、市では、この予算をどのようにして確保するつもりなのか。

また、嘱託員からは、社会保険等で配偶者の扶養に入りたいが、現在の収入ではその限度額を超えてしまい入ることができないとの声を聞く。

市には、多様な働き方を確保するためにも、労働組合と十分に協議をした上で、社会保険の被扶養者の範囲内で働くことができるような制度設計についても検討を行うべきと思うがどうか。

本市における職員育成方策の一環である職員提案制度については、創設から20年を経たにもかかわらず、提案は創設以来わずかに5件であり、そのうち実現に至ったものは2件しかないという。

市では、提案が少ない理由として、制度の魅力や周知が不足していることを挙げ、今後はその改善に取り組むとしているが、どのような方法を考えているのか。

一方、同様な制度を持つ姫路市では、職員が制度を活用して業務を改善し、仕事をやりやすくしていくという考えのもと、年間750件もの提案があると聞けるが、本市においても、このような他都市の事例を研究することで、職員提案制度をよりよいものとするよう努めてほしいと思うがどうか。

平成31年度からスタートする収支改善プランによると、現在の本市の財政状況は、何らかの収支改善の取り組みを行わなければ、早期健全化基準を上回ってしまう可能性がある極めて危険な状況であるという。

そのような中、本プランでは、37年度までの収支改善に向け、臨時費全般の削減により毎年2億円の財源確保、また、ふるさと納税のさらなる推進により毎年1,000万円ずつ寄附額を増額させるといった、実現が危ぶまれるような取り組みが記載されているが、本市の財政状況がまさに背水の陣であることに鑑みれば、市には、達成可能な目標数値をしっかりと精査した上で設定し、具体的な道筋をつけた実現性のある内容を本プランに見出してほしいと思うがどうか。

ふるさと納税の寄附額に目標を設定することについて、市は、ふるさと納税は寄附者の善意に基づくものなので、目標設定はできないという。

しかし、総務省が掲げるふるさと納税の理念には「自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。」とあり、自治体間の競争がある中で、本市が目標額を設定しないというのは、この理念に反してしまう可能性があるほか、目標を設定することで、目標達成のためのロードマップを作成するというメリットがあることから、市には、寄附額の目標を設定することについて、改めて検討してほしいと思うがどうか。

共働き家庭の増加など、子供たちを取り巻く状況が大きく変化している現在において、子供たち一人一人の可能性を広げるきめ細かな教育を行うには、学校と家庭との連携強化が必要であり、そのためには、35人以下学級の導入など、少人数学級化が有効であると考えている。

少人数学級については、学校と家庭との連携強化に資するばかりでなく、いじめや不登校の減少、学力向上などにも効果があるとの調査結果が出されており、道内でも導入している自治体があることから、第7次総合計画基本構想の中で、教育環境の向上を図ることを明記している本市においても、導入について取り組んでいく必要があると思うがどうか。

本市における学校施設の耐震化率については、全道平均より低い81.3%であり、現在でも小学校4校と中学校3校の耐震化が図れていないという。

今後、それらの耐震化を進めるに当たっては、優先度や学校再編との兼ね合いなどの問題があると思うが、仮に学校再編と切り離して耐震化を進めるとした場合、市教委は、どのような課題があると考えているのか。

学校施設の耐震化は、多額の費用がかかることであるが、市教委には、児童・生徒の安全確保を最優先に考え、市長部局との協議も含めて課題を洗い直し、耐震化を早急に進めてほしいと思うがどうか。

高島漁港区における観光船事業の許認可問題について、前市長及び前副市長が港湾室に対して当時どのような指示をしていたかは前市政では伏せられてきたが、今回、市が公開した事故報告書により、当時の二役の指示経過が明らかとなった。

報告書では、前市長が港湾室に対し、一方的にだめだというのではなく、観光船事業者が納得できるように説明する必要があるということや、他の港湾利用者と公平公正に取り扱うこと、という旨の指示があったと記載されているが、本来許認可については、法令等にのっとって粛々と進めるべきであり、前市長が、違法状態の是正指示をしないばかりか、反対に、許可をするようにもとれる発言をしていたことは、不適切だったと思うがどうか。

また、市は今後の対応について、当該事業者に対し、是正に向けて粘り強く指導していくこととしているが、それは当たり前のことであり、市には、実名の公表なども視野に入れて対応し、一刻も早く違法状態を是正してほしいと思うがどうか。

高島漁港区における観光船事業の許認可問題について、市が公開した事故報告書により、前市長が港湾室に不適切な指示をしていたことが明らかとなったが、この問題については、当時の担当職員が処分されただけにとどまり、当事者である前市長には何らの処分もされていないことから、市には、前市長の責任をうやむやにすることのないよう、しっかりとした態度を示してほしいと思うがどうか。

小樽港港湾計画について、市長は、中断していた計画改訂作業を再開する考えを示しているが、市は既に第3号ふ頭を大型旅客船埠頭として整備するため、昨年2月に計画の軽易な変更を行っているのだという。この変更を行ったにもかかわらず、市が約6,600万円もの費用をかけてまで急いで改訂を進めようとするのは、どのような理由があつてのことなのか。

また、改訂に要する費用は、国の補助金の対象にはならず、市が単費で負担することになることから、

改訂を行うに当たっては、市の財政状況が厳しいことを踏まえ、慎重に進めてほしいと思うがどうか。

観光税については、先日、倶知安町が道内で初めて、宿泊税としての導入を決定したところだが、本市では、これまで情報収集に努めることにとどまり、導入に向けた積極的な検討はしてこなかった経緯がある。

一方で、現在、国では、訪日外国人旅行者を倍増させる数値目標を掲げ、受け入れ環境整備を進めており、本市としても、市税等の歳入の減少が見込まれる中、さらなる外国人旅行者の増加に向け、多言語対応や通信機器設備等、より一層の観光の質を高めていく整備をしていかなければならない状況であるが、市は、その財源確保のため、観光税を導入することについて、どのような考えを持っているのか。

また、観光税を導入した他自治体の状況を見ると、首長の観光税導入に向けた積極的な意思により具体的に物事が動き始めたという経緯が見られることから、市には、導入に前向きな考えを持っている迫市長を中心として、迅速な具体の検討を進めてほしいと思うがどうか。

本市におけるヘルプマークの配布数は、平成30年11月末時点で405個とのことだが、実際の配布対象者の一部である身体障害者への手帳交付数が平成29年度末で6,770冊あることを鑑みれば、配付割合が非常に低いことが見てとれる。

ヘルプマークの対象者は、身体障害者に加え難病の方など、さらに多いことを考えると、ヘルプマークの市民に対する周知は行き届いていないとの印象を受けるが、今後ヘルプマークを一層普及させるためにも、いまだにその存在を知らない市民に対し、市には積極的な周知活動に取り組んでほしいと思うがどうか。

星置川周辺のプライベートビーチにおける違法建築物について、市は、平成29年度に行った「都市計画画法違反、開発行為等に関する是正指導要綱」の改正等により、従前より強い是正勧告文書を送付して行政指導を行っているというが、その効果はどれほどであったのか。

また、当該地域における違法建築物は、たび重なる行政指導によってもいまだに多く残っていることから、市には、行政処分や行政代執行も視野に、違法建築物の是正措置を粘り強く進めてほしいと思うがどうか。

高齢者、障害者、低額所得者や子育て世代など、住宅の確保に特に配慮を必要とする住宅確保要配慮者に対して、入居を拒まない賃貸住宅の提供を支援する住宅セーフティネット制度について、北海道では、全道の住宅供給の目標戸数を平成37年度までに6,600戸とする計画を策定している一方、本市では目標戸数の設定はしていないという。しかし、目標戸数の設定すらしないようでは、高齢化に伴い、今後増加するであろう住宅確保要配慮者への支援等を進めることもできないことから、市には、目標量を設定することについて検討してほしいと思うがどうか。

また、市は、北海道が設立した北海道居住支援協議会の構成員として参画し、住宅確保要配慮者支援に関する取り組みを進めているというが、取り組みを道任せにするばかりではなく、本市単独での協議会を立ち上げて取り組みを進めてほしいと思うがどうか。

小樽市屋外広告物条例は、屋外広告物に必要な規制をかけることで、良好な都市景観を形成することなどを目的とした条例であるが、広告主が条例に違反し、市からの除却等の措置命令に従わない場合には、当該命令の内容や氏名等を公表しなければならないと規定しているものの、市は、実際の違反事例に対して公表したことはないという。

一方、消防本部が消防法に基づく命令を違反対象物に対して行った場合には、命令を受けた対象物の所在地、名称等を市のホームページなどで公表しているとのことだが、同じ市の命令でありながら、片や消防法違反では厳密に公表され、片や条例違反では公表されないということがあっては、市民に不公

平感を与えかねないことから、市には、公平性のある条例運用を行ってほしいと思うがどうか。などがあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び議案第17号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

なお、12月12日の当委員会におきまして、今後の調査の参考に資するため、高島漁港区における観光船事業の許認可に関して、12月17日または18日の当委員会に、森井秀明氏に参考人として出席を求めたことを決定いたしました。御本人から出席しないという回答を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号平成30年度小樽市一般会計補正予算、議案第17号小樽市総合計画基本構想の策定について、否決の立場で討論します。

初めに議案第1号です。

理由は、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費です。

この経費は、北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業を見据え、その効果を最大限活用した、まちづくりのために設置する協議会の運営経費、今年度3回分だということです。しかし、新幹線の新駅まちづくりを議論をする前に整理しなければいけない課題が山積みです。人口減少が進む中、一体どれだけの利用客が見込めるのか、いまだに明確ではありません。

質疑では、札幌延伸での小樽市負担分や駅前周辺整備で約20億円の支出が想定されるとのことです。財政が厳しいという割には、随分気前がいいものです。さらには基準値を超える重金属を含むトンネル残土の処理について定まっていません。

ことしの財務省の事業評価で、北海道新幹線の赤字が約100億円と示されました。全道の鉄道網が寸断されているもとで、新幹線の赤字穴埋めで、さらなる地方路線の切り捨てが危惧されます。このような問題が解消されることが先です。

次に、議案第17号です。

基本構想の中心に、北海道新幹線によるまちづくりが据えられていることです。一方、市民生活に必要な交通手段の確保については、地域公共交通網の形成としか位置づけられていません。基本構想期間の最終年は2028年になります。新幹線が予定どおり開業されるとすれば2年前です。にもかかわらず、並行在来線をどのように協議していくのか、全く触れられていません。

第二に、市政運営の基本姿勢です。

国からの地方分権での責任の押しつけを肯定し、財政健全化の名のもとに市民負担の増加と広域連携で自治体の責任を放棄する方向性が打ち出されています。もちろん、この根本には国の地方壊しがあることは言うまでもありません。

日本共産党は……。

（「何を言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

何を言っているんだというふうに討論で言ってください。安齋議員。

日本共産党は質疑で、石狩湾新港の事業による小樽市負担が37億円、新幹線の整備で20億円、年間の簡易水道事業への持ち出しが約1億円と、小樽市財政を苦しめる原因を示してきました。小樽市が自治体の役割である住民の福祉の増進を果たすには、これらの大型公共事業などにメスを入れてこそ、市民生活への予算を確保することができます。

以上、各議員の賛同を呼びかけ、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 立憲・市民連合を代表して、議案第17号小樽市総合計画基本構想の策定についてに関して、賛成の立場から討論します。

代表質問や委員会では、総合計画のあり方について質問をしました。全体を通して少し厳しい質問もしましたが、迫市長以下、厳しい質問にも真摯に答弁していたと思います。

指摘した問題点ですが、反対とする理由までには至らないと考えています。ただ、全く問題がないかと言えば、そうではありません。

市に基本計画策定義務がなくなり6年がたち、さまざまな市で位置づけの変化や工夫が見られています。例えば、藤沢市は、平成25年に総合計画にかわる新たな指針の策定についてという資料を出しています。その中で、総合計画の課題として、策定に多くの時間と労力、経費がかかっている。市の事業を総花的に位置づけているため重要施策、緊急な取り組みが見えづらくなっている。多くの事業を位置づけた長期的な計画であったため、実施に当たって財政上の担保が十分できない状況になっているとしています。この指摘は、小樽市の総合計画にも当てはまる部分ではないでしょうか。

まず、策定に多くの時間と労力、経費がかかっているという点ですけれども、今までかけた多くの時間と労力を無駄にすることはないと思います。しかし、業務を効率的に行う大切さは、これからの小樽市の財政を考えたときにはとても重要になります。

代表質問の組織改革と働き方改革の項目では、市の業務を効率的に行っていかなければならないという市長の姿勢は確認できました。総合計画についても例外ではありません。もう少し他のやり方があったのではないかという思いは残っています。もちろん、よい総合計画をつくるということは大切で、レベルを維持していく必要はありますが、これらの策定作業、次回の総合計画の策定作業については、多くの時間と労力、経費をかけない工夫をするという視点も大切にしてほしいと思います。

次に、市の事業を総花的に位置づけているため、重要、緊急な取り組みが見えづらくなっているという点ですが、総合計画に対して、私自身も疑問を感じている部分です。ぜひこれからの取り組みで、この疑問が少しでも解消できるよう工夫と努力をお願いします。総花的な部分は一部必要な部分なのかもしれませんが、重要、緊急の取り組みをしっかりと前面に出して、わかりやすい総合計画にしていければと思います。

最後に、多くの事業を位置づけた長期的な計画であったため、実施に当たって財政上の担保が十分できない状況になっているという点ですが、小樽市の財政をよくするということはもちろん、財政に見合った事業を位置づけていくという姿勢が大切なのではないでしょうか。

ほかにも問題点はあり、工夫の余地があるというのは事実です。そして、この課題をどう克服していくのかは、今後の課題としても大変重要です。

ただ、指摘した問題点は、反対理由となるような深刻なレベルではなく、迫市長には、可能な限り解

消してもらえらという信頼があります。

(「一緒に反対してくれれば」と呼ぶ者あり)

就任数カ月の市長が、今回の第7次小樽市総合計画基本構想が議会に提出された段階で、できることは限られているかもしれませんが。それでも迫市長は、再質問に対しては、一定程度見直しをすることも検討すると答弁されました。これらの議会の答弁を通して、市長の現段階でできることはするという真摯な姿勢が確認できましたので、賛成するというのが妥当だと判断いたします。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第17号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

○23番(山田雅敏議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第4号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案は、副市長及び教育長の給料月額について、既に独自削減している減額率をさらに引き上げる内容であり、副市長と教育長からの自主的な申し出により提出されたものであるという。

しかし、特別職として適正な給与を支給されるべき副市長や教育長が、今回のように、市長の減額申し出に合わせ、政策的な判断により自主削減を行ってはいは、当然のように減額を申し出なければならぬ空気を醸成することにつながり、このような削減が通例化してしまう危惧があると思うがどうか。

議案第5号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案については、国家公務員の給与改定に準じ、給料や手当等の金額を改定するものであるが、中には増額改定する給料や各種手当はあるものの、手当の一部においては減額改定するものもあるのだという。

とりわけ行政職給料表8級及び医療職給料表3級以上の職員に係る扶養手当の改定については、配偶者及び子以外の扶養親族の手当を、月額6,500円から3,500円に引き下げるものであるが、父母や孫などに対する十分な扶養手当を支給することも大切であることから、市は、人事院勧告に従うためには仕方のないことだとしてしまうのではなく、市としてどのような対策ができるのかを検討していくべきと思うがどうか。

小樽市自治基本条例の見直しについて、市は、検討委員会から、本条例の見直しの必要はないとの提言書を受けたとのことだが、委員会では、市から提出された条文ごとの取り組み状況やその逐条解説など、本市の資料だけをもとに検討が行われたことに違和感を覚える。

本来、委員会審議を充実させるためには、市の取り組み状況に関する資料だけでは不足していると考えられることから、次回、見直しを検討する際には、今回、提示しなかった他都市の見直し条文の資料を委員会に提示すべきと思うがどうか。

また、条例の議会、議員に関する規定について、他市の例に比べ書き込みが足りない部分があると思われるため、他都市の事例を参考に書き込みを検討してほしいと思うがどうか。

小樽市自治基本条例の見直しについて、市長は、第10条に規定されているコミュニティへの支援に関して、まちづくりを担うコミュニティがどのような支援を必要としているのかというニーズを把握した上で、総合的なまちづくりに係る専門部署を設置する考えを示しているが、市が想定している専門部署とは、どのような形態によるものなのか。

一方、市が行うまちづくりを単にまちづくりという言葉でひとくくりにしてしまえば、町会やまちづくり団体が行うまちづくりに対するソフト面での支援や、施設整備といったハード面など、さまざまにイメージできてしまうことから、市がまちづくりという言葉を通じてどのようなことを行おうとしているのか具体的なイメージが伝わりづらいと思うがどうか。

今後の学校適正配置について、市長は、まちづくりを含めた観点を踏まえて議論したいとの考えを示しており、今後、まちづくりを含めた観点を考慮して議論を進めるとなると、影響の及ぶ内容によっては、市教委だけで担当することに無理が生じるものと思うが、市は、所管のあり方について、現段階ではどのように考えているのか。

一方、これまでの学校統廃合は、多くの地域住民から、自分たちのまちづくりの拠点である学校がなくなることへの不安や不満が多く寄せられる中で進められてきた実情があることから、今後、市には、統廃合を終えて学校がなくなってしまった地域においても、安心して暮らせる環境づくりを念頭に置いたまちづくりを進めてほしいと思うがどうか。

学校給食については、提供回数が少ないジャム、デザート、米飯の回数をふやしてはどうかという要望があるが、提供回数をふやすためには、給食費の増額は避けられないのだという。市が給食費を増額することなく、限られた予算内でいろいろと工夫して給食を提供しているということは理解できることから、提供回数をふやしてほしいという要望に対して、市教育委員会は、その可否を判断する理由について要望者がしっかりと理解できるような具体の情報を開示した上で、理解を求めるとともに、今後ともよりよい給食の提供に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第18号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会に一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案は否決、議案第18号小樽市非核港湾条例案は、可決を主張して討論を行います。

議案第5号です。

扶養親族の扶養手当の月額について、引き下げは認められません。

議案第18号です。

世界の核兵器廃絶の潮流は劇的展開を遂げています。昨年、国連で核兵器禁止条約が採択されました。しかし、核保有国と日本を含む同盟国は、禁止条約に署名も批准もしないばかりか、禁止条約推進国側を圧迫しています。

トランプ米大統領は、米国と旧ソ連の間で1987年に締結された中距離核戦力INF全廃条約から離脱する意向を表明いたしました。トランプ氏は、米側は条約を遵守する一方、ロシアが長年にわたり違反してきたと主張。我々は条約を打ち切り離脱するつもりだと明言しました。ロシアに加え中国を名指しし、条約で制限対象となる中距離ミサイルの開発を両国がやめようと言いつけない限り、我々はこうした新たな兵器を開発しなければならないとも述べ、核ミサイル戦力の再開発に着手し、対向していく姿勢も示しました。

また、核態勢の見直し、NPRで潜水艦発射弾道ミサイルに搭載する低爆発力核弾頭の開発に加え、海洋発射型の核巡航ミサイルの開発も進める方針を示しています。このように、核兵器廃絶までには長い距離があります。

被爆の実相などを国連で訴えてきたカナダトロント在住の被爆者、サーロー節子さんは、広島市の母校の広島女学院大学で特別講演をされました。一部を紹介します。

私は13歳の少女であったとき被爆しました。くすぶる瓦れきを押しのけながら光に向かって動き続けました。そして生き残りました。今、私たちの光は核兵器禁止条約です。皆様に広島の廃墟の中で私の聞いた言葉を繰り返したいと思います。諦めるな。動き続けろ。押し続けろ。光が見えるだろう。そこへ向かってはって行け。核兵器禁止条約の第一歩はまずでき上がりました。でも、核兵器廃絶までには長い行程があります。遠い遠い行程があります。希望と勇気と粘り強さをもって、その目的に向かって動き続けましょう。粘り続けましょう。頑張りましょう。

核保有国と日本を含む同盟国が、禁止条約に署名も批准もしない態度をとり続けるのであれば、自治体が核兵器搭載可能艦艇の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第18号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

高島漁港区における観光船事業の許認可問題については、市が公開した事故報告書により、前市長が港湾室に不適切な指示をしていたことが明らかとなったが、市は、それに加え、法令違反を行った直前の人事異動で、産業港湾部参事、港湾室長、港湾室管理課長の三役が一度に異動したことも、許認可判断の瑕疵につながった一因であったという。

適材適所を掲げていた前市長が、そのような人事を行ったこと自体責任が重いものと思うが、そもそも許認可を判断する上で、職員が法令等を失念することは考えにくく、むしろ前市長の不適切な指示により、許可ありきの状況にされたことが、判断の瑕疵につながった理由だと思うがどうか。

また、今後、許認可を取り消した事業者から、市に対し、損害賠償を請求される可能性もあるが、既に述べたとおり前市長には大きな責任があるのだから、市には、前市長に対し、求償も辞さない毅然とした対応をとってほしいと思うがどうか。

ロケツーリズムについては、現在さまざまな自治体で、ロケ地の誘致に取り組み、観光振興につなげているが、本市では、映画「Love Letter」により、訪日外国人観光客が増加したものの、それ以降、小樽を題材とした映画で大ヒットしたものはない。

しかし、今後、北海道観光では、各自治体の競争が一段と激しくなることが予想されており、本市においても、海と山が混在する自然や歴史的・文化的な建造物などの魅力的な要素をこれまで以上に強く押し出していく必要があることから、市には、ロケ地誘致による本市の魅力発信など、ロケツーリズムを活用した観光振興に取り組んでほしいと思うがどうか。

現在、本市では、英語版の観光マップを作成し、外国人観光客向けに発信しているが、実際に外国人観光客が多く訪れている飲食店では、言葉が通じるという情報が口コミで広がり集客につながっていると聞くことから、例えば、外国人観光客の店選びのきっかけづくりとして、英語を話せる人がいる店をあらわすマークを観光マップに載せるべきと思うがどうか。

一方、本市が観光都市として、今後、より多くの外国人観光客を受け入れていくためには、市内の事業者のほうも、外国人観光客と一定程度のコミュニケーションがとれるぐらいの努力はする必要があると思われる。

そのためにも、市には、事業者が英語で簡単なコミュニケーションをとるためのツールを作成するなどして、小樽市全体で外国人観光客を迎え入れていくような体制づくりを進めてほしいと思うがどうか。

公設青果地方卸売市場に設置されている冷蔵庫については、老朽化が激しく、故障が多発していることや、冷媒として使用しているフロンガスが2019年度末には生産中止になることなどから、市では設備の改修を計画しているというが、来年度にも代替ガスがなくなるにもかかわらず、いまだ予算計上もせず、検討段階であるのはなぜなのか。

また、冷蔵設備だけを改修した場合、補助金などの財源を活用することはできないとのことだが、冷蔵庫の建物全体を更新した場合は、過疎対策事業債などの財源も活用できる可能性があり、また、ラン

ニングコストが下がることで、長期的に見れば市の負担が少なくなることも考えられることから、市は、建物全体の建てかえについても検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

なお、12月12日の当委員会におきまして、今後の調査の参考に資するため、高島漁港区における観光船事業の許認可に関して、12月19日の当委員会に、森井秀明氏に参考人として出席を求めることを決定しましたが、御本人から出席しないとの回答を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して討論します。

この制度は高崎市から始まったと言われていています。高崎市でのきっかけは、市内業者への発注に限る住宅リフォーム助成制度が実施されたことでした。この住宅リフォームが成功をおさめていました。そこで高崎市が市内300店舗に聞き取り調査を行ったところ、約2割の商店がリニューアルを検討していて、補助があれば、ぜひ改装したいという意見がありました。これが高崎市での制度導入の経緯です。

高崎市での実績は、5年間で2,402件、補助金額17億2,300万円、工事費総額約40億円にのぼります。その結果、店が明るくなり、御近所の人が頻繁に顔を出してくれるようになったなど、評判は上々です。高崎市は同じスキームを使い、空き家の緊急総合対策事業として新しい分野にも拡大しています。

小樽市内の小規模店舗は大型店の進出で厳しい競争にさらされています。高崎市の例にあるように、ここに手を差し伸べ、地域の事業者の仕事に回すこの制度は経済循環をつくる上で大きな力になります。

願意は妥当であり、採択を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

ヒグマ対策に係る経費について、市は、ヒグマの出没は予測が困難であるとして、毎年度当初予算に10万円しか計上せず、不足した場合は予備費からの充用で対応しているという。

しかし、近年は、市民からヒグマの目撃・出没情報が多数寄せられ、その対策に毎年100万円程度の費用がかかっていることに鑑みると、市民の安全・安心を守る上でも、充用する前提で10万円しか予算計上しないのではなく、近年の傾向を踏まえた適切な予算額を要求すべきと思うがどうか。

性的マイノリティーについて、市では、これまで市民への啓発活動として、広報おたるへのLGBTに関する記事の掲載やパネル展の実施、また、来年3月には男女共同参画情報誌への掲載を予定しているというが、全国では9自治体がパートナーシップ制度を導入するなどの取り組みが進んでいることに鑑みると、本市においても性の多様性に対する市民の認識をさらに高めていく必要があることから、市には、さらなる積極的な意識啓発の取り組みを行うことが必要なのではないか。

また、性的マイノリティーの当事者たちは、さまざまな情報が足りず、どう生きたらよいかかわからないという悩みを抱えていることが多いことから、市には、市ホームページに相談窓口が男女共同参画課であることを明記するほか、支援団体の存在を広く周知し、当事者の方たちが孤立しないような支援を行ってほしいと思うがどうか。

外見からはわからない障害等により配慮を必要としている方に配布されるヘルプマークについては、対象となる方が所持しているだけでなく、周囲の方がその意味を理解していることが重要だと思うが、市は、これまでどのような周知・啓発を行ってきたのか。

また、今後、周知・啓発を行う際には、市民の印象に鮮やかに残るように、例えば、ヘルプマークの赤と白という配色を生かしてサンタクロースとヘルプマークを組み合わせるなど、市には、このマークが市民に愛され、親しまれるものとなるよう、工夫を凝らした周知・啓発活動を進めてほしいと思うがどうか。

小樽市自殺対策計画の策定に当たり、市は、自殺者数の減少を目的とした数値目標の設定のほか、基本施策に「自殺対策を支える人材の育成」を位置づけ、ゲートキーパー養成講座や、市内の相談業務担当者向けに研修を行うとのことだが、受講対象者や講座の詳細については、どのように考えているのか。

自殺の悲惨さは、亡くなった本人だけでなく、遺族にも気づいてあげることができなかったという苦しみが残されることから、市には、自殺者数の減少を目指すとともに、遺族の心のケアについても注目し、自殺防止の取り組みを進めてほしいと思うがどうか。

犬や猫の殺処分ゼロに向けた取り組みについて、本市では、犬管理所がその役割を果たしており、その管理・運営は平成28年度から民間団体に委託しているという。

しかし、施設の設定が不十分であったり、不足する物資の調達などによって、今後、委託費だけでは運営が困難になってしまい、運営資金の確保が課題となる可能性は否定できないことから、市には、民間団体に対してふるさとまちづくり協働事業の申請を促したり、ガバメントクラウドファンディングにより外部から必要資金を募るなど、予算の確保とともに、殺処分ゼロに向けた活動の和が広がるような方法について検討してほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情及び所管事務の調査につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号、全ての採択を主張し、討論いたします。

最初に、請願第2号の「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として実施されております。ふれあいパスは市民の中でも浸透されており、多くの高齢者の方がふれあいパスを利用して、老壮大学に行く方、病院の通院に利用する方など、多くの方に利用されている制度です。

近年では、近所に買い物をするお店がなくなるなど、遠方に行かなければ買い物ができない状況も生まれています。市民の方からは、年間数枚しかふれあいパスを利用しなかったけれど、今は買い物ができる場所が近くなり、数十枚と購入するようになった。近くにお店がないのは不便になったが、小樽にはふれあいパスがあつて本当に助かっていると聞いています。

市長は、今後は見直しをしたいという話もありましたが、見直しをするにも、ふれあいパスの目的と役割から、利用を制限するものではなく、より利用しやすい制度にすることが市民にとっても制度を維持していくためにも必要です。

陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

地域住民は、地域の核となるコミュニティー施設の必要性を訴え、早期建設を長年望んでいます。建設に向けて進めるべきです。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてです。

先日の決算特別委員会では、道が平成31年度中に社会的養育推進計画の中で、道内の母子生活施設についても取り組んでいく話がありました。本市としても、老朽化が著しい状況があるので、一刻も早く取り組むようにしていただきたいと思えます。

そのほかの陳情も、これまでどおり採択を主張し、各議員の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

請願第3号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方についてにおいて、本市の水道料金、下水道使用料の基本水量は2カ月につき20立方メートルであるが、昨今、単身世帯がふえている中、基本水量に満たない世帯が増加しており、3,605名の署名数からもわかるように、現在の料金体系に不満を感じている市民は多い。

平成29年度における水道事業及び下水道事業の損益収支では、合計で10億円もの黒字を出しており、経営は安定しているため、基本水量と基本料金を引き下げ、市民要望に応えるべきではないのか。

また、基本水量と基本料金の引き下げについては、第2次上下水道ビジョンの策定に合わせて検討することであり、それであるならば、基本水量の引き下げについて、しっかり明記してほしいと思うがどうか。

現在の料金体系は、使用していない分まで負担をしているような誤解を招く形になっており、非常にわかりづらくなっていることから、基本料金と使用した分の料金を別立てにするなど、市民誰もが理解しやすい体系にすべきではないのか。

料金体系の改定については、長期的収支を踏まえて検討したいとのことであるが、収支を含むビジョンの素案が示される予定である来年の第2回定例会には、改善策もあわせて示してほしいと思うがどうか。

倒壊の危険性がある特定空家等を解体するには、解体費用がかかるほか、住宅用地の特例により、建物を解体し更地にすることで、固定資産税が6倍になることが障害となり、空き家の解体に二の足を踏む所有者もいると聞く。

本市がことしの5月から開始した特定空家等住宅除却費助成制度では、除却工事費用の3分の1を補助し、補助限度額は30万円と定めているが、先進地では、緩和措置をとることで、空き家の解体後、すぐに固定資産税が6倍にはね上がるのを防いでいる事例もあることから、税制面を考慮しつつ、空き家の所有者としっかり話し合い、特定空家等の解体を進めてほしいと思うがどうか。

また、秋田県大仙市では、空き家の所有者調査を行う専属の職員を配置し、成果を上げていることから、本市でも、空き家の所有者調査に一層力を入れ、危険を伴う空き家を一刻も早く除却してほしいと思うがどうか。

昨年度の除排雪は、作業のおくれが非常に目立っており、その要因は、排雪箇所決定に時間を要したためとのことである。

市内7カ所にある除雪ステーションのステーションごとに設けられた排雪計画の総延長には、大きな差があり、特に第2ステーションと第6ステーションの総延長は、ほかの除雪ステーションと比較して特に長くなっていることから、排雪作業のおくれは、排雪箇所決定に時間を要したことだけではなく、作業距離に差があることも大きな要因となっていると思うがどうか。

(「そんなことないしょ」と呼ぶ者あり)

また、以前に、6カ所あった除雪ステーションを7カ所に増設していることから、排雪作業距離の長い地域については、もう1カ所除雪ステーションを増設してほしいと思うがどうか。

(発言する者あり)

市営塩谷住宅に続き市営祝津住宅も、一般世帯向け住宅の4階と5階を随時募集に切りかえ、公募分については、単身世帯でも2人世帯用住宅の申し込みが可能となるなど、申し込み要件が緩和されることであるが、高齢者がエレベーターのない建物の4、5階で生活することは困難であり、市営住宅は年金で暮らす高齢者にとって最後のとりでであることに鑑みれば、3階以下の低層階についても、一部を随時募集に切りかえる配慮が必要と思うがどうか。

また、エレベーターのある市営住宅はほぼ満室であることから、今後、空き室が多い市営住宅に対して、エレベーターを設置するなどの工夫をすることで、空き室の多い状態を改善し、市営住宅を活性化させてほしいと思うがどうか。

平成22年3月に策定された現行の公共賃貸住宅長寿命化計画では、平成22年度から31年度までの10年間を計画期間とし、平成22年度から41年度までの20年間を構想期間としており、次期計画は、平成31年度に策定するとのことである。

これから次期計画を策定するに当たり、複数棟の市営住宅の建てかえが必要になるとのことであるが、現行計画の構想期間では、建てかえを行う市営住宅として、市営真栄改良住宅が取り上げられており、この住宅の1階には複数の店舗が出店しているほか、権利関係も複雑であると聞いていることから、建てかえの際は、建設部内で十分な協議を重ねた上で、方法について決定してほしいと思うがどうか。

12月6日に改正水道法が国会で成立したが、この法律の柱は、自治体が水道施設を保有したまま民間企業に運営権を委託するコンセッション方式の導入促進であり、これにより、自治体における水道事業の基盤の強化が目的とのことである。

外国では、水道事業を民営化したことにより水道料金が3倍になったことから、再度公営化に戻した事例もあるとのことであり、このように水道事業の民営化は、水道料金の値上げが行われる可能性があるほか、水質悪化なども危惧されることから、改正水道法には反対であり、本市は、改正水道法による水道の民営化は行うべきではないと思うがどうか。

また、来年度に策定予定の第2次小樽市上下水道ビジョンにおいても、改正水道法による水道の民営化に関する内容は反映すべきではないと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第3号並びに陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号第3項目及び陳情第21号につきまして、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、討論を行います。

請願第3号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方については、小樽市の水道料金は基本使用料が単身者や家族数が少ない世帯などで2カ月の平均使用量は11.8立方メートルで、基本水量に満たない件数が38.5%に達しています。市民の中からは、使っていない分まで料金がかけられているとの批判も出ています。平均使用量が約12立方メートル使用と比較した場合、全道の人口10万人以上の9市の中では3番目に高い料金です。本市の上下水道会計は、ほぼ毎年8億円から10億円の黒字になっています。

水道局が行ったアンケートでは、水道料金、下水道使用料は「高い」、「やや高い」と感じている市民は46.2%あり、「妥当である」という37.7%を上回っています。

要請に対して、市長は、来年9月には次期上下水道ビジョンを策定する予定で、長期的収支のシミュレーションを行っているところであり、その際に基本水量の見直しを含めて検討したい。不公平感を減らすには、基本水量と基本料金を下げること考えなければならぬと答えています。監査委員も、水道事業の経営は安定していると評価しています。

市民の要望である負担軽減のため、次期上下水道ビジョン策定に当たって、基本水量と料金使用料を改善する見直しを実施すべきです。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出です。

陳情を提出後、既存の舗装を全て剥がし、凹版勾配が側溝側へ片勾配になるよう必要な箇所に補足材として投石を入れ、アスファルトを5センチの厚さで路面を整形していただきました。この改修工事でもって、現状は民地側への雨水流入はなくなりました。

しかし、当初の陳情の要望は、道路側溝を全面的に改修し、住宅に雨水等が流れないようにしてほしい。全面改修が難しいのであれば、道路を横断する側溝を20メートル幅で設置してほしいというものであります。側溝の設置がされておりません。最近の異常気象は、何をもたらすか不明で不安であると言っています。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、赤岩通線が極端に狭く、保育所や特別養護老人ホームなどの施設があり、その山手には住宅団地が密集していることから、交通量が集中しています。ことしは降雪量が少ない状況ですが、これからが注意すべき時期であります。地域住民の安全確保が必要です。

陳情第20号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、10月5日付で陳情の第3項目に関する説明で、水道局の通常の業務処理としてではなく、高速道の起因及び市の確認不足による救済措置としての配慮のお願いがありました。安全な市民生活を確保する面から、適切な対処が必要です。

陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷及びオタモイ3丁目の住民にとって3大病院への通院は、小樽駅前において乗りかえしなければなりません。地域公共交通網形成計画策定でも、明確な方向が示されておりません。しかし、地域住民の要望は切実であります。

陳情者の願意は妥当であり、採択を求めます。

議員各位には、請願、陳情の趣旨を御理解いただき、採択をお願いいたしまして、討論いたします。
(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○17番（中村誠吾議員） 立憲・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に賛成し、請願第3号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について、継続審査を主張し、討論いたします。

この請願の趣旨は、小樽市の水道料金・下水道使用料の基本水量は2カ月で20立方メートルですが、単身世帯の平均使用水量は約12立方メートルであることから、基本水量と料金体系の見直しを求めているものです。

基本料金は、使用した水量にかかわらず固定的にかかる経費の一部を負担するという性格のものでありますが、使用実態から不公平感をお持ちになる市民の皆様の気持ちも理解できます。しかし、年間およそ2,000人という人口の減少により収益が右肩下がりの中、施設の老朽化は進んでおり、安全な水を安定的に供給し続けていくために更新は待たなしの状態であるなど、水道事業、下水道事業を取り巻く経営環境はさらに厳しくなることも、また事実であります。

本会議または委員会における質疑の中で、水道局からは、現在（仮称）第2次小樽市上下水道ビジョン策定の中で、老朽化した施設の更新費用や維持管理費、また収益の見通しを立て長期的なシミュレーションを行っている。その結果により資金の状況や料金改定が必要な時期が見えてくる。その際には基本水量の見直しを含め検討を進めたい。シミュレーションの結果、資金不足が見込まれる場合、安定的に水を供給するためには、どこか別なところで料金を上げることも検討しなければならないとの答弁がありました。まさに今の状況は、これらの答弁に尽きると思います。

請願の趣旨は理解した上で、今やるべきことは、状況を整理してきちんとした見通しを立てる。その見通しを見て、最善の方法を考えるということと私は理解します。一時的に値下げをしても、次の改定の際、値上げ幅が大きくなっては意味がなく、また何よりも大切なのは、今後も安全な水を供給し続けていくことと考えます。

来年の第2回定例会には、ビジョンの素案が示される予定であり、その中では10年間の収支もあわせて示されることになるため、この問題は、それを見きわめた上でじっくり議論をしていくことが必要と考えます。

以上の理由から、請願第3号については、現時点で判断ができないことから、委員長報告どおり、継続審査を主張するものであります。

議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第3号並びに陳情第10号及び陳情第20号第3項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番(佐々木 秩議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、市教委は、商業高校を松ヶ枝中学校と西陵中学校の統合校とする学校再編を見直すこととし、老朽化した松ヶ枝中学校について旧最上小学校への移転を検討するとのことだが、この移転は暫定的なものであるという。

暫定的な移転の話は以前にもあったが、その際には西陵中学校の保護者や地域の方々から松ヶ枝中学校を残すことありきではないかという非常に強い反対意見もあったことから、市教委には、移転を決定するに当たり、その経緯について、両校関係者に十分説明する機会を持ってほしいと思うがどうか。

市教委は、松ヶ枝中学校の老朽化が著しく、今後、施設の経年劣化により、教育環境のさらなる悪化が懸念されることから、平成32年度末に松ヶ枝中学校を用途廃止することを決定し、松ヶ枝中学校を旧最上小学校跡に一時移転することを検討しているという。32年度末に用途廃止をするというのであれば、来年度当初予算に旧最上小学校の施設改修費用を計上すべきところを、市教委は、正式な手続を踏まえば、当初での計上は難しいとしている。

しかし、来年1月に行われる学校再編に伴う跡利用検討委員会で、旧最上小学校を活用する方針が決定されると、その時点で施設改修を行うという方向性が決まるのだから、市教委は、年度途中に補正予算を組むのではなく、来年度当初予算に反映させることこそが本来の筋だと思うがどうか。

松ヶ枝中学校を旧最上小学校に一時移転することについては、市長部局で行われる跡利用検討委員会に諮ってから正式に決定するものであり、その後、特別教室等の学校施設の整備が必要になるという。

しかし、何よりも重要なのは、生徒がきちんとした環境で教育を受けられることであるため、学校施設の整備等もあって、移転までに時間がかかるとしても、市教委には、松ヶ枝中学校の用途廃止が決定している平成32年度末まで時間をかけるのではなく、生徒の教育環境の整備のために、一刻も早く移転できるよう対応してほしいと思うがどうか。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画について、市教委は、計画期間前期の点検をした結果、当該計画に基づく学校再編を見直し、新たな学校再編を全市的に検討することにしたという。

しかし、既に後期の計画期間が始まっており、該当地域の住民からは、学校再編がどうなるのか心配する声が聞かれていることから、市教委には、これまでの基本計画に基づく学校再編は見直されるということを、早急に市民へ周知してほしいと思うがどうか。

適正化基本計画に基づく学校再編の見直しを行う理由について、市教委は、予想以上の急激な児童・生徒の減少により、学校の適正規模が確保できなくなったことが要因だというが、今後、学校再編を見直す上で、児童・生徒の教育環境の向上を目的とする市教委の理念は変わらないということではないのか。

また、学校は、地域の拠点となる施設でもあるため、地域コミュニティの確保の観点からも、市教委には、地域の方々の話をしっかりと聞き、教育環境の整備という学校再編の理念との整合性をどのように確保していくべきか、市長部局ともよく協議した上で見直しを進めてほしいと思うがどうか。

市教委は、児童・生徒数の減少により、望ましい学校規模の維持が困難になったため今後の学校再編を見直す考えを示しているが、市教委が今後見直しを行うに当たっては、クラスかえができる1学年2学級以上という学校規模の基本的な考え方自体を見直すつもりなのか。それとも1学級当たりの児童数規模を見直すつもりなのか。

市教委は、適正化基本計画に基づく学校再編を見直し、今後、新たな学校再編に関する基本的な考え方を検討するというが、その検討期間中においても、児童数の減少及び学級数の減少により、教育環境の著しい低下が見込まれる場合には、必要に応じて個別に対応する考えを示している。

例えば豊倉小学校では、今後、児童数が減少してしまうことに対する心配の声が保護者から上がっているため、市教委は、来年1月に地区別懇談会を開催し、児童数の減少に伴う影響などについて説明するとのことであるが、市教委は、地域や保護者に学校再編を前提とした考え方を押しつけてしまうことのないよう留意し、地域や保護者の意見、要望をしっかりと聞くよう努めてほしいと思うがどうか。

学校閉校後の跡利用について、市は、今後、公共施設としての活用案がない場合には、まずは民間活用に向けてサウンディング型市場調査を行う方針を示しているが、昨年度に行われた旧祝津小学校のサウンディング型市場調査で、市が期待した結果とならなかったことでさまざまな課題が生じたことを考えると、早急に改善策を検討する必要があるが、市は、今後のサウンディング型市場調査方法のブラッシュアップをするつもりはあるのか。

また、市が示す跡利用の検討の進め方では、最初に公共施設としての利活用の可否を検討して判断するまでに時間を要してしまうことが課題になると感じるが、市は、その判断を行うまでの期限を定める考えはないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号、陳情第14号、陳情第15号、陳情第17号、陳情第18号、全ての陳情に採択の立場で討論を行います。

小樽市立塩谷小学校の存続方についてです。

教育委員会は、塩谷中学校の再編後、一定の期間を置いた後、小学校を再編すると示しています。ま

さに今、議論しなければならない問題です。全市的な学校再編についても見直すのですから、塩谷小学校の再編についても、再編そのものを白紙に戻すべきです。

北陵中学校への通学距離の問題は、統廃合の結果、起きた問題です。市教委は、3キロメートルには届かないが長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成することを検討すべきです。

西陵中学校と松ヶ枝中学校の問題です。

今定例会で教育長は、西陵中学校と松ヶ枝中学校の学校再編についても改めて検討する、松ヶ枝中学校の現状に鑑み、旧最上小学校への移転などを早急に検討すると述べ、今後は跡利用検討委員会や教育委員会と協議して進めていく方向性が示されました。また、全市的な学校再編についても、現適正化基本計画による学校再編を見直し、新たな学校再編の考え方について検討してまいりたいと、見直す考えを示しています。

しかし、委員会答弁では、旧最上小学校への移転については一時的と述べていることや、適正化基本計画についてはゼロベースで見直すとしながらも、教育環境の著しい低下が見込まれる学校があった場合には、個別に対応することを強調するなど後退しています。このままでは松ヶ枝中学校が旧最上小学校に一時移転するのみで、他の小規模校は統合をやむなしとしまうことになりかねません。

こうした教育委員会の本心があるからこそ、両陳情を採択することが必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、陳情第18号について、継続審査の立場で討論いたします。

12月20日に行われた学校適正配置等調査特別委員会では、教育委員会による松ヶ枝中学校と西陵中学校再編計画の見直しを行うということでした。市教育委員会がこれまで計画していた再編案が実情に合わなくなった現在、このまま進むと地域の拠点が失われ、しいては学校再編にそごが生じることがわかりました。これまでの状況が変更された現下で、松ヶ枝中学校を最上小学校跡に移転させるという市の判断も示されたところであります。

そこで、この陳情が求める結論について、願意を見ると、学校再編計画についての考え方が示されています。この点、市がこれまでの再編計画を全市的に見直すという判断をしたため、現段階で願意に示された内容について、我々は判断ができないと考えます。

したがって、本陳情については、今後の再編に関する市の方針等を確認しながら進めるべきであり、本件を継続して審査することが妥当と考えます。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○5番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方については、継続審査の立場で討論をいたします。

これまでも、我々立憲・市民連合としては、本陳情に対しては継続審査の立場をとってまいりました。地域に学校を残したいという気持ちは理解できるものの、従前の計画との兼ね合いもあり、委員会等でも

議論を続けてまいりました。

その中で、このたび再編計画の見直しにがにわかに持ち上がり、状況は少し形を変えています。見直しになったことで、統合ではなく耐震化という安全面からの移転を余儀なくされるということです。その移転も、緊急避難的な一時移転であることが示され、今後、これまでとは少し違った議論がなされていくことと考えられます。

陳情の中にある最上小学校を松ヶ枝中学校として使用することは、この後、一時的に願意が満たされることにはなりますが、本文からは恒久的な利用という点が主願であることがわかります。それに対しては、市の打ち出す方向性がいまだ明確に見えておらず、地域への説明も控えており、新たにどのような意見が上がってくるのか等も注視し、議論を尽くしていかなければなりません。

先ほども申し上げましたが、陳情者の強い思いは私どもも理解をいたします。しかしながら、状況が変わったとあって、この段階で賛同してしまうことも、前述の理由によりできないと考えます。改めて継続審査を主張するものであります。

以上、各党派議員の賛同を求め討論といたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 公明党を代表し、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、継続審査の討論を行います。

平成21年11月に策定された小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は、平成22年度から平成29年度の計画期間前期が終了し、成果と課題が整理され、本年6月に点検結果が当委員会に示されました。点検結果の検証で、児童・生徒数の減少が続いていることや出生数の急減からも、本計画の目的の重要な一つである学校の統合による望ましい学校規模の確保、維持が困難となる見込みであるため、適正化基本計画に基づく学校再編を計画期間前期で未実施のところも含め、市内全域の学校を対象にゼロベースで見直し、新たな学校再編に関する基本的な考え方を検討する考えが教育委員会から示されました。

教育委員会では、計画期間前期の中で松ヶ枝中学校と西陵中学校を統合するプランを提示し、両校の地域懇談会などで説明、意見を伺ってきましたが、当初の計画プランにあった松ヶ枝中学校を暫定的に最上小学校跡に移転する計画は、西陵中学校の保護者や地域に恒常的な対策であるかのような誤解を生じさせてしまったことや、その後、教育委員会が提示した統合校を閉校後の小樽商業高校を活用するプランに対しては、両校からさまざまな課題が挙げられるなど、保護者や地域の理解を得られず、計画期間前期では未実施となったところです。

しかし、耐震化が未実施である市内の小・中学校の中で、耐震化優先度調査において、耐震化の優先順位が最も高い松ヶ枝中学校は、このままでは教育環境のさらなる悪化が危惧されること、そして、教育委員会からは建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、平成32年度末には用途廃止することが示されています。

これらのことから、我が党は生徒などが一日の大半を過ごす場所の安全性が不安視され、老朽化が著しい松ヶ枝中学校について、学校再編と切り離して学校施設の耐震化等を検討し、一時的に旧最上小学校への移転を早急に進める教育委員会の考えに賛成の立場であります。陳情第18号は旧最上小学校を新松ヶ枝中学校としての活用を求めていると考えられることから、今後示される学校再編に関する基本的な考え方についてとともに、その活用を慎重に見きわめる必要があり、継続的な審査が必要と考えます。

以上のことから、陳情第18号は継続審査を主張し、議員各位に賛同を呼びかけ、討論といたします。
(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第18号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第19号ないし議案第21号」を一括議題といたします。

まず、議案第19号ないし議案第21号につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

○市長(迫 俊哉) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第19号小樽市教育委員会教育長の任命につきましては、林秀樹氏の任期が平成31年2月26日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命するものであります。

議案第20号小樽市公平委員会委員の選任につきましては、山岸康治氏の任期が平成30年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第21号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、小澤倭文夫氏の任期が平成31年3月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第19号小樽市教育委員会教育長の任命についてに不同意の討論を行います。

12月10日の日本共産党の学校統廃合に対する代表質問に、教育長の答弁は、2009年策定の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画は、計画の推計値を上回る児童・生徒数の減少が続いてきたことから、計画の考えに基づいた場合には、再度の学校再編が必要となることも想定される状況であ

り、市長からは地域における学校の役割やまちづくりの観点と学校再編のあり方において御意見をいただいていることなどから、適正化基本計画による学校再編を見直し、新たな学校再編の考え方を検討していきたいというものでした。

日本共産党は、これらの点について、議会質問を重ね、学校適正配置は一度立ちどまって見直しをと主張してきたことから、現計画を一度立ちどまって見直しをすることは評価をいたします。同意としたところでありました。

しかし、市民から陳情、要望が上がっている老朽化の著しい松ヶ枝中学校を旧最上小学校に移転し活用する、これは一時的なものであり、西陵中学校の現在地での存続は新しい計画ができるまでの間、存続が見込まれるという方向性が示されただけです。12月20日の学校適正配置等調査特別委員会では、商業高校跡に統合中学校としての活用も一つのパターンとして残っていることも示されました。

このことは、これまでの議会議論で我が党が指摘した、グラウンド整備だけでも1億6,000万円もかかり、大きな財政負担になる上、最上地区に学校が一つもなくなるという、まちづくりや防災、避難所の観点からも問題であり、西陵中学校を現在地で存続の市民要望にも反します。

また、適正化基本計画はゼロベースで検討すると言いながら、他の小規模校は、教育環境整備の著しい低下が見込まれる場合、個別に対応すると強調しています。小規模校でも立派な教育を行っています。地域の皆さんの協力を得て、まさにまちづくりの拠点、コミュニティの核となっているわけです。遠距離通学になると、児童の身体的疲労で勉強に支障が出ることや放課後の子供の遊びができないことなどから、子供たちの健全な成長に支障を来すことにつながりかねません。学校適正配置は単に人数合わせではなく、少子化の中で、どのように教育環境整備を実行していくのかが問われます。

教育環境整備を掲げながら40人学級推進では、教師も児童・生徒も負担がかかります。国や北海道に少人数学級を強く働きかけると同時に、その間、40人学級に臨時に市費での教員採用、また、豊倉小学校のように養護教諭が配置されない学校にも、同様に市費での採用など教育環境整備を図ることが求められます。

小規模特認校を実施するわけでもなく、今後の学校再編計画で真の教育環境整備が見えないこと、小規模校をなくすのはやむなしの姿勢は評価できません。

以上の理由で不同意とし、討論を終わります。（拍手）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第19号について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号及び議案第21号について、一括採決いたします。

いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第8号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし意見書案第8号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら議員) 提出者を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号について提案理由の説明をします。

最初に、意見書案第1号2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案です。

安倍首相は、来年10月から消費税率を8%から10%への引き上げを明言しています。景気悪化は政府のほかの経済統計でも示されています。2015年下期営業動向調査では、消費税が10%になった場合の消費税転嫁の見通しは完全転嫁できないが約60%に達しています。

小樽市内でお店を営んでいる方に軒並み聞き取りを行った際も、消費税10%に賛成の意見は出されず、観光客が多く来場するお店では、ほとんどの方が現金ではなくカードで商品を購入するので、すぐにお店側にお金が入らないことや、カード決済は手数料がかかり店の負担になるため、消費税がさらにふえると経営が大変になることも話されています。

政府の調査では、10%への増税で国民1人当たり2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円ほどの負担増になります。年収200万円以下の場合、収入に占める増税の負担率は6.7%に対して、年収1,500万円では2.4%と、収入が低い人ほど負担が大きくなる負担税です。

政府が税率引き上げと同時に実施する複数税率にも、大きな問題があります。税率を8%に据え置くものは外食に当たらない飲食料品とされています。しかし、外食とそうでないものをどう分けるかは、さまざまな場面が想定され混乱は必至です。

さらに、2023年に導入されるインボイス制度は、中小零細事業者にとって深刻な問題です。商品ごとに税率と税額のほか、事業者ごとに割り振る登録番号を明記する必要があり、中小企業にとって煩雑な作業となります。偽りの交付に対しては罰則が設けられ、インボイスが発行できるのは年間売り上げ1,000万円以上でなければインボイスを発行できず、納入先にはインボイスがなければ、仕入れ税額控除ができなくなり過大な税負担を強いられることになり、約800万事業者のうち約500万事業者とされる免税業者が取引から排除される可能性があります。

よって、国においては、実質家計消費が増税前から落ち込んでいる中、再び5兆円もの大增税を強行すれば日本の経済に破壊的な影響を及ぼす危険があるため、住民の暮らし、地域経済、地方自治体を守るためにも、2019年10月からの消費税10%の中止を強く求めるものです。

次に、意見書案第2号後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書案です。

2018年5月23日に開催された財政制度等審議会において、新たな財政健全化計画に関する見解が示されました。世代間の不公平性や制度の持続性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割にすべきとしています。後期高齢者医療制度がスタートしてから、この間の後期高齢者を取り巻く環境は大きく変わっています。

生活必需品の値上がり、年金の引き下げ、医療、介護の負担増など深刻です。2017年度から低所得者などが対象になっていた特例軽減措置も段階的に廃止するとしていますが、小樽市では、特例措置が廃止となれば、約1万人に影響が出るとも言われています。

この間、公的年金の受給額が毎年減少するなどの影響もあり、ひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準を下回り、高齢者世帯の27%が貧困状態に陥っています。75歳以上の医療費自己負担の2割化は、高齢者の生活と健康に大きな影響を及ぼすことになり、これ以上の負担を行わないよう強く求める

ものです。

以上、各会派議員の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

（「だったら、増税賛成しとけばいいしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 提出者を代表して、意見書案第3号学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書案について、提案説明をいたします。

日本の科学技術、学術のあり方を強く規制する第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された Society5.0 の時代は、仮想と現実を高度に合わせたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、これまで以上に人間主義の社会であり、人間としての強みを発揮していくためには、課題として、全ての子供たちが基礎的読解力や数学的思考力、対話し協働する力など、一人一人の多様な関心や能力を引き出す基盤的な力を確実に習得することが重要になってきます。

そのためには、これまでの日本の教育のよさを生かしつつも、AI、IoT等の革新的技術を初めとするICT等の活用による新たな教育の展開が不可欠になってきます。これを効果的に活用することにより、全ての子供たちに対し、一人一人の進度や能力、興味、関心に対応した公正に個別化、最適化された学びを提供できる可能性があります。

その前提として、学校におけるICT環境の整備が不可欠ですが、我が国の学校現場におけるICT環境の実態は、通信容量、パソコンの性能、台数と整備状況に自治体間の格差も大きく、このままでは生徒全員が十分にEdTechを活用するには困難な状況であることから、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望するものです。

1、本年度より2022年度までに行うことになっている教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画に必要な経費である地方財政措置について、地方自治体において、ICT環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手のよい制度にする。

2、ICT活用の教育を推進するために、教員、児童・生徒の援助をするICT支援員の配置が進むよう周知徹底を図るとともに、教員向け研修等の充実を図る。

3、学校現場と企業等の共同により、学校教育において、効果的に活用できる未来型教育テクノロジーの開発、実施を行い、質の向上を図る。

以上、議員各位の賛同を求めて提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第1号2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案、意見書案第2号後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書案は否決、意見書案第3号学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書案には可決の態度で討論いたします。

まず、意見書案第1号です。

2012年6月、当時の民主党政権下で、民主党、自民党、公明党の3党が社会保障と税の一体改革法案に関連し、消費税を当時の5%から段階的に8%、10%に移行することで、社会保障の充実と安定化、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すために合意し、法律や計画に基づき、さまざまな施策が実施されてきました。

しかし、消費税10%については景気の低迷などの理由により、これまで2度延期がされてきており、2019年10月に消費税10%に移行したとしても、当初の予定より約4年のおくれが生じております。計画に盛り込まれている、子ども・子育て支援新制度の実施、診療報酬改定における消費税財源等の活用、介護職員の処遇改善、国民健康保険、後期高齢者医療の低所得者保険料軽減措置の拡充、低所得者数に応じた自治体への財政支援、遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大など、たくさんの事業が未実施もしくは予算確保が困難な状況であります。

また、消費税10%に移行した場合に導入される軽減税率やポイント還元、インボイス制度について、国民のさまざまな意見があるのは承知をしておりますが、今後の社会保障の増大、安定財源確保と財政健全化のためにも、リーマンショックのような社会的、経済的な大きな変化がない限り、予定どおり進めるべきであり、持続可能な制度設計や将来世代への負担を少しでも減らすことが政治の責任だと考えております。

次に、意見書案第2号後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書案についてです。

これまで我が会派としては、給付と負担のバランスや現役世代とのバランスをどう図るか。また、安定的な税源をどう確保するかが重要であるとの考えを示してまいりました。将来にわたり持続可能な制度とするためにも安定財源の確保が急務であり、負担軽減策についても、国の負担、現役世代と高齢者の負担、利用者の負担と軽減策を、財源も含めて議論し、制度設計がなされるべきであると考えます。

次に、意見書案第3号学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書案です。

我が国においては、平成7年に制定された科学技術基本法に基づき科学技術基本計画を策定し、この計画に沿って科学技術政策を推進してまいりました。過去20年間でLEDやiPS細胞などのノーベル賞受賞に象徴されるような成果があった一方で、科学技術の基盤的な力の弱体化や研究開発への投資の停滞が指摘されております。

これらの課題を解決するためにも、早い段階での投資や人材育成という観点でも、教育分野におけるICT環境整備は必要不可欠であります。

以上の理由により、意見書案第1号、意見書案第2号は否決、意見書案第3号は可決とし、各議員の賛同を呼びかけ、討論いたします。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号は可決、意見書案第3号は否決の態度を表明し、討論します。

初めに、意見書案第1号2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案です。

この意見書案については、日本共産党は消費税に頼らない道を提案していますが、たまには日本共産党以外の主張を紹介します。

12月21日、ある政党の代表が年内最後の記者会見を行いました。記者の質問に答え、2012年に消費税を決めたときの私も閣僚であり当事者だと述べて、続けて、現状で上げることはできないと主張した

ようです。

社会保障の財源として必要だとする御意見もあります。これについても、この代表は、社会保障の財源に充てるということは、実はお金には色がついていませんので、法人所得税であるとか、あるいはほかの税目で税収が減っている分を穴埋めしていることになってしまっていて、結果的に社会保障の財源に充てるという約束が守られていないと記者からの問いに答えたところ、同党のホームページに載っていません。

また24日に、10月消費税増税10%ストップ！ネットワークが新宿駅前で行った宣伝行動で、日本共産党以外の野党からは、社会保障のためというのは真っ赤なうそ、そして、F35増税との批判があり、別の野党の議員からは、防衛費や大型公共事業を見直し、生活している人たちの暮らしがよくなる税制に変えていこうなどの呼びかけがありました。誰が訴えたかについては、きのう付のしんぶん赤旗をごらんください。

(「宣伝」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

このように国政野党は一致して、来年10月の消費税増税を中止するよう求めています。これは消費の冷え込みという経済状況の中、金持ち、大企業に減税をしながら、庶民にだけ負担を強いる上に、複雑な税率設定により混乱と不公平を生み出すからです。

(「違うね」と呼ぶ者あり)

次に、意見書案第2号後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書案です。

私たち議員は、生活が大変だという相談を受ければ、どんな制度が活用できるのか考え、少しでもその思いに応えられるよう努力します。そのような相談事の中でも、医療費の負担を心配する声がたくさんあります。もう少しで1割負担になるといって治療を我慢している方もいます。

高齢になれば、医療が必要になるのは当たり前のことです。年齢で線引きして、後期高齢者医療制度をつくった上に、今度はさらなる負担を押しつける。とんでもないことを考え出すものです。窓口2割負担は、この間の医療、介護、年金の連続改悪に続き、高齢者を標的にさらなる痛みを強いるものです。医療の窓口負担増は受診抑制を招きます。重症化など、高齢者の健康に深刻な悪影響を与えることは明らかです。

最後に、意見書案第3号学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書案です。

安倍政権のSociety5.0の経済政策は、人工知能AIやロボットなどの技術革新を産業や社会に導入することを柱としてしています。

しかし、教育現場にICTの導入を広げることは、かえって子供の成長を阻害するものになる可能性があります。また、学習の個別化が進行している現状をさらに助長しかねません。さらには、学校教育を教育サービス産業やIT企業のもうけのために差し出すものです。個人の発達が目的である教育が、企業に適應できる人材育成の場に変質することになります。よって賛成できません。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

○16番(面野大輔議員) 立憲・市民連合を代表し、意見書案第1号2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書案について、否決を求め討論いたします。

ふえ続ける社会保障費を将来的に確保し、安定した福祉社会の実現に向けて2019年10月の税率引き

上げについては、着実な実施が欠かせないと考えます。

ただし、現在、協議されている軽減税率制度については、高所得層ほど恩恵が大きいなどの問題を抱えていることから、低所得層対策として、基礎的消費にかかる消費税負担など、一定額を所得税から控除、また、控除し切れない部分は還付するなど、消費税税額控除の制度を導入するべきだと考えます。

(「民主党できないって言ってたしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

加えて、軽減税率の導入に当たり、減少する税収分の確保のため、低所得世帯の医療費負担などを抑える総合合算制度の導入見送りなどの課題も見受けられるのも事実です。

よって今後も引き続き、これらの課題を解消するために議論を進め、多くの国民が納得できる安定的な社会保障を実現し、生活に支障を来すことなく、社会全体の生活水準をもう一層向上させるために、2019年10月からの消費税10%への引き上げ実施は容認の立場であります。

以上、議員各位の御賛同を願い、討論といたします。(拍手)

(発言する者あり)

(「国会とめないで議論しろよ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、2月、3月に平昌で冬季オリンピック・パラリンピックが開催されました。日本選手団は冬季オリンピックでは最多となる13個のメダルを獲得するなど、連日その活躍が報道されたところです。参加した国と地域は史上最多の92にのぼり、平和の象徴としてのスポーツの祭典として開催されました。

しかしながら、アメリカと中国の貿易摩擦が激化し、国際情勢は先行き不透明感が増した年でもありました。原油価格は産出国の治安情勢の悪化などの要因により、昨年から高騰が続いておりました。ここにきて下落傾向にはありますが、この価格の高騰は重油やガソリンはもとより、食料や衣料品など日用品の価格をも押し上げるなど、日本経済の景気への影響が大きく、とりわけ灯油につきましては、これから厳冬期を迎える市民生活になくってはならないものであり、低廉で安定した供給を望むものであります。

国内では、自然災害が立て続けに起きた年でした。6月には震度6弱を記録した大阪北部地震、7月には220人を超える死者を出した台風7号と梅雨前線による西日本豪雨、9月には四国・近畿地方に記録的な暴風雨、高潮をもたらした台風21号と、毎月のように自然災害が日本列島を襲いました。さらに9月には、北海道で初めてとなる震度7を観測した胆振東部地震が発生し、多くの方々のとうとい命が奪われ、多くの家屋が損壊しました。

ここに亡くなられた方の御冥福を申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧、復興が行われ、穏やかな生活がおくれるよう祈っております。

この地震により北海道全域で、国内では例のない長時間にわたる停電、ブラックアウトが起きたことにより、市民生活や本市経済に多大な影響を与えました。防災につきましては、地震などの発生時における対応に重きを置きがちですが、大きな災害が起きると、その後の復旧まで時間を要するため、この間の対応の大切さを今回の地震において、私自身、痛感いたしました。

災害の被害を抑えるために、自助、共助、公助のそれぞれの役割が大切と言われますが、市役所や消防などが行う公助は、あらゆる災害に向けて可能な限り万全の準備を行い、その役割を果たすことは当然のことと考えますが、公助には限界があり、やはり住民の方々がみずから行う自助、共助が不可欠なものと思われまます。

市として、今後においても、この点を市民に周知し、災害時の被害を最小限に抑えられるように対応を講じていかなければならないと感じたところであります。

本市におきましては、7月に前市長が残り10カ月の任期を残し、議会との対立を背景に、民意を問うと突然の辞職を表明し、8月に市長選が行われました。その結果、市議会との関係改善に努める考えを示した迫俊哉氏が市長に当選されました。

迫市長におかれましては、今後の市政に当たっては、ここ数年、議会、経済界、そして公共交通事業者などとの悪化した関係を修復するとともに、本市が抱える人口減少や市内経済の押し上げに御尽力いただき、市民が夢と希望を抱き、安心、安全に暮らせるまちづくりを進めていただきたいと期待しております。

さて、私ども議員の任期は残すところわずか4カ月余りとなりましたが、議会の権能を発揮し、市民の代表として市政発展のため一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、この1年間、私に寄せていただきました御厚情に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、議員並びに市長を初め説明員の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛の上、御家族ともども輝かしい新年を迎えられますよう祈念申し上げます。

本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。（拍手）

閉会 午後 4時00分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **松田優子**

議員 **面野大輔**

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成30年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 小林 優、前田清貴両監査委員から、平成30年9月、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	石田博一
	同	高野さくら
	同	川畑正美

安倍晋三首相は来年10月から、消費税及び地方消費税の率を8%から10%への引き上げると明言しています。2014年に8%へ増税した際、「増税の影響は一時的」と言っていたのですが、増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇の下で、実質家計消費は、増税前から大きく落ち込み、4年たっても回復せず、深刻な消費不況を招いています。自治体財政も消費税が大きく圧迫しています。こうした状況下で、再び5兆円もの大增税を強行すれば、消費はますます冷え込み、日本経済に破滅的影響を及ぼすことは明らかです。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」は大きな問題があります。飲食料品は、持ち帰れば8%、店内で食べれば10%と線引きがわかりづらく、外食や中小零細業者に負担をかけるだけです。「キャッシュレス」やクレジットカードで買物すればポイント還元するというのも、そうした決済を利用しない人には何の恩恵もありません。この制度に、担当大臣の麻生氏が、「田舎で魚屋で・・・、クレジットカードなんかでやっている人はいない。（ポイント）還元がどれだけうまくいくか」と述べるほどの無責任さを露呈しています。

さらに、2023年に導入されるインボイス制度は中小零細事業者にとって深刻な問題です。年間売上げ1,000万円以下の免税業者はインボイス（適格請求書）を発行できません。しかし、納入先はインボイスがなければ仕入れ税額控除ができなくなり過大な税負担を強いられます。そのために、500万ともいわれる免税業者が取引から排除されてしまうこととなります。だからこそ日本商工会議所など中小企業団体がこぞって反対しています。

よって、国においては、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に打撃的な影響を与える2019年10月からの増税を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 高橋 龍
同 石田 博一
同 高野 さくら

2018年5月23日に開催された財政制度等審議会（財政審）において、新たな財政健全化計画に関する建議（概要）が示されました。社会保障の医療・介護分野の取り組むべき事項として後期高齢者の医療費負担について、「年齢ではなく能力に応じた負担」として「世代間の公平の観点からの後期高齢者の窓口負担の2割への引上げ・現役並み所得者の判定方法の見直し、介護保険の利用者負担の引上げ、金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入」が示されました。

これまでの財政審で議論された内容は、世代間の公平性や制度の持続性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割にすべきとしています。その際、現在の70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割へ引上げと同様に、75歳到達後も2割のままとすることに加えて、既に後期高齢者になっている者についても数年かけて2割負担にすべきとしています。

後期高齢者医療制度がスタートして10年が経過しました。この間の後期高齢者を取り巻く環境は大きく変わり、生活必需品の値上がり、年金の引下げ、医療・介護負担の増大など深刻です。とりわけ2017年度からの低所得者などが対象の保険料の特例軽減措置の縮小・廃止は大きな打撃となっています。

厚生労働省発表のデータ（後期高齢者医療制度の所得階層別被保険者数：2017年9月30日）によっても北海道の被保険者のうち「所得なし層」（旧但し書き方式）が56.9%を占めています。

北海道後期高齢者医療広域連合が加盟する全国後期高齢者医療広域連合協議会が2018年6月6日に厚生労働大臣に対して「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること」という要望書を提出しています。

このような状況に鑑み、政府においては、後期高齢者の窓口2割負担を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安齋	哲也
	同	松田	優子
	同	濱本	進
	同	佐々木	秩

第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたSociety 5.0の時代は、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など、人間としての強みを生かして一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められています。

そのためには、これまでの日本の教育の良さを生かしつつ、AI、IoT等の革新的技術を始めとするICT等の活用による新たな教育の展開が不可欠です。

そのような中、一人一人の興味関心や習熟度に対応した公正に個別化・最適化された学びを可能にするだけでなく、データ・進捗管理に伴う教員の負担軽減にもつながる「EdTech」イノベーションの波が世界各国の教育現場に及び、「学びの革命」が進んでいます。

EdTechを学校教育現場で活用するには、前提としてICT環境の整備が不可欠ですが、我が国の学校教育現場におけるICT環境の実態は、整備状況（通信容量・PCのスペック・台数等）に自治体間格差も大きく、このままでは生徒全員が十分にEdTechを活用するのは困難な状況にあることから、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 2018～2022年度まで行うことになっている地方財政措置について、自治体においてICT環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手の良い制度にするなど、一層の拡充を行うこと。
- 2 ICTを活用した教育を推進するために、教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の配置が進むよう周知徹底するとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。
- 3 「公正に個別最適化された学び」を広く実現するため、学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	-------------	------	----	----	----

日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 秩
	同	山 田 雅 敏

全国知事会が、7月27日札幌市で開催した会議で、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。提言は（1）米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供、（2）日米地位を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として適用させること、（3）事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立入りの保障、（4）騒音規制措置の実効性ある運用、（5）米軍基地の整理・縮小・返還の促進、を求めています。

これは、2015年1月、国土の0.6%の面積に米軍専用施設の70%が集中する沖縄県の翁長雄志前知事が「日本の安全保障は全国的な課題で、国民全体で考えていく必要がある」と提言し、さらに、同年12月、負担軽減を議論する場の設定を提案したところ、2016年7月、米軍基地がある11道府県の知事をメンバーに「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、2年間に6回の会合を開催しました。「研究会」は、日米地位協定を専門とする研究者から意見聴取したほか、外務省日米地位協定室長から政府の立場を聞き、イタリアとドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取りました。

沖縄県は、2018年1～2月にかけてイタリアやドイツを訪問し、受入れ国の元首相、軍幹部、周辺自治体、航空当局らに聞き取り調査などを実施しました。その内容は、イタリアやドイツについて（1）米軍の活動にも国内法が適用される、（2）受入れ国側に米軍施設への立入り権が明記されている、（3）基地を抱える自治体と米軍の間に公式な協議機関が設けられている、などの日本との違いを紹介しています。

こうした調査研究を基に、「研究会」がまとめ、知事会に提案し、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択することに至りました。

日米地位協定は、1960年に締結されてから、日本政府が改定交渉を提起したことが一度もありません。他の国と比較しても余りにも不平等です。

よって、政府においては、全国知事会の総意を重く受け止め、抜本的な改定に本腰を入れて取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	酒井隆裕
	同	斉藤陽一良
	同	林下孤芳
	同	山田雅敏

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立したものです。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させています。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められています。

よって、国においては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久法としての立法化を早期に進めるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

認知症施策の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高橋龍
	同	松田優子
	同	新谷とし
	同	前田清貴

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けており、2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれています。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要です。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族介護者等へも寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要があります。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっています。

よって、政府においては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 国や自治体を始め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症ケアパスやガイドブック作成による支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

無戸籍問題の解消を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高橋龍
	同	松田優子
	同	小貫元
	同	前田清貴

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題です。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題です。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要です。

よって、政府においては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
- 2 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
- 3 嫡出否認の手續に関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

国立小樽海上技術学校の存続に北海道の協力を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	中村岩雄
	同	石田博一
	同	酒井隆裕
	同	濱本進
	同	林下孤芳

平成29年7月に独立行政法人海技教育機構から小樽市に対し、国立小樽海上技術学校について廃止の方向で作業を進めたいとの報告がなされたことを受け、同年8月31日付けで、小樽市、小樽商工会議所、小樽市議会の連名による「国立小樽海上技術学校の存続を求める要望書」を国土交通省及び同機構に提出しました。

その後は、同機構と小樽市で存続の可能性に向けた協議が行われてきており、本年9月12日付けの同機構から小樽市に対して、仮に小樽海上技術学校を存続する場合は、船員養成の高度化・効率化の観点から短期大学化することとし、移転先としては小樽商業高校の跡利用に絞って協議したいとの通知がなされたところです。

小樽海上技術学校は、昭和14年9月に全国で2番目の、北海道で唯一の小樽海員養成所として設置され、以来、海員学校、海上技術学校と改称しながら今日まで北海道の船員養成機関として重要な役割を果たすとともに、日本における海員養成の一翼を担ってきました。

本年3月に策定された北海道交通政策総合指針にもあるとおり、首都圏などの経済拠点への内航輸送の安定・強化や、離島航路の維持・確保を推進する上で、海上輸送の重要な役割を担う船員の確保が課題となっていることから、北海道にとっても、道内唯一の国立の船員養成機関である小樽海上技術学校の存続は、必要不可欠と考えます。

また、国土交通省は、全国的な船員の減少と高齢化に鑑み、同機構の養成定員を500人規模に拡大するとの目標を掲げている中で、小樽海上技術学校を廃止することは、北海道のみを切り捨てることになりかねないと強く懸念するものです。

よって、北海道においては、小樽海上技術学校の存続のために、厳しい財政状況にある小樽市の実情を踏まえた上で、特段の配慮をもって、閉校後の小樽商業高等学校施設を譲渡されること、併せて小樽海上技術学校の存続実現に向けて小樽市とより密接に連携して国、関係機関などに対処していただくよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月26日
小樽市議会

議決年月日	平成30年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成30年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成30年12月4日～平成30年12月26日(23日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成30年度小樽市一般会計補正予算	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
2	平成30年度小樽市水道事業会計補正予算	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
3	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	H30.12.4	市長	H30.12.12	総務	H30.12.19	可決	H30.12.26	可決
4	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H30.12.4	市長	H30.12.12	総務	H30.12.19	可決	H30.12.26	可決
5	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H30.12.4	市長	H30.12.12	総務	H30.12.19	可決	H30.12.26	可決
6	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	H30.12.4	市長	H30.12.12	総務	H30.12.19	可決	H30.12.26	可決
7	小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
8	損害賠償額の決定について	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
9	小樽市副市長の選任について	H30.12.4	市長	—	—	—	—	H30.12.4	同意
10	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市銭函パークゴルフ場]	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
11	公の施設の指定管理者の指定について [おたる自然の村]	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
12	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター]	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
13	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市総合福祉センター]	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
14	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市夜間急病センター]	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
15	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H30.12.4	市長	—	—	—	—	H30.12.4	同意
16	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
17	小樽市総合計画基本構想の策定について	H30.12.4	市長	H30.12.12	予・基	H30.12.18	可決	H30.12.26	可決
18	小樽市非核港湾条例案	H30.12.4	議員	H30.12.12	総務	H30.12.19	否決	H30.12.26	否決
19	小樽市教育委員会教育長の任命について	H30.12.26	市長	—	—	—	—	H30.12.26	同意
20	小樽市公平委員会委員の選任について	H30.12.26	市長	—	—	—	—	H30.12.26	同意
21	人権擁護委員候補者の推薦について	H30.12.26	市長	—	—	—	—	H30.12.26	同意
意見書案第1号	2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	否決
意見書案第2号	後期高齢者の窓口2割負担への引上げを行わないことを求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	否決
意見書案第3号	学校教育におけるICT環境の整備を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	可決
意見書案第4号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	可決
意見書案第5号	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	可決
意見書案第6号	認知症施策の推進を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	可決
意見書案第7号	無戸籍問題の解消を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	可決
意見書案第8号	国立小樽海上技術学校の存続に北海道の協力を求める意見書(案)	H30.12.26	議員	—	—	—	—	H30.12.26	可決
請願第3号	小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について	H30.12.7	議長付議	H30.12.12	建設	H30.12.19	継続審査	H30.12.26	継続審査

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	H30.12.19	継続審査	H30.12.26	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	H30.12.19	継続審査	H30.12.26	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	H30.12.19	継続審査	H30.12.26	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	H30.12.19	継続審査	H30.12.26	継続審査

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
30年3定第6号	平成29年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	不認定	H30.12.4	不認定
30年3定第7号	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第8号	平成29年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第9号	平成29年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第10号	平成29年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第11号	平成29年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第12号	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第13号	平成29年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第14号	平成29年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第15号	平成29年度小樽市病院事業決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第16号	平成29年度小樽市水道事業決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第17号	平成29年度小樽市下水道事業決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第18号	平成29年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定
30年3定第19号	平成29年度小樽市簡易水道事業決算認定について	H30.9.26	市長	H30.10.3	決算	H30.10.26	認定	H30.12.4	認定

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査

建設常任委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方について	H30. 12. 7	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 25	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
20	高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について（第3項目）	H29. 6. 2	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
21	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	H29. 8. 24	H30. 12. 19	継続審査	H30. 12. 26	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H30. 12. 20	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	H30. 12. 20	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	H30. 12. 20	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29. 2. 14	H30. 12. 20	継続審査	H30. 12. 26	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29. 3. 1	H30. 12. 20	継続審査	H30. 12. 26	継続審査

小樽市議会会議録

平成30年 第4回定例会

平成31年2月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111